

松江市文化財調査報告書 第166集

史跡出雲国分寺跡発掘調査報告書

- 総括編 -

平成27(2015)年3月

島根県松江市教育委員会
公益財団法人 松江市スポーツ振興財団

史跡出雲国分寺跡発掘調査報告書

- 総括編 -

平成27(2015)年3月

島根県松江市教育委員会
公益財団法人松江市スポーツ振興財団

序

史跡出雲国分寺跡の発掘調査の歴史は古く、昭和30(1955)年に地方史研究所による本格的な発掘調査が実施されて以降、数多くの発掘調査が実施され、調査成果に基づいて史跡の整備が行われてきました。

松江市は、平成9(1997)年度に「史跡出雲国分寺跡整備基本構想」を策定し、この構想に基づいて平成10(1998)年度から平成22(2010)年度まで計画的に確認調査を実施しました。

平成15(2003)年度には、平成10年度から14(2002)年度にかけて実施した伽藍地の確認調査をまとめた発掘調査報告書(松江市文化財調査報告第96集)を刊行しており、本報告書は平成14年度から平成22(2010)年度の間に随時実施した調査の成果を取りまとめたものです。

この調査では、回廊取り付け位置の再検討を迫る調査成果を得たほか、伽藍地の南を限る溝が史跡指定地の西側にも延びていることを確認しました。また、立会調査ではありますが、主要伽藍隣接地の調査やこれまで調査の手が入っていなかった史跡の西側集落(竹矢町上竹矢の一部)の調査を実施し、井戸跡や礎石を検出するなど貴重な調査成果を得ることができました。

本報告書によって、史跡出雲国分寺跡の学術的価値が広く世に知られ、多くの方に研究・活用して頂くことができれば幸いに思います。

最後になりましたが、本報告書の刊行にあたって、文化庁をはじめ史跡出雲国分寺跡発掘調査指導委員会の諸先生方、地元住民のみなさま、島根県教育委員会並びに関係者のみなさまには多大なご支援とご協力を賜りましたことに衷心より感謝を申し上げます。

平成27年3月

松江市教育委員会
教育長 清水 伸夫

目次

第1章 序章	1	第6節 北面東回廊跡の調査 (13次調査)	66
第1節 調査に至る経緯と経過	1	A. T41 トレンチ	66
第2節 調査組織	2	B. T42 トレンチ	71
第3節 報告書の作成	3	C. 小結	74
第2章 位置と環境	7	第7節 伽藍中核域と史跡西側集落の調査 (14次調査)	75
第1節 出雲国分寺跡の位置	7	A. T43 トレンチ【伽藍中核域】	76
第2節 地理的環境	8	B. T44 トレンチ【史跡西側集落】	101
第3節 歴史的環境	9	C. 小結	106
第3章 文献にみえる出雲国分寺	15	第8節 伽藍地南東角先の調査 (12次調査)	107
第1節 古代	15	A. T40 トレンチ	107
第2節 近世	18	B. 小結	111
第3節 近代の研究史等	19	第6章 総括	115
第4節 小結	20	第1節 主要施設等の調査と規模	115
第4章 発掘調査と整備	22	A. 第1次～4次調査の関係と問題点	116
第1節 第I期調査と整備	22	B. 主要施設の概要と規模	117
第2節 第II期調査と整備	25	第2節 国分寺の寺域と伽藍配置	135
第3節 第III期調査と整備	26	A. 主要堂宇の配置	135
第4節 開発に伴う調査と整備	27	B. 伽藍地と寺域	141
第5章 整備基本構想に伴う調査	31	C. 整地層の広がりや寺域造成の状況	142
第1節 調査地の概略	31	D. 条里と寺域	142
第2節 出雲国分寺グリッドの設定	33	第3節 遺物から見た出雲国分寺跡	145
第3節 中門跡の調査 (10次調査)	35	A. 瓦埴類	145
A. T36 トレンチ	35	B. 土器類	215
B. T37 トレンチ	39	C. 金属製品	225
C. 小結	42	付属 出雲国分尼寺跡の軒瓦	226
第4節 南門跡から中門跡の調査 (16次調査)	43	D. 小結	228
A. T45 トレンチ	44	第7章 総括	235
B. ¹⁴ C年代測定	53	第1節 伽藍と寺域の実態	235
C. 小結	55	A. 伽藍配置	235
第5節 南面東回廊跡の調査 (11次調査)	56	B. 伽藍地区画施設	236
A. T38 トレンチ	56	C. 伽藍地及び寺域の造成	237
B. T39 トレンチ	60	第2節 遺物からみた国分寺の変遷	238
C. 小結	64	A. 瓦からみた堂塔の整備	238
		B. 土器からみた廃絶時期	238
		第3節 今後の課題	239

挿図目次

第 1 図	出雲国跡跡の土器変遷図	5	第 42 図	T41 トレンチ出土遺物実測図 1(遺構外)	69
第 2 図	軒瓦の各部名称	6	第 43 図	T41 トレンチ出土遺物実測図 2(遺構外)	70
第 3 図	出雲国と出雲国分寺跡位置図	7	第 44 図	T41 トレンチ出土遺物実測図 3(遺構外)	71
第 4 図	出雲国分寺跡周辺の地形分類図	8	第 45 図	T42 トレンチ遺構位置図	72
第 5 図	出雲国分寺跡と周辺の遺跡位置図	10	第 46 図	SP1203 実測図	72
第 6 図	出雲国分寺跡と国分尼寺跡位置図	13	第 47 図	T42 トレンチ出土遺物実測図(雁乱層、遺構外)	73
第 7 図	第 1～III期の調査区配置図	24	第 48 図	T41・42 トレンチ遺構位置図	74
第 8 図	史跡出雲国分寺跡附近古道の史跡指定位置図	28	第 49 図	工事計画の変更内容の概要図	75
第 9 図	10～14、16 次調査区配置図	32	第 50 図	T43 トレンチ遺構位置図	77
第 10 図	グリッド基点と出雲国分寺跡の位置	33	第 51 図	T43 トレンチ土層堆積状況実測図	78
第 11 図	グリッド設定図	34	第 52 図	経路跡位置図	79
第 12 図	10 次調査区配置図	35	第 53 図	経路跡推定地の位置図	80
第 13 図	T36 トレンチ遺構位置図	37	第 54 図	主要伽藍隣接地の細分図	81
第 14 図	T36 トレンチ出土遺物実測図(小ビット群・SD0602)	38	第 55 図	金堂跡隣接地部の遺構位置図	83
第 15 図	T36 トレンチ出土遺物実測図(遺構外)	39	第 56 図	金堂跡隣接地部出土遺物実測図	84
第 16 図	T37 トレンチ遺構位置図	41	第 57 図	講堂跡隣接地部の遺構位置図	86
第 17 図	T37 トレンチ出土遺物実測図(SD0703・遺構外)	41	第 58 図	講堂跡隣接地部出土遺物実測図	87
第 18 図	4 次調査の中門跡調査区	42	第 59 図	僧房跡隣接地部出土遺物実測図	88
第 19 図	T36・37 と実際に確認した 4 次調査区位置図	43	第 60 図	僧房跡隣接地部の遺構位置図	89
第 20 図	T45 調査区配置図	44	第 61 図	南面西門廊跡隣接地部の遺構位置図	90
第 21 図	T45 トレンチ遺構位置図	45	第 62 図	南面西門廊跡隣接地部出土遺物実測図	90
第 22 図	幡竿柱穴 SP4501 実測図	46	第 63 図	僧房北方地区の遺構位置図	91
第 23 図	柱穴 SP4502 実測図	47	第 64 図	SD4308・SX4310 出土遺物実測図	92
第 24 図	T45 トレンチ出土遺物実測図 1(SP4501)	49	第 65 図	SD4309-b 出土遺物実測図	93
第 25 図	T45 トレンチ出土遺物実測図 2(SP4501)	50	第 66 図	SD4301 実測図	94
第 26 図	T45 トレンチ出土遺物実測図 3(SP4502)	51	第 67 図	SP307～4309・SX1310 実測図	94
第 27 図	T45 トレンチ出土遺物実測図 4(中世の遺物を含む)	52	第 68 図	SD4315・SX4326 実測図	95
第 28 図	T45 トレンチ出土遺物実測図 5(遺構外)	52	第 69 図	SD4315・SX4326 出土遺物実測図 1	95
第 29 図	T45 トレンチ出土遺物実測図 6(遺構外)	53	第 70 図	SD4315・SX4326 出土遺物実測図 2	96
第 30 図	試料採取地点位置図	53	第 71 図	僧房北方地区出土遺物実測図 1(遺構外)	97
第 31 図	暦年校正結果図	54	第 72 図	僧房北方地区出土遺物実測図 2(遺構外)	98
第 32 図	11 次調査区配置図	56	第 73 図	SD4325 と SD3526 の位置図	99
第 33 図	T38 トレンチ遺構位置図	57	第 74 図	SD4325 実測図	100
第 34 図	T38 トレンチ出土遺物実測図 (SD0812、SD0811、遺構外)	59	第 75 図	国分寺南辺地区出土遺物実測図(遺構外)	100
第 35 図	T39 トレンチ遺構位置図	61	第 76 図	T44 トレンチ遺構位置図	101
第 36 図	T39 トレンチ出土遺物実測図 1(SX3919)	63	第 77 図	SS4401 実測図	103
第 37 図	T39 トレンチ出土遺物実測図 2(その他のビット)	63	第 78 図	SE4407 実測図	103
第 38 図	T39 トレンチ出土遺物実測図 3(遺構外)	64	第 79 図	SS4402～4406 実測図	104
第 39 図	4・10・11 次調査区の合成図	65	第 80 図	T44 トレンチ出土遺物実測図 (SE4407、SX4402・4403、遺構外)	105
第 40 図	T41・42 調査区配置図	66	第 81 図	T40 トレンチ遺構位置図	109
第 41 図	T41 トレンチ遺構位置図	67	第 82 図	T40 トレンチ出土遺物実測図(遺構外)	110

第83図	T40 トレンチ出土遺物実測図 (粘土採掘坑、遺構外)	111	第121図	軒丸瓦1A型式(2)	170
第84図	金堂図1	118	第122図	軒丸瓦1B型式	171
第85図	金堂図2	118	第123図	軒丸瓦2型式	172
第86図	礎石石材と規模の比較	121	第124図	軒丸瓦3型式(1)	173
第87図	復元された礎石位置	121	第125図	軒丸瓦3型式(2)	174
第88図	石材の主な産地と岡分寺跡の位置図	121	第126図	軒丸瓦4型式	174
第89図	金堂礎石実測図1	122	第127図	軒平瓦1A型式	175
第90図	金堂礎石実測図2	123	第128図	軒平瓦1B型式	176
第91図	講堂図1	127	第129図	軒平瓦1C型式	177
第92図	講堂図2	127	第130図	軒平瓦1D型式	178
第93図	僧房図1	128	第131図	軒平瓦1E型式	179
第94図	僧房図2	128	第132図	軒平瓦1F型式(1)	180
第95図	南門跡実測図	129	第133図	軒平瓦1F型式(2)	181
第96図	区画溝位置図	134	第134図	軒平瓦2型式	182
第97図	3・4次調査区と測量成果図の合成図	137	第135図	軒平瓦3型式	183
第98図	3～18次調査区と測量成果図の合成図	138	第136図	軒平瓦4型式	183
第99図	金堂跡、講堂跡、僧房跡の配置図	139	第137図	軒平瓦5型式	183
第100図	整地層検出状況図	143	第138図	軒平瓦6型式	184
第101図	天平古道と区画整理前の水田の状況図	144	第139図	その他の軒平瓦	185
第102図	軒丸瓦1型式の瓦当拓本と断面図	148	第140図	有段式丸瓦(1)	190
第103図	1型式瓦当文様模式図	148	第141図	有段式丸瓦(2)	191
第104図	軒丸瓦2型式の瓦当拓本と断面図 及び瓦当文様模式図	149	第142図	無段式丸瓦	192
第105図	軒丸瓦3型式の瓦当拓本と断面図 及び瓦当文様模式図	150	第143図	無段式丸瓦と隅落瓦	193
第106図	軒丸瓦4型式の瓦当拓本と断面図 及び瓦当文様模式図	151	第144図	叩き文様の種類1	197
第107図	軒丸瓦4型式の範傷	151	第145図	叩き文様の種類2	198
第108図	軒平瓦1型式の瓦当拓本と瓦当文様模式図	152	第146図	叩き文様の種類3	199
第109図	軒平瓦1F型式の範傷	155	第147図	平瓦と大きな平瓦	200
第110図	軒平瓦2A・2B型式の瓦当拓本と断面図 及び瓦当文様模式図	157	第148図	梨斗瓦	202
第111図	軒平瓦2型式の範傷	158	第149図	隅切瓦	204
第112図	軒平瓦3型式の瓦当拓本と断面図 及び瓦当文様模式図	158	第150図	雨戸瓦	205
第113図	軒平瓦4型式の瓦当拓本と断面図	159	第151図	鬼瓦復元図	206
第114図	軒平瓦5型式の瓦当拓本と断面図 及び瓦当文様模式図	159	第152図	鬼瓦・鳥食・釘孔がある瓦・幅が狭い瓦	207
第115図	軒平瓦6型式の瓦当拓本と断面図の例	160	第153図	文字瓦	209
第116図	軒先瓦の展開	162	第154図	文字瓦・ヘラ記号がある瓦	210
第117図	軒瓦のセット関係	163	第155図	塀(1)	212
第118図	軒丸瓦分布状況	165	第156図	塀(2)	213
第119図	軒平瓦分布状況	166	第157図	塀(3)	214
第120図	軒丸瓦1A型式(1)	169	第158図	金堂跡とその周辺出土土器	215
			第159図	主要建物跡と土器類出土調査区	216
			第160図	講堂跡とその周辺出土土器	217
			第161図	僧房跡とその周辺出土土器	218
			第162図	第6型式以降の土器出土状況 (5～10、15次調査)	220
			第163図	寺院を象徴する土器類	223
			第164図	蓋書土器	223

第 165 図 3・4 次調査出土土器	224	第 168 図 国分尼寺出土の軒瓦 1	226
第 166 図 館原跡出土金属製品	225	第 169 図 国分尼寺出土の軒瓦 2	227
第 167 図 釘類実測図 (『石田報告』第 16 図を転載)	225		

表目次

第 1 表 出雲国分寺跡発掘調査一覧	23	第 18 表 軒瓦分類表	147
第 2 表 出雲国分寺跡の史跡指定過程	29	第 19 表 軒瓦 1 型式の細分一覧表	153
第 3 表 史跡指定地の公有化年度と事業区分	29	第 20 表 1A ~ 1F 型式の平均法量比較表	156
第 4 表 発掘調査一覧	32	第 21 表 6 型式の瓦当面と平瓦部調整等の組合せ一覧	161
第 5 表 AMS 年代測定結果	54	第 22 表 型式ごとの軒瓦出土点数	164
第 6 表 主要伽藍隣接地と国分寺グリッドの関係一覧表	81	第 23 表 国分尼寺における軒瓦の出土点数	164
第 7 表 T43 トレンチ出土瓦埴類内訳表	107	第 24 表 軒瓦瓦計測表	167
第 8 表 T44 トレンチ出土瓦埴類内訳表	107	第 25 表 軒平瓦計測表	167
第 9 表 出雲国分寺跡の主要な施設と調査回数	115	第 26 表 丸瓦集計表	186
第 10 表 発掘調査と報告書の関連表	116	第 27 表 補正後の丸瓦集計表	186
第 11 表 金堂跡規模の比較一覧表	118	第 28 表 有段式丸瓦の分類	188
第 12 表 礎石の数量表	120	第 29 表 叩き板の文様別の平瓦出土数 (3・4 次調査)	195
第 13 表 礎石一覧表	120	第 30 表 平瓦の凸面成形の種類	196
第 14 表 講堂跡規模の比較一覧表	127	第 31 表 契斗瓦集計表 (3・4・13 ~ 16 次調査)	201
第 15 表 館原跡規模の比較一覧表	128	第 32 表 埴分類表	212
第 16 表 既往の調査成果図と主要建物距離の比較表	140	第 33 表 掲載遺物一覧表	240
第 17 表 軒瓦分類相関表	146		

写真目次

写真 1 意守平野とその周辺の空中写真	9	写真 4 山本清氏による館原柱配置の復元想定図	125
写真 2 第 II 期整備後の空中写真	25	写真 5 東巨石 (奥) と築地堀跡 (瓦片の編)	132
写真 3 4 次調査の中門跡調査区	42		

図版目次

図版 1 上	中門跡の調査を実施した T36 の全景 (北から)
図版 1 左下	T36-SD3602 全景 (北西から)
図版 1 右下	T36 東壁上層堆積状況 (西から)
図版 2	中門跡の調査を実施した T37 の全景 (北から)
図版 3	南門跡から中門跡の間に設定した T45 の全景 (南から)
図版 4 上	T45-SP4501 土層堆積状況 (南から)

図版 4	ド	T45-SF4502 瓦片出土状況（北から）
図版 5	上	南面東回廊跡の調査を実施した T38 の全景（北から）
図版 5	左下	T38-SD3812 全景（南から）
図版 5	右ド	T38-SD3812 遺物出土状況（南から）
図版 6	上	T39-SB3801 全景（西から）
図版 6	下	4 次調査時に回廊柱穴とされた T38-SF3808（南から）
図版 7	上	南面東回廊跡の調査を実施した T39 の調査後全景（南東から）
図版 7	下	T39 の全景（北から）
図版 8	上	北面東回廊跡の調査を実施した T41 の全景（北から）
図版 8	下	T41 の全景（南から）
図版 9	上	北面東回廊跡の調査を実施した T42 の全景（西から）
図版 9	下	T42-SF4203 全景
図版 10	上	T43 僧房北方地区七層堆積状況（丘陵部）
図版 10	中	T43 僧房北方地区上層堆積状況（谷部）
図版 10	下	T43 四分寺南辺地区土層堆積状況
図版 11	上	T43 金堂跡隣接部七層堆積状況
図版 11	中	T43 講堂跡隣接部上層堆積状況
図版 11	下	T43 僧房跡隣接部土層堆積状況
図版 12	上	T43-SD4308・4309 土層堆積状況（東から）
図版 12	ド	T43-SD4309 全景（南から）
図版 13	上	T43-SD4315 遺物出土状況（南東から）
図版 13	下	T43-SD4315 全景（南東から）
図版 14	左上	T43-SD4325 全景（北東から）
図版 14	右上	T44-SB4401 全景（北から）
図版 14	下	T44-SB4407 全景（北から）
図版 15	上	T44-SK4402 遺物出土状況（南から）
図版 15	下	T44-SK4404 全景（北東から）
図版 16	上	伽藍地南東角先の調査を実施した T40 の全景（南東から）
図版 16	左下	T40 全景（西から）
図版 16	右下	T40 拡張区全景（北東から）
図版 17	上	1 次調査後に撮影された空中写真（昭和 30 年）
図版 17	下	昭和 34 年度の史跡整備時に設置された史跡出雲国分寺跡夜元園の看板写真
図版 18	上	昭和 34 年度の整備前の状況 金堂跡
図版 18	中	〃 講堂跡
図版 18	下	〃 僧房跡
図版 19	上	昭和 34 年度の整備後の状況 金堂跡
図版 19	中	〃 講堂跡
図版 19	下	〃 僧房跡
図版 20	上	4 次調査時の南面東回廊跡：11 次調査の T38 設置箇所（北西から）[○ 風土記の丘]
図版 20	下	4 次調査時の回廊跡南東角：11 次調査の T39 設置箇所（西から）[○ 風土記の丘]
図版 21	上	4 次調査時の北面東回廊跡：13 次調査の T41 設定箇所（南から）[○ 風土記の丘]
図版 21	下	4 次調査時の回廊跡北東角：13 次調査の T42 設定箇所（撮影方向不明）[○ 風土記の丘]
図版 22	左上	4 次調査時の写真：写真中央のトレンチの奥が 16 次調査時の T45 設定箇所（北から）[○ 風土記の丘]
図版 22	右上	4 次調査時の写真：南面東回廊跡の内側柱穴列と平行する瓦列（北から）[○ 風土記の丘]
図版 22	下	4 次調査時の写真：調査担当者が僧房跡北西隅基礎と考えた高まりと礎石（北から）[○ 風土記の丘]

図版 23	上	4' 調査区の写真：僧房跡の北側に位置する東西溝（西から）[e 風土記の丘]
図版 23	下	4 次調査の塔跡全景（西から）[e 風土記の丘]
図版 24	上	風土記の丘整備事業後の空中写真（昭和 48 年頃）[e 風土記の丘]
図版 24	下	現在の史跡出雲国分寺跡の空中写真（平成 25 年 7 月撮影）[e 風土記の丘]
図版 25		T36・37・45（10・16 次調査）出土遺物
図版 26		T45（16 次調査）出土遺物
図版 27		T38・39（11 次調査）出土遺物
図版 28		T39・41（11・13 次調査）出土遺物
図版 29		T41・42・43（13・14 次調査）出土遺物
図版 30		T43（14 次調査）出土遺物
図版 31		T43（14 次調査）出土遺物
図版 32		T44・40（14・12 次調査）出土遺物
図版 33	七	軒丸瓦 1 型式と軒平瓦 1 型式（セット）
図版 33	下	軒丸瓦 2 型式と軒平瓦 2 型式（セット）
図版 34		軒丸瓦 3 型式と軒平瓦 3・6 型式（セット）
図版 35		軒丸瓦（1～4 型式）
図版 36		軒平瓦（1A～1F 型式）
図版 37		軒平瓦（2～6 型式・その他）
図版 38		1～9. 軒丸瓦当裏面（1A・1B・2・3・4 型式） 10. 軒丸瓦 1B 型式 瓦当面の木目 11. 軒丸瓦 1A 型式 物型による段と極型合せ目
図版 39		1. 軒丸瓦 1A 型式 丸瓦接合部の平行刻み（凸面） 2. 軒丸瓦 1A 型式 丸瓦接合部の平行刻み（凹面） 3. 軒丸瓦 1 型式 丸瓦の側溝を切って刻みを施した例 4. 軒丸瓦 1 型式 丸瓦接合部に交差した刻み 5. 軒丸瓦 3 型式 丸瓦接合部即凸面の平行刻み 6. 軒丸瓦 3 型式 丸瓦接合部に調整が無いもの 7. 軒丸瓦 3 型式 丸瓦接合部凸面の放射状の溝 8. 軒丸瓦 4 型式 范傷
図版 40		1. 軒平瓦 1E 型式 范傷発生状況 2. 軒平瓦 1F 型式 范傷発生状況 3. 軒平瓦 2 型式 平瓦接合部に溝を設けるもの 4. 軒平瓦 2 型式 平瓦接合部が平相なもの 5. 軒平瓦 5 型式 平瓦部から瓦当上面にかけて 速の布目圧痕 6. 軒平瓦 5 型式 布目圧痕が上外縁に残る 7. 軒平瓦 5 型式 布目圧痕が側面に残る
図版 41		1. 軒丸瓦丸瓦部（有段） 2. 無段式丸瓦 3. 隅落丸瓦
図版 42		1. 平瓦 2. 大きな平瓦
図版 43		1. 切製斗瓦 2. 半切製斗瓦 3. 切製斗瓦の平瓦中央部切断状況 4. 半切製斗瓦の分割界線と側面
図版 44		1. 隅切平瓦 2. 體面戸瓦 3. 大型面戸瓦
図版 45		1. 體面戸瓦 2. 鬼瓦 3. 鳥衣
図版 46		1. 針孔のある平瓦 2. 幅の狭い瓦 3. 塙 4. 文字瓦「牛」 5. 文字瓦「勝」 6. 文字瓦「虫」 7. 文字瓦の可能性あり 8. 文字瓦 平瓦側面に「人麻人刀人口」とある

第1章 序章

本書は、島根県松江市竹矢町宇字領 93 番地外に所在する史跡出雲国分寺跡附古道とその周辺部ににおいて、松江市教育委員会及び、公益財団法人松江市スポーツ振興財団（平成 24 年 4 月に改称。以下財団。）が、平成 14(2002)～22(2010) 年度の間で随時実施した発掘調査の成果を取りまとめたものである。

第1節 調査に至る経緯と経過

松江市教育委員会では、平成 9(1997) 年度に策定した「史跡出雲国分寺跡整備基本構想」に基づき、史跡出雲国分寺跡及びその周辺地域を文化・観光の拠点として、訪れる人が古代文化に親しみ、分かりやすい魅力ある整備を目指すこととなった。具体的には、中門跡、回廊跡の建物復元や史跡の追加指定を行うこととし、平成 10(1998) 年度からはその整備に向けた確認調査を計画的に実施してきた。

平成 10 年度から 14 年度にかけては伽藍地の確認調査を実施し、平成 15(2003) 年度に調査成果をまとめた『出雲国分寺跡発掘調査報告書』松江市文化財調査報告書第 96 集を刊行した。史跡の西側については集落にあたるため確認調査は出来ていないが、史跡の北・南・東側からは伽藍地の北限・南限・東限を示す溝が検出され、史跡指定に向けたおおよその範囲を把握することができた。これまでに伽藍地の南東角部分を平成 18(2006) 年度に公有地化を行い追加指定しているが、確認した伽藍地全部の追加指定、公有地化が終了しているわけではない。

一方、中門と回廊の建物復元に向けた調査は、平成 14～15、17(2005) 年度に実施した。復元を検討している掘立柱の回廊が存在するののかという点と中門跡の位置が大きな課題となっており、調査区は 4 次調査で回廊柱穴が検出されたトレンチの再発掘と新たな遺構の検出を目的として設定したが、十分な成果があがっているとは言い難い状況である。中門跡の明確な遺構が検出できなかったことや中門推定地では金堂までの距離が近すぎるとの疑問がもたれているため、平成 22(2010) 年度には南門跡から中門跡の間に T45 トレンチを設定して確認調査を実施した。しかし、この調査においても建物復元の資料となる調査成果は得られていない。

さて、こうした整備計画に基づく調査以外に、平成 16(2004) 年度には個人住宅新築工事に伴う緊急調査を国庫補助事業で実施している。これは、道路拡幅工事に伴って民家 1 軒の移転が必要となったためであり、当事者は隣接する所有地を移転先として希望されたが、ここが伽藍地内に想定されていたことから、土地の買い上げも含めた計画変更の依頼を行い了承された。移転先は更に南の水田へ変更となったが、こも平成 13(2001) 年度の 9 次調査において多数の国分寺関連の瓦が出土した T28 を設定した場所であったため、事前に本発掘調査を実施することとなり、建物予定地に T40 を設定した。また、平成 20(2008) 年度には『竹矢町污水管第 3 期工事』が史跡指定地内及び史跡の西側で実施されることとなり、松江市教育委員会が立会調査を実施した。狭小な調査区ではあるが、主要伽藍の中軸域にトレンチを入れた格好となり、貴重な調査成果が得られた。年次調査を補足する意味で史跡内の管路を T43、西側の管路を T44 として第 5 章 7 節で概要を述べる。

第2節 調査組織

今回報告する調査には、松江市教育委員会が単独で実施したものと財団へ委託して実施したものがある。以下、年度ごとに調査指導者と発掘調査の責任者、調査担当者を記載する。

【平成14(2002)年度】10次調査

指導者 文化庁 文化財部記念物課埋蔵文化財部門 坂井秀弥(文化財調査官)、棚宣田佳男(同)
島根県教育庁文化財課 足立克己(主幹)

主体者 松江市教育委員会教育長 山本弘正、岡崎雄二郎(文化財課長)、飯塚康行(調査係長;担当者)

【平成15(2003)年度】11次調査

指導者 文化庁文化財部記念物課埋蔵文化財部門 玉田芳英(文化財調査官)、加藤真二(同)
島根県教育庁文化財課 廣江耕史(主幹)、池淵俊一(同文化財保護主事)、原田敏照(同)
守岡正司(同)、島根県埋蔵文化財調査センター 林健亮(第三係係長)

主体者 松江市教育委員会教育長 山本弘正、岡崎雄二郎(文化財課長)、飯塚康行(調査係長;担当者)

【平成16(2004)年度】12次調査

指導者 文化庁文化財部記念物課埋蔵文化財部門 山下信一郎(文化財調査官)
島根県教育庁文化財課 丹羽野裕(主幹)

主体者 松江市教育委員会教育長 山本弘正、岡崎雄二郎(文化財課長)、飯塚康行(調査係長;担当者)

【平成17(2005)年度】13次調査

指導者 文化庁文化財部記念物課埋蔵文化財部門 坂井秀弥(主任文化財調査官)
島根県教育庁文化財課 原田敏照(文化財保護主事)

主体者 松江市教育委員会教育長 福島律子、岡崎雄二郎(文化財課参事)、赤澤秀則(主幹;担当者)

【平成20(2008)年度】14次調査

指導者 島根県教育庁文化財課 原田敏照(主幹)、池淵俊一(専門企画員)

主体者 松江市教育委員会教育長 福島律子、吉岡弘行(文化財課長)、赤澤秀則(主幹;担当者)

【平成22(2010)年度】16次調査

指導者 文化庁文化財部記念物課 埋蔵文化財部門 棚宣田佳男(主任文化財調査官)
史跡出雲国分寺跡発掘調査指導委員会 委員長 連岡法暉(松江市文化財保護審議会委員)
勝部昭 委員(松江市文化財保護審議会委員)、大橋泰夫 委員(国立大学法人島根大学法
文学部教授)、花谷浩 委員(出雲市文化環境部 文化財課 学芸調整官)、林健亮 委員(島根県
教育庁文化財課 世界遺産室 専門研究員)

島根県教育庁文化財課 廣江耕史(管理指導スタッフ 調整監)

主体者 松江市教育委員会教育長 福島律子、錦織慶樹(文化財課長)、赤澤秀則(調査係長)

調査者 財団法人松江市教育文化振興事業団理事長 松浦正敬、大西誠(埋蔵文化財課長)

江川幸子(主任;担当者)、北島和子(調査補助員)

第3節 報告書の作成

報告書の作成は、平成23(2011)～25(2013)年度の3年間をあて、平成26(2014)年度を印刷製本業務にあてた。遺物の実測や遺構のトレース、遺物の写真撮影などの整理作業や原稿の一部は公益財団法人松江市スポーツ振興財団(平成24年4月に財団法人松江市教育文化振興事業団が改称)に委託して実施している。なお、今回は本報告の遺物の整理に加えて、島根県教育委員会、松江市教育委員会が委嘱して地方史研究所が過去に調査を行った時の遺物も合わせて整理した。遺物や図面、写真等の保管先である島根県立八雲立つ風上記の丘展示学習館、島根県埋蔵文化財調査センター、国立大学法人島根大学の関係者の皆様には、ご協力いただきましたことに厚く感謝の意を表したい。

報告書の作成に際しては、各執筆者が整理した内容を市の担当者が取りまとめ、史跡出雲国分寺跡発掘調査指導委員会の討議を経て、最終原稿とした。

【平成23～26年度】

指導者	史跡出雲国分寺跡発掘調査指導委員会 委員長 蓮岡法暲(松江市文化財保護審議会委員) 大橋泰夫 委員(国立大学法人島根大学法文学部教授) 勝部昭 委員(松江市文化財保護審議会委員) 花谷浩 委員(出雲市文化環境部 文化財課 学芸調整官) 林健亮 委員(～平成24年3月 島根県教育庁文化財課世界遺産室 専門研究員、平成24年4月～島根県教育庁島根県埋蔵文化財調査センター調査第2グループ課長) 島根県教育庁 文化財課 椿真治(調整監) 島根県立三瓶自然館サヒメル 企画情報課 主幹 中村唯史
主体者	松江市教育委員会 教育長 福島律子(～平成25年5月) 〃 清水伸夫(平成25年5月～) 〃 文化財課* 課長 錦蔵慶樹 主幹 昌子寛光(平成23・24年度担当者) 主任 川上昭一(平成25・26年度担当者) (平成26年4月からは歴史まちづくり部まちづくり文化財課埋蔵文化財調査室)
調査者	公益財団法人 松江市スポーツ振興財団** 埋蔵文化財課 嘱託職員 秦 愛子(平成23年度担当者) 〃 主任 江川幸子(平成24～26年度担当者) 〃 嘱託職員 宇津直樹(平成24～26年度補助員) 〃 遺物整理員 坂本玲子(平成24・25年)、塩田陽子(平成24～26年) (**平成24年4月に財団法人松江市教育文化振興事業団が改称)

1. 発掘調査及び報告書の作成にあたっては、以下の組織や個人の方々から有益なご助言、ご協力、資料の提供をいただいた。記して感謝の意を表する。

鳥根県立八雲立つ風土記の丘、鳥根県立古代歴史博物館、鳥根県古代文化センター、鳥根県埋蔵文化財調査センター、松江市竹矢公民館、安国寺、佐藤信（東京大学大学院 教授）、平石充（鳥根県古代文化センター 専門学芸員）、吉松大志（鳥根県古代文化センター 特任研究員）、東森晋（鳥根県埋蔵文化財調査センター 企画員）、渡邊正巳（文化財調査コンサルタント株式会社）

2. 本書の執筆分担は以下のとおりである。

川上…第5章第1・3・5～8節、第6章第1・2節、第7章

江川…第1～3章、第5章第2・4節、第6章第3節

宇津…第4章

渡邊…第5章4節の一部（第4節Bの年代測定は文化財調査コンサルタント株式会社に委託して実施した。）

3. 国分寺に関する過去の刊行物に関しては、以下の略号とした。また、松江市教育委員会及び財団法人松江市教育文化振興事業団が刊行した報告書については、「市」の後に松江市文化財調査報告書の巻次を配した。（例：『市96』…松江市教育委員会2004『出雲国分寺跡発掘調査報告書』松江市文化財調査報告書第96集）

『山本報告Ⅰ』…松江市教育委員会『出雲国分寺址第二次発掘調査報告』昭和33(1958)年

『石田報告』…地方史研究所『出雲国分寺址・国府址調査報告』昭和38(1963)年

『近藤報告』…鳥根県教育委員会「寺跡」『鳥根県文化財調査報告』第5集 昭和43(1968)年

『前島報告』…鳥根県教育委員会「古代寺院跡」『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』昭和50(1975)年

『山本報告Ⅱ』…山本清「第五出雲」（角田文衛編集）『新修国分寺の研究』第4巻 - 山陰道と山陽道 - 平成3(1991)年

4. 本書に掲載した現場写真は各年度の担当者が撮影し、遺物写真は江川が撮影した。

5. 本書における須恵器、土師器の編年は「鳥根県教育委員会『史跡出雲国府跡』- 9 総括編 - 風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書 22 平成25(2013)年10月」を参照し、以下の年代観とした。また、本文中で多用することから、鳥根県教育委員会の許可を得て変遷図を第1図に掲載している。

型式名	第1型式	第2型式	第3型式	第4型式	第5型式	第6型式	第7型式	第8型式	第9型式	第10型式
暦年代	7C後半	7C末葉～ 8C第1四半期	8C第2四半期	8C第3～ 第4四半期	8C末葉～ 9C前葉	9C中葉～ 後葉	10C前半	10C後半～ 11C前半	11C後半～ 12C前半	12C後半

6. 本書における方位は公共座標北を示し、座標値は世界測地系に準拠した公共座標Ⅲ系の値である。またレベル値は海拔標高を示す。

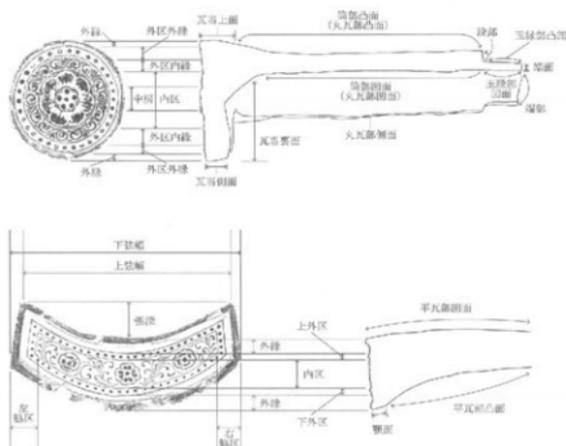
7. 伽藍中軸線と金堂中心線の考え方は次のとおりである。

伽藍中軸線…現在、主要伽藍の本来の位置がどこにあたるのかは分からない。このため国分寺の

正確な中軸線を出すことはできないが、整備基壇が本来の遺構上に正確に復元されていると仮定し、整備基壇の金堂と僧房の建物中心点を結んだ線を便宜的に「伽藍中軸線」と呼称することとした。この中軸線の設定方法は『石田報告』や『山本報告I』で設定した「金堂僧房心々連結線」に対応させるためである。

金堂中心線…金堂の建物心々を通り、金堂建物桁行に並行する東西線を「金堂中心線」とした。この金堂中心線と伽藍中軸線は直交するものである。

8. 鳥根県立八雲立つ風土記の丘からは多くの資料の提供を受けており、そうした資料の掲載にあたっては〔○風土記の丘〕の略号を付した。
9. 本書における遺構番号は、報告書の掲載にあたって新たな番号を振り直しており、対照表は松江市教育委員会が管理している。また、遺構記号については文化庁文化財部記念物課監修『発掘調査のてびき—集落遺跡発掘編—』2010年の241、242頁を参考にした。代表的な遺構記号は以下のとおりである。
SB：掘立柱建物跡 SP：柱穴・ピット SD：溝 SK：土坑 SX：その他の遺構
10. 遺跡分布図は国土地理院発行の地図を改編して作成した。
11. 土器類の図面は、須恵器の断面を黒色、弥生土器と土師器、陶磁器の断面は無地で示している。
12. 出土遺物、実測図及び写真等の資料は、松江市教育委員会において保管している。
13. 軒瓦の各部名称は以下のとおりとする。



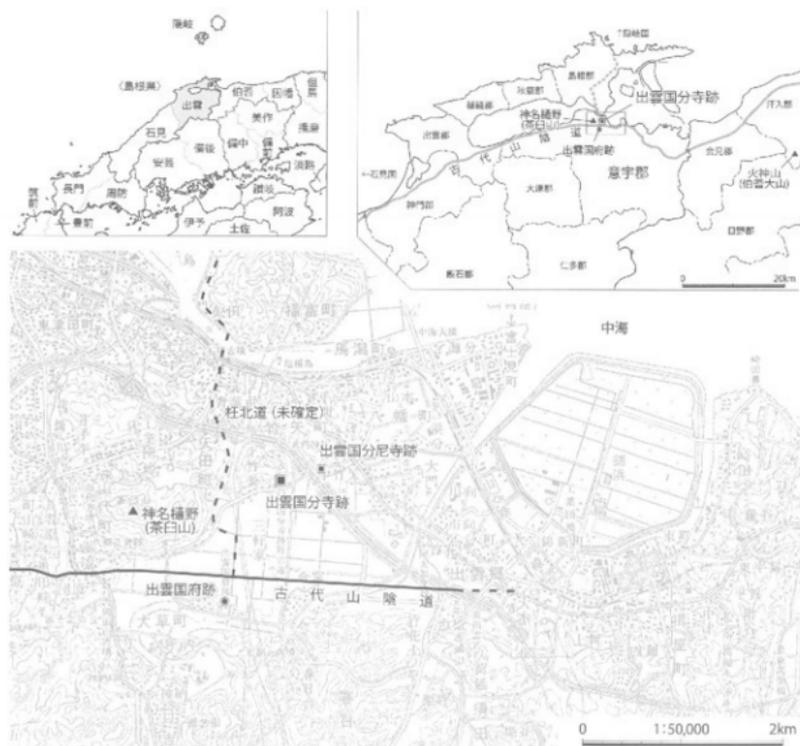
第2図 軒瓦の各部名称

第2章 位置と環境

第1節 出雲国分寺跡の位置

出雲国分寺跡は、島根県松江市竹矢町字「寺領」に所在し、意宇川下流域に形成されたいわゆる意宇平野の北辺に位置する。ここは、天平5(733)年に編纂された『出雲国風土記』(以下『風土記』)に「神名槿野」として登場する茶臼山の東麓にあたり、南に広がる水田よりも3~4mほど高い緩斜面上である。史跡内からは、広く平野の全貌を見渡すことができ、はるか東に聳える中国地方最高峰の大山(1,729m)を眺望することもできる。

律令制の行政区画では山陰道の出雲国の東部にあたり、出雲国府跡が南西約1.3kmの位置にある。



第3図 出雲国と出雲国分寺跡位置図

第2節 地理的環境

出雲国分寺跡は、標高141mの茶臼山から東に連なる低丘陵の先端部分に位置している(第3・5図)。伽藍跡地は南が低い緩やかな傾斜地になっており、この南にはかつて条里制が敷かれていた意宇平野が展開する。この平野とその周辺は当遺跡を始め国分尼寺や国府跡が存在し、古代出雲の政治・文化・経済の中心であった。ここでは、意宇平野周辺の地理的環境を紹介する。

国分寺跡の南に広がる意宇平野は、ここを東流する意宇川の沖積作用によって形成された沖積平野であり、その規模は東西約5km、南北約3kmと小規模である。この意宇川は、松江市八雲町熊野に源を発して中海に注ぐ一級河川であり、古くは意宇平野の中でさまざまに流路を変えながら流れていたようで、少なくとも3つの旧河道が認められている。この沖積作用によって、平野西寄りには低い扇状地形が広がり、中ほどには三角州、下流域には沿岸砂州として形成された砂堆が微高地を形成している。

現在の意宇川は、北流して意宇平野に入るとすぐに直角に近く流路を曲げ、平野南辺丘陵に沿うように東流して中海に注ぐ。この流路は7世紀末には定まっていたようで、平野南側の左岸扇状地には、出雲国府が設置されている。しかし、この後も意宇川は何度も氾濫を繰り返しており、その痕跡は条里の乱れや出雲国府跡の発掘調査の成果である厚い砂礫層にみることができる。

意宇平野の北には低丘陵があり、さらにその北には穴道湖と中海を結ぶ大橋川が流れている。出雲国分寺と国分尼寺は、この低丘陵の南斜面に位置しており、平野を挟んで国府と対峙する位置関係にある。国分寺の寺地選定にあたっては、意宇川氾濫の影響を受けることのない小高い安全な場所という点も考慮されたのかもしれない。



第4図 出雲国分寺跡周辺の地形分類図



写真1 意宇平野とその周辺の空中写真

第3節 歴史的環境

A. 古代以前の遺跡

意宇平野の中で旧石器時代の遺跡は確認されていないが、西側丘陵上にある下黒田遺跡^{しもくろだ} (25) では、石器素材を剥離していく状況のわかる玉髄ブロックが検出されている。この他、南西の丘陵に位置する上立遺跡 (33) からは、後期旧石器時代後半期の頁岩製搔器が水田造成の際に単体で出土している。

縄文時代に入っても遺跡は少ないが、松江市域を見渡せば竪穴建物跡やドングリの貯蔵穴、落とし穴といった遺構が確認されている。しかし、意宇平野では平野北側縁辺部の法華寺前遺跡 (55)、竹矢小学校校庭遺跡 (57)、さっぺい遺跡 (60)、才塚遺跡 (5) から少量の遺物が出土している程度である。

弥生時代になると意宇平野周辺でも遺跡数が増加する。布田遺跡 (56) は前期後葉から中期に営まれた集落の一部で、大量の土器や農具、弓などの木製品が出土している。出土遺物の中には、分銅形土製品や銅鐸形土製品など祭祀関連の遺物もあり、当時の人々の生活を彷彿とさせる。後期には大坪遺跡 (15) で竪穴建物跡が検出されたほか、平所遺跡 (53) では玉作を行っていたと考えられる竪穴建物跡が検出されている。夫敷遺跡 (58) では弥生時代後期前葉の水田跡が検出されている。水田一区画の面積は22～39㎡の小規模なもので、水田経営の様子を知ることができる。また、上小紋遺跡 (7) では弥生時代後期から古墳時代初頭の水田跡と溜樹状遺構が検出され、当時の水配



- | | | | | |
|-----------|----------------|--------------|-------------|------------------------|
| 1 出雲国分寺跡 | 14 安宿谷古墳群(横穴式) | 27 出雲国山代町正倉跡 | 40 石台遺跡 | 53 平河遺跡 |
| 2 天平古墳 | 15 大坪遺跡 | 28 大庭跡古墳 | 41 矢田平河遺跡 | 54 山縣國分原寺跡 |
| 3 三軒屋遺跡 | 16 朝高山西墳 | 29 山代二子塚古墳 | 42 間内塚古墳群 | 55 法華寺跡遺跡 |
| 4 朝田古墳群 | 17 岩屋後古墳 | 30 承久末塚古墳 | 43 上竹矢古墳群 | 56 舟田遺跡 |
| 5 才家遺跡 | 18 朝田山西墳群 | 31 山代古墳 | 44 石宮古墳 | 57 竹次小学校校庭遺跡 |
| 6 間内遺跡 | 19 岩屋塚群 | 32 善白山古墳跡 | 45 出雲国分寺元宮跡 | 58 矢倉遺跡 |
| 7 上小段遺跡 | 20 菅原古墳 | 33 上立遺跡 | 46 井ノ島古墳群 | 59 江分遺跡 |
| 8 海小段遺跡 | 21 寺の前遺跡 | 34 山代町北新遺跡跡 | 47 手塚古墳 | 60 さつべい遺跡 |
| 9 出雲国分寺跡 | 22 山代町南新遺跡跡 | 35 狐谷横穴式 | 48 竹矢倉平古墳 | 61 山代鎮南新遺跡瓦葺基跡(小無田川遺跡) |
| 10 黒石山古墳群 | 23 兼田遺跡 | 36 十五石穴式 | 49 アノ池遺跡 | 62 赤山古墳群 |
| 11 西石山古墳群 | 24 東源寺古墳 | 37 釣堀遺跡 | 50 兼家遺跡 | 63 出雲国分寺跡 |
| 12 中西遺跡 | 25 下野田遺跡 | 38 兼家塚 | 51 中竹矢遺跡 | 64 大庭跡遺跡 |
| 13 天満古墳群 | 26 兼田遺跡 | 39 藤丸遺跡 | 52 社日古墳群 | |

第5図 出雲国分寺跡と周辺の遺跡位置図

りの実態が分かる他、尙小紋遺跡(8)でも水田跡が検出されている。このように、意宇平野の低地では灌漑施設を伴った高度な水稲耕作がおこなわれていたことが明らかにされている。墳墓としては、大橋川南岸の低丘陵上に位置する間内越墳墓群(42)、米美墳墓(38)、東城ノ前遺跡で四隅突出型墳丘墓が確認されており、当地域の弥生社会を考える上で注目されている。この他、平浜八幡宮には竹矢町から出土したと伝えられる細形銅剣が所蔵されており、意宇川の源流に近い熊野人社には、八雲町熊野で出土したと伝えられる外縁付組Ⅱ式四区袈裟襷文銅鐙が所蔵されている。

古墳時代には遺跡が急増する。意宇平野周辺の前期の古墳としては社日1号墳(52)、井ノ奥2号墳(46)などが築かれているが、概して小型で竪穴式石室も用いられていない。松江市の東約10kmにある安来市荒島丘陵周辺で大成古墳(長辺約60m)や造山1号墳(長辺約60m)などの大型方墳が連続的に造られ、当時の中心地域であったとされている。前期末には当地域でも本格的な前方後円墳(全長58m)である廻田1号墳(4)が築造された。また、国分寺の西側丘陵上には出雲地域第3位の規模を有する前方後円墳(全長63.9m)である上竹矢古墳群7号墳(43)が位置しており、この地域の古墳時代を解明する上で重要な位置を占めている。中期に入ると石屋古墳(44)や竹矢岩舟古墳(48)、井ノ奥4号墳(46)など比較的規模の大きい古墳が築かれる。特筆すべき遺跡として出雲国府跡(下層)があげられる。渡来系遺物が多数出土した特異な集落跡で、中期に大きく発展した。集落内が溝で区画され、その中に建物跡がある程度整然と並ぶ。中核的な集落で、豪族居館があった可能性も指摘されている。後期には意宇平野の西側外に県内でも有数の大規模古墳が集中して築かれる。とりわけ茶臼山西麓では6世紀半ばの大庭塚古墳(28)に始まり、群を抜く規模の古墳が連続して造営されており、6世紀後半には全長94mの島根県最大の前方後方墳である山代二子塚古墳(29)が築かれ、強大な勢力の誕生を反映している。そして、ほぼ同時期に東淵寺古墳(24)、御崎山古墳(16)、岡山山1号墳(18)が築かれる。7世紀初頭から前半にかけては石棺式石室をもつ団原古墳(20)や向山1号墳(62)、山代方墳(31)、永久宅後古墳(30)が築造された。なかでも山代方墳は、墳形や周堤帯を有する点から畿内との関連が指摘されており、律令期の出雲国造に繋がる出雲東部における最高首長墓に想定されている。

B. 古代の遺跡

古墳時代から続く勢力基盤に支えられて、遅くとも7世紀末には意宇平野に出雲国府(9)が設置された。『風上記』によれば、出雲国・石見国などの国々と都を結ぶ主要官道の山陰道(正西道)が通り、国府の北方には隠岐国に向かう枉北道の起点があったとされる(第3図)。また、国府周辺に意宇郡家や黒田驛、軍団が置かれていたと記されているが、これらの位置については明確になっていない。

平野周辺の官衙遺跡としては山代郷正倉跡(27)、下黒田遺跡(25)、黒田館跡(26)があげられる。山代正倉跡では8～10世紀の整然とした総柱の建物群などが検出され、大量の炭化米が出土しており、下黒田遺跡・黒田館跡からは、大型掘立柱建物跡や人溝が検出されている。この三者は一体の官衙遺跡と想定されている。

『風上記』で登場する仏教関連の記載には、教吳寺(安来市)という寺院と、10か所の新造院が

ある。このうち松江市域の寺院は山代郷北新造院跡(34)と山代郷南新造院跡(22)の2カ所である。山代郷北新造院跡(末美庵寺:矢田町)は日置君目烈が建立したものとされ、7世紀後半に建立が始まり、9世紀初頭には造営が完了する。その後、11～12世紀に廃絶したものと考えられている。山代郷南新造院跡(四王寺跡:山代町)は飯石郡の少領出雲臣弟山が建立した新造院である。字名の「師王寺」から、貞観9(867)年の官符を受けて四天王像を安置した寺とも推測されている。3次にわたる発掘調査がおこなわれているが、伽藍については明確にされていない。付近にはここに瓦を供給した山代郷南新造院瓦窯跡(61)があり、登窯3基が検出された。

この他、国分尼寺(54)についてもその所在が明らかになっており、国分寺東側の松江市竹矢町字法華寺・法華寺前・寺屋敷に位置する。国分寺の伽藍中軸線と国分尼寺の推定伽藍中軸線の距離は418.1mであり、約4町の距離をおく。尼寺の立地は南が低い緩やかな傾斜地であり、部分的な発掘調査によって瓦や黒書土器など多数の遺物が出土し、礎石建物の基礎地業の一部が確認されているが、伽藍配置などの詳細については明らかになっていない。

国分尼寺の西に隣接する場所には出雲国分寺瓦窯跡(45)がある。登窯の瓦窯跡2基が確認されており、出雲国分寺跡の創建期の瓦を焼造していた瓦窯と考えられている。また、この瓦窯跡から北西約30mの地点に所在する中竹矢遺跡(51)からは瓦窯跡1基が検出されている。この瓦窯跡は平窯であり、国分寺の補修期に稼働していた瓦窯跡とされている。この2つの瓦窯跡は窯構造に違いがみられるが、ともに国分二カ寺へ瓦を供給しただけではなく、出雲国府跡、山代郷南新造院跡、山代郷北新造院跡へも瓦を供給していることから、国衙系瓦屋として注目されている。意宇平野の北辺水田の下には良質な粘土層が広がり、瓦窯跡に比較的近い江分遺跡(59)でも粘土探掘土坑が多数検出されている。ここでの粘土探掘土坑は古墳時代にもと報告されているが、周辺は大量の粘土を必要とする古代寺院の瓦生産にとって至便な場所であったと考えられる。

集落関連遺跡としては、国分寺跡の北約400mの丘陵にあるオノ峠遺跡(49)がある。丘陵頂部で比較的規模の大きな掘立柱建物1棟が検出され、南に面する斜面からは17ヶ所の加工段が検出され、27棟以上の掘立柱建物跡が存在したと報告されている。7世紀後半から8世紀にかけての土馬、土鈴、土玉、手捏土器、ミニチュア土製支脚、琴柱等の祭祀遺物が出土しており、国分寺と同範の瓦や木簡なども出土することから、国分寺に関連する集落跡との指摘がなされている。この他、窯体の破片が出土しており、周辺には未確認の瓦窯跡が存在する可能性も考えられる。

墳墓についてはあまり明らかになっていないが、社日古墳(52)で八棱鏡を蓋にした火葬骨の骨壺が見つかっている。

C. 中世の遺跡

意宇平野周辺は、古代に引き続き中世においても出雲中世府中として政治、文化の中心であり、これに関連する遺跡が意宇平野とその周辺部に点在する。

天溝谷遺跡(13)では12～13世紀の遺物を伴う掘立柱建物跡が検出された。日常的に使われる土師器と共に多くの国内産陶器類、中国製陶磁器が出土しており、意宇平野では国府跡に次ぐ出土量を

誇る。また、出雲国造館跡（63）の調査は遺跡中心域の調査ではなかったが、多くの中国製磁器が出土しており、これらは館跡としての性格が考えられている。

また、出雲国府跡上層（中世）でも中世の建物跡が検出されており、中国産の白磁と青磁の碗・皿、白磁の水注・四耳壺、褐釉の壺など平安時代後半から鎌倉時代を中心とした時期の遺物が出土している。意宇平野中央南端の水田中に位置する大屋敷遺跡（64）からも12・13世紀を主体とする遺物と掘立柱建物跡が検出されており、国府跡の上層に見られる建物跡の遺構面の広がりと考えられる。性格は明確にできないが、これらは役所跡か屋敷跡と考えられている。

墳墓としては、意宇平野の北側丘陵上で確認された的場遺跡（37）と中竹矢遺跡があげられる。的場遺跡からは中国製褐釉四耳壺を骨蔵器とした火葬墓が検出されており、中竹矢遺跡の丘陵南側平坦面からは火葬を行いそのまま埋葬されたものと考えられる長方形の土坑がみつかった。ここからは、角釘と共に小児の骨骨が検出されている。

一方、文献や地名からは「津」や「市場」が存在し、役所もあったことが知られている。



第6図 出雲国分寺跡と国分尼寺跡位置図

註

第2章

- (1) 取納箱の裏側には「昭和十一年五月神社ニ納ム 八束郡竹久村国分寺跡付近ニテ発掘セルモノ武内神社々務所」とある。
- (2) 島根県教育委員会『出雲国分尼寺第二次発掘調査概報』1975年
- (3) 岡崎徳二郎「出雲国分寺瓦窯跡について」島根県立八雲立つ風上記の丘『八雲立つ風上記の丘』35 1979年
- (4) 島根県教育委員会『一般国道9号松江道路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書X(中竹久遺跡)』1992年
- (5) 大橋泰夫「考古学からみた『出雲国風上記』の新造院と定額寺」『国上館考古学』第5号 2009年
- (6) 松江市教育委員会 財団法人松江市教育文化振興事業団 八重垣神社竹矢線竹矢工区新世紀道路(生活関連)事業に伴う『出雲国分寺跡発掘調査報告書』松江市埋蔵文化財調査報告第146集 2012年
- (7) 建設省松江国道工事事務所 島根県教育委員会『一般国道9号松江道路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書XI(オノ輝遺跡)』1993年

参考文献

- ・島根県教育委員会2002『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書13 末美庵寺』
- ・島根県教育委員会2013『風上記の丘地内遺跡発掘調査報告書22 史跡出雲国府跡—9 総括編—』
- ・島根県古代文化センター2009『島根県古代文化センター調査研究報告書43 出雲国府周辺の復原研究—古代八雲立つ風土記の丘復元の記録—』
- ・林正久2014 山陰諸平野の微地形分類のメディア化 島根大学研究機構戦略的研究推進センター『萌芽研究部門』平成24—25年度プロジェクト「山陰地域における自然災害データベースの構築および防災研究拠点の形成」研究成果報告書, pp47-54.
- ・松江市史編纂委員会2012『松江市史』史料編2考古資料』松江市
 - 22 石台遺跡、23 勝負遺跡、46 来美墳墓、47 平所遺跡、48 間内越墳墓群、49 上小紋遺跡
 - 50 布山遺跡、142 向山1号墳、144 石屋古墳、146 大庭龜塚古墳、147 山代二子塚古墳
 - 148 山代方墳、149 水久宅後古墳、151 東瀬寺古墳、153 井ノ奥古墳群、157 瀬田古墳群
 - 159 竹矢岩舟古墳、161 社日古墳、165 岡田山古墳群、167 御崎山古墳、168 出雲国府跡(下層)ほか

第3章 文献にみえる出雲国分寺

第1節 古代

聖武天皇は神亀元(724)年に即位して以来、飢饉の発生、疫病の流行、藤原広嗣の乱が起こったほか、新羅との関係も悪化し、まさに内憂外患の状況にあった。そこで、天皇は仏教に深く帰依し、仏教の力をかりて国内を平穏に治めようと考えた。

『続日本紀』によれば、聖武天皇は鎮護国家を祈念して、天平9(737)年3月に「国ごとに釈迦仏の像一体と脇侍菩薩の像二体を造立し、あわせて大般若経一揃いを書写させよ」と命じ、天平12(740)年6月に「天下の諸國に、国ごとに法華経を十部写し、あわせて七重塔を建てるように」と勅を下した。そして、天平13(741)年3月には「(前略)全国に命じて、各々つつしんで七重塔一基を造営し、あわせて金光明最勝王経と妙法蓮華経をそれぞれ一揃い書写させよう。朕はまた別に、文字が金泥の金光明最勝王経を〔手本に〕則って写し、〔七重〕塔ごとにそれぞれ一揃い置かせる。(中略)また国ごとに〔国分〕僧寺には、封戸五十戸・水田十町を〔国分〕尼寺には水田十町を施入することにした。僧寺には必ず僧二十人を住ませ、その寺の名は金光明四天王護国ノ寺とする。尼寺には尼十人とし、名は法華滅罪ノ寺とする。(後略)」と、いわゆる国分寺建立の詔を發布した⁽¹⁾。

出雲国分寺創建に関わる文献は残されていないが、天平7(735)年⁽²⁾4月から少なくとも天平11(739)年7月まで⁽³⁾出雲守であった石川朝臣年足は、出雲国分寺の創建に深く関与した可能性があり、多くの文献が残されているので紹介しておく。年足は深く仏教に帰依した人物で、天平9年12月に灌頂随願往生経を書写⁽⁴⁾、天平10年6月には観弥勒菩薩上生兜率天経を書写し⁽⁵⁾、天平11年7月10日には大般若経一部を写経して浄土寺に安置している。また、官人としても秀でていたようで、天平11年6月に善政を賞されて施卅疋・布六十端・正税三万束を賜り、出雲守の任を終えたしばらく後の天平19(747)年11月には、国分寺の寺地の検定や作上視察のために、安倍朝臣小嶋等と手分けして発遣されている。このような人物が出雲守として国分寺建立の詔を受けていたとすれば、創建に向けて積極的に対応したであろうと推測される。年足が確実に出雲守として文献上にみえるのは天平11年7月迄で、次に出雲守の名がみえるのは天平15(743)年1月、多治比真人国人がその任にある。実際に国分寺建立の詔勅を受けたのはどちらの人物であったかはわからないが、年足は少なくとも4年3か月の間は出雲守にあり、周囲の官人や国造、郡司等に対して大きな影響を与えていたと考えられる。また、天平18(746)年3月には出雲臣弟山が国造に任命されている⁽⁹⁾。彼は飯石郡少領であった時に意宇郡に新造院(山代郡南新造院に比定)を建立した人物であり、国造という立場から国分寺建立にあたって大きな力になったのではないかと推察される。

このように、出雲国分寺の創建については国司や国造に関連する文献から推察することしかできないが、創建後の出雲国分寺については古代の文献に散見される。以下では、その内容について年代順に列挙していく。

1) 天平勝宝 8 (756) 年

天平勝宝 8 年に崩御した聖武天皇の 1 周忌の齋会を行うにあたり、装飾に使用する灌頂幡等が出雲国を含めた 26 か国の国分寺に下賜された。この時に灌頂幡等が下賜された国分寺については、既に国家的な儀式が挙行できるまでに寺観が整っていたことが推測される⁽⁹⁰⁾。

『続日本紀』 天平勝宝八 (756) 年十二月己亥条

越後・丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見 (中略) 土佐・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向等廿六国、々別領下灌頂幡一具・道場幡冊九首、緋綱二条、以充周忌御齋莊飾。用了取置金光明寺、永為寺物、隨事出用之

2) 貞観 9 (867) 年

新羅警備のため、8 幅の四天王像を伯耆・出雲・石見・隠岐・長門などの国に頒布し、国分寺僧らに最勝王経による修法を命じる。四天王像を安置する場所は、新羅を見おろす高地の道場を選ぶこととし、そうした道場が無い場合は、新たに良い場所を選んで仁祠を建立するよう命じている。

出雲国では、『風土記』に出雲臣弟山が建立したと記載される山代郷南新造院跡の所在する土地の字名が「師王寺」であることから、山代郷南新造院に四天王像が安置されたこととされる説がある⁽⁹¹⁾。

『日本三代実録』 貞観九 (867) 年五月二十六日条

造八幅四天王像五鋪。各一鋪下伯耆・出雲・石見・隠岐・長門等国、下知国司曰、彼國地在西極。場近新羅。警備之謀、当異他國。宜歸命尊像、勤誠修法、調伏賊心、消却災妄。仍須点拱地勢高敞、瞻瞰賡境之道場。若素无道場、新拱善地、建立仁祠、安置尊像。請國分寺及部内練行精進僧四口、各当像前、依最勝王経四天王護國品、昼転経卷、夜誦神呪、春秋二時別一七日、清浄堅固、依法薰修。

3) 元慶元 (877) 年

神護景雲 2 (768) 年の官符により吉祥天像を画き、毎年正月に修法していたが、年月を経て色があせたため、貞観 13 (871) 年に五尺の木造に改造する。その料として穀三百斛を充てる。

『日本三代実録』 元慶元 (877) 年 八月廿二日条

出雲国言、神護景雲二年正月廿四日奉官符、画吉祥天像一鋪、安置国分寺、毎年正月、薰修其法。年序稍久、丹青銷落。貞観十三年講師伝灯満位僧葉海、改造木像高五尺。是日宛其料三百斛。

4) 延長 5 (927) 年

延喜式に 927 年頃の国分寺に関する規定が記される。

『延喜式』 卷二十六主税上 5 出挙本福条

諸国出挙正税公廩雜稻 (略)

出雲国正税廿六方束。公廩卅方束。国分寺料四方束。文殊会料二千束。菓分料一万束。修理池溝料三万束。救急料四方束。俘囚料一万三千束。

『延喜式』 卷二十六主税上 65

凡出雲国四王寺春秋修法、每季七箇日供養并灯分料、四王四前、一前一日供飯料稻四把、粥料稻八分、餅餠料各稻三把、煎餠料油一合八勺、雜菓子四升、灯油二合。僧四口、一口一日供飯料

稲四把、(中略)。童子四人、(中略)。年料(中略)。以正税充行。若請用国分寺僧、除二季之外、供養本寺充之。

5) 天曆10(956)年

出雲国司、出雲国分寺の僧明賢が死去した後任の沙弥光延が早く授戒されることを東大寺戒壇院に求める。

『朝野群載』卷十六 仏事上

出雲国牒 東大寺戒壇院衙

欲被登壇授戒沙弥光延之状

牒、件光延、依治部省去二月七日符旨、国分寺僧明賢死去替、度補既畢。仍為令授戒与度縁、牒送如件。乞衙、早欲被預登壇列。今勒状、以牒。

天曆十年四月廿一日

国司(後略)

6) 治安元(1021)年

前日の官奏において、出雲国前任讀師シヨクシの名を書き落としたため、返給して記させる。

『小右記』治安元(1021)年 十一月二十九日条

左少史齊通進奏報。出雲讀師前任名書落。仍返給令注其名。退去小時、新書進之。昨失礼、令(今カ)書誤。事既重疊。可令恐申由、示遣左大弁許。有可仰下之報。(略)召遣公視朝臣、仰雜事。亦仰齊通失礼事。

7) 治安3(1023)年

前出雲守藤原頼經の受領功過定にあたり、不与状に国分寺の無実を誤って新造と記す。代々の帳を検討し、誤りに疑いがなければ修正することを指示する。

国分寺が無実であるとすれば廃絶を連想させる内容であるが、新造とあるから国分寺を修復、再建していた可能性も否定できない。その後の顛末は残されていない。

これ以降、出雲国分寺に関する古代、中世の文献をみることはできない。

『小右記』治安3(1023)年 正月二十六日条

章信朝臣持来国々司申文等。可定申也。仰可統文由下賜之。出雲国不与状無実国分寺誤注新造。前司頼經新司成親加署言上申文。是頼經帳也。不可有事疑。可注載無実条之由、可宣下勘解由使者。余令申云、除目間召代々帳、以諸卿令比较、可無事疑者、可改直帳歟。先召代々帳令候官。除目間可随召也。章信朝臣諾。

この他、直接出雲国分寺について触れられたものではないが、建久2(1191)年3月22日の『官宣旨(三代制符)』(鎌倉遺文 523 松江市史料編3 N092)には、「可令諸国司修造国分二寺事」の条文が出てくる。これは、国司を通じて全国の国分僧寺、国分尼寺の修理を命じたものであり、名目上にせよ、この頃にはまだ諸国に国分二カ寺が存続しているという認識を中央ではもっていたことを示すものである。

第2節 近世

出雲国分寺に関する文献は、前節の治安3（1023）年以降途絶えており、中世においては伝承すら残されていない。出雲国分寺は13世紀には廃絶していたと考えられるが、それでも竹矢にある国分寺の廃墟は、近世に至っても国分寺跡として認識されていた¹¹⁹。

近世の文献にみえる出雲国分寺の伝承を年代順に列挙する。

1) 承応2（1653）年

礎石が残るだけで建物は存在していないが、そこが国分寺の跡であるということは認識されていたようである。

黒沢石斎『懐橋談』 意宇郡の条

国分寺

竹矢と伝所に昔国分寺有とかたれり。今は礎石のみにて其かたちもなし。（下略）

2) 天和3（1683）年

日置君目烈が建立した新造院の場所は不明だが、参考までに、竹矢村には国分寺跡と伝承されている遺跡があることを指摘している。

岸崎左久次時照『出雲風土記抄』 意宇郡の新造院の条

新造院一所在山代郷中郡家西北西里二百歩、建立嚴堂也無僧置君自烈之所造也出雲神戸置君猪麻呂之祖也。

鈔曰、古之四里二百歩今日廿七町二十間、此寺未詳何処也、又竹屋村有国分寺之舊基乃磊落蹟礎少々今猶存矣、

3) 享保2（1717）年

「本尊薬師如来」と記したのは、もと国分寺にあったと伝えられる薬師如来木造のことを記したものである。本尊に関して地域に伝承があったことがうかがわれる。

黒沢長尚『雲陽誌』 竹矢の条

国分寺舊跡 天平年中聖武天皇の建立、古老伝云一國一寺の伽藍なり、本尊薬師如来。

4) 文政・天保（1818～1844）の間

国分寺本尊は慈覚大師の作で、田に囲まれた遺跡には草堂があるという。柱座を円形に造り出した礎石のことなど、金堂礎石の形状を具体的に表現している。また、この時期には周囲が既に田になっていたことがわかる。

渡辺彝編纂『出雲国稽古知今図説』

天平山国分禅寺本尊ハ慈覚大師ノ作、今按ニ竹矢村ノ田中ニ舊地草堂アリ、今纔ニ百歩許ノ芝生残レリ、田ミー丈許ノ古木平石ノ上ニ丸柱ノ躰見ユ、又大石数多此辺古瓦ノ欠タル多ク、イカ許ナル大伽藍ヤ有ケン、（下略）

第3節 近代の研究史等

近代における発掘調査以前の主要な論文などを年代順に列挙する。

1) 廣瀬魚淵鐘之助『出雲国府社論』明治44(1911)年

廣瀬は、近世の諸書を詳細に研究、分析したうえで『出雲国風土記』に記された里程から山代郡新造院の場所を導き出し、出雲臣弟山が建立した新造院が後に出雲国分寺に代用され、日眞君日烈が建立した新造院を四王寺に比定した。

また、竹矢を訪れて現地を視察し、地元の人から聞き取り調査も実施した。その結果、出雲国分寺跡は眺望絶佳な山腹の平坦地、竹矢村大字寺領俗称ダドコサンにあり、その面積は南北約56間、東西約10間ばかりと推定した。さらに、田畑の中に礎石が散在しており、ダドコサン東半分の中央にある直径4尺の六角形の台石を本来は薬師像を据えた台石と考え、「ここに西向きの薬師堂があった」という土地所有者の祖母の記憶と結び付けた。その一方で、礎石の配列から往事はここに出雲国分寺の金堂が在ったと考えている。

遺物に関しては、安国寺に完形の軒平瓦が残されていることを報告し、遺跡に残された古瓦の大部分は赤色を帯びていることから火災によって金堂宇が失われたのだらうと推測した。本尊については浄音寺本尊の十一面観世音としている。

2) 内務省史蹟調査委員黒板勝美の現地踏査

黒板が大正9(1920)年に現地踏査をおこなった。この翌年、大正10(1921)年3月3日、内務大臣は八東郡竹矢村大字竹矢寺領の田8反9畝10歩余(11筆)、畑1畝20歩(2筆)、畦畔3畝25歩余、合計9反4畝25歩余を「史蹟出雲国分寺址」に指定した。

3) 野津左馬之助編『島根県史』五 大正15(1926)年

廣瀬と同様、『出雲国風土記』に記された出雲臣弟山が建立した新造院が後に国分寺に代用されたと考えている。

注目されることは、ホゾのある礎石の実測図と分布図を作成していることで、精緻な礎石がダドコサンに集中して残っていることを根拠にして、ここに出雲国分寺中で最も中心的な建物、金堂があったと断定している。なお、ホゾの大きさには異なるものがみられることから、塔などから移された礎石も混じっている可能性を指摘した。

次に注目されるのは、「ダドコサン」の背後(北)にある高さ約4尺の平坦地に着目したことである。野津はそこで礎石12個を確認し、その内4個は水三深く埋没していて観察できないが、8個の礎石はすべてホゾの無い自然石であることから、金堂より精巧でない礎石が使用されていることを理由として講堂跡と推定した。

遺物に関しては、安国寺に残された完形の軒平瓦を詳細に観察して実測している。本尊について、安国寺に国分寺にあったと伝えられる木造薬師如来があるが、国分寺より新しい時代のものではないかと考察している。

4) 野津左馬之助 「出雲国分寺」『国分寺の研究』 角田文衛編 昭和13(1938)年

『島根縣史』五に引き続き、出雲国分寺は出雲臣弟山が建立した新造院が代用寺として用いられたと強く述べ、ここに増築を加えて国分寺として整えていったと論を膨らませている。また、日置君日烈が建立した新造院を四王寺跡と説き、「代用寺説」が論の大半を占める内容となっている。しかし、廣瀬と同様、里程基準となる郡家を意宇平野南東の出雲郷大敷付近に存在すると考えたので、新造院の位置は実際とは異なるものとなっている。方法論は若干異なるが、廣瀬とほぼ同様の見解を述べている。

後半ではホゾと円形柱座のある礎石の各部位の計測をおこない、『島根県史』五と同様、金堂と講堂の位置を推測している。注目されるのはこの後の記述で、講堂跡推定地のさらに北の平田地に自然石の礎石6個が知られているので、そこを新たに食堂・僧房等の跡と考えたことである。

第4節 小結

出雲国分寺跡は、礎石や多くの古瓦がみられることから、竹矢町の現位置にあったことが近世の早い時期から認識されており、大正10(1921)年3月3日には「史蹟出雲国分寺址」に指定された。

その後、野津が礎石の形態や分布状況から伽藍配置の推測を行っており、これが後の発掘調査の端緒となる。この時に野津が考えた伽藍配置と発掘調査の成果は合致するものとなっている。

また、この頃、国分寺について山代郷新造院の「代用寺説」が議論されてきた。それは、『出雲国風土記』に記された意宇郡山代郷中にある2つの新造院¹⁴⁶のうち、どちらかが国分寺に代用されたとする説である。国分寺の代用寺説は以前から論じられてきたようだが、廣瀬に次いで野津は、『出雲国風土記』の里程から国分寺のある竹矢は出雲臣弟山が建立した新造院の里程と一致するとして、その出雲臣弟山の建立した新造院が国分寺に代用されたと説いた。ところが、里程の基準となった郡家の位置を実際とは異なる出雲郷大敷付近(意宇平野南東部)と考えたため、山代郷南新造院(四王寺跡)が日置君日烈の建立した新造院に比定されている。当時はまだ日置君日烈が建立した新造院、つまり山代郷北新造院(来美座寺)の位置が認識されていなかったと思われることから、この論でも疑義が生じなかったであろう。しかし、現在では発掘調査によって国分寺跡が大草町に位置することが判明し、『風土記』の記載から郡家跡はその近くに存在することが想定され、郡家跡との里程から出雲臣弟山の建立した新造院が山代郷南新造院跡、日置君日烈が建立した新造院が山代郷北新造院跡であることが確定的となった。さらに、国分寺跡、国分尼寺跡、山代郷南新造院跡、山代郷北新造院跡の4つの寺院跡が8世紀後半以降に並存していたことが明確となり、代用寺説が議論されることはなくなった。

註 第3章

(1)『続日本紀』の原文は、直木孝次郎他訳注『続日本紀2』(東洋文庫)1988から引用した。

『続日本紀』原文「毎国令造釈迦佛像一軀。挾侍菩薩二軀。兼写大般若经一部。」「天下諸国毎国高法華经十部。并建七重塔。」(前略)宣令天下諸国各令敬造七重塔一区。并写金光明最勝王经。妙法蓮華经一部。朕。又别撰。写金宇金光明最勝王经。每塔各令置一部。(中略)又毎国僧寺。施封五十戸。水田十町。尼寺水田十町。僧寺必令有廿僧。

其寺名為金光明四天王護國之寺。尼寺一十尼。其名為法華滅罪之寺。(後略) 国史大系第二卷

- (2) 『公卿補任』(天平20年)に「参議 從四位下 石川朝臣年足(中略)天平七年四月從五位下、任出雲守(後略)」とある。
- (3) 天平11年7月10日に大般若経を写している『石川朝臣年足私願書写大般若経願文』(個人蔵)
- (4) 『石川年足灌頂隨願往生經奥書』(奈良国立博物館所蔵)
- (5) 『石川年足親赤勒并臨上生兜率天経奥書』(京都市高山寺所蔵)
- (6) 『石川朝臣年足私願書写大般若経願文』(個人蔵)。なお、『上宮聖徳法王帝説』奥書に、「(前略) 淨土寺(中略) 山田寺是也。」とあり、淨土寺は山田寺(奈良県桜井市)のことである。
- (7) 『続日本紀』に、以下の記載がある。

天平十一年六月甲申。 賜出雲守石川朝臣年足。絳川疋。布六十端。正税三万束。賞善致也。

天平十九年十一月己卯。詔曰。朕以去天平十三年二月十四日。至心発願。欲使国家永固。聖法常修。遍詔天下諸国。国別令造金光明寺。法華寺。其金光明寺各造七重塔一区。并写金字金光明経一部。安置塔裏而諸国司等怠緩不行。或处寺不便。或猶未開基。以為。天地災異一二頻來。蓋山基平。朕之股肱豈合如此。是以差從四位下石川朝臣年足。從五位下安倍朝臣小嶋。布勢朝臣宅主等。分遣初造。檢定寺地。并察作状。(以下、略)

- (8) 『松江市史』史料編3「古代・中世1」の古代99「出雲国優婆塞貢進解」に出雲守多治比真人国人の名がみえる。
- (9) 『続日本紀』に「外從七位下出雲臣弟山授外從六位下為出雲国造。」とある。
- (10) 花谷清「山陰道の国分寺」『季刊考古学』第129号 2014年
- (11) 『山本報告Ⅱ』
- (12) 僧の階級名称。
- (13) 第6章第3節D参照。
- (14) 『出雲国風土記』の里程基準となる郡家が出雲郡村字上夫敷に存在すると考えたので、新造院の位置は実際と異なるものとなっている。
- (15) 葉師堂については第2節の『出雲国稽古知今因説』に「草堂アリ」と記されており、時期的にも齋館が生じないことから、同じ建物であった可能性が高く、そうであるとすれば、葉師堂は1818年以前に建てられ、廣瀬魚淵が当地を訪れる1912年よりもしばらく前に廃絶したものと思われる。
- (16) 『出雲国風土記』には、「新造院一所、在山代郷中、郡家西北四里二百歩。建立嚴堂也。無僧。日笠君日烈之所造也。出雲神戸日笠君鹿麻呂之祖也。新造院一所、在山代郷中、郡家西北二甲。建立嚴堂。住僧一軀。飯石郡少領出雲臣弟山之所造也。」と記されている。

参考文献

- ・松江市史編集委員会 2013 『松江市史』史料編3「古代・中世1」松江市

第4章 発掘調査と整備

出雲国分寺跡は、大正10(1921)年に最初の史跡指定を受けた(第2表1)。これは前章で述べたように黒板勝美の踏査を契機とするものだが、それ以前の研究の積み重ねに立脚するものである。昭和30(1955)年からは発掘調査が始まり、堂宇の配置やその規模、伽藍地の範囲などが少しずつ明らかとなりだした。また、発掘調査と並行して史跡の整備や追加指定も行われ、これにより保存・保護の範囲も拡張されている(第8図)。

さて、出雲国分寺跡において行われた発掘調査と整備については、これまでに大きく分けて3つの画期があった。第1期は、松江市教育委員会が主体となり地方史研究所⁽¹⁾に委託して実施した調査とその後実施した整備。第2期は、島根県教育委員会が風土記の丘整備事業に伴って実施した調査と整備。そして第3期は、現在進められている史跡出雲国分寺跡整備基本構想に伴う調査と整備である。以下、これら3つの調査と整備について具体的な内容について触れる。

なお、当報告にあたって、第1表に示した通り便宜的に調査に序数を振った。

第1節 第I期調査と整備

かつては独自の文化をもち繁栄していたとされる出雲地方だが、総合的な学術調査の対象となったことはなかった。戦後、当地域は土地開発が進み、開発によって遺跡や伝承が消滅することを危惧し、それらを記録に残すための調査が地方史研究所によって企画された。

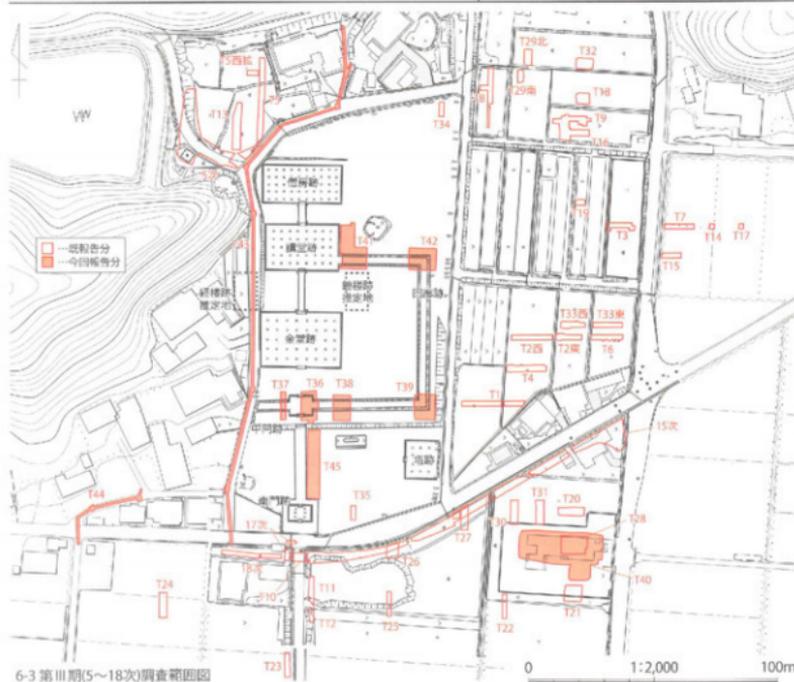
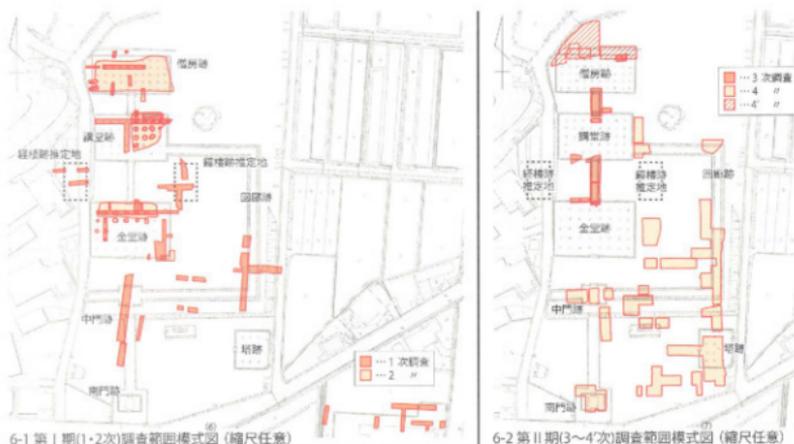
昭和30年8月、県の委託事業として出雲・隠岐総合学術調査が行われることとなり、調査対象の中には出雲国分寺跡と出雲国分寺跡があった。これらについては早くから松江市が調査を計画していたこともあり、松江市から地方史研究所に委託されて実施することとなった。同月下旬、地方史研究所出雲・隠岐総合学術調査国分寺班は、史跡指定地内北側の水田を調査し、規格的に並ぶ礎石を確認した。この時は簡易なボーリング調査であったが、本発掘調査を実施すれば具体的な成果が得られるという見通しを得ることができた。

同年11月、松江市教育委員会は国分寺班班長の石田茂作を調査担当者に委嘱して本発掘調査を実施した(1次調査)。これまでの出雲国分寺跡に関する研究は、専ら文献と現地での地表観察によるものであったのに対し、初めて発掘調査により主要堂宇の確認が行われた画期的なものであった。これにより出雲国分寺跡の大枠は明らかになったが、細部の解明には至らず、松江市は更に詳細を検討するための精密調査を計画した。調査は前回と同様に石田に委嘱し、更に島根大学助教授の山本清を「全期間調査担当」として昭和32(1957)年8月から実施された(2次調査)。こうした調査を通じて石田は、金堂をはじめとする堂塔基壇が一定の規格により建築されており、寺域が条里の区画に沿った2町四方の規模であると提唱した⁽²⁾。

この頃、全国的にみても国分寺跡の詳細が解明された調査例は少なく、その保存と整備については

第1表 出雲国分守跡発掘調査一覧

期別	調査序次	期間	調査主体	実施者(担当)	主たる調査目的または内容	報告書			
第1期	1次調査	S30(1955)年 8月25日	松江市 教育委員会	地方史研究所 出雲・隠岐総 合学術調査団 (白田茂作)	「ドコサン北方(前御跡)の礎石確認、ポットリング調査	『土本報告1』 『石田報告』			
	2次調査	S30(1965)年 11月15日 ～12月4日			階層跡の礎石を伴った調査、講堂・倉庫跡をトレンチ調査 土物遺跡、礎石跡、柱礎跡、土溝、古道跡確認 新築配架確認				
	3次調査	S32(1967)年 8月14日 ～9月3日			階層跡、倉庫跡の表土を全部除去して再検討 講堂跡より7分の敷土層まで再検討				
第2期	3次調査	S45(1970)年 8月18日 ～9月29日	鳥取県 教育委員会	同左 (伊藤俊彦)	金堂と講堂間、講堂と西側間で瓦敷通路検出 階層階建跡の土物層確認	『前編報告』			
	4次調査	S46(1971)年 2月17日 ～12月25日			中間部と講堂に繋がる両面跡確認 地層が異なることが確認 礎石跡、礎石跡、土層跡は遺構が確認できない 4次調査のうち「前編報告」にて本報告の部分 階層北側で基礎線を確認				
	4次調査	※			同左 (北澤正)		中間部と講堂に繋がる両面跡確認 地層が異なることが確認 礎石跡、礎石跡、土層跡は遺構が確認できない 4次調査のうち「前編報告」にて本報告の部分 階層北側で基礎線を確認	未報告	
	5次調査	H5(1980)年 9月20日 ～11月26日			財団法人松江 市教育文化財 調査事業団 (宮本方樹)		道路築造事業に伴う調査 階層の西方で瓦葺(SX199202)検出 自然成層確認 埋蔵土中から大衆の土師器出土		『市6』
	6次調査	H10(1980)年 11月2日 ～H11(1990)年 2月29日			同左 (飯沼康行)		T1～4で御成城北限を調査、地層層を確認 T1:ピット列を伴う築造層検出 T2:東方向で、北に面する溝(SD6204)検出 T3:蛇行する溝(SD0301)検出 T4:市北方の溝(SD0405)と上げ(SK0402)検出 T5～9、11、12で御成城北限、東限、南限、T11、12、14、 17で盛地層の広がり、T16で天平古釜を調査 T6、13と土物東西層(SD0506、1308、1310)確認 T6:ピット群(P0691～0620)と土坑(SK0504、0605)検出 T7、15:南北方の道路状遺構検出 T8:国分寺以前の東西層(SD0805)と瓦葺検出 T9、16:御成城北限の区別調査検出(東限側) T10:瓦敷を確認したが、土層は遺構でない T11、12、14、17:盛地層確認		
7次調査	H11(1990)年 2月29日 ～H12(2000)年 2月25日	同左 (飯沼康行)	T18～23で御成城南限と東限の調査 T18:東限区間溝(SD1812)確認、「坑(SK1806)検出 T19:東限の溝(SD1913)確認 T30:東限区間溝(SD2014)確認 T21:粘土長縄坑(SK2107)検出 T22:溝または粘土長縄坑(SK2213)検出 T24～31で御成城北限と南限を調査 T24、28:遺構なし T25、26:粘土長縄坑(SK2509、2614)検出 T27:南限区間溝(SD2716)確認 T30:南限区間溝(SD3018)確認 T29:北限区間溝(SD2917)確認、土坑2基(SK2911、2912)検 出 T31:南限区間溝(SD3119)確認	『市6』					
8次調査	H12(2000)年 11月15日 ～H13(2001)年 2月30日	同左 (古藤博昭)	T32～35で御成城北限、東限、南限の調査 T32:南限区間溝(SD3220)確認 T33:ピット群(P3301～3314)、土坑(SK3313)検出 T34:遺構なし T36:南限区間溝(SD3528)確認 T36、37:平瓦葺の調査 T38、39:南限東面傾斜の調査 個人住宅の調査と上に伴う調査 T40:御成城発掘優先の調査						
第3期	9次調査	H13(2001)年 11月22日 ～H14(2002)年 3月29日	松江市 教育委員会	同左 (飯沼康行)	T36、37:平瓦葺の調査 T38、39:南限東面傾斜の調査 個人住宅の調査と上に伴う調査 T40:御成城発掘優先の調査	※T36、37は本 書第3巻で報告			
	10次調査	H14(2002)年 10月29日 ～H15(2003)年 2月14日			T32～35で御成城北限、東限、南限の調査 T32:南限区間溝(SD3220)確認 T33:ピット群(P3301～3314)、土坑(SK3313)検出 T34:遺構なし T36:南限区間溝(SD3528)確認 T36、37:平瓦葺の調査 T38、39:南限東面傾斜の調査 個人住宅の調査と上に伴う調査 T40:御成城発掘優先の調査				
	11次調査	H15(2003)年 9月1日 ～11月28日			T36、37:平瓦葺の調査 T38、39:南限東面傾斜の調査 個人住宅の調査と上に伴う調査 T40:御成城発掘優先の調査				
	12次調査	H16(2004)年 9月27日 ～11月12日			T36、37:平瓦葺の調査 T38、39:南限東面傾斜の調査 個人住宅の調査と上に伴う調査 T40:御成城発掘優先の調査				
	13次調査	H17(2005)年 10月5日 ～H18(2006)年 1月24日			T36、37:平瓦葺の調査 T38、39:南限東面傾斜の調査 個人住宅の調査と上に伴う調査 T40:御成城発掘優先の調査		本書第5章		
	14次調査	H20(2006)年 12月22日 ～H21(2009)年 2月26日			同左 (赤澤秀則)			T41、42:北面至四郎跡の調査 下水道の立合調査 T43:加賀中村跡の調査 T44:史跡古御旗塚の調査	
	15次調査	H21(2009)年 7月13日 ～10月16日			財団法人松江 市教育文化財 調査事業団 (江川幸彦)		道路拡幅工事に伴う調査 御成城南限と東限の区別調査 瓦敷遺構2箇所、粘土長縄坑10基検出	『市13』	
	16次調査	H22(2010)年 9月1日 ～H23(2011)年 2月26日			同左		T45:南門跡から中間部間の調査		本書第5章
	17次調査	H23(2010)年 12月21日 ～H23(2011)年 4月23日			同左		道路拡幅工事に伴う工事立合調査 南門前で瓦敷遺構2基検出	『市16』	
	18次調査	H23(2011)年 3月8日 ～3月19日			財団法人松江 市教育文化財 調査事業団 (石川宗)		道路拡幅工事に伴う調査 南門前で盛地層検出		



第7図 第Ⅰ~Ⅲ期の調査区配置図

1次調査終了直後から各方面で論議され、要望されてきた。そのためには、まず土地の取得が優先課題であることから、昭和33(1958)年3月には整備に向けた史跡の一部公有地化が行われている。これと並行して整備構想の策定も⁽⁴⁸⁾行われており、公有地化後には社会学習の場所として保存するとともに、国際文化観光都市松江市の観光資源としての活用を図ることとなった。

この整備構想に基づき、昭和34(1959)年度には金堂跡・講堂跡・僧房跡の史跡整備が国庫補助事業で行われた(図版19)。具体的には、2次調査時の廃棄土が史跡内に山積みのみまとなっていたため、それを地均し整地することで基壇を整備し、合わせて基壇の外側に側溝及び通路を設置し、建物跡四隅の所在を示す標石の設置も行われた。また、各堂塔の名称を記した標石の設置と出雲国分寺跡の復元図及び説明板の設置が行われた(図版17下)。続く昭和35(1960)年9月17日には、南門跡前から南の三軒屋集落(第101図参照)に至る石敷道路(天平古道)が史跡の追加指定を受け、名称も「出雲国分寺跡附古道」に改められた(第2表2)。これにより、同年にはこの石敷道路と僧房跡、講堂跡の公有地化を同じく国庫補助事業で実施している。

この他、2次調査が実施された昭和32年度において、金堂跡周辺に散在する柱座を設けた金堂礎石を金堂跡の礎石抜き取り穴に据え直す整備が松江市の単独事業で実施された⁽⁵⁰⁾。ただし、『石田報告』に掲載されている礎石がどの位置に据え直されたのかは記録がなく、整備の詳細等も不明である。

第2節 第Ⅱ期調査と整備

昭和41(1966)年に文化庁が提唱した『風土記の丘設置要項』を受け、島根県は昭和42(1967)年度に『島根県風土記の丘設置構想』を立案し、その検討を始めた。その後、風土記の丘設置委員会を結成し更に検討を重ね、昭和45(1970)年『八雲立つ風土記の丘設置構想』として策定に至った。

この構想は、島根県に風土記の丘を設置し、貴重な歴史遺産を保護するとともに、これを芸術・教育・観光に活用し、文化財愛護思想の高揚を図ることを目的としたものである。具体的な実施事項には、茶臼山周辺の主要史跡の整備が挙げられ、その対象の1つに出雲国分寺跡も含まれていた。国分寺跡については、史跡指定地となっている主要部分の一部はすでに松江市によって公有地化され史跡整備も施されていたが、改めて環境整備を実施すると共に、これと並行して未指定地に対する追加指定の申請と公有地化も行い、少なくとも石田が提唱した方2町の寺域を史跡指定地として現状変更の防止に努めることとした。



写真2 第Ⅱ期整備後の空中写真

島根県教育委員会「昭和44年3月 八雲立つ風土記の丘設置事業報告」から引用

国分寺跡の整備を実施するにあたっては、1次・2次調査が実施されているものの各伽藍の正確な基礎線やその他細部については明らかになっていないことも多く、なによりもまず各遺構の詳細を確認するための発掘調査が必要ということとなった。この構想においては島根県教育委員会が主体となり3次・4次調査が実施されることとなる。3次調査では金堂と講堂間、講堂と僧房間に設定した調査区でこれらを繋ぐ瓦敷通路が検出された。続く4次調査では、新たに中門跡と回廊跡を確認し、塔跡は1次調査で想定した位置よりも大きく南へずれた地点に想定した。

土地の取得については、昭和44(1969)年度に南門跡と南門跡～金堂跡の間を国庫補助事業にて公有地化し、昭和45年度と翌昭和46(1971)年度には大正10年に史跡指定を受けていた私有地とその周囲の整備予定地を同じく国庫補助事業で公有地化した。

史跡の整備については、初年度(昭和45年度)に用排水路の付替と新設、史跡の中心部を通っている市道を史跡の外周へ付け替えて幅員2mの遊歩道(現在の市道四分寺3号線)とした。続く第2年度(昭和46年度)は、主要堂宇跡の整備を実施している。主要堂宇跡遺構面を保護するために盛土を施し、第1期調査で出土した2類の埴(212頁第32表)を模したコンクリートブロックを整備基礎面に敷き詰めた。礎石については自然石とプラスチック製模造石を用いての礎石補充などを行った⁽¹⁾。その他、回廊跡への盛土や遊歩道の砕石敷き、芝の植栽、排水溝整備、基礎階段整備などが実施された。その後、昭和49(1974)年度には松江市が史跡北側の遊歩道の整備、昭和54(1979)年度には島根県教育委員会が史跡南西部の広場を整備している。

この構想では、寺域の想定範囲とされた約37,800㎡の史跡指定を目指していたが、平成元(1989)年時点での史跡指定地面積は約15,930㎡であり、平成26(2014)年現在でも約18,000㎡に留まっており、目標全域の史跡指定、公有地化には至っていない。

第3節 第三期調査と整備

平成9(1997)年3月、島根県により『古代文化の郷“出雲”整備構想』が策定され、この中で出雲国分寺跡の今後の整備について、発掘調査によって寺域の確認を行い史跡の追加指定や建物復元、ガイダンス施設の設置などの方向付けがなされた。

これに基づいて、松江市は平成10(1998)年3月に風土記の丘の全体整備の一つとして、出雲国分寺跡及び周辺地域を、訪れる人が古代文化に親しめる分かりやすく魅力的な歴史公園として整備し、文化・観光の拠点とすることにより、竹矢・大庭地区の文化財を活かしたまちづくりに資することを目的とした『史跡出雲国分寺跡整備基本構想』を策定した。具体的には、寺域の確認調査を実施して史跡の追加指定を目指すとともに、史跡内で中門と回廊の建物復元を目指した。

この構想に基づき、松江市教育委員会は、平成10～22(2010)年の間、寺域の確認と中門と回廊の復元の基礎資料を得るため、6～11・13・16次調査を実施した。このうち中門跡と回廊跡の調査について、本書の第5章第3～6節でその詳細を報告する。

中門と回廊の建物復元整備の他、この構想では史跡内整備として説明板の設置と植栽が計画された。

また、史跡周辺の整備には、国分寺の復元模型によるガイダンスや出土遺物、考古資料などの展示を行う国分寺資料館と発掘調査中核基地となる埋蔵文化財調査センターを兼ねる施設、観光案内や売店、食堂などを兼ねた複合施設の設置も企画された。さらに、ミニ公園、駐車場と周辺道路の整備とそれらの設置に必要な用地取得も盛り込まれたが、建設予定地には国分寺に関連する遺構が存在することが発掘調査によって判明したため、計画の通り施設を設置することは難しくなった。

史跡指定と公有地化に関しては、7次調査において寺域北限の溝を検出した区画が平成12(2000)年度に追加指定を受け、同年度にその史跡指定地内の私有地を国庫補助によって公有地化した(第2表4)。また、8・9次調査で確認した伽藍地南東角は、平成18年度に追加指定を受けている。

第4節 開発に伴う調査と整備

前述した3つの整備構想に伴う調査と整備以外にも国分寺の寺域内やその隣接地において発掘調査や史跡指定が行われている。これらは、道路の新設や改良、それに伴う家屋の移転や上下水道の敷設といった開発に伴うものである。5・12・14・15・17・18次調査がそれにあたり、近年増加傾向にあるといえよう。この中の12・14次調査については第5章第8節、7節で報告するが、以下に開発に伴う調査を簡単に紹介しておく。

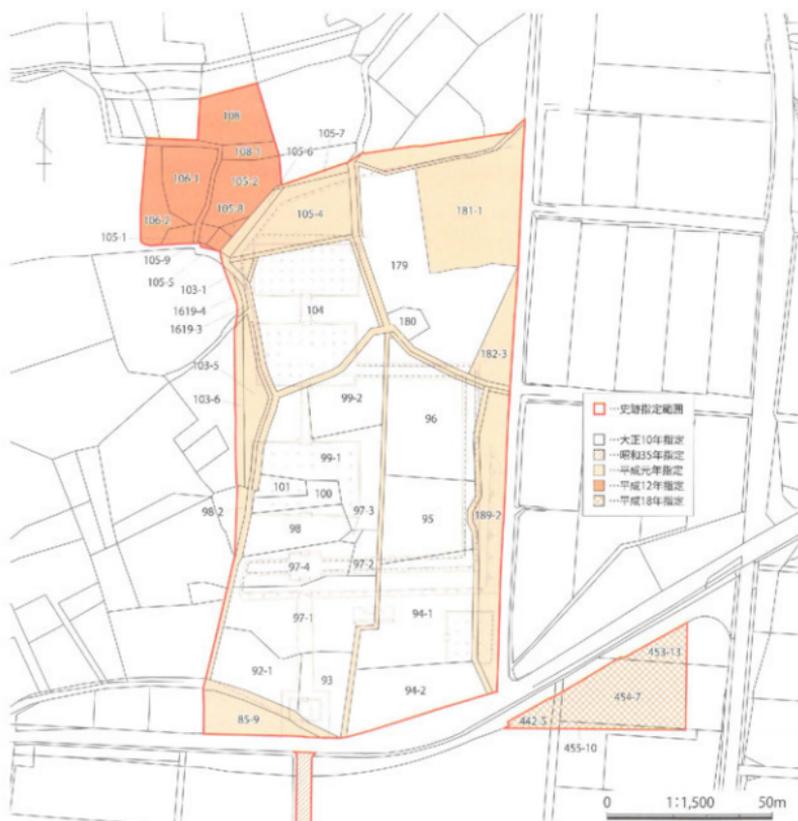
5次調査 特殊林道井ノ上と上竹穴線開設事業に伴う発掘調査である。新設を計画していた道路の起点が史跡の北西隣接部であり、平成5(1993)年度に調査を実施した。整備僧房基壇の北西角先にあたり、瓦溜(SX199302)のほか、伽藍地へ向けて流れる流跡(SD199301)を検出した。ここからは多量の瓦が出土しており、『市61』では瓦の備蓄場と報告しているが、これらは実際に僧房に葺かれていた瓦の廃絶状況と考えた方が自然である。松江市により道路用地として公有地化された土地315.66㎡については、平成12年度に追加指定を受けた(第2表5)。

12次調査 道路拡幅に伴って個人住宅の移転が必要となり、移転予定地の調査を平成16(2004)年度に国庫補助事業で実施した。遺物包含層から多数の瓦が出土した他、粘土採掘坑を検出している。多数の瓦については1次調査で確認した築地堀跡に近い地点の調査を行ったためと考えられる。本調査地をT40とし、詳細を本書第5章第8節で報告する。

14次調査 松江市公共下水道事業内竹矢町汚水管第3期工事に伴う工事立会調査である。平成20(2008)年度に史跡指定地内及び史跡の西側集落で下水道敷設工事が実施されることとなり、史跡内を縦断する管路をT43、史跡西側集落内の管路をT44として本書第5章第7節で詳細を述べる。T43では伽藍地北限の溝、南限の溝を確認した他、伽藍中核域における国分寺の整地層を確認することができた。また、T44では礎石(SS4401)や井戸(SE4407)を検出した。

15次調査 県道八重垣神社竹穴線竹矢工区地域活力基盤創造交付金(改良)事業に伴う発掘調査であり、調査結果は『市134』として報告されている。国分寺跡南辺で調査を実施し、伽藍地南限の溝と東限の溝を検出した。また、南北方向に軸をもつ瓦敷遺構を2カ所で確認した。この他、国分寺以前と考えられる粘土採掘坑なども検出している。

17・18次調査 県道八重垣神社竹矢線竹矢工区新世紀道路（生活関連）事業に伴う調査であり、平成22～23（2011）年度に調査実施し、平成24（2012）年度に調査成果をまとめた『市146』が刊行されている。15次調査と同じく国分寺南辺部の調査であり、立会調査を17次調査、本発掘調査を18次調査とした。17次調査では南門跡の前面（南側）で2面の瓦敷遺構を検出した。ここは天平古道が想定されている部分であり、2面の瓦敷は古道を補修した痕跡と思われる。また、18次調査では南門跡の南西部の調査を実施し、国分寺の整地層を確認した。



第8図 史跡出雲国分寺跡附古道の史跡指定地位位置図

第2表 出雲国分寺跡の史跡指定過程

1. 内務省告示第28号 官報第2573号(大正10(1921)年3月3日付)

名称	所在地	地番
出雲国分寺跡	鳥根朝八米野竹次村大字竹次字寺跡	92内1、93、94、95、96、97、98、99、100、101、104、179、180

2. 文化財保護委員会告示第39号 官報第10124号(昭和35(1966)年9月17日付)

名称	所在地	地番
出雲国分寺跡附古遺	鳥根朝八米野竹次村	70番の内実測3.99㎡、205番の内実測611.17㎡
茨	宇寺塚	84番/30の内実測37.45㎡、95番/1の内実測26.65㎡
茨	宇ケン口	190番/1の内実測159.67㎡
茨	宇ノ谷	199番/1の内実測164.02㎡、199番/3の内実測161.73㎡、290番/1の内実測230.38㎡
茨	宇半原	203番/1の内実測101.20㎡、298番/2の内実測201.83㎡
同	宇ノノ橋	539番の内実測92.38㎡、590番の内実測106.56㎡、591番の内実測99.12㎡、592番の内実測103.35㎡
同	宇間田	803番の内実測2.30㎡、894番の内実測3.65㎡、395番の内実測17.63㎡、596番の内実測13.42㎡、599番の内実測6.53㎡

上記地域内に介在する道路敷、水路敷及び畦畔を含む。

3. 文部省告示第36号 官報第60号(平成元(1989)年3月29日付)

名称	所在地	地番
出雲国分寺跡附古遺	鳥根朝八米野竹次村 宇寺塚	85-9、98-2、103-1、103-5、103-6、105-1、105-5、105-7、181-1、182-3、189-2、189-3、189-4

上記地域内に介在する道路敷、水路敷を含む。

4. 文部省告示第146号(平成12(2000)年9月6日付)

名称	所在地	地番
出雲国分寺跡附古遺	鳥根朝八米野竹次村 宇寺塚	105番/1、105番/2、105番/5、105番/9、105番/9、106番/1、106番/2
同	宇上竹次	108番、108番/1

上記地域内に介在する道路敷を含む。

5. 文部科学省告示第118号 官報号外第174号(平成18(2006)年7月28日付)

名称	所在地	地番
出雲国分寺跡附古遺	鳥根朝八米野竹次村 宇ケン口	453番のうち実測123.84㎡、454番のうち実測635.50㎡、455番のうち実測51.32㎡
同	宇ノ次田	442番のうち実測76.17㎡、442番のうち実測25.21㎡

第3表 史跡指定地の公有地化年度と事業区分

指定年	地番(分筆元)	公有地化年度	公有地化事業	面積㎡	指定年	地番(分筆元)	公有地化年度	公有地化事業	面積㎡
97-3(97)	昭和三十三(1953)	市庫地		16.00	85-9	昭和三十九(1918)	市庫地		264.30
99-1(99)	"	"	"	803.00	98-2	"	"	17.00	
100	"	"	"	142.00	103-1	"	"	19.00	
101	"	"	"	83.00	103-5	"	"	225.00	
104	"	"	"	1193.00	105-4	"	"	584.00	
97-1(97)	昭和三十四(1969)	国庫補助		356.00	181-1	"	"	343.00	
98	"	"	"	323.71	182-3	"	"	204.00	
92-1	昭和三十四(1970)	"	"	413.00	189-2	"	"	591.00	
93	"	"	"	242.00	1619-3	"	"	32.00	
91-1(94)	"	"	"	909.00	103-6	"	市庫地	95.00	
91-2(94)	"	"	"	459.60	105-6	"	"	26.00	
95	"	"	"	628.00	108-7	"	"	23.00	
96	"	"	"	905.00	1619-4	"	"	27.00	
97-1(97)	"	"	"	869.00	181-1	昭和三十四(1971)	国庫補助	724.00	
97-2(97)	"	"	"	95.00	合計			3,228.50	
99-2(99)	"	"	"	466.00	105-1	平成元(1990)	市庫地	52.00	
179	"	"	1,319.00	105-2	"	"	29.00		
180	"	"	72.00	103-8	"	"	2.65		
合計			9,619.71	103-9	"	"	13.00		
70-2(70)	昭和三十六(1966)	国庫補助	3.99	106-1	"	"	219.00		
84-4(84-3)	"	"	37.45	105-2	平成12(2000)	国庫補助	315.00		
85-2、-4(85-1)	"	"	26.65	108-1	"	"	79.00		
190-4(190-1)	"	"	159.67	108-1	"	"	528.36		
199-6(199-3)	"	"	164.02	108	"	"	1,347.00		
199-6(199-3)	"	"	161.73	合計			76.17		
200-3(200-1)	"	"	230.38	442-5(442)	平成18(2006)	国庫補助	123.84		
200-6(200-1)	"	"	401.20	453-12(453)	"	"	635.50		
200-6(200-1)	"	"	201.83	454-7(454-7)	"	"	51.32		
200-7(200-2)	"	"	641.17	455-10(455-7)	"	"	23.21		
200-7(200-2)	"	"	93.38	442-1の一部分	(私有地)		932.04		
200-3(200-1)	"	"	108.56	合計			18,000.27		
589-2(589)	"	"	99.12						
592-2(592)	"	"	103.35						
593-2(593)	"	"	2.50						
594-2(594)	"	"	3.85						
595-2(595)	"	"	17.63						
596-2(596)	"	"	13.42						
599-2(599)	"	"	6.53						
赤道・寺道	(市有地)		381.57						
合計			2,676.00						

※平成元年には史跡北方の赤道部米道約10㎡も指定を受けている。

註 第4章

【第1節】

- (1) 昭和 27 (1952) 年、島田正郎（明治大学名誉教授・法学博士）の提唱により設立された学術団体である。中央に集められた文献のみに依存せず、類しく地方の風土・遺物に接し、それまで重要視されてこなかった資料も総じて採集して研究すること、また、専門分野の異なる研究者の協力のもとに、1つの対象を総合的に調査・研究する方式の確立を目的とした。
- (2) 団長を瀧川政次郎（國學院大学名誉教授・法学博士）とし、考古・国分寺跡・国片趾・美術史・文献・宗教・民族・芸能・民家・社会の各班と、その他の研究調査員（地理・外来文化・甲冑・城郭）で構成された調査団により行われた。調査成果は地方史研究所編 1982 年『出雲・隠岐 総合学術調査報告』などに掲載されている。
- (3) 発掘調査が進んだ現在、石田が考えた「桑里の区画に沿った 2 町四方の規模」という点については、再検討が加えられつつある。詳細は第 6 章 2 節に掲載する。
- (4) 『石田報告』では、調査期間は昭和 31 (1956) 年 7 月 15 日から 7 月 30 日までと報告している。しかし、これは誤りであり、松江市行政文書や当時の調査記録などから実際に調査が行われたのは昭和 32 (1957) 年 8 月 14 日から 9 月 3 日までである。
- (5) 『前島報告』では、調査期間は昭和 46 (1971) 年 2 月 17 日から 3 月 25 日までと報告している。しかし、当時の調査記録をみるとこの日付以降も調査が継続されており、実測図に残された最も新しい日付が昭和 46 年 12 月 25 日付けであることから、今回はこの日付を採用した。
- (6) 島根県古代文化センターが所蔵する山本清考古資料 N01652 AP 11（本書第 16 表 11）、N01653 AP 12（第 16 表 10）、石田報告図版 5（第 16 表 3）を元として、現在の測量成果図（第 16 表 15）におおよその位置を示したものであり、正確な調査位置を示すものではない。
- (7) 島根県立八雲立つ風土記の丘が所蔵する昭和 45 年度・昭和 46 年度出雲国分寺跡発掘調査の測量成果図『出雲国分寺跡図面 I』、『出雲国分寺跡図面 II』（第 16 表 12）、『前島報告』第 1 図（第 16 表 5）を元として、現在の測量成果図（第 16 表 15）におおよその位置を示したものであり、正確な調査位置を示すものではない。
- (8) 松江市教育委員会 『昭和 34 年度 出雲国分寺跡保存整備計画案』（行政文書）
- (9) 松江市教育委員会 『昭和 34 年度 史跡山雲国分寺跡保存施設工事書類』（行政文書）
- (10) 松江市教育委員会社会教育課 『昭和 32 年 8 月 出雲国分寺址精密調査書類』（行政文書）

【第2節】

- (11) 金堂基壇には、実物の金堂礎石 16 個が使われている。具体的な位置等については第 6 章第 1 節「金堂礎石」（119 頁）に詳述した。

参考文献

- ・島根県教育委員会 1973 『八雲立つ風土記の丘設置事業報告』
- ・松江市教育委員会 1998 『史跡出雲国分寺跡整備基本構想』
- ・地方史研究所編 1982 『出雲・隠岐—総合学術調査報告』

第5章 整備基本構想に伴う調査

第1節 調査地の概略

はじめに、今回報告する発掘調査について、第4表に時系列の一覧表を掲げておく。ここで報告するのは、10次～14次・16次の6つの調査である。このうち10次・11次・13次・16次の4つの調査は、前述した史跡出雲国分寺跡整備基本構想に基づく調査であり、残る12次・14次調査については開発行為に伴う調査であるが、基本構想に基づく調査を補足するためにここで報告する。

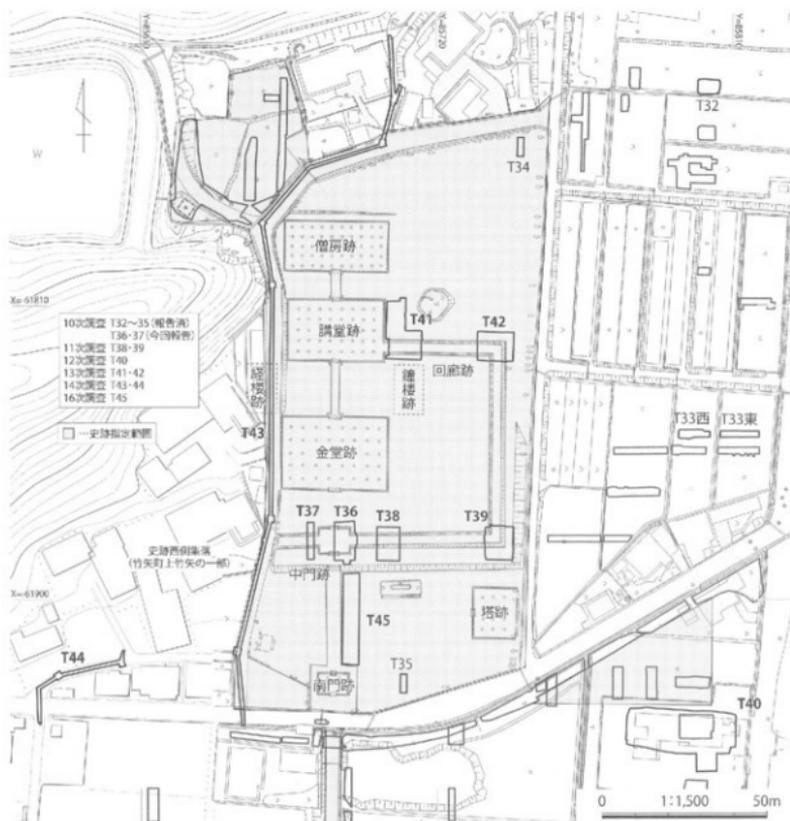
まず、整備構想に基づく10次調査（平成14年度）は、伽藍地を確認するため4カ所（T32～35）と中門・回廊跡を確認するため2カ所（T36・37）のトレンチを設定して実施した。このうち、T32～35の調査成果については、『市96』で報告済みである。今回報告するT36・37の調査では、昭和46年に実施された4次調査区を確認し、現在の測量成果図にその正確な位置を当てはめることができた。4次調査において中門基壇を想定した高まりを再確認したほか、古墳の同溝を検出した。史跡内において国分寺造営以前の遺構が検出されたのはこれが初めてのことであり、造営以前の土地利用や国分寺の遷地を考える上で興味深い成果を得ることができた。11次調査（平成15年度）は、南面東回廊跡の規模を確定することを目的とした。過去の調査で回廊跡として評価を受けた柱穴を再確認することができたが、この中には柱穴でないことが分かったものもある。13次調査（平成17年度）は、北面東回廊跡の確認を目的とした。講堂隣接部に設定したT41からは4次調査時に回廊跡として評価を受けた柱穴を再確認したが、いずれも回廊柱穴の可能性は低いことが判明した。また、回廊北東角に設定したT42では、測量成果図からするとここにあるはずの4次調査区を確認することができなかった。16次調査（平成22年度）は、現在は空閑地として整備されている南門跡から中門跡の間に調査区を設定し、中門位置の再検証を実施することとした。ここは1次調査で中門跡が想定された場所でもある。結果として建物跡や雨落溝などは検出されず、この区域に中門跡が存在する可能性は低いことが判明した。注目される遺構には、参道脇で検出された榦竿柱穴と考えられるピットがある。

次に、開発に伴う調査のうち12次調査（平成16年度）は、個人住宅移転予定地の緊急調査である。確実に国分寺に関連すると言える遺構は検出されていないものの、整地層の可能性が高い土層の堆積を確認した。この調査区からは瓦が多数出土しており、付近に1次調査で確認された築地塀の存在を想起させる。また、14次調査（平成20年度）は、下水道工事に伴う立会調査⁽³⁾である。史跡内を南北に縦断するT43からは、伽藍地外周の南限と考えられる溝や北限と考えられる溝、中心伽藍の造成状況が分かる整地層の堆積を確認した。史跡に隣接する西側集落のT44からは、土坑や礎石、井戸跡を検出した。

以上の調査成果の詳細を年次毎ではなく、関連する遺構ごとにまとめて報告を行う。即ち、中門跡関連の調査（10次・16次）を第3・4節、回廊関連の調査（11次・13次）を第5・6節、伽藍中軸域と史跡西側集落の調査（14次）を第7節、最後に伽藍地南東角先の調査（12次）を第8節で取り扱う。

第4表 発掘調査一覧

年度	回数	トレンチ	調査地区	調査期間	面積	掲載節
H14	10次	T36	中門跡	H14(2002)年10月28日～H15年2月14日	74 m ²	第3節
		T37	〃	〃	24 m ²	〃
H15	11次	T38	南面東回廊跡	H15(2003)年9月1日～同年11月28日	73.5 m ²	第5節
		T39	〃	〃	85 m ²	〃
H16	12次	T40	伽藍地南東角先	H16(2004)年9月27日～同年11月12日	342 m ²	第8節
H17	13次	T41	北面東回廊跡	H17(2005)年10月3日～H18年1月24日	148 m ²	第6節
		T42	〃	〃	99 m ²	〃
H20	14次	T43	伽藍中樞城	H20(2008)年12月22日～H21年2月26日	233 m ²	第7節
		T44	史跡西側集落	〃	37 m ²	〃
H22	16次	T45	南門跡から中門跡	H22(2010)年9月1日～H23年2月25日	140 m ²	第4節



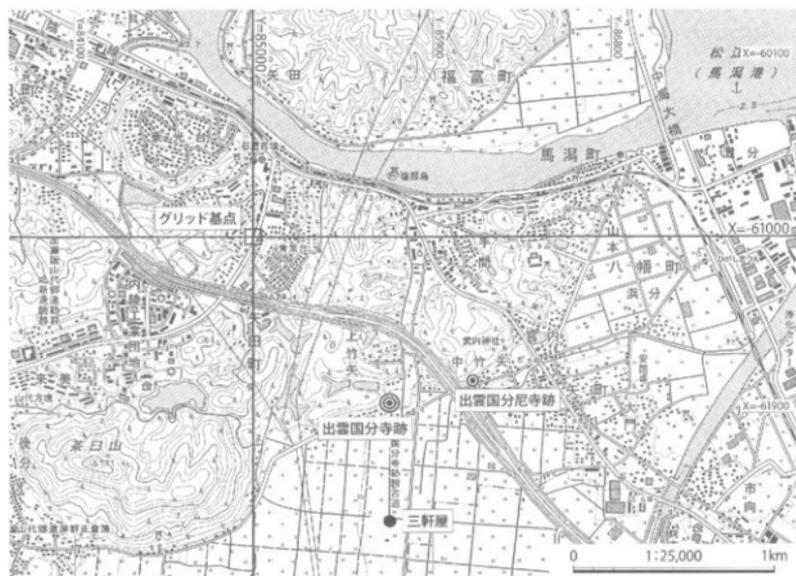
第9図 10～14、16次調査区配置図

第2節 出雲国分寺グリッドの設定

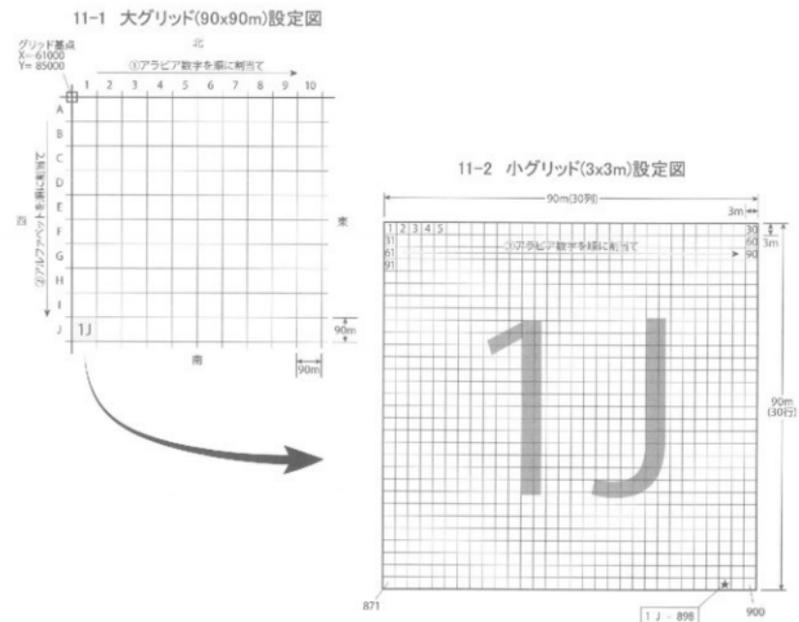
出雲国分寺跡では、昭和30年から始まった発掘調査により主要伽藍の規模や配置が確認されてきた。しかし、調査範囲や遺構が公共座標で管理されていなかったため、現在の地形測量図に過去の調査成果図を反映することができない。そこで、平成22年度の16次調査からは出雲国分寺跡から国分尼寺跡までを含めたグリッドを設定した。

設定にあたっては、世界測地系に準拠した公共座標第Ⅲ系の $X=-61000$ と $Y=85000$ の交点を基点とし、 $90\text{m}\times 90\text{m}$ の大グリッドを設定した(第11図-1)。大グリッドには起点から東へ向けてアラビア数字を付し、起点から南へ向けてアルファベットを与えた。さらに、大グリッドを 3m の方眼で900分割して小グリッドを設定し、1から900までの番号を付した。小グリッドの番号は条里の坪を数える際の並行式の数え方に倣って配置した(第11図-2)。

グリッドの呼称は、大グリッドアラビア数字、大グリッドアルファベット、小グリッド番号の順とし、大グリッドと小グリッドの間をハイフンで区分した。例えば、第11図-2における★印区画のグリッド名は1J-898となる。また、遺物の注記等にあたっては、国分僧寺はKB、国分尼寺はKNの略号を付し、小グリッドごとに上層名と出土年月日を添えて管理することとした。



第10図 グリッド基点と出雲国分寺跡の位置



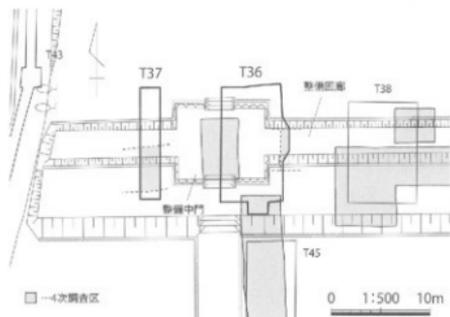
11-3 出雲国分寺・国分尼寺跡の大グリッド名称図



第 11 図 グリッド設定図

第3節 中門跡の調査(10次調査)

史跡内において中門跡として復元整備されている場所については、これまでに1次調査、及び4次調査において調査が行われており、4次調査で検出されたわずかな高まりから東西40尺(約12m)、南北20尺(約6m)の基壇が想定されている。しかし、4次調査で実施された中門跡の東西規模を確認したトレンチ調査記録が無く、柱位置なども分かっていないため不明な点が多い遺構の一つとなっている。このため、基壇規模の確認を目的として中門推定地の東側と西側にT36・37トレンチを設定した。



第12図 10次調査区配置図

A. T36トレンチ(第12図～15図)

1. 概要

T36トレンチは整備後の中門基壇東側に設定した調査区である。中門基壇規模を再確認するとともに、基壇上での遺構を確認することを目的とした。当初は南北12m、東西6mの調査区であったが、南側の一部を2×1mの範囲で拡張したため、最終的な調査面積は74㎡となっている。

調査の結果、中門基壇南辺に想定された地山の高まり、溝2本(SD3601・3602)と多数のピットを検出した。

2. 層位(第13図)

西壁A-A'で基本層序を述べる。堆積土のうち、第5層が旧耕作土層にあたり、この上面が史跡整備以前の旧地表面である。上層に堆積した1・2層が史跡整備に関連した土層、3層がトレンチの埋め戻し土、4層が旧トレンチからの排出土である。このトレンチでは国分寺造成時の整地層は確認できず、耕作により地山まで削平された状況であった。

3. 遺構(第13図)

1) 中門跡(第13図)

基壇については、4次調査で中門基壇とされた南辺は確認できたが、基壇北辺については追認できず、基壇東辺の状況は分からなかった。

検出した基壇南辺は、地山が「コ」の字状に張り出している。階段の出の痕跡なのか後世の攪乱による削り残しなのか判断できなかった。伽藍中軸線からはずれている点を考慮すれば、後者の可能性が高いとみられる。ちなみに、この張り出部の規模は南北1m、東西2.5m、高さ8.5cmである。

一方の基壇北辺は、第13図の西壁第7層が4次調査において基壇土とされたものであり、ここから基壇南辺までの幅は6.0mである。この層厚は24cmであり、上面での標高は6.4mを測る。これを基壇土とした場合、盛土の下から地山が検出されていることから整地層は無く、掘込地床等の基礎地業は行われていなかったことになる。ただし、地山直上からは17世紀初頃の肥前系陶器や同前半代の肥前系磁器が出土しており、基本的に地山まで削平されている中で、基壇土だけが削平されずに残っているものなのかという疑問がある。更に、土層の堆積を見る限りでは、第7層基壇上(新) - 第5層耕作土(古)という関係であり、直ちに第7層を基壇土と断定できる状況ではない。

基壇推定地から礎石や根石等は検出できず、ピットが十数個検出されているが柱列として並ぶものではなく、大きさも深さも不規則なことから中門に直接関連するものではない。

2) 溝 SD3601(第13図)

トレンチの北東隅部において検出した溝であり、北壁付近で直角に折れ曲がり調査区外へ向け続いている。埋土中からは瓦が出土していることや、溝の軸線が国分寺の軸線と一致していることから、国分寺に関連した遺構と考えられる。検出地点は中門推定地の直ぐ北側にあたり、中門に関係した排水のための溝か区画溝のような機能も想定される。規模は、幅1.04m、深さ23.5cm、検出面での標高は6.37mである。

3) 小ピット群(第13図)

今回の調査では、4次調査で既に検出されたものも含めて82個のピットを確認している。検出状況は、中門基壇が想定される場所では若干少なく、その北側から密に検出されている。形や深さなど様々であり、規則性も無いことから建物跡や柱列等を復元できるものではなかった。

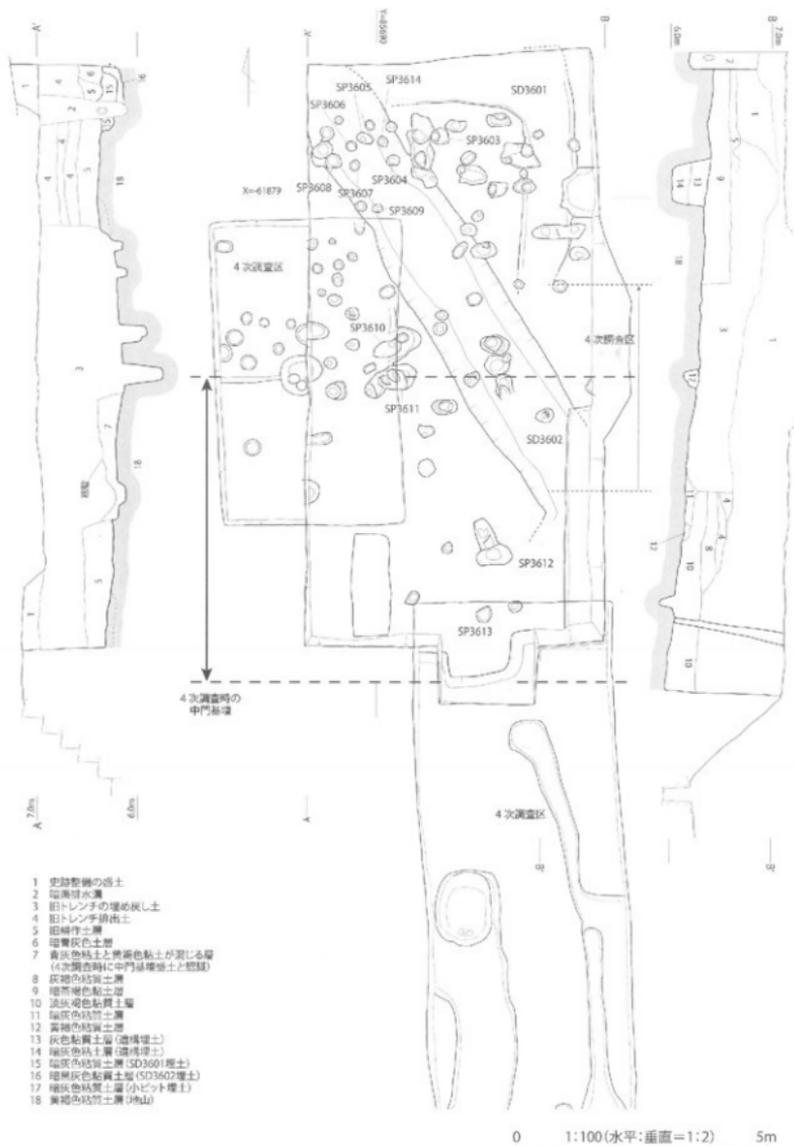
埋土に瓦を含んだものが多く、出土した瓦が特定できた11個のピット(SP3603～3613)以外にも15個のピットから瓦が出土したことが注記から判明しており、更にこれ以外にも41片の瓦がピット内出土として取り上げられている。T36から出土した719点の瓦のうち23%にあたる168点がピット内から出土したものであるが、いずれも小片のため実測できるものではなかった。

これら小ピットの性格としては、中門建築時の仮設足場の可能性があるという指摘を受けたが、断定するには至らなかった。多くのピットから瓦が出土した点を考慮すると、国分寺廃絶以降に掘られた後世のピットである可能性も考えておく必要がある。

4) 斜行溝 SD3602(第13図)

南北方向のトレンチを斜めに横切る格好で検出した溝である。国分寺の軸線とは一致せず、埋土中から円筒埴輪片が多数出土することから古墳の周溝と考えられる。隣接部に設定したT37からは、この溝と直行する位置でSD3703が検出されている。出土遺物や埋土から同じく古墳の埴溝と考えられるものであり、同一の遺構として復元した場合、一辺が約9.5mの方墳の周溝となる。史跡内で国分寺造営以前の遺構が検出されたのはこれが初めてであり、当時の地形や環境、国分寺の選地を考える上でも貴重な発見となった。溝の規模は幅1.80m、深さ最大13.2cmである。

遺物は円筒埴輪と朝顔形埴輪が主体であるが、須恵器の長頸壺と壺甕類、土師器高坏の小片なども出土している。



第13図 T36トレンチ遺構位置図

4. 遺物(第14・15図)

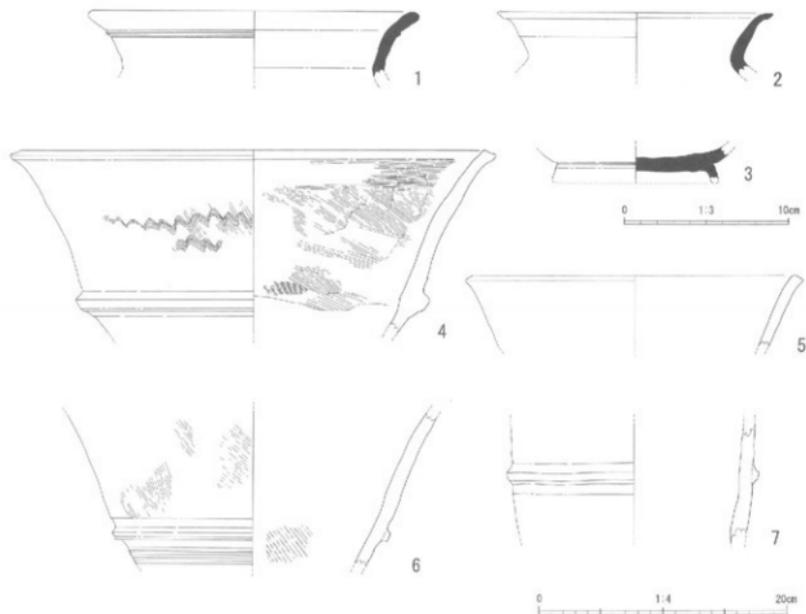
1) 小ピット群出土遺物(第14図1~3)

小ピットからは高い割合で瓦の破片が出土しているが、いずれも細片のため掲載は割愛した。

瓦以外の遺物には、土製支脚や須恵器が出土しており、このうち須恵器3点を掲載した。14-1・2は須恵器甕口縁部の破片。14-1は外面の口縁端部に近い位置に沈線が巡り、端部は丸く収める。口径20.0cm。14-2は口縁上方が強く折り曲げられ、端部に平坦な面をもつ。口径は16.7cmである。14-3は須恵器の高台付き坏である。蓋坏Cの底部と考えられ、国府第2型式(7世紀末葉~8世紀第1四半期)。底径は10.0cm。P3614から出土した。

2) 斜行溝 SD3602 出土遺物(第14図4~7)

円筒埴輪、朝顔形埴輪については全体のプロポーシオンが分かるものは無く、破片ばかりが出土しており、このうち4点を掲載した。14-4~6は口縁部の破片であり、端部に向かって大きく開くものである。14-4は口縁部外面に波状文が施されており、あまり例を見ないタイプのものである。内面にはハケメが施されている。口径は39.2cm。14-5は風化のため内外面の調整は不明。口径は27.3cm。14-6は内外面にハケメが施されている。端部を欠くものであり口径は不明。14-7は胴部の破片であり、寸胴なプロポーシオンをもつ。タガは雑に貼り付けられた印象である。



第14図 T36トレンチ出土遺物実測図(小ピット群・SD3602)

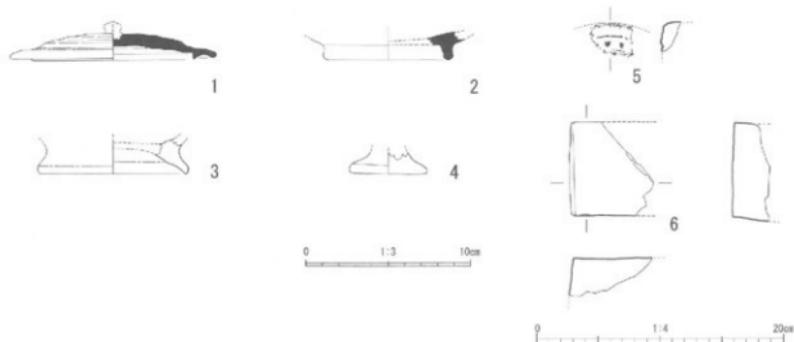
3) 遺構外出土遺物(第15図1~6)

地山直上からは17世紀初頭の肥前系陶器や同前半代の肥前系磁器が出土しており、地山面まで攪乱を受けていた。よって、遺構外から出土した遺物は一括して取り扱う。

15-1は口縁部に身受けのかえりをもつ須恵器の蓋であり、7世紀後葉の国府第1型式のもの。天井部にはつまみをもつものであろう。口径は12.6cmである。15-2は須恵器の高台付坏の破片。国府第2型式(7世紀末葉~8世紀第1四半期)のものであろう。底径は7.5cm。

15-3は土師器の足高台付坏であり、底径9.2cmである。国府第6・7形式(9世紀中葉~10世紀前半)のもの。15-4は柱状高台をもつ土師器の破片であり、国府第9・10形式(11世紀後半~12世紀後半)のもの。底径は4.7cmであり、切り離しは回転糸切りである。

瓦埴類については総数719点が出土しており、このうち530点が遺構外からの出土であった。この中から軒丸瓦と埴を掲載した。15-5は1A型式(第6章第3節参照)の軒丸瓦の破片であり、2個の珠文が観察できる。焼成は不良で灰白色を呈する。15-6は埴1A類であり、幅7.6cm、厚さ7.7cm。



第15図 T36トレンチ出土遺物実測図(遺構外)

B. T37トレンチ(第16・17図)

1. 概要

T37トレンチは、整備中門基壇の西辺推定部に設定した調査区であり、中門基壇西辺の位置と南面西回廊跡の取り付け状況を確認することを目的とした。4次調査で中門基壇西辺とされた国分寺中軸線の6m西側に縦12m×横2mの規模で調査区を設定した。しかし、中門基壇西辺は検出されず、回廊基壇や回廊柱穴も検出されなかった。

2. 層位(第16図)

古墳の周溝が掘り込まれた層を地山とし、これよりも層位的に古いものも地山に含めた。土色の記載のあるものについてはそれに従ったが、整理段階で記録写真を手掛かりに土色を決めたものについては、第16図に○付き数字で記載した。地山面の標高は6.11~6.41mであり、実測図からは整地層の有無は判断できなかった。

3. 遺構(第16図)

1) 中門基壇と南面西回廊跡(第16図)

第4層が4次調査トレンチの埋め戻し土である。中門基壇や回廊跡が推定される位置が地山まで削り取られており、その有無が確認できる状況ではなかった。また、南面東回廊跡で検出された差し渡し0.9～1.20mを測る隅丸方形や円形を呈する回廊跡の柱穴も確認されていない。ただし、このトレンチの底部幅は1.80mしかなく、柱間10尺の等間隔で回廊建物の獨立柱が配置されていることを考えると、柱と柱の間点にトレンチを設定してしまった可能性も否定できず、この調査結果をもって直ちに南面西回廊跡の存在を否定するものではない。

2) 溝SD3701・3702(第16図)

調査区の北側部分で検出した溝であり、2本の溝が重複することなく東西方向に平行して延びる。規模はSD3701が幅0.55～0.7m、深さ9.6cm、SD3702が幅0.86～0.98m、深さ22.3cmであり、検出面での標高は6.84mを測る。別々の遺構として遺構番号を付けたが、同じ土層がそれぞれの溝を覆うように堆積しており、1本の溝の底部の形状を示す可能性が高い。これらの溝の東側にはT36で検出したSD3601があり、埋土等から一連の遺構と考えられる。この性格については、排水溝か区画溝のようなものと推定される。いずれにしても溝の向きは国分寺の軸線と一致していることから、国分寺に関連した遺構であろう。溝底部での標高はSD3702が6.60m、SD3601が6.13mであり、水が流れていたとするならば、西のSD3701・3702から東のSD3601へ向けて流れていたと思われる。

遺物は出土していない。

3) 斜行溝SD3703(第16図)

トレンチを斜めに横切る格好で検出された溝である。国分寺の主軸とは一致せず、土質等からT36で検出した古墳の周溝SD3602と一連の遺構と考えられる。完掘は行わず、壁際にサブトレンチを設定して規模を確認したところ、幅2.10m、深さ0.45mであった。

遺物としては遺構検出面の埋土中から円筒埴輪の破片が出土している。

4. 遺物(第17図)

1) 斜行溝SD3703出土遺物(第17図1・2)

出土した埴輪はいずれも小片ばかりで全体のプロポーションのや法量の分かるものは無いが、2点を掲載した。17-1は円筒埴輪口縁部の破片、17-2は胴部のタガ部分の破片である。

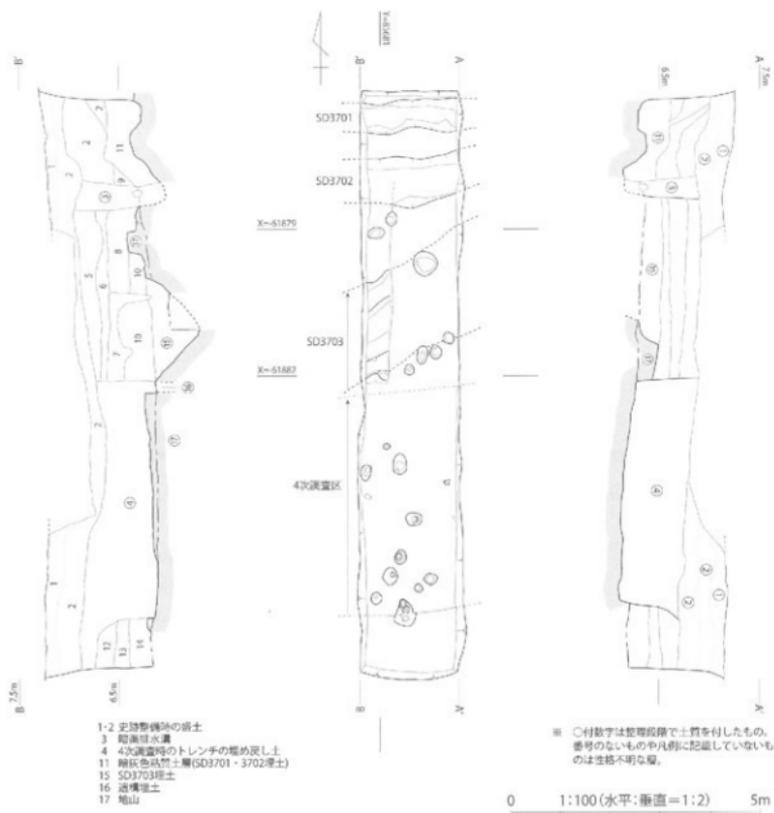
2) 遺構外出土遺物(第17図3～6)

遺物の大部分が第16図第4層の4次調査トレンチの埋め戻し土から出土したものである。瓦は総数105点が出したが小片ばかりであり、掲載は割愛した。

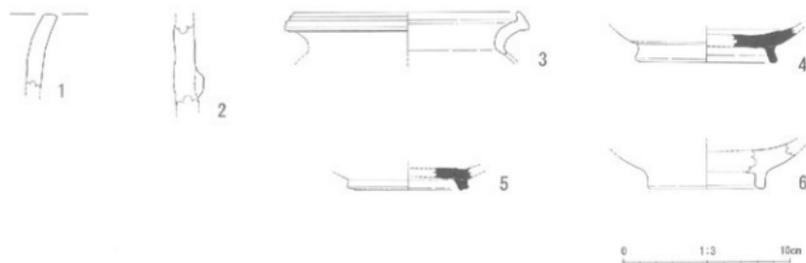
17-3は弥生時代中期末から後期前半の甕である。口径は13.4cm。

17-4・5は須恵器の高台付環である。17-4は直立する高台をもつ国府第2型式(7世紀末葉～8世紀第1四半期)、17-5は低い高台が取り付け、国府第3型式(8世紀第2四半期)以降のもの。17-4が底径8.2cm、17-5が底径6.4cmである。

17-6は14～16世紀代の中国龍泉窯の青磁碗である。底径7.0cm。



第16図 T37トレンチ遺構位置図



第17図 T37トレンチ出土遺物実測図(SD3703・遺構外)

C. 小結（第18・19図）

中門跡は、史跡整備に伴う4次調査で新たに確認された遺構であり、東西40尺（約12m）、南北20尺（約6m）の基壇が想定された。『前島報告』の遺構検出状況図には、中門跡に4本のトレンチが設定されており、3つの隅部を確認したことが分かる。この時にトレンチ名は付けられていないが、ここでは便宜的に中門北辺に設定されたトレンチを東からT1971a・T1971b・T1971c、南辺に設定されたものをT1971dと呼称し（第18図参照）、トレンチと遺構の検出状況について述べる。なお、T1971a、T1971cについては調査記録が無く、これまで調査の実態が不明だったトレンチである。

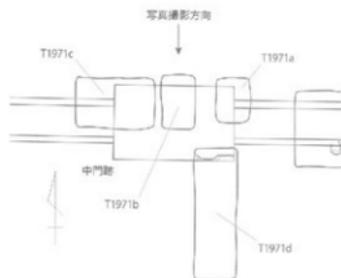
T1971aは4次調査時に基壇北東隅を確認したトレンチであり、今回調査したT36の東壁でその痕跡を確認した。しかし、このトレンチで確認されたはずの基壇北辺と基壇北東隅を再確認することは出来なかった。基壇北東隅についてはT36の更に東に位置する可能性もある。

T1971bは4次調査時に基壇北辺を確認したトレンチであり、T36でその東半分を再確認した。T36西壁セクション（第13図）の第7層が基壇土とされたものであるが、地山の削平状況や土層の堆積から考えて、これが基壇土とは断定できない状況である。

T1971cは4次調査時に基壇北西隅を確認したトレンチであり、T37でその一部を確認した。しかし、基壇北辺と基壇北西隅を再確認することは出来なかった。基壇北西隅についてはT37の東に位置する可能性もある。

T1971dは4次調査時に基壇南東隅を確認したトレンチである。T36で基壇南辺に想定された地山の高まりを再確認したが、基壇南東隅を確認することはできなかった。基壇南東隅についてはT36の更に東側に位置するものと思われる。

今回の10次調査において中門基壇南辺の一部は再確認したが、東・西・北辺は確認することができなかった。基壇隅部も再確認することができず、礎石や礎石据え付け掘り方といった遺構も不明なままである。以上、4次調査で想定された中門跡の位置については肯定も否定もできない結果となった。なお、整備中門基壇は4次調査で想定した位置に忠実に再現されておらず、2.5m北側で復元されていた。



第18図 4次調査の中門跡調査区
（『前島報告』を浄書して使用）



写真3 4次調査の中門跡調査区（© 土記の丘）
※手前がT1971b、奥がT1971d



第19図 T36・37と実際に確認した4次調査区位置図

第4節 南門跡から中門跡の調査（16次調査）

平成14年度に実施した中門跡の調査（10次調査）では、中門跡の明確な遺構を検出することができず、平成15、17年度の調査（11次、13次調査）でも明確な掘立柱の回廊跡の柱穴を検出できていない。以前から、現在の中門跡推定地から金堂基壇南辺までの距離が短く、儀式や法要を執り行うはずの金堂前の広場が非常に狭い点に疑問がもたれてきた。また、『石田報告』では、現在は空閑地として整備されている整備南門基壇から整備中門基壇の間に設定したトレンチで中門跡の存在を想定しており、この区間における中門跡の有無を検証する必要性が求められてきた。

このため、16次調査では中門跡の位置を検証するため、この区間に整備された遊歩道（伽藍中軸線上）の東側にT45トレンチを設定して確認調査を実施している。

結果として建物基壇や建物跡などは検出されず、竪竿柱穴1個（SP4501）、柱穴1個（SP4502）、炭化物の広がりが1箇所（SX4503）を検出するにとどまった。地山にまで近現代の掘削が及んでおり、遺構面の残りはあまり良いものではない。

A. T45 トレンチ (第20～29図)

1. 概要 (第20、21図)

T45 トレンチは、整備南門基壇から整備中門基壇の間に設定した東西5m、南北28mのトレンチである。中軸線上には現在遊歩道が整備されており、この遊歩道を外した国分寺中軸線の東側を調査対象地とした。調査面積は140㎡であり、国分寺グリッドではKB8J-831、8J-833から南方の8K-201、8K-202の区間である。

調査の結果、T45の北側からは4次調査時のトレンチを確認し、これと重複するように1次調査時のトレンチも検出した。また、中央よりやや南で検出した東西方向のトレンチは、『石田報告』で中門跡を想定したトレンチと考えられる。遺構は、幢竿柱穴1個(SP4501)、柱穴1個(SP4502)、炭化物の広がり1箇所(SX4503)を確認したが、中門に関連するものは検出できなかった。

なお、調査深度については中世以降の堆積層である第2層灰褐色砂質土上面までとし、地山や整地層などの確認についてはサブトレンチで対応した。

2. 層序

調査区の北側は、表土直下が地山であり、旧耕作土層や整地層は確認できなかった。8K-21～23区から下方に向けては表土層と地山の間に整備以前の耕作土層を挟んでいたが、整地層は確認していない。更に南側については旧耕作土層と地山の間に淡褐色～淡灰褐色の砂質土層（以下、中世以降の堆積層）がみられた。この層の中には12世紀までの遺物が含まれており、北では薄く南東でやや厚く堆積していた。ここでも整地層は確認できず、遺構面の残りは悪いようだ。地山の標高は、T45北端の8J-831区で5.78m、T45南端の8K-201区で5.48mである。

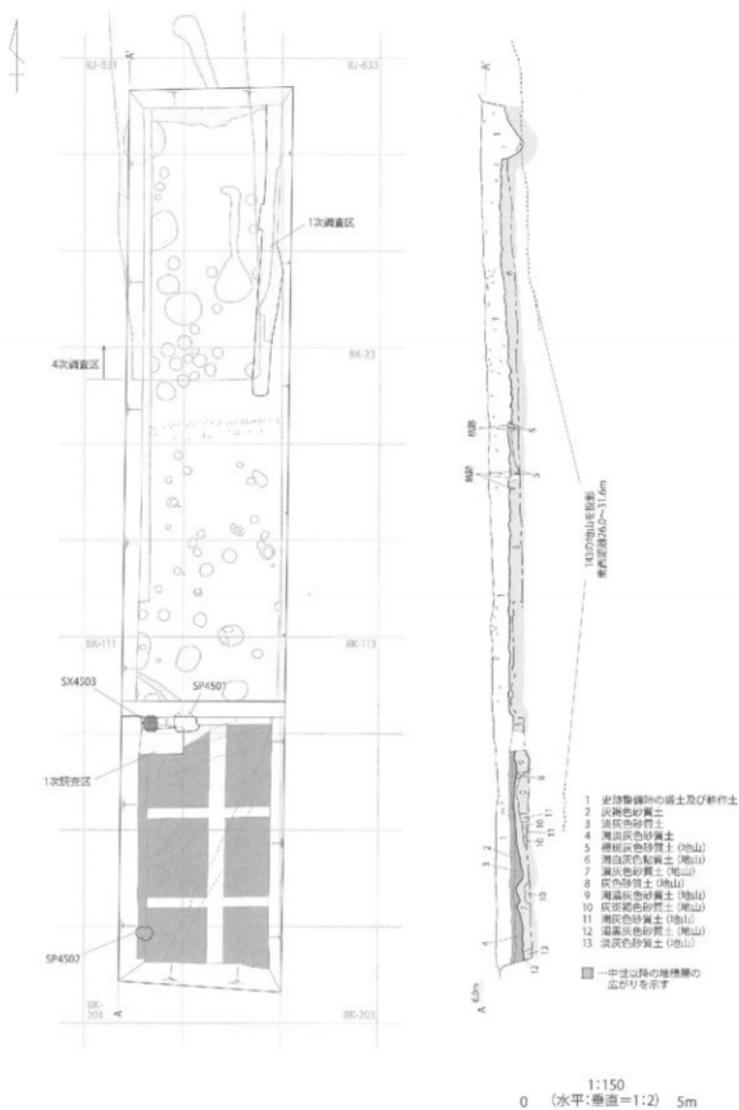
3. 遺構

1) 幢竿柱穴 SP4501 (第22図)

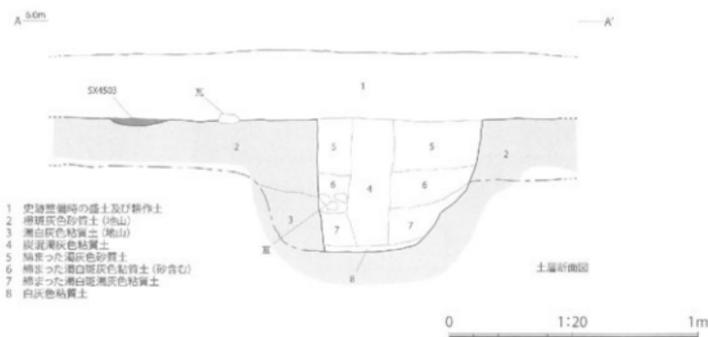
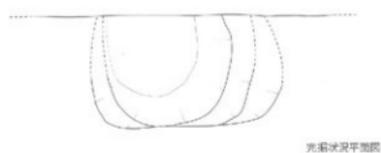
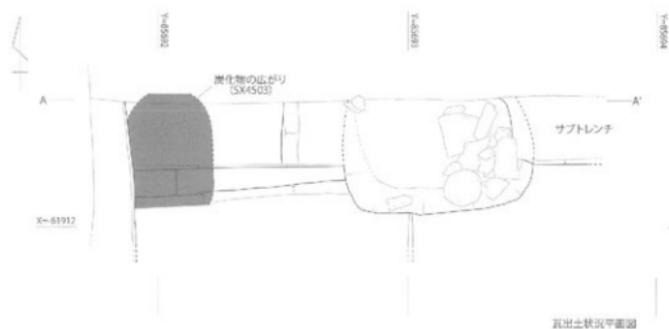
8K-111、112区から検出した柱穴であり、伽藍中軸線からは東へ4.6mの地点である。掘り方平面プランは一辺74cmの隅丸方形で、表土直下の地山面から検出しており、底部は直径34cmの円形、残存する深さは54cmを測る。サブトレンチの北壁で土層を観察すると幅16cmの柱痕(4層)が確認できた。柱穴最下層には礎板跡と考えられる締まった層(8層)があり、その上に柱を据えて3度に分けて土を入れているが、2度目に土を入れてつき固めてフラットにした面(6層上面)には瓦片が置かれ、その上から3度目の土が入れられていた。



第20図 T45 調査区配置図



第21図 T45トレンチ遺構位置図



第 22 図 幢竿柱穴 SP4501 実測図

この柱穴と対応する柱跡を探したが、調査区内では検出できなかった。参道が想定される場所の脇に単独で存在することから、幢竿柱穴とした。正確な時期はわからないが、埋土中に瓦を含むことから、国分寺と同時期のものとしておきたい。

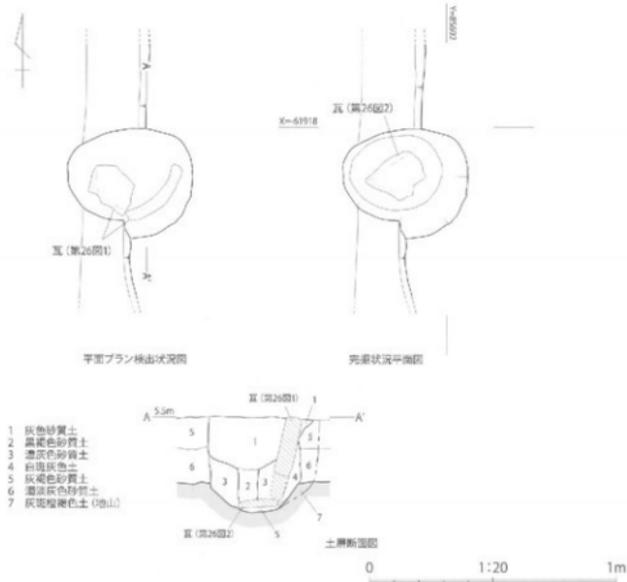
2) 柱穴 SP4502（第23図）

南門推定地北端から北へ2.1 m、伽藍中軸線から東へ3.4 mの地点で検出した。

掘り方平面プランは円形で、基模は直径44 cm、深さは38 cmである。底部の中央には20×22 cmの瓦片が凸面を上向きにして据えられていた。断面を観察すると、底に据えられた瓦から幅約8 cmの柱痕（第2層：黒褐色砂質土）が立ち上がっていたので、礎板のような役割のものと思われる。この他にも軒平瓦（26-1）が瓦当面を下向きにして柱穴内に入れられていた。SP4502は中世以降の堆積層上面から掘り込まれているので、12世紀よりも新しい時期のものである。対応する柱穴は調査区内では検出されなかったが、これを隅柱と考えれば建物跡は調査区の西側に続く可能性が考えられる。

3) 炭化物の広がり SX4503（第22図）

SP4501の西方約0.5 mの地山面直上で、炭化物の広がり SX4503を検出した。炭化物は地山面に沈みこむような状況で直径約50 cmの範囲に広がり、中心部での厚さは5 cmを超えていた。炭化物には束ねた葦のような植物繊維の方向性がみられたほか、小さな木片も混入していた。AMS法による年代測定を実施したところAD650 - 763との結果を得た（本節B参照）。



第23図 柱穴SP 4502 実測図

4. 遺物

1) 榎竿柱穴 SP4501 出土遺物 (第24、25図)

24-1は焼成が良く、瓦当面には瓦箔に浮き出た木目が顕著に反映されている軒丸瓦1B型式。24-2は軒平瓦1B型式で、焼成があまく表面は白灰色、断面は白色を呈している。24-3は軒平瓦1D型式で、焼成は堅緻な須恵質で表面は褐色、断面は灰色を呈している。凹面は糸切痕と布目圧痕で右側縁に幅2cmの面取り後、瓦当に沿って幅4cmのヨコケズリ、凸面は縦ケズリで顎面の横みケズリ、側面は縦ケズリが施されている。24-4は丸瓦の破片で、焼成があまく白灰色を呈している。25-1～3は平瓦で、25-1の凹面は糸切痕と布目圧痕、凸面は縄叩き、側面は縦ケズリが施される。25-2の凹面は風化、凸面は格子叩き1(第144～146図参照)、側面は縦ケズリが施されている。25-3は焼成があまく白灰色を呈している。凹面は糸切痕と布目圧痕で左側縁は幅0.5cm程度の縦ケズリだが、右側縁は薄いためか面取りが施されず粘土が凸状に残ったままで、狭端縁は軽いヨコケズリが施されている。凸面は格子叩き24、左側面はタテケズリ、右側面は無調整もしくは軽いタテナデで、狭端幅24.1cmを測る。25-4は道具瓦で、焼成は堅緻な須恵質で灰色を呈している。凹面は布目圧痕で側縁と端縁にケズリはみられない。凸面と側面はタテケズリが施されており軒平瓦の狭端部のようなが、狭端部の端から14cmのところで左側縁に向けた斜方向の切り込みがある。切り込みの深さは0.6～1.0cmで、凹凸両面にみられる。

2) 柱穴 SP4502 出土遺物 (第26図)

26-1は軒平瓦1A型式で、焼成は堅緻な須恵質で灰色を呈している。凹面は糸切痕と布目圧痕で両側縁は縦ケズリ後縦ナデ、凸面は格子叩き24である。瓦当面と凹面、凸面には離れ砂が付着する。全長33cm、瓦当厚7.1cm、上弦幅26.8cm、下弦幅27.6cm、弧深4.1cm。26-2は軒平瓦の一部で、焼成は堅緻な須恵質で灰色を呈するが、断面は赤褐色を呈している。凹面は糸切痕と布目圧痕で左側縁は縦ケズリ、凸面は縄目叩き後縦ケズリ、側面は縦ケズリが施されている。

3) 中世の遺物包含層出土遺物 (第27図)

27-1は弥生時代後期の甕で、複合口縁の外面には2条の擬凹線がめぐる。口径16.7cm。27-2は古墳時代の甕または持ち運び式の甕の把手。27-3は円筒埴輪の一部である。27-4～8は奈良・平安時代の須恵器で、27-4は輪状つまみが付く蓋、27-5はおそらく宝珠状つまみがつくタイプの蓋で、口径15.5cm。27-6は無高台平Aで、口径11.4cm。27-7は高台付皿の底部で、底径7.5cm。27-8は長頸壺の頭の基部である。

27-9～13は土師器の柱状高台付皿で、いずれも高台部分だけが残るものである。風化が著しいため底の糸切痕は残っていない。底径は27-11、12が最小で3.9cm、27-13が最大で4.2cmである。国府第9～10型式(11世紀後半～12世紀後半)。

4) 遺構外出土遺物 (第28、29図)

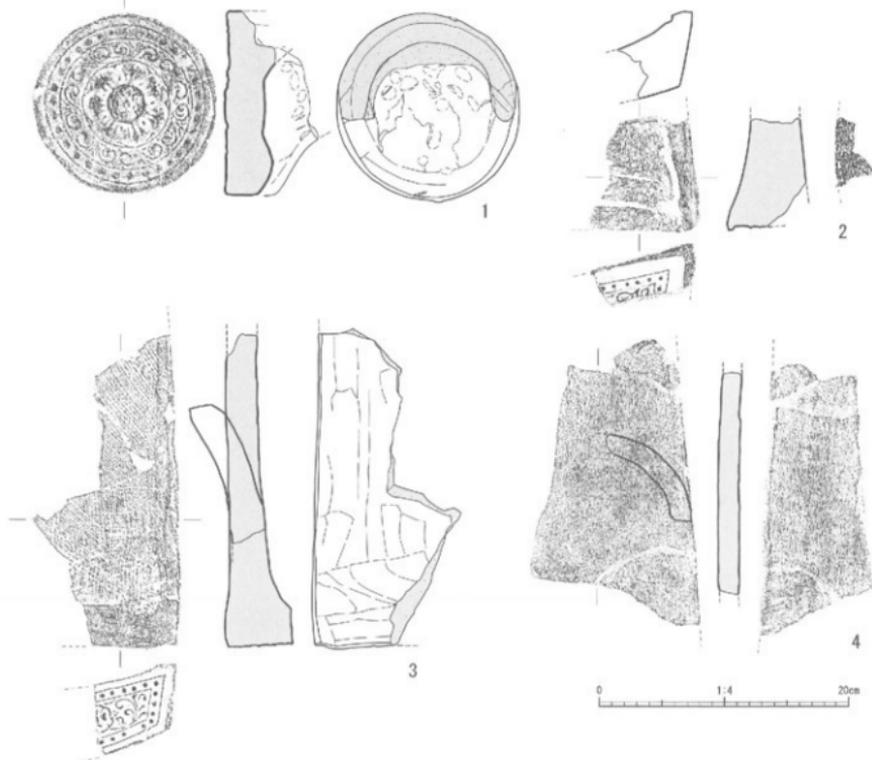
遺物のほとんどは史跡整備時の盛上及び耕作土から出土している。瓦は2,509点、埴は4点出土しているが、風化した小さな破片ばかりである。

28-1、2は弥生時代後期の甕口縁部で、複合口縁の外面には3条の擬凹線がめぐる。28-1は口径

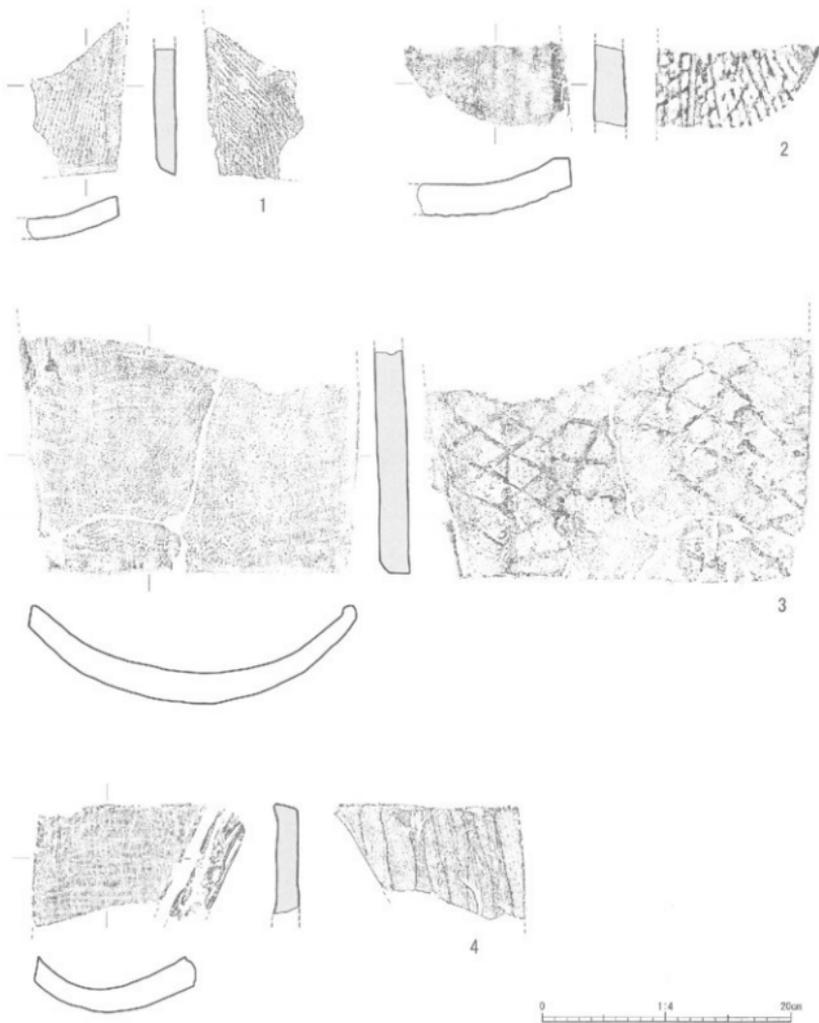
14.7 cm、28-2は口径16.8 cm。28-3は円筒埴輪である。風化が著しいため調整は不明。6次調査で整備中門周辺を調査した時に検出した古墳に関連するものと思われる。

28-4～8は奈良、平安時代の須恵器である。28-1、2は輪状つまみが付く蓋の一部、28-6、7は高台付坏の底部、28-8は長頸壺の底部、28-9は小型壺の底部である。28-6は底径7.2 cm、28-7は底径9.3 cm、28-8は底径9.0 cm、28-9は底径5.8 cm。

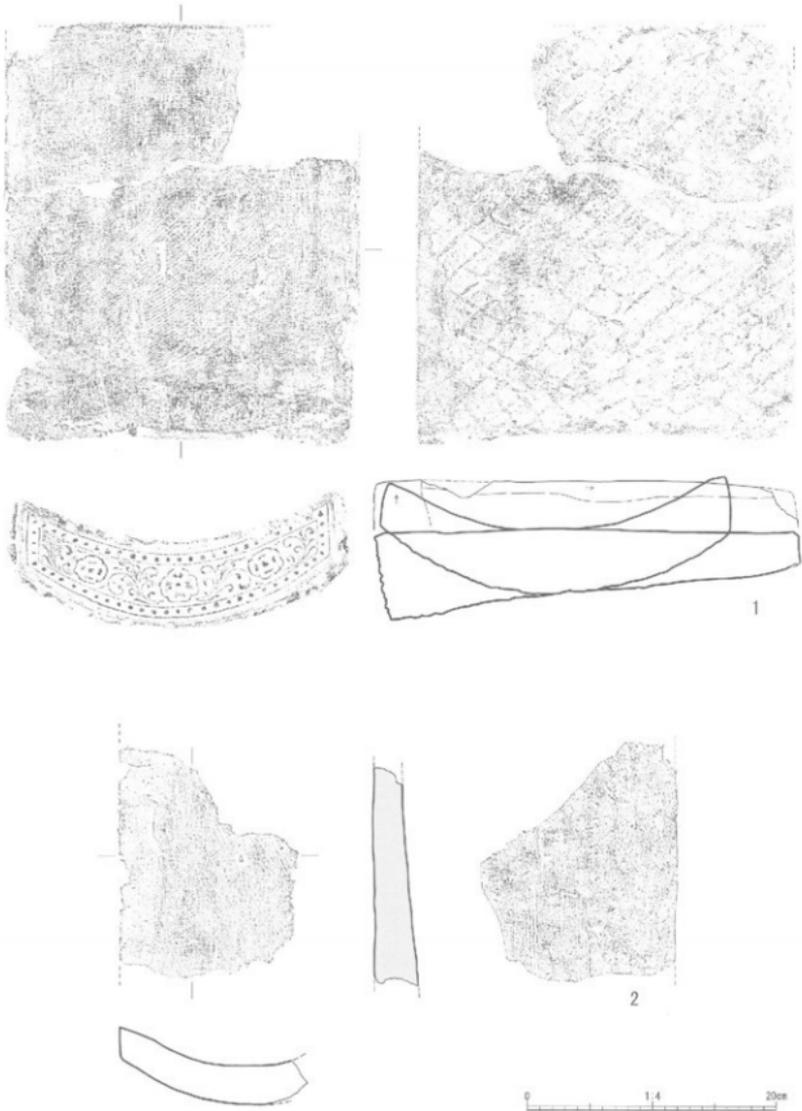
28-10～13と第29図は瓦埴類である。28-10は軒丸瓦1A型式で焼成良好な須恵質である。28-11は軒丸瓦2型式、28-12は軒丸瓦3型式で焼成不良、28-13は軒平瓦1D型式であり、焼成が良く灰色を呈している。29-1、2は平瓦である。29-1は焼成が悪く凹面は風化し凸面は平行叩きが施されたもの、29-2は焼成が良く凹面は糸切痕と布目圧痕、凸面は縄叩きが施されている。29-3～5は埴である。29-3は焼成があまく淡灰白色を呈するもので3面が残存しているが、風化が著しいため調整は不明である。29-4、5は焼成良好な須恵質で、灰～濃灰色を呈している。29-4は3面が残存するもので各面ともケズリが施されており、その内一面はケズリ後にナデで滑らかに仕上げられている。29-5は2面が残存するもので両面とも比較的滑らかなケズリが施されている。



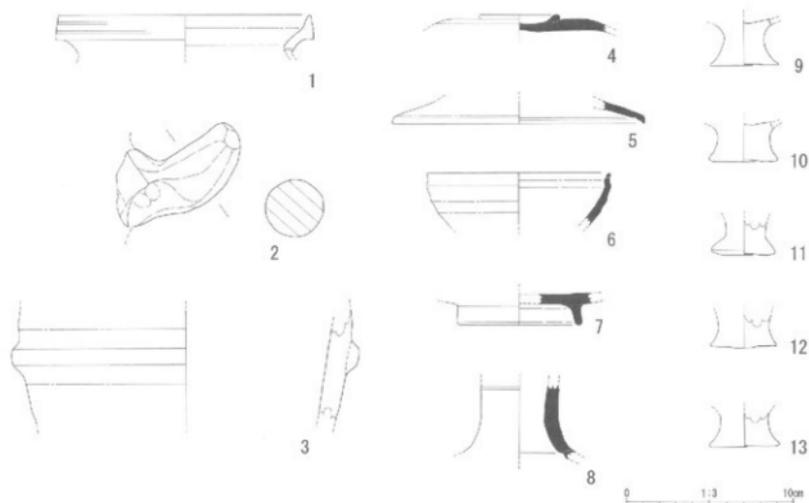
第24図 T45トレンチ出土遺物実測図1 (SP4501)



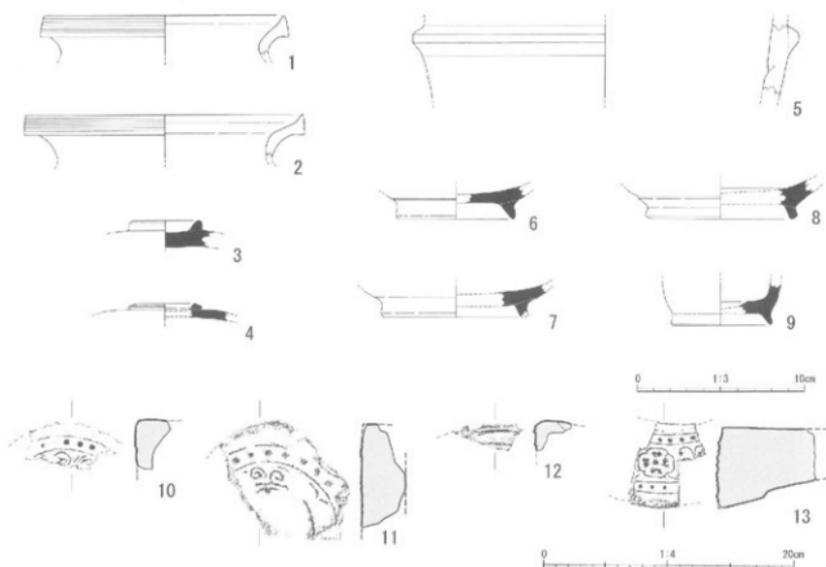
第25図 T45トレンチ出土遺物実測図2 (SP4501)



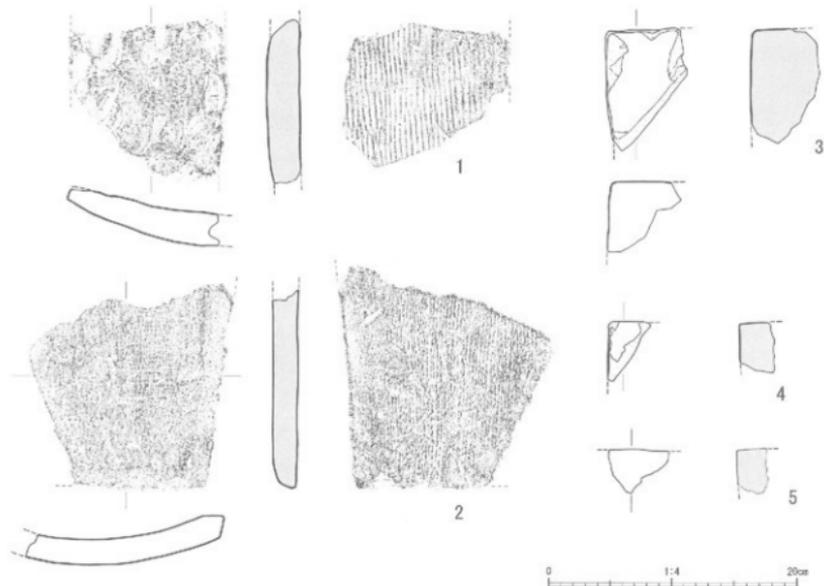
第26図 T45トレンチ出土遺物実測図3 (SP4502)



第27図 T45トレンチ出土遺物実測図4（中世の遺物包含層）



第28図 T45トレンチ出土遺物実測図5（遺構外）



第29図 T45トレンチ出土遺物実測図6（遺構外）

B. ^{14}C 年代測定（第30～31図）

1. はじめに

出雲国分寺跡は、島根県東部松江市南東部の意宇平野を臨む微高地上に立地する。本報は、史跡出雲国分寺跡において検出された炭化物の広がりSX4503の年代を明らかにするために、文化財調査コンサルタント株式会社が公益財団法人松江市スポーツ振興財団（埋蔵文化財課）からの委託を受け実施した ^{14}C 年代測定の調査報告書である。

2. 試料について

第30図に示す地点で採取された試料の提供を受けた。現地観察では「植物遺体が集中した部分」とされ、提供を受けた試料は（炭化）木片であった。試料の詳細は、測定結果と共に表5に示す。



第30図 試料採取地点位置図

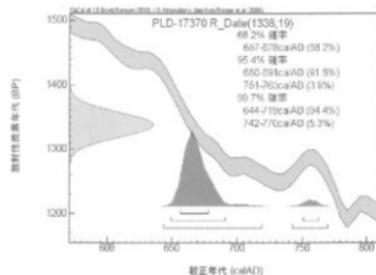
3. 年代測定方法

前処理として、塩酸による酸洗浄を行った。測定にはタンデム型イオン加速器を用い、年代計算の半減期としてリビーの値（5568年）を用いた。暦年代校正データはINTCAL09(Reymer et al., 2009)を用いた。校正にはOxCal ver. 4.15 (Bronk Ramsey, 2009)を用いている。また、校正に必要な補正年代値として補正年代ではなく、暦年代校正年代を用いている。

4. 年代測定結果

測定結果を表5に示す。また、暦年代校正結果を図31に示す。

表5には測定年代、($\delta^{13}\text{C}$) 補正 ^{14}C 年代、暦年代校正年代、暦年代の4種類の年代値を示してある。測定年代は、従来は実年代として用いられてきた値である。 ^{14}C 濃度が環境、時代にかかわらず常に一定であるという仮定の下に、リビーの半減期(5568年)を用いて計算した値である。($\delta^{13}\text{C}$) 補正 ^{14}C 年代は、 ^{14}C 濃度が環境により変動することから、 $\delta^{13}\text{C}$ を測定し、 $\delta^{13}\text{C} = -25\text{‰}$ に規格化した ^{14}C 濃度を求め、算出した年代値の1桁を5年あるいは10年単位で丸めた物である。暦年代校正年代は、 $\delta^{13}\text{C} = -25\text{‰}$ に規格化した ^{14}C 濃度を求め、



第31図 暦年代校正結果図

第5表 AMS年代測定結果

試料 No.	種別	重量 (g)	測定年代*1 (yrBP \pm 1 σ)	$\delta^{13}\text{C}$ (‰)	暦年代校正年代 (yrBP \pm 1 σ)	補正年代*2 (yrBP \pm 1 σ)	暦年代校正年代		測定番号 (PLD-)
							1 σ 暦年代範囲	2 σ 暦年代範囲	
1	炭化材	0.4356	1369 \pm 19	-26.83 \pm 0.13	1338 \pm 19	1340 \pm 20	AD657-678 (68.2%)	AD650-691 (91.5%) AD751-763 (3.8%)	17370

*1 $\delta^{13}\text{C}$ 補正無年代 *2 $\delta^{13}\text{C}$ 補正年代

算出した年代値であり、補正 ^{14}C 年代の元の値である。暦年代校正には、この値を用いている。上記の年代は、いずれも西暦1950年からさかのぼった年代値で示してある。

一方前述の様に暦年代は、INTCAL09を用いて、OxCal 4.15により算出・校正したものである。

5. 年代測定値について

木材はその性格上、形成層直下（最外層）の細胞（年輪）が最も新しく、中心に向かって古くなる。一般的な樹木でも数十年は生育していることから、得られる年代は中心部と縁辺部で数十年は離れることになる。

考古学的に期待される年代は伐採年（あるいはこれに近い年代）であり、最外層から得ることができる年代である。したがって、木片を試料とした場合、期待される年代が得られた年代値より数十年の幅で新しくとも、矛盾の無い結果と言うことができる。

今回得られた年代値は2 σ でAD650-763年（3 σ :AD644-770年）の範囲である。試料が木片であったことを考えると、伐採年はAD650年（あるいはAD644年）より新しいことになる。

引用文献

- Bronk Ramsey, C. (2009) Bayesian analysis of radiocarbon dates. *Radiocarbon*, 51(1), 337-360.
- Ohseki n. (2004)
- Reimer, P. J., Baillie, M. G. L., Bard, E., Bayliss, A., Beck, J. W., Blackwell, P. G., Bronk Ramsey, C., Buck, C. E., Burr, G. S., Edwards, R. L., Friedrich, M., Grootes, P. M., Guilderson, T. P., Hajdas, I., Heaton, T. J., Hogg, A. G., Hughen, K. A., Kaiser, K. F., Kromer, B., McCormac, F. G., Manning, S. W., Reimer, R. W., Richards, D. A., Southon, J. R., Talamo, S., Turney, C. S. M., van der Plicht, J., & Weyhenmeyer, C. E. (2009). IntCal09 and Marine09 radiocarbon age calibration curves, 0-50,000 years cal BP. *Radiocarbon*, 51(4), 1111-1150.

C. 小結

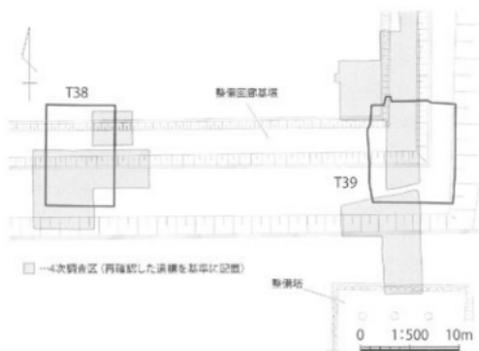
T45は、南門跡から中門跡の間に設定したトレンチである。ここでは、これまでに1次調査と4次調査においてトレンチ調査が実施されている。1次調査の成果をまとめた『石田報告』には詳細な説明はなされていないが、図版26に白線で囲んだ柱列が「中門址」として掲載されている。しかし、この調査区は航空写真(図版4)には写っているが平面図(図版5)には記載がなく、その正確な位置は分からなかった。今回の調査においてこれらのトレンチの痕跡を確認し、測量成果図上にその位置を示すことが可能となった。8K-111・141区で検出した1次調査区(第21図)が『石田報告』での中門想定地にあたるが、今回の調査ではこの時の柱列を追認することは出来なかった。

遺構としては、柱穴2個(SP4501、4502)と炭化物の広がり1箇所(SX4503)を確認した。このうちSP4501は国分寺期の柱穴と考えられるものである。建物を構成しない独立柱穴であり、参道推定城の脇にあることから幢竿柱穴と判断した。また、SP4502については、南門跡の北側に堆積した11世紀後半～12世紀後半の遺物を含む包含層の上から掘り込まれたものであった。検出地点に国分寺に関連した建物を想定することが難しい点からすれば、この頃には国分寺はその機能を失い別の建物が建っていたとも考えられるが、検出したのは柱穴1個だけであり、今後の調査に期待するところが大きい。

この他、参道推定地付近における地山の標高を確認することができたことは成果であった。調査区北側の地山標高が5.78m、28m離れた南側が5.48mで、その比高は0.3mを測り、 $0^{\circ}36'50''$ の傾斜角であることが分かった。整地層は確認しておらず、後世の造成で削平されていることも考慮に入れる必要があるが、金堂-講堂区間、講堂-講堂区間と比べると傾斜は緩く、平坦な面として造成されていることが分かる。一方、17次調査では、南門跡の南方8mの地点で天平古道へ繋がる2面の瓦敷通路を検出した(『市146』)。その標高は上面の瓦敷が標高4.6～4.7m、下面が標高4.4～4.5mであり、T45調査区南側の地山前とは0.78mの比高差をもつ。南門を境として伽藍域は一段高く造られていたことが判明した。

第5節 南面東回廊跡の調査(11次調査)

中門基壇の確認を目的として T36・T37 の調査を実施したが、その規模や南面西回廊の取り付け状況など不明な点が残る結果となった。このため、平成15(2003)年度は南面東回廊跡の規模を確定し、その取り付け状況から中門の規模を推定することとし、4次調査で回廊と判断したトレンチの再発掘を目的として T38・T39 を設定した。



第32図 11次調査区配置図

A. T38 トレンチ (第33・34図)

1. 概要

南面東回廊推定地に設定した南北10.5m、東西7mの調査区であり、伽藍中軸線からは13m東側の位置にある。調査の結果、4次調査で回廊跡とされたピット3個(SP3808～3810)、溝2本(SD3811・3812)、獨立柱建物跡1棟(SB3801)を再確認した。調査範囲の大部分が過去の調査区の再発掘となっているが、以下で新しい知見を交えて報告する。

2. 層位(第33図)

堆積土のうち、第3層が史跡整備以前の耕作土層であり、この上に堆積した1～2層が整備時の造成土となる。第8層が地山であり、この直上に盛られた第7層が国分寺の整地層である。過去に実施された4次調査では、国分寺の機能面に当たる整地層上面ではなく、一層下の灰白色粘質土の地山まで掘り下げて遺構の検出作業が行われていることが今回の調査で判明した。このため、検出された当時の遺構は総じて浅いものとなっている。

3. 遺構(第33図)

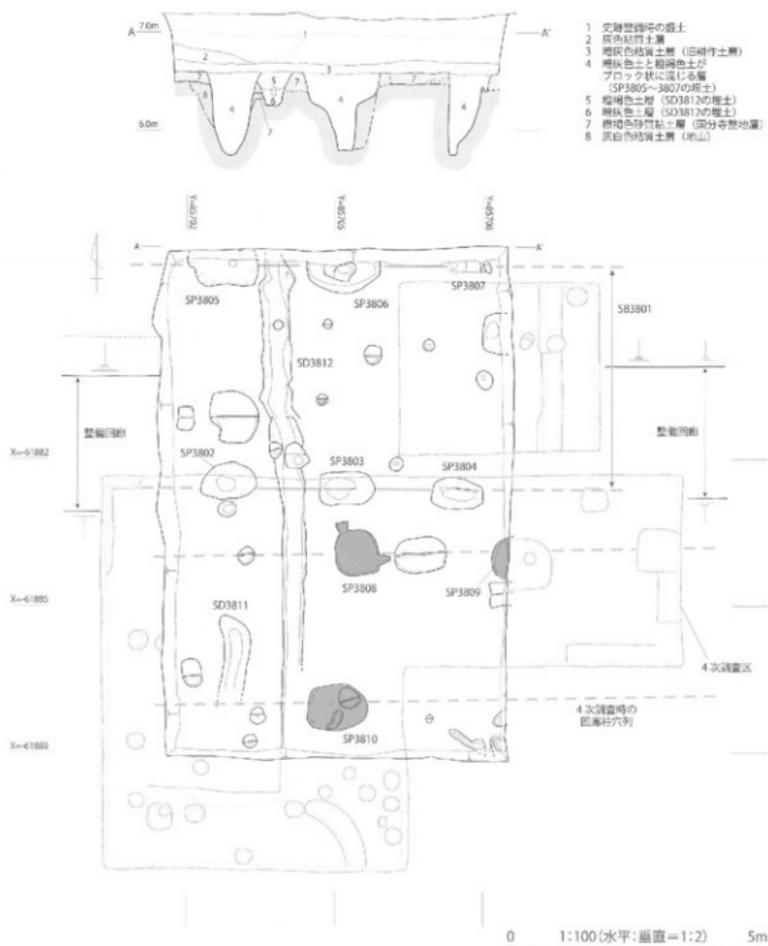
1) 南面東回廊跡(第33図)

過去の調査で回廊跡の柱穴とされたのはSP3808～3810の3個のピットである。これらは、0.9m～1.2mの径をもつ規模の大きなものであり、柱間寸法は桁行(SP3808～3809間)、梁間(SP3808～3810間)共に3.0m(約10尺)である。この柱間寸法からすると、SP3808の西側、SP3810の東西側についても柱穴の検出は可能であるが、4次調査時には検出されておらず、今回の調査でも確認できなかった。これら回廊跡の柱穴とされているピットは深さが5.0～5.5cmしかなく、後世の攪乱によって消滅した可能性やピットの底部が精査を行った地山にまで達していなかった可能性も考えられよう。

2) 南北溝SD3812(第33図)

調査区の中央やや西側を南北に縦断する格好で検出された一直線に伸びる溝である。埋土には国分寺関連の瓦49点を含み、その主軸は伽藍中軸線と並行であることから国分寺に関連した遺構と考え

で問題ない。規模は幅57～60cm、深さ34cm、長さ10mであり、更に調査区外となる南と北に続いて
ている。溝の南側については4次調査で検出されており、溝の西壁が直角に曲がり西方へ向かって延
びている状況が確認されている。また、北方延長線上は整備金堂基壇の東辺とほぼ一致する。立地や
規模から区画溝、あるいは排水溝といった性格が考えられる。⁽⁶⁾



第33図 T38トレンチ遺構位置図

3) 溝 SD3811(第33図)

南北方向に向けて延びる浅い溝であり、4次調査で発掘されたものを再確認した状況である。規模は幅47～53cm、深さ最大7.0cm、検出できた長さは1.5mであるが、本来はもう少し長いものだったと思われる。再発掘にもかかわらず、埋土中からは遺物が出上っている⁽¹⁷⁾。

4) 近世建物 SB3801(第33図)

4次調査では、北壁下から東西方向に一直線に並ぶ柱穴(SP3802～3804)が検出されており、今回の調査では、更に北側からこれに対応する柱穴3個(SP3805～3807)を検出した。現状での規模は桁行2間で柱間は2.25m、梁間は1間で4.50mである。いずれも柱穴の平面は楕円形を呈し、長軸1.1～1.6m、深さ80～84cmである。遺物が出土していないため時期は不明であるが、先述した国分寺期の南北溝SD3812を掘り込んでいることや回廊跡とされた柱穴の深さが5cmほどだったのに対し、この柱穴は深いもので84cmを測ることから、国分寺の機能面が削平された後に掘り込まれた新しい時期の掘立柱建物跡と考えられる。ちなみに、出雲国府跡隣接地のSB01、山代郷南新造院(四王寺)⁽¹⁸⁾跡のSB02や松江城下町遺跡(殿町279番地外)地点のSB03やSA04⁽¹⁹⁾などで同様の長楕円形の平面形や深さを有する柱穴が検出されており、いずれも江戸時代のものとして報告されている。

4. 遺物(第34図)

1) 南北溝 SD3812 出土遺物(第34図1～4)

34-1は有段式の丸瓦の破片である。焼成は良好で須恵質のもの。34-2は平瓦の破片であり、凸面成形は縄叩きである。焼成は良好で須恵質のもの。34-3は埴であり、厚さ7.7cmを測る。色調は灰色を呈し、焼成は良好で須恵質のものである。

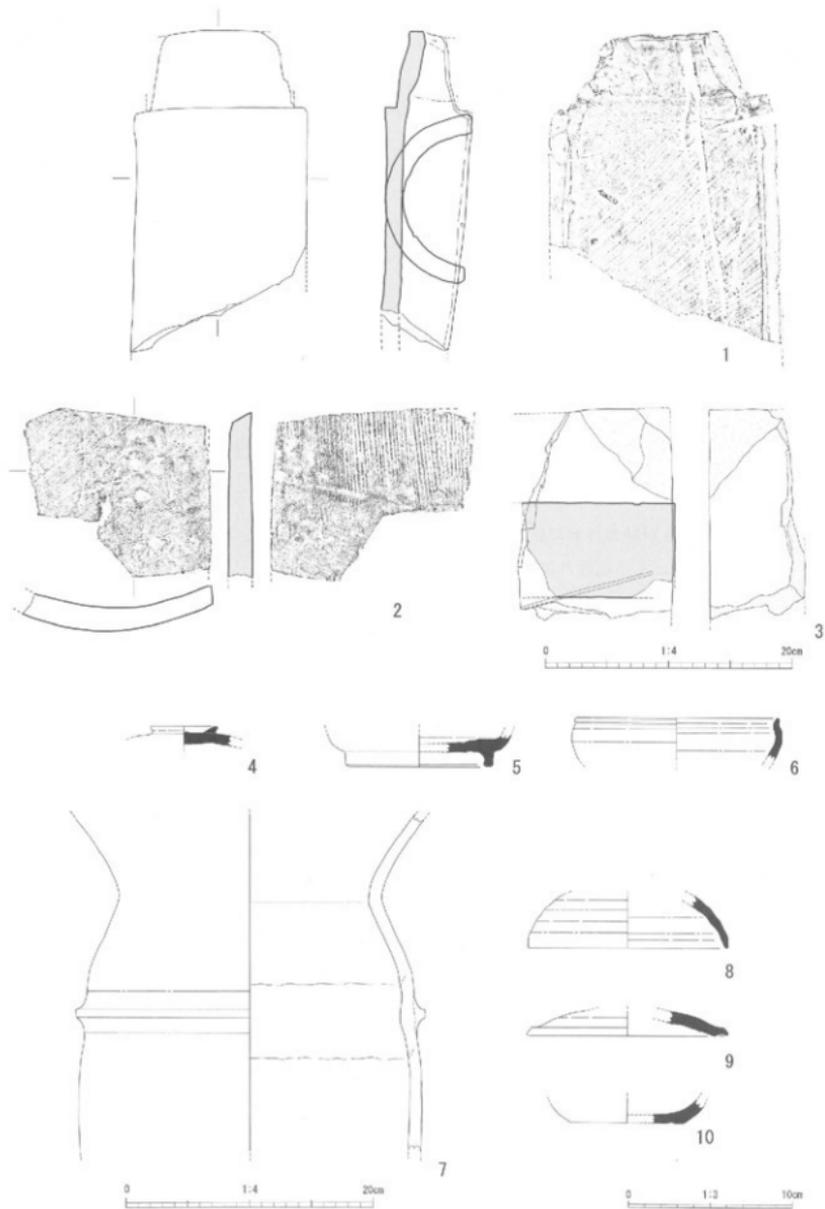
2) 溝 SD3811 出土遺物(第34図4～6)

須恵器3点を掲載した。34-4は輪状つまみをもつ蓋の破片。国府第1・第2型式(7世紀後葉～8世紀第1四半期)。つまみ部の径は3.9cm。34-5は直立する高台をもつ坏底部の破片であり、底部の切り離しは回転糸切りである。国府第2型式(7世紀末葉～8世紀第1四半期)。底径8.6cm。34-6は体部が内湾気味に立ち上がり、口縁部にくびれをもつ坏口縁部の破片である。形態の特徴から無高台のものと考えられ、国府においては第2型式～第5型式(7世紀末葉～9世紀前葉)で見られる口縁形態をもつ。口径は11.1cm。

3) 遺構外出土遺物(第34図7～10)

34-7は朝顔形埴輪の胴部から口縁部にかけての破片である。タガ部分での胴部径は27cmを測る。この埴輪についてはSD3812から出土した可能性も考えられる⁽¹⁷⁾。

34-8は古墳時代の須恵器坏蓋の破片である。口径は12.2cm。34-9は口縁部内側に身受けのかえりをもたない蓋口縁部の破片である。国府第4型式(8世紀第3～第4四半期)で出現するS字状口縁のもの。復元口径は12.5cm前後。34-10は無高台の坏身であり、底部の切り離しは回転糸切りである。立ち上がりに丸みをもつことから、無高台坏Aの底部であろう。国府第2型式～第5型式(7世紀末葉～9世紀前葉)。底径は7.0cm。これらの須恵器はいずれも旧トレンチの埋め戻し土からの出土である。



第34図 T38トレンチ出土遺物実測図(SD3812、SD3811、遺構外)

B. T39 トレンチ (第 35 ~ 38 図)

1. 概要

南面東回廊跡の南東角に設定した南北 10m、東西 8.5m の調査区であり、伽藍中軸線からは 45m ほどの距離である。

調査の結果、4 次調査で検出されたピット 13 個 (SP3901 ~ 3913) を再確認することができた。このうちの 4 個 (SP3901 ~ 3904) が回廊跡の柱穴とされたものである。こうした遺構以外にも溝 2 本 (SD3917・3918)、性格不明の落ち込み (SX3919) と複数の小ピットを検出した。なお、瓦溜⁽¹³⁾ (SX3920) を検出したが、新しいものであるため遺構の説明は省略し、遺物は遺構外出土遺物として扱った。

2. 層位 (第 35 図)

基本的な層位を A - A' で説明する。堆積土のうち第 5 層が史跡整備以前の旧耕作上層であり、これより上層の第 1 ~ 4 層が整備の造成土となる。第 8 層の上面が国分寺の遺構面となり、その標高は 6.10m 前後である。実測図に地山の表記が無い⁽¹⁴⁾ため整地層の有無は分からない。

3. 遺構 (第 35 図)

1) 回廊南東隅部と SX3919 (第 35 図)

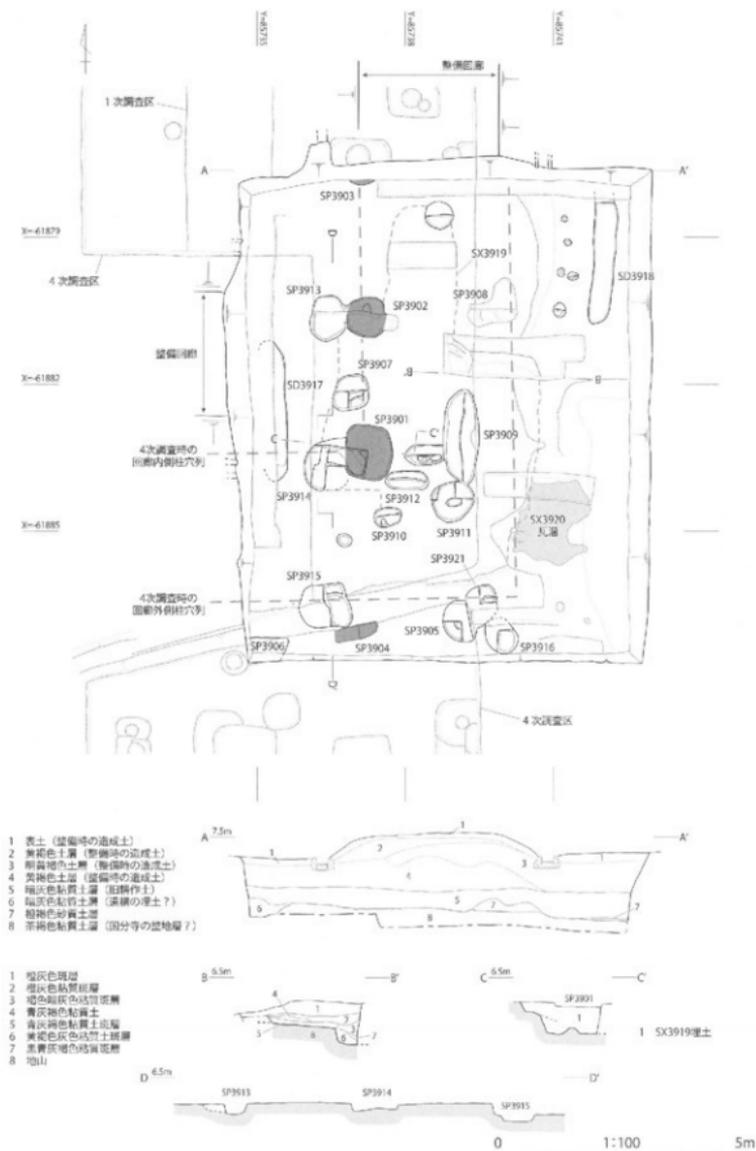
4 次調査で回廊跡の柱穴とされたのは SP3901 ~ 3904 であり、このうち SP3901 ~ 3903 が回廊内側の柱穴列、SP3904 が回廊外側の柱穴とされている。今回の調査でもこれらの柱穴を確認したが、SP3901 ~ 3903 に対応する回廊外側の柱穴列は検出できず、これまで回廊外側の柱穴とされていた SP3904 は形態から柱穴ではないことが判明した⁽¹⁵⁾。このように回廊外側の柱穴列は全く確認できなかった。また、SP3901 と重複する性格不明の遺構 SX3919 を検出した。この SX3919 は不整形な平面形であり、東西が 1.3 ~ 4.1m、南北が 7.3m 以上の規模をもつ。地山を直角に掘り下げた後、暗灰色粘土・暗褐色粘上・灰白色粘土がブロック状に混ざった粘土で埋め戻されており、深さは最大で 0.95m である。埋土中からは国分寺関連の瓦や須恵器と共に江戸時代以降の土師質の甕罏も出土している。変則的な遺物はこの 1 点だけであり、他の遺物は残りも良いことから調査段階での混入の可能性もあるが、仮に SX3919 が江戸時代以降のものであった場合、重複する SP3901 との新旧関係は SP3901 (新) - SX3919 (古) であり、SP3919 は回廊の柱穴にはなり得ない。

以上、今回の調査によってこれまで回廊の南東隅の柱穴列とされてきた 4 個の柱穴 (SP3901 ~ 3904) のうち 1 個 (SP3904) は柱穴ではなく、1 個 (SP3901) は回廊の柱穴としては疑わしい結果となっている。

2) 南北溝 SD3917・3918 (第 35 図)

南北方向に並行して延びる溝であり、溝と溝の間隔は 6.28m である。規模は SD3919 が深さ 5.2 cm、SD3918 が幅 45 cm、深さ 1.4 cm 前後の浅いものであり、溝底部での標高は SD3917 が 5.973m、SD3918 が 5.761m である。

この 2 つの溝は、回廊推定地を挟んで並行に延びることから調査段階では回廊の雨落溝の可能性が指摘されている。しかし、これが雨落溝であるならば、SD3917 は回廊内側柱穴列に沿うように直角に折れ曲がっているはずであるがそうではなく、これらが 4 次調査で想定した回廊の雨落溝となる可能性は低い⁽¹⁶⁾。



第35図 T39トレンチ遺構位置図

3) その他のピット (第35図)

調査区からは回廊の柱穴とされた SP3901～3904 以外にも多数のピットが検出されており、その性格が分からないものも多いが、ここでまとめておく。

今回検出したものの中で確実に柱穴と判断できるのは、SP3913、SP3915、SP3916 である。また、柱穴の可能性のあるものとしては SP3905、SP3914、SP3921 があるが、これ以外のものについては柱穴として疑問が残るものであり、SP3908 については後世の攪乱であることが分かっている。柱穴として評価できるものうち SP3913 - 3914 - 3915 は伽藍中軸線と同じ方向で 10 尺の等間隔で並んでいる。過去の調査ではこの先に並ぶ柱穴は確認されておらず、掘立柱建物跡とするならば桁行ではなく梁行となる可能性が考えられる。

4. 遺物 (第36～38図)

1) SX3919 出土遺物 (第36図1～6)

瓦は5点出土しているが小片のため実測できるものではなく、ここでは須恵器5点と土師質の焔炉を掲載した。36-1・2は国府第4型式(8世紀第3～第4四半期)で出現するS字状口縁のもの。口径は36-1が12.4cm、36-2が12.0cm。36-3・4は高台付坏である。36-3低い高台が取り付けられており、国府第3型式(8世紀第2四半期)以降のもの。36-4は体部が直線的に立ち上がるもので、底部端に近い位置に低い高台が貼り付けられている。口径/底径の外傾指数は11.2であり、国府第4型式(8世紀第3～第4四半期)の範疇に入るもの。法量は36-3が底径9.4cm、36-4が口径15.8cm・底径11.2cm・器高5.6cmである。36-5は無高台の坏身底部の破片であり、切り離しは糸切りである。立ち上がりに丸みをもつことから、無高台坏Aの底部であろう。国府第2型式～第5型式(7世紀末葉～9世紀前葉)。底径は7.7cmである。

36-6は土師質の焔炉である。近世以降のものであろう。底径は30.0cm。

2) その他のピット出土遺物 (第37図1～4)

37-1・2はSP3907との注記がある須恵器であるが、このピットについては4次調査で完掘されており、切り合い関係にあるSX3919から出土したものである可能性が高い。37-1は国府第4型式(8世紀第3～第4四半期)で新出する高台付皿Aである。外反しながら立ち上がる口縁をもつ。口径18.0cm・底径12.0cm・器高3.5cmである。37-2は無高台の坏底部の破片であり、切り離しは糸切りによる。立ち上がりに丸みをもつことから、無高台坏Aの底部であろう。国府第2型式～第5型式(7世紀末葉～9世紀前葉)。底径は8.4cm。

37-3はSP3909から出土した須恵器の高台付坏であり、底径は10.0cmのもの。低い高台をもち、底部の切り離しは回転糸切りである。これ以外にもSP3909からは平瓦7点が出土している。

37-4はSP3916から出土した土師器の甕である。なで肩で外反する口縁をもち、体部外面が縦方向のハケメ、内面にはヘラケズリが施されている。口径は21.8cmである。

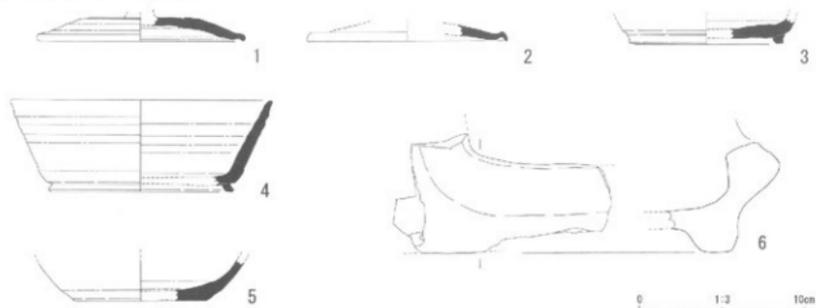
3) 遺構外出土遺物 (第38図)

大部分が第5層の耕作土中から出土した。38-1～5は須恵器である。38-1は輪状つまみをもつ坏蓋で国府第1・2型式(7世紀後葉～8世紀第1四半期)のもの。つまみ部径は5.0cm。38-2は体部

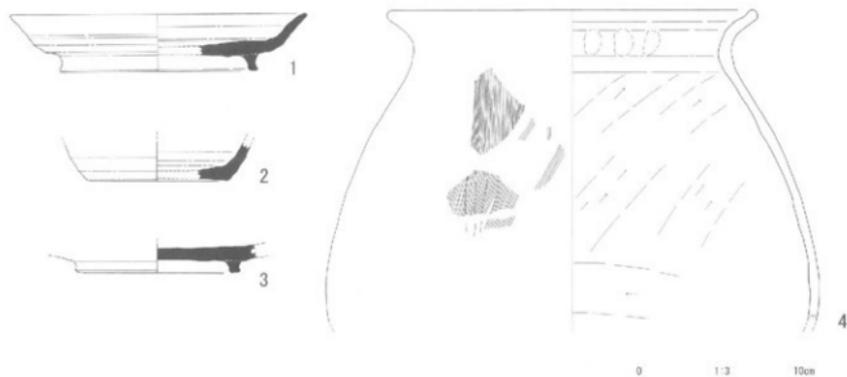
が内湾気味に立ち上がり、口縁部にくびれをもつ坏口縁部の破片である。形態の特徴から無高台のものと考えられ、国府においては第2型式～第5型式（7世紀末葉～9世紀前葉）で見られる口縁形態をもつ。口径は13.5cm。38-3・4は直立する高台が貼り付けられた高台付坏。国府第2型式（7世紀末葉～8世紀第1四半期）のものであろう。底径は38-3が7.8cm、38-4が8.0cm。38-5は無高台皿であり、切り離しは回転糸切りによる。国府で一般的に見られるのは国府第3～6型式（8世紀第2四半期～9世紀後葉）である。口径15.0cm・底径8.0cm・器高2.1cm。

38-6は朝鮮王朝産陶器碗であり、見込み部分と高台畳付けに砂の目痕が付く。16世紀代のものであろう。底径は3.3cm。

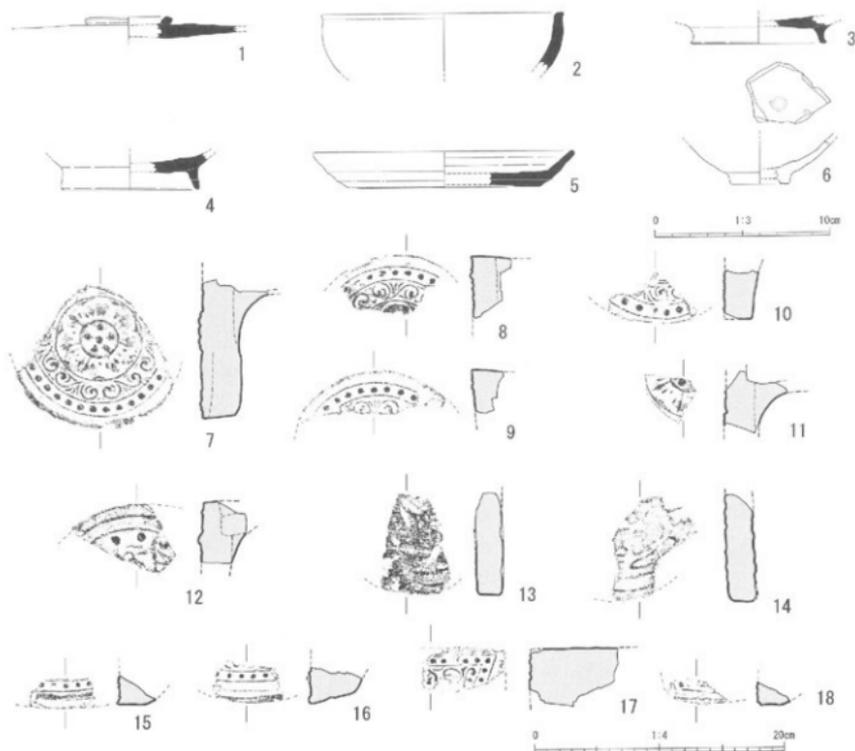
瓦は軒瓦12点全てを掲載した。38-7～14は軒丸瓦である。38-7～11は第1型式、38-12～14は第3型式である。38-15～18は軒平瓦である。38-15～17は第1型式、38-18は第1型式か第2型式のものである。



第36図 T39トレンチ出土遺物実測図1(SX3919)



第37図 T39トレンチ出土遺物実測図2(その他のピット)



第38図 T39トレンチ出土遺物実測図3(遺構外)

C. 小結 (第39図)

南面東回廊跡の11次調査では、4次調査で回廊跡の根拠となった柱穴のうち7個を再確認した。内訳はT38がSP3808～3810の3個、T39がSP3901～3904の4個である。

まず、回廊南東隅に設定したT39から検出した4個のビットについて考えてみたい。今回の調査は、SP3901～3903に対応する回廊外側の柱穴列の検出も主目的の一つであった。しかし、綿密な精査を行ったにもかかわらず、これらに対応する回廊外側の柱穴列は検出できなかった。また、SP3901の下には近世以降の煤炉を含む性格不明の遺構SX3919があり、SP3901については回廊柱穴の可能性が疑わしい結果となった。更に、従来は回廊外側柱穴とされていたSP3904は形状から柱穴でないことが判明した。

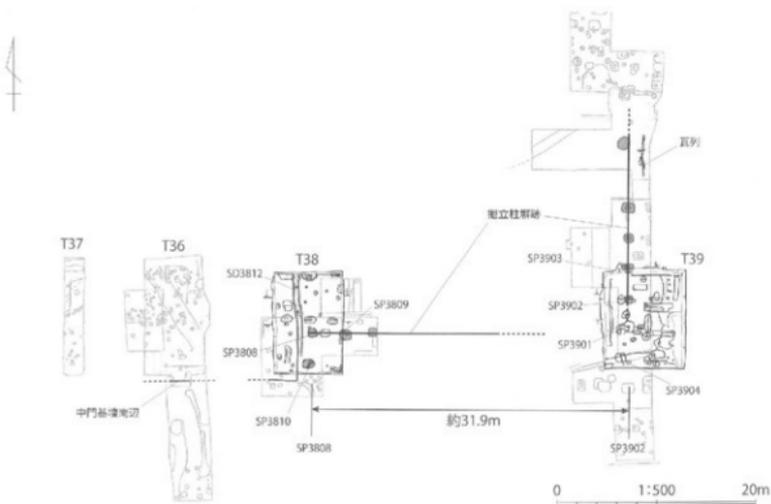
次に、T38については大部分が4次調査の調査区と重なっているが、回廊外側柱穴とされたSP3810

の東側の未調査地で新たな柱穴の確認を目指した。しかし、ここでも連続する回廊外側柱穴列は確認できなかった。

このように、今回の調査では明確な南面東回廊の位置を特定することはできず、回廊の取り付け状況から中門の位置を推定する当初の目的も達成できていない。南東隅に限ってみれば回廊外側の柱穴列が無く、単廊掘立柱の回廊跡として良いのか疑問が残る結果となっている。それでも回廊内側柱穴列はほぼ同じ形状と規模のものが等間隔に配置されている（第39図）。検討の結果、掘立柱扉による遮蔽施設が存在した可能性も出てきた。また、掘立柱建物ではなく、礎石立ちの回廊も想定に入れておく必要があるとの結論に達した。

この他、注目に値する遺構にT38から検出したSD3812がある。南北方向に一直線に伸びる溝であり、埋土には国分寺関連の瓦類を多く含み、その方位は伽藍中軸線と並行する。溝の北側延長線は金堂基壇の東辺にあたり、金堂周辺部の排水に係わる溝の可能性がある。溝の南端は西壁が直角に曲がり西方へ向かって延びており、T36で検出した地山削り出しの中門基壇南辺と一致する（第39図）。明確な遺構が無く、中門跡の特定はできないが、掘立柱柱穴列やこうした溝が中門推定地へ向かって続いている事実から、中門跡の位置を『前島報告』の中門推定地と理解することは可能である。

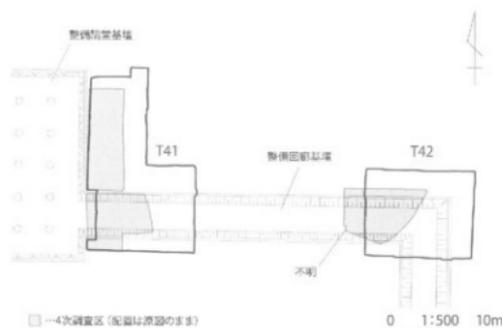
最後となるが、未報告ながら4次調査では伽藍中軸線に則した溝が複数検出されている。今回詳細な検討を加えることができなかったが、遺構の残りの悪い史跡の南側については、基壇等の検出は期待できず、国分寺の遺構の配置や機能を考えていく上でこうした溝の位置付けは、今後重要になってくるものと考えられる。



第39図 4・10・11次調査区の合成図

第6節 北面東回廊跡の調査(13次調査)

中門及び回廊の建物復元を目的とした遺構確認調査を平成14(2002)年度から実施しているが、これまで実施した南面回廊跡の調査では、これらに関連した明確な遺構は検出できなかった。このため、平成17(2005)年度は講堂跡へ取り付く北面東回廊跡の調査を実施することとなり、講堂跡の東側取り付け部にT41トレンチ、回廊跡の北東コーナーにT42トレンチを設定して実施した。いずれの調査区も4次調査で設定



第40図 T41・42調査区配置図

されたトレンチの再調査を主眼にしたものである。しかし、ここからも明確な回廊柱穴を検出することは出来ていない。また、T42調査区については、ここにあるはずの4次調査時のトレンチを確認することができなかった。

A. T41トレンチ(第41～44図)

1. 概要

T41は、復元講堂基壇東側取り付け部に設定したL字形の調査区で、南北長18m、北側の幅6m・南側の幅11mである。4次調査で検出されたビット11個(SP4101～4111)を再確認するとともに、新たなビット11個(SP4112～4122)と土坑1個(SK4123)を検出した。この他、自然流路(NR4124)、性格不明の集石遺構(SX4125)、溜池状の窪地(SX4126)といった遺構も検出しているが、NR4124は国分寺造営以前の自然流路、SX4125については石材の中に五輪塔の空風輪を含んだ後世のもの、SX4126は昭和の遺物を含んだ現代の耕作に関連したものであることから本文中での説明は省略する。

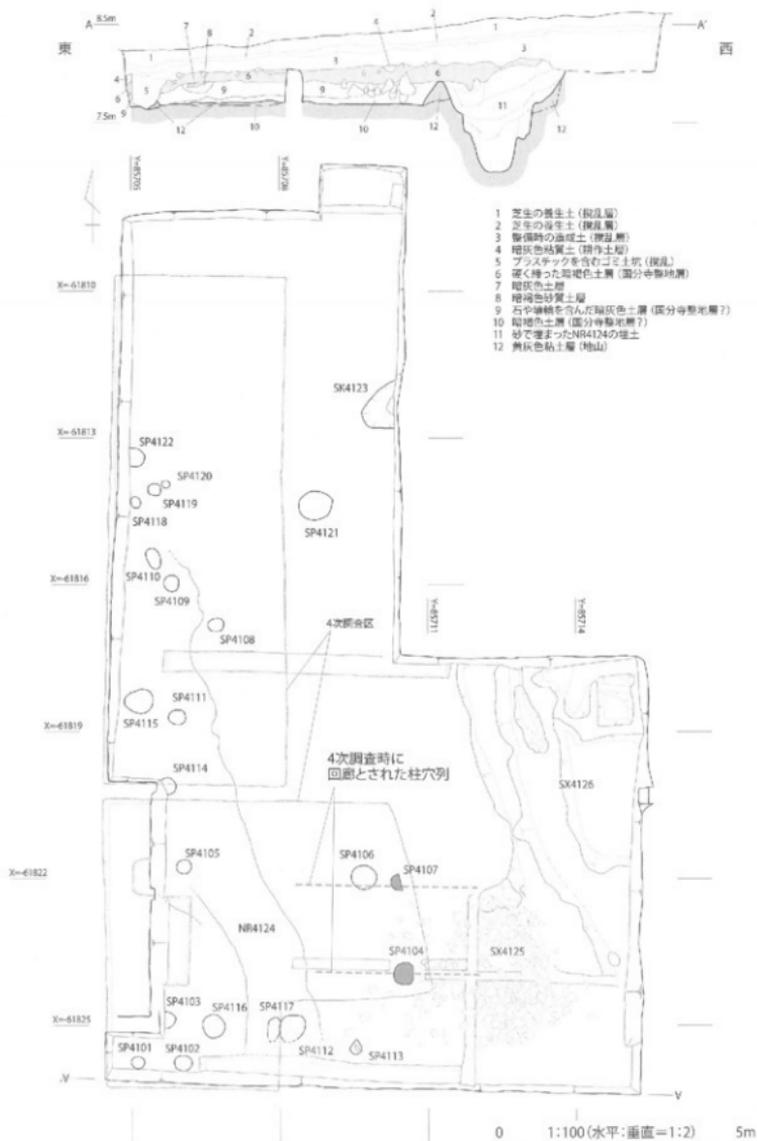
2. 層位(第41図)

T41の南壁で土層堆積状況を見ると、当調査区内における地山は標高7.67m付近で検出しているが、第6層の整地層が存在するため、遺構面の標高は7.90m付近となる。この地山と整地層の間には、石と共に埴輪片が出土する9・10層が堆積しているが、これは付近に存在した古墳が壊されて国分寺が造成されたことを示すものと思われ、整地層の範疇に入るものであろう。6層の整地層上面は濁っており、攪乱による削平を受けている部分もみられることから、国分寺が機能していた当時の遺構面はもう少し高い位置に存在していたものと思われる。

3. 遺構(第41図)

1) ビットと北面東回廊跡(第41図)

調査の結果、回廊基壇に関連した高まりは確認できなかったが、ビット22個(SP4101～4122)を確認した。いずれのビットも円形で、直径は20～60cm程度の小規模なものばかりであった。SP4108、4114、4115、



第41図 T41トレンチ遺構位置図

4116、4122からは、瓦、土師器の細片が出土している。

さて、過去の調査において回廊跡柱穴とされたのは回廊外側柱穴 SP4107 と回廊内側柱穴 SP4104 である。ただし、回廊跡の桁行き及び梁間が 10 尺（約 2.97m）とされていたにもかかわらず、両者の間隔は 2m しかない。今回確認されたピット中で伽藍中軸線から直角方向のライン上に位置し、なおかつ、この尺度に見合うものとして SP4106 と SP4116 をあげることができる。ただし、いずれも規模は 0.5m ほどであり、南面東回廊で検出した差し渡し 0.9 ～ 1.2m を測る隅丸方形や円形を呈する回廊跡の柱穴と比較すると規模が小さい点など回廊跡の柱穴列とは断言できない状況である。

4. 遺物（第 42 ～ 44 図）

ここでは、遺構外から出土した遺物を一括して扱う。42-1 は僅かに複合口縁の名残がある土師器の甕であり、古墳時代中期のもの。口径は 14.2 cm。

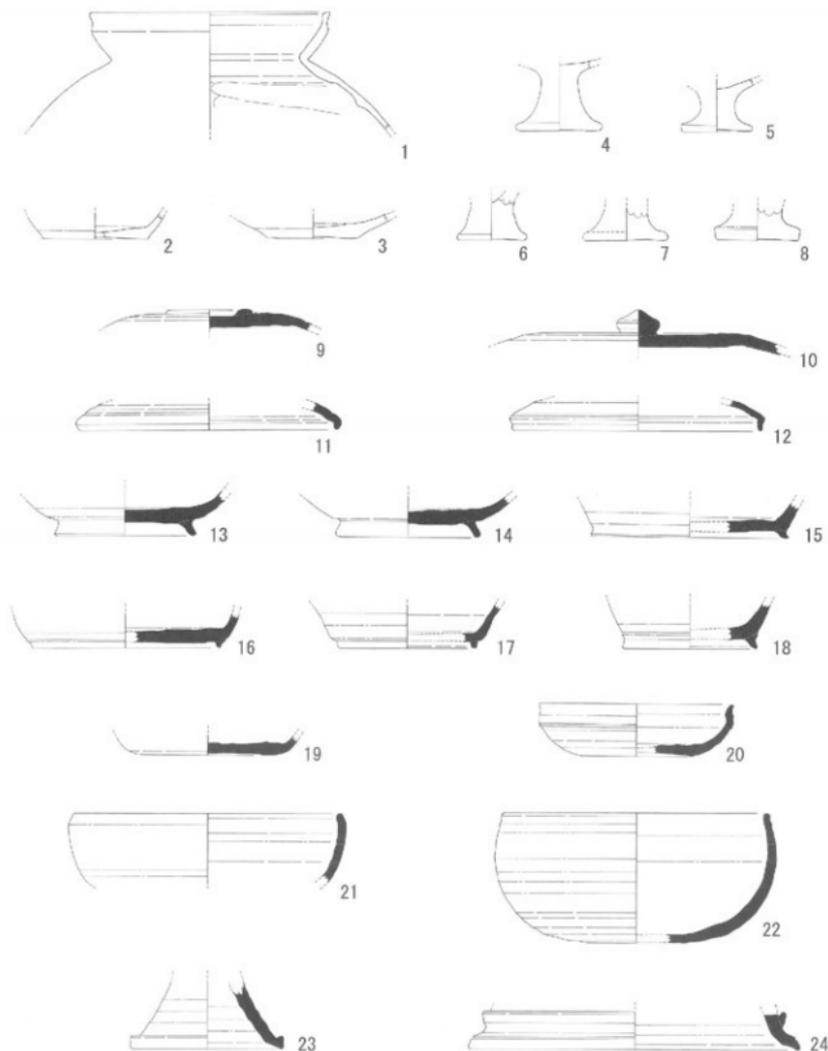
42-2 ～ 8 は土師器底部の破片であり、いずれも底部には回転糸切りによる切り離し痕跡をもつ。42-2 は無高台坏の底部。若干丸みをもって立ち上がることから国府第 7 形式（10 世紀前半）頃のものかもしれない。底径は 6.4 cm。42-3 は無高台の坏か皿。坏ならば、外傾化がピークに達する国府第 10 形式（12 世紀後半）頃のものか。底径は 5.6 cm。42-4 ～ 8 は柱状高台付皿であり、国府第 9・10 型式（11 世紀後半～12 世紀後半）のもの。底径は 42-6 が最小で 4.2 cm、42-4 が最大で 5.2 cm である。

42-9 ～ 24 は須恵器である。42-9 ～ 12 は蓋であり、42-9 は輪状つまみ、42-10 は宝珠つまみをもつ。42-9 は蓋坏 C に伴うものであり、国府第 1・2 型式（7 世紀後葉～8 世紀第 1 四半期）。42-10 は口径が少なくとも 17 cm 以上であり、第 4 型式（8 世紀第 3 ～ 第 4 四半期）で新出する高台坏皿 A に伴うものであろう。42-11・12 は口縁部内側に身受けのかえりをもたない口縁端部の破片であり、輪状つまみに伴う国府第 2 型式（7 世紀末葉～8 世紀第 1 四半期）のもの。口径は 42-11 が 19.4 cm、42-12 が 15.0 cm である。

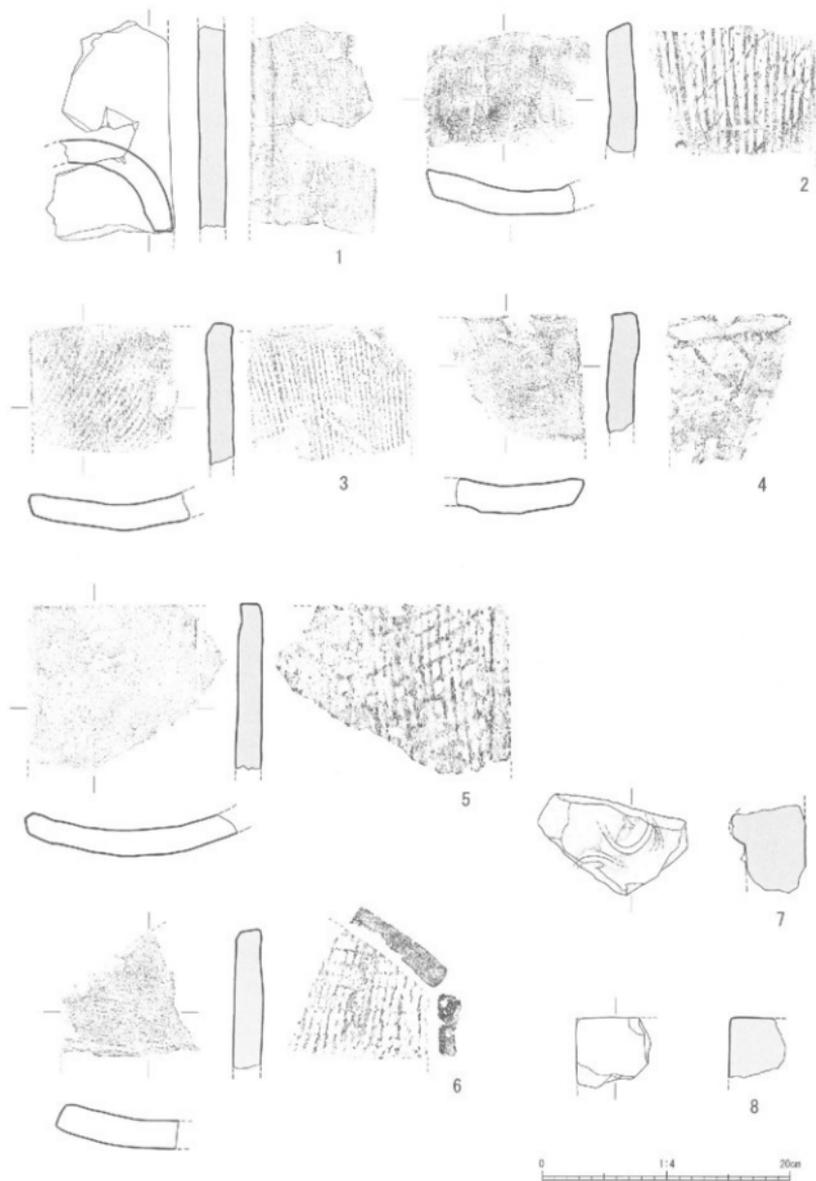
42-13 ～ 18 は高台をもつ坏類底部の破片である。42-13・14 は直立する高台をもつものであり、底部の切り離しは回転糸切りである。国府第 2 型式（7 世紀末葉～8 世紀第 1 四半期）のもの。底径は 42-13 が 8.2 cm、42-14 が 8.8 cm である。42-15 ～ 18 は低い高台が底部の最外周に寄せて取り付けられており、国府第 3 型式（8 世紀第 2 四半期）以降のもの。底径は 42-15 が 12.0 cm、42-16 が 11.4 cm、42-17 が 8.4 cm、42-18 が 8.0 cm。42-19・20 は無高台の坏である。42-20 は無高台坏 A であり、口縁部が明瞭に屈曲しており、国府第 2 型式（7 世紀末葉～8 世紀第 1 四半期）の範疇に入るものと考えられる。法量は、42-19 が底径 7.8 cm、42-20 は口径 11.8 cm、底径 6.8 cm、器高 3.2 cm。42-21・22 は鉄鉢形土器である。42-21 が口径 16.0 cm、42-22 は口径 16.2 cm、器高 7.9 cm である。42-23 は高台脚部の破片であるが透かしの有無は不明である。底径は 9.0 cm。42-24 は圈脚円面碗の脚端部である。底径は 20.0 cm。

43-1 ～ 8、44-1 ～ 6 は瓦類である。44-1 ～ 5 は軒丸瓦。44-1 ～ 3 は 1 型式、44-4・5 は 2 型式である。44-6 は軒平瓦であり、2 型式のもの。43-1 は丸瓦の破片。小片のため、有段式（下縁式）なのか無段式（行基式）なのか分からない。43-2 ～ 5 は平瓦の破片であり、残りの良いもの

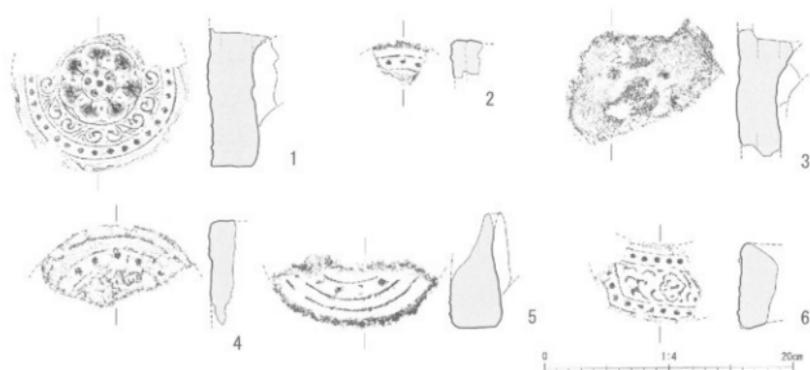
を掲載した。凸面成形は43-2が格子叩き32、43-3が縄叩き、43-4が格子叩き25か27、43-5が格子叩き1である。43-6は隅切瓦であり、凸面成形は格子叩き6である。43-7はいわゆる鬼瓦であり、鬼面の下顎部分を表現したものであると思われる。国分尼寺跡から良く似た鬼瓦が出土している⁽¹⁹⁾。43-8は埴である。隅部の破片を掲載したが、小片のため厚さ等は不明である。



第42図 T41トレンチ出土遺物実測図1(遺構外)



第43図 T41トレンチ出土遺物実測図2(遺構外)



第44図 T41トレンチ出土遺物実測図3(遺構外)

B. T42トレンチ（第45～48図）

1. 概要

回廊北東角部については、4次調査時にトレンチ調査が実施され、『前島報告』には検出された27個のピットのうち5個が回廊柱穴として掲載されている。しかし、報告書の原因となった1/400の図面と現地調査で作成された1/20の実測図を比較すると、明らかに柱穴の位置がずれている。これは1/20の実測図を1/400の全体図に落とした際の単純な間違いであり、実際には回廊が想定される北東角部の軸線上からは回廊柱穴が検出されていない。このため、4次調査時に調査されたトレンチの再発掘および回廊跡の北東角部を確認する目的で南北9m、東西11mの規模でT42を設定した。

調査の結果、ピット20個と溝2本（SD4201・4202）を検出しているが、溝については近世以降のものであり、詳述は省略する。なお、この調査区では4次調査時の調査区が確認できず、当時の調査成果図と現地のピットの整合が取れなかった。

2. 層位（第45図）

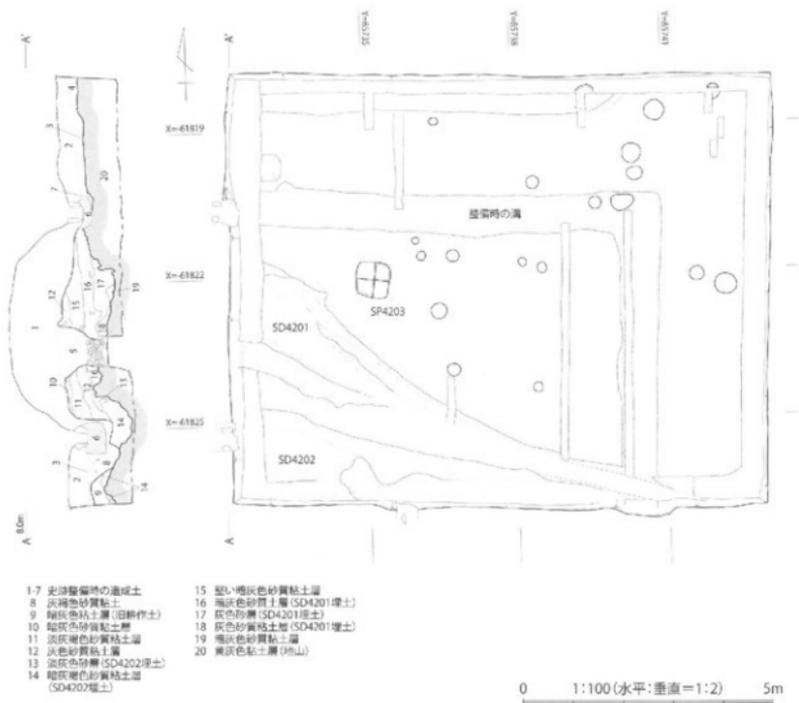
史跡整備以前の耕作土層は第9層であり、上層の第1～8層は史跡整備時の造成土や暗渠排水溝である。耕作土下の第14層はSD4202の埋土であり、近世の陶磁器に混じって須恵器や瓦埴類が出土した。地山は調査区北側で確認されているが、造成土を0.2mほど剥いだ浅い位置での検出であり、一部は史跡整備時に削り取られた状況である。

3. 遺構（第45・46図）

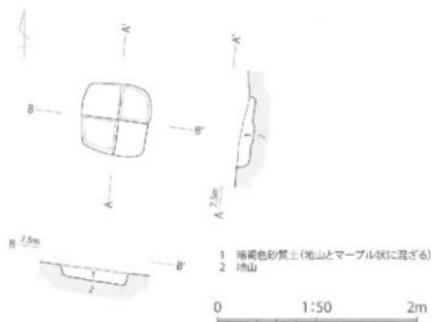
1) ピットと回廊北東角部（第45・46図）

標高7.48mの地山面でピット20個を検出した。いずれも小規模なものや浅いものばかりであり、柱穴とすべきか判断に迷うものも多かったが、唯一柱穴として想定できたものにSP4203がある。このピットは一辺0.7mの略方形のピットで、深さは約0.1mである。埋土は暗褐色の砂質土と地山の黄灰色粘土が混じった層である。深さは浅いが、地山が削平を受けたことを考えると、本来はもう少し

深いピットであったと考えられる。検出された遺構の数が少なく、確実に回廊に伴う遺構を所定することは困難な状況である。



第45図 T42トレンチ遺構位置図



第46図 SP4203実測図

4. 遺物（第47図）

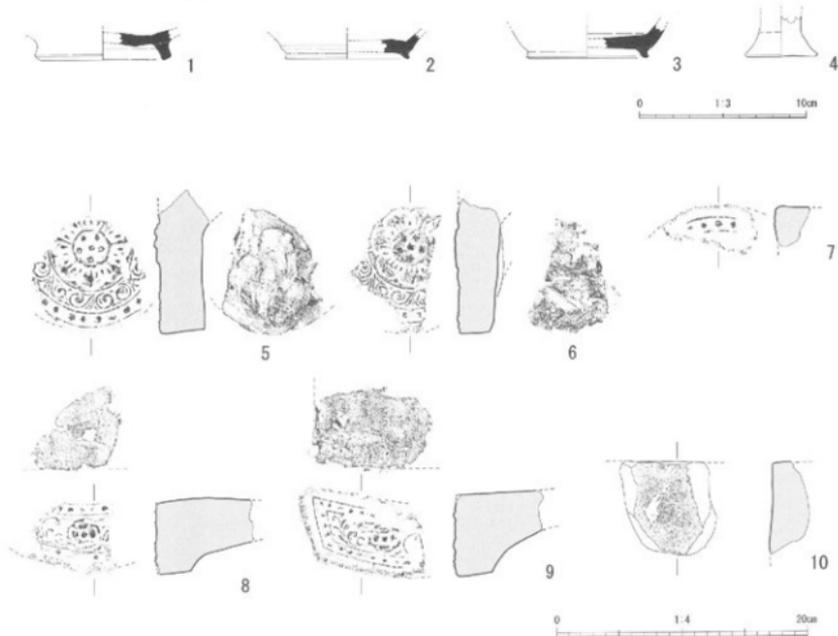
遺構内遺物としては、SD4201・4202 から須恵器や瓦片が出土しているが、近世陶磁器と一緒に出土しており、遺構ごとの掲載は控える。ここではこの攪乱溝や史跡整備時の造成土、耕作土層中から出土したものを一括して取り扱う。

47-1～3は須恵器の高台付坏である。47-1は直立する高台をもつものであり、国府第1・2型式（7世紀後半～8世紀第1四半期）頃のもの。底部の切り離しについては小片のため不明である。底径は7.4cm。47-2・3は低い高台が底部の最外周に寄せて取り付けられており、国府第3型式（8世紀第2四半期）以降のもの。底部の切り離しには糸切りの痕跡が観察できる。底径は47-2が7.4cm、47-3が7.4cmである。

47-4は土師器である。柱状高台付皿底部の破片であり、国府第9・10形式（11世紀後半～12世紀後半）のもの。底径は4.4cmである。

47-5～10は瓦埴類である。瓦は1594点が出土しているがいずれも小片であり、このうち瓦当文のある軒瓦5点を掲載した。47-5～7は軒丸瓦の破片であり、1型式のもの。47-8・9は軒平瓦の破片であり、1D型式のものである。

47-10は埴である。縁辺の残る破片1点を掲載したが、小片のため厚さ等は不明である。



第47図 T42トレンチ出土遺物実測図（攪乱層、遺構外）

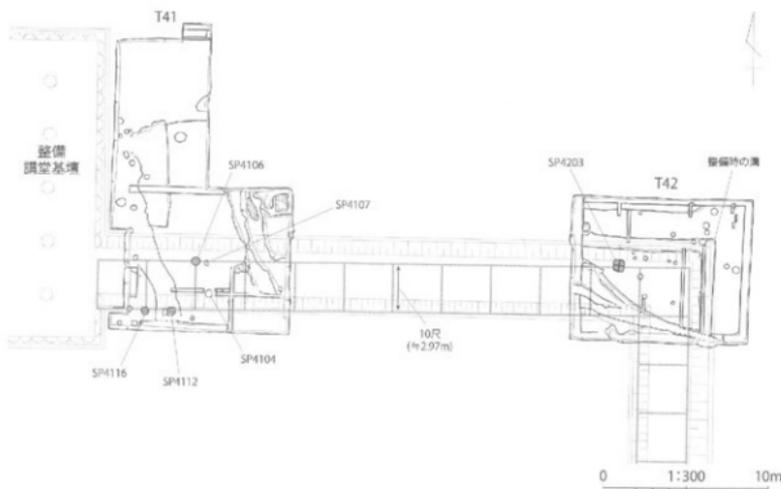
C. 小結 (第48図)

『前島報告』第1図には、講堂跡の取り付け部分に設定した調査区から2個、北東角部に設定した調査区で4ないし5個が北面東回廊跡の柱穴として掲載されている。今回、整備講堂基壇の取り付け部分にT41、整備回廊北東角部にT42を設定して回廊跡の確認調査を実施した。

調査の結果、T41では4次調査で回廊跡の柱穴とされたSP4104とSP4107を再確認したが、回廊跡の桁行と梁行が10尺とされていたにもかかわらず、両者の間隔は2mしかなく、回廊跡の柱穴になり得るものではなかった。また、T42では4次調査区を確認することができず、回廊跡の柱穴に比定されたビットを検出することができなかった。このように、今回の調査では、過去の調査で北面東回廊跡の根拠となった全ての柱穴を回廊跡の柱穴として追認することができなかった。

さて、今回検出した柱穴の中で伽藍中軸線から直角方向のライン上に位置し、なおかつ梁行10尺(約2.97m)の尺度に見合うものを探すと、第48図で示す通りSP4106・SP4112・SP4116・SP4203の4個のビットを抽出することができる。ただし、SP4106からSP4203までの距離は25.40m(85.5尺)であり、桁間10尺のラインに則していない。また、SP4106・SP4112・SP4116とSP4203ではビットの形状や規模が違っており、SP4106・SP4112・SP4116については、南面東回廊跡で検出された差し渡し0.9～1.20mを測る隅丸方形や円形を呈する回廊跡の柱穴に比較すると規模が小さい点など回廊跡の柱穴列とは断言できない状況である

このように、北面東回廊跡については掘立柱建物の単廊回廊跡柱穴の痕跡を何一つ確認することができない結果となった。



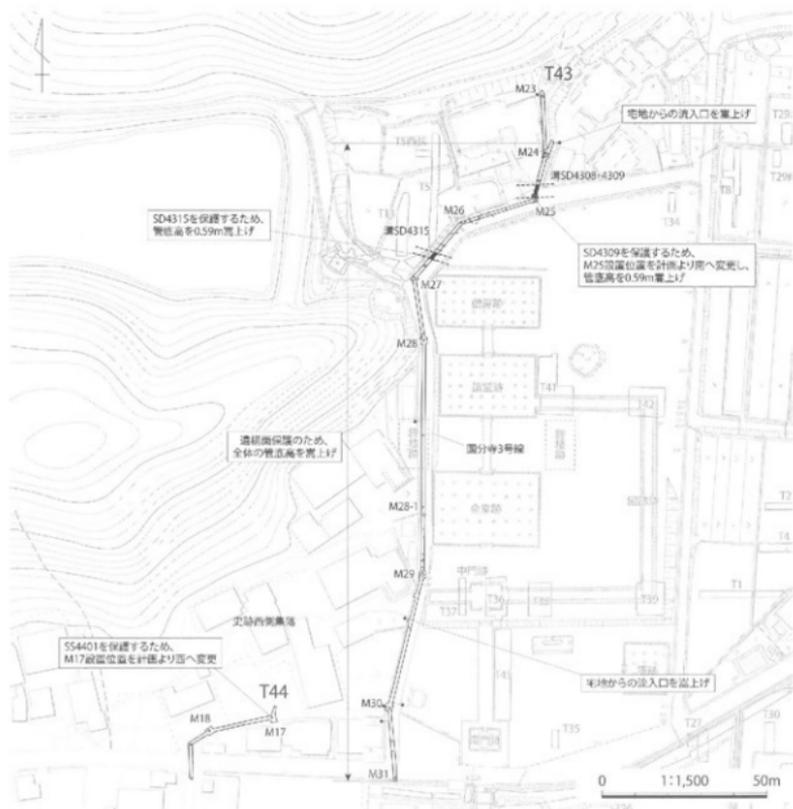
第48図 T41・42トレンチ遺構位置図

第7節 伽藍中枢域と史跡西側集落の調査(14次調査)

平成20(2008)年度に実施した下水道工事に伴う立会調査のうち、史跡内を南北に縦断する国分寺3号線に敷設された管路をT43、史跡指定地の西側集落(竹矢町上竹矢の一部)に敷設された管路をT44として概略を述べる。

T43からは伽藍地外周溝の南辺溝(SD4325)と北辺溝(SD4301・4308)、伽藍中枢域の造成状況が分かる整地層の堆積を確認した。また、T44からは土坑や礎石、井戸を検出した。

立会中に地山が検出された場合はその面で遺構精査を実施し、遺構が検出された場合は、記録を取るとともに計画変更の協議を行った。これにより、第49図で示すとおり設計変更することで史跡内において検出された遺構を現状保存している。



第49図 工事計画の変更内容の概要図

A. T43トレンチ【伽藍中枢域】（第50～75図）

1. 概要

T43トレンチは、工事用マンホール番号ではM23（北端）～M31（南端）区間にあたり、全長は232.7mである。伽藍中枢域を縦断する長大なトレンチを入れた格好であり、経楼跡推定地の断ち割りを行ったほか、溝7本（SD4301・4307～4309・4315・4319・4325）、自然流路4本（NR4312～4314・4316）、土坑1個（SK4320）、瓦敷遺構（SX4310）、瓦溜（SX4326）やピットを検出した。

このうち、経楼跡推定地の調査結果については「3. 経楼跡の調査（79頁）」で、僧房北側の丘陵や谷筋で検出された溝SD4301・4307～4309・4315、瓦敷遺構SX4310、瓦溜SX4326については「5. 僧房北方地区の調査（91頁）」で、溝SD4325については「6. 国分寺南辺地区の調査（99頁）」で扱う。

この他、金堂、講堂、僧房、回廊の隣接部については、これらに関連した遺構は検出されていないものの、出土した遺物についてはこうした主要伽藍と密接に関連するものであることから、「4. 主要伽藍隣接地の調査（79頁）」として別項を立て詳述することとした。

なお、自然流路4本（NR4312～4314・4316）と国分寺整地層下からの掘り込みである土坑SK4320については、国分寺に関連したものではないことから記載は省略する。

2. 層位（第51図）

僧房北方地区のうち丘陵部（51-1）については、近年の宅地造成により地山まで攪乱を受けた状況であり、攪乱層を取り除くと削平された状況で明橙褐色粘土の地山が現われる。調査区北端での地山の標高は12.30mであるが、本来はもう少し高かったものである。近現代の攪乱の影響を受けていない地山は8I-236区よりも下方で確認できるようになり、その標高はおよそ10m前後である。明橙褐色土の地山上には暗茶褐色土が堆積しており、ここからは瓦や土師器が出土する。

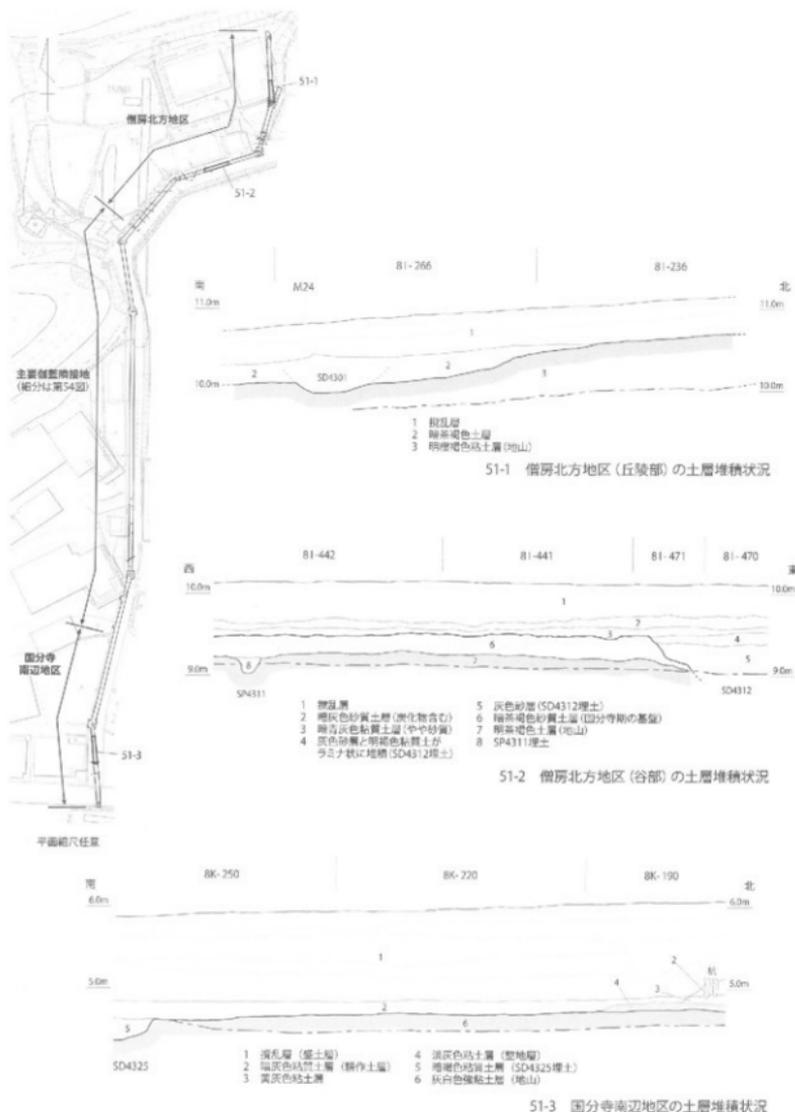
南に下った谷部（51-2）は、西の谷筋からの自然流路によって、地山が掘り込まれた状況である。遺物を全く含んでいないものは国分寺造営以前の流路であり、国分寺期の生活面は6層上面や流路埋上である4層上面と考えられ、その標高は9.50mである。この生活面を覆う2・3層が主要な遺物包含層であり、国分寺関連の瓦や土師器が出土している。国分寺期の生活面の下に位置する7層上面（地山面）からもピット状の落ち込み（SP4311）が検出されており、この辺りには国分寺造営以前の古い時代の遺構面も存在するものと考えられる。

次に、国分寺南辺地区（51-3）については、市道及び周辺の耕地に比べて一段低い水田だったことが昭和30年の航空写真から看取できる。その後、水田は周辺部と同じ高さにまで埋め立てられ、市道が付け替えられた。8K-220区・8K-250区では、この時に盛られた盛土層を検出した。地山上には耕作土（第2層）が堆積しており、この辺りの整地層は水田の耕作、あるいは開墾時に削り取られた状況であった。SD4325 近辺での地山の標高は4.25mである。

なお、主要伽藍隣接地の層位については、「4. 主要伽藍隣接地の調査」の金堂、講堂、僧房の項目内で詳述することとするが、特筆すべきは講堂跡隣接地から南方に向けて国分寺の整地層が認められることである（第57図24層）。この国分寺の整地層は途切れる部分もあるが、基本的には講堂隣接地よりも下方に盛られているようである。



第50図 T43トレンチ遺構位置図



第51図 T43トレンチ土層堆積状況実測図

3. 経楼跡の調査(第52・53図)

経楼跡は、1次調査において確認されたものである。鐘楼跡の対照となる金堂跡と講堂跡の中間西側に3本のトレンチを設定し、瓦片の埋没によって鐘楼跡と同じ東西30尺、南北51尺の基壇規模を想定した。『石田報告』の図版五(右図)には、基壇東辺に2本と西辺に1本のトレンチが記載されており、基壇の間口規模を確認していることが分かる。今回のT43は経楼基壇推定地を南北に縦断するものであり、基壇奥行の確認に期待がもたれた。しかし、経楼跡については3次・4次調査でその位置が特定されておらず、基壇の整備も行われていない。このため、第53図の経楼推定地位置については、『石田報告』の記載内容を基に整備基壇からその場所を想定した。



第52図 経楼跡位置図(『石田報告』図版五を転載)

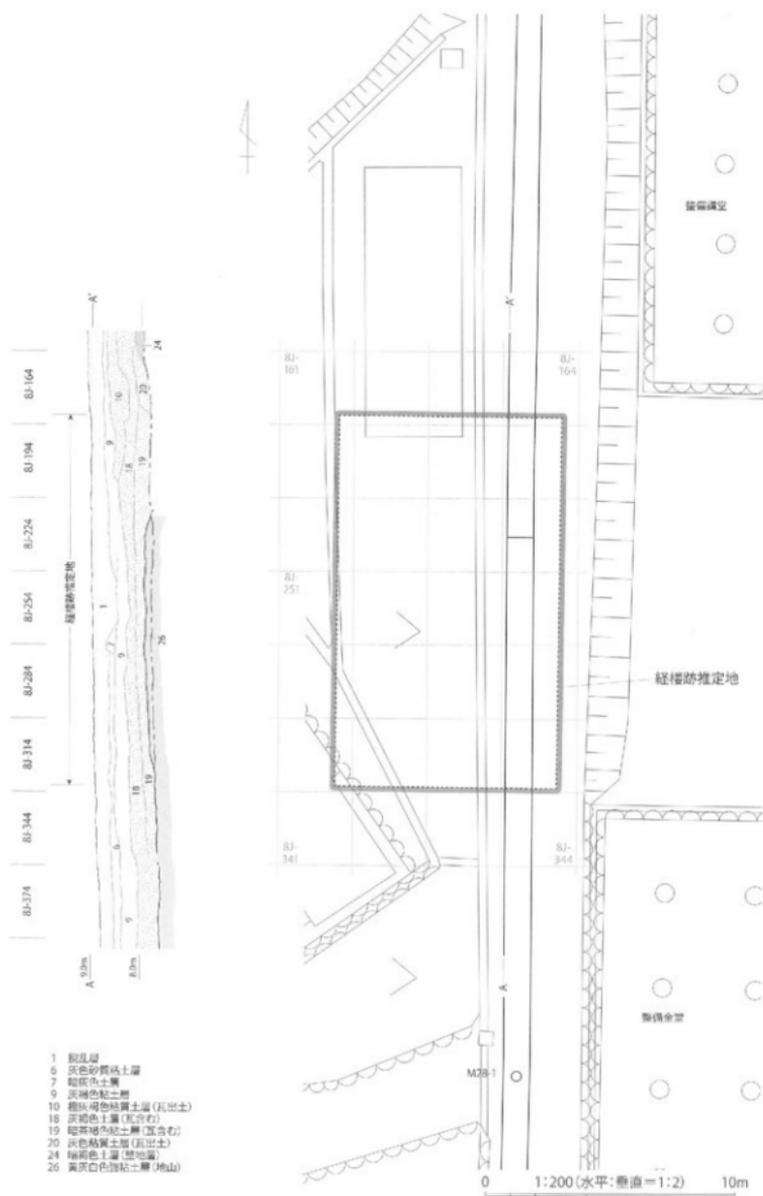
調査によって確認した基壇推定地の土層堆積状況は第53図のとおりである。まず、基壇南辺については、8J-314区で若干の地山の立ち上がり認められるが余りにも微妙であり、これを基壇南辺と断定することはできない。また、1次調査で基壇の根拠となった瓦片の埋没を確認することはできなかった。次に、基壇北辺については、地山が掘削面以下に潜り込んでいる状態のため詳細は分からない。或いは、この8J-194区の落ち込みが1次調査のトレンチとなるものかもしれない。基壇推定地に整地層はなく、礎石や柱穴といった建物に関連した遺構も検出できなかった。

このように、今回の調査では明確に経楼基壇に関連した遺構は確認できなかった。ただし、今回の調査は下水道の立会調査であり、経楼跡を確認するために設定されたものではなく、この結果が直ちに経楼跡の存在を否定するものではない。

なお、遺物は第10、18～20層から散在的に出土しているが、経楼推定地の遺物だけを抜き出すことができず、ここから出土した遺物は金堂隣接地出土遺物と講堂隣接地出土遺物として以下の「主要伽藍隣接地の調査」の中で取り扱っている。

4. 主要伽藍隣接地の調査(第54～62図)

T43は金堂跡、講堂跡、僧房跡、回廊跡の西側隣接地を縦断するものであるが、これらに関連した遺構は検出していない。しかし、隣接地の土層や出土した遺物については、こうした堂宇と密接に関連するものであることから、別項を立てここで詳述する。その範囲については第54図に示すとおりとした。



第 53 図 経楼跡推定地の位置図



第54図 主要伽藍隣接地の細分図

第6表 主要伽藍隣接地と国分寺グリッドの関係一覧表

遺構名	上段：国分寺グリッド	下段：工事用マンホール番号
金堂跡隣接部	8J - 224・254・284・314・344・374・404・434・464・494・524・554・584区	工事用マンホール M28-1 の北側 22.0m 地点から M28-1 の南側 14.40m までの 36.40m
講堂跡隣接部	8J - 824・854・884区、8J - 14・44・74・104・134・164・194・224区	
僧房跡隣接部	8J - 613・614・643・673・703・733・763・764・793・794・824区	M28 の北側 1.2m から M28 の南側 29.30m まで 30.50m
回廊跡隣接部	8J - 673・674・703・733・762・763・792・793・822区	M27 の北側 4.9m から M28 の北側 1.2m までの 22.7m
		M29 の南側 1.3m から 16.8m までの 15.5m

1) 金堂跡隣接部(第55図)

金堂跡隣接部としたのは、8J-224区から8J-584区までの南北36.40m区間である(第54図、第6表)。第55図の上層堆積状況から、まずはこの区間の地山の状況についてみていきたい。斜面上方にあたる8J-224区の標高7.92mを測る位置から粘土質の地山を観察することができるようになり、工事掘削面すれすれで地山が確認できる状況が8J-434区の標高7.50mを測る位置まで続く。次に、国分寺の整地層については、8J-494区の標高7.26mから地山の上に造成された状況が確認できるようになり、金堂跡隣接部の更に下方、ここから南へ62.6m離れた8K-190区(第51図-3)まで続いている。

こうした地山上面と整地層上面が国分寺期の遺構面と考えられるものであるが、隣接部における土層の堆積状況を単純に整備金堂基壇に投影すると、基壇の約2/3が地山上に1/3が整地層上に築かれている状況となる。その標高は、整備金堂基壇北辺の延長線上が7.71m(地山直上)、整備金堂基壇南辺の延長線上が7.10m(整地層上面)であり、現在の地形と同じように北側が高く南側で低くなっている。これは、22mの長さで0.61mの傾斜をもつ傾斜角 $1^{\circ}35'17''$ の緩斜面である。また、金堂跡の東側隣接部の状況については、当調査区の41.7m東側に設定された4次調査区で確認されており、ここでは10.72mで0.35mの傾斜をもつ傾斜角 $1^{\circ}52'12''$ の緩斜面であることがわかっている。ほぼ同傾斜であり、金堂跡の東西には同様の傾斜をもつ緩斜面が広がっていることが判明した。

遺構としては、整地層上面から掘り込まれたピット2個(SP4317・4318)を検出している。SP4317は直径18cm、深さ5.8cmの小規模のものであり、SP4318は東側壁面に半分ほどかかったもので直径71.0cm、深さ50.5cmを測る。これらは規模が小さく、金堂との関連は薄いものと考えている。

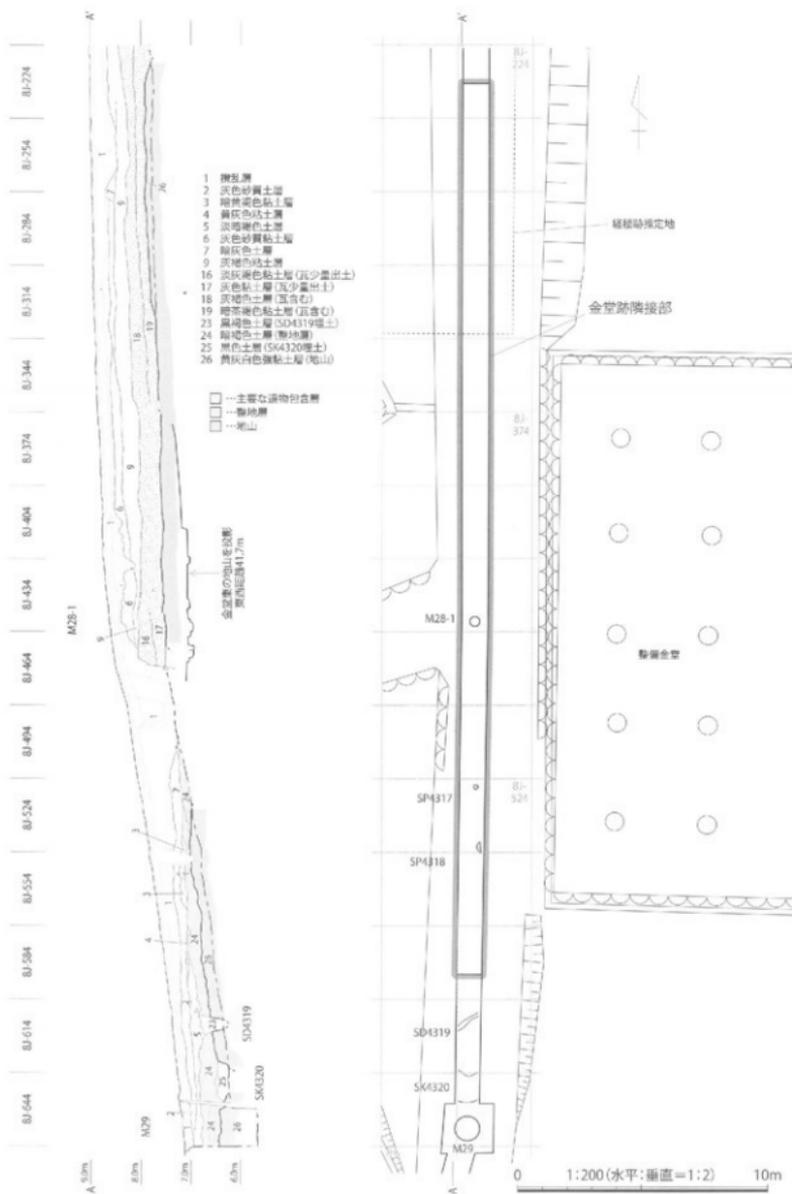
この他、金堂跡隣接部の南側からは溝1本(SD4319)を検出している。幅0.85m、深さ0.58mを測るものであるが、伽藍中軸線とは大きく方位がずれているので、これについても国分寺に関連するものとは考え難い状況である。

金堂跡隣接部出土遺物(第56図1~11) 金堂跡隣接部から出土した遺物について一括して取り扱う。

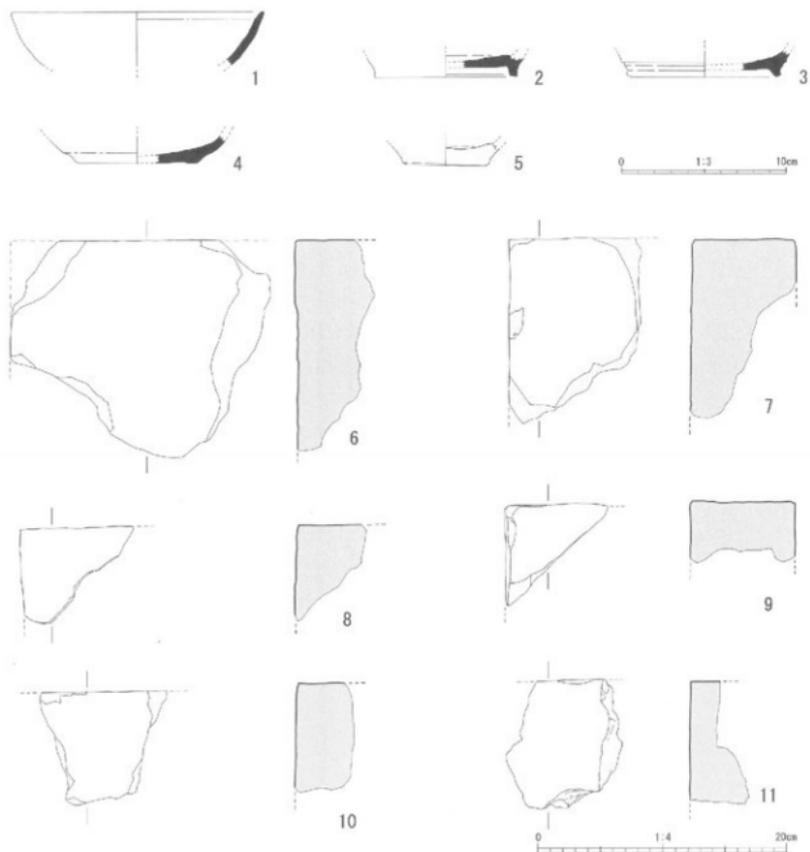
56-1~4は須恵器である。56-1は内湾気味に立ち上がる坏口縁部の破片であり、口縁部内面に弱い稜線がつく。口径は15.0cmである。56-2・3は高台付坏であり、底部の切り離しは糸切りによる。高台は底部端に寄せて取り付けられており、時期は国府第3型式(8世紀第2四半期)以降のもの。底径は56-2が8.6cm、56-3が8.7cmである。56-4は無高台坏であり、底部の切り離しは回転糸切りである。立ち上がりに丸みをもつことから、無高台坏Aの底部であろう。時期は国府第2型式~第5型式(7世紀末葉~9世紀前半)。底径は7.0cm。

56-5は上師質土器底部の破片であり、切り離しは回転糸切りによる。底径が4.7cmと小さく、体部は大きく開くことから、皿の底部と思われる。

瓦埴類は359点が出土している。平瓦242点、丸瓦109点、塼8点である。軒瓦は軒平瓦6点が出土しているが、瓦当文の分かるものはなく、丸瓦・平瓦についても小片が多いことから掲載は割愛し、第7表に分類の成果を掲載することにどめた。なお、埴については他の管路に比較して出土量が多く、縁辺部が残存している56-6~11の6点を掲載した。このうち厚さの分かるものは2点あり、56-7が厚さ8.4cm、56-10が8.6cmである。



第 55 図 金堂跡隣接部の遺構位置図



第56図 金堂跡隣接部出土遺物実測図

2) 講堂跡隣接部(第57図)

講堂跡隣接部としたのは、8I - 824区から8J - 224区までの南北30.50m区間である(第54図、第6表)。

まず、第57図の土層堆積状況からこの区間の層位について見ていきたい。この辺りは盛土造成して市道が敷設されており、造成土である第1層の下に堆積した8・9層が旧耕作土層と考えられる。第26層が黄灰白色強粘土の地山であり、この上面には国分寺の整地層(24層)が盛られている場所もある。この整地層上面と地山上面が遺構面であり、遺構面と耕作土の間に堆積した10～14層、18～20層が主要な遺物包含層となっている。

次に、遺構面の標高について触れる。北側の8I-824区では、標高9.51mで地山を検出しているが、

ここには西側の丘陵を削って現道が敷設されている場所であり、本来ならばこの位置まで丘陵が突き出していて、地山の標高はもっと高かったはずである。地山は、ここから南へ向かうにつれて徐々にその標高を減じ、8J-44区南端では管路の掘削深度である標高8.08m以下に潜ってしまう。地山の傾斜は4.3mで0.64mの比高差をもち、傾斜角は $8^{\circ}27'56''$ と若干急である。一方の整地層は、81-884区から確認できるようになり、この状況は整備講堂南辺の延長線となる8J-164区まで続いている。その標高は斜面上方の81-884区が8.78m、下方の8J-164区が7.93mを測る。この堆積状況を単純に整備講堂基壇に投影すると、ほぼ全体が整地層の上に築かれている状況となる。整地層が盛られたことで傾斜は緩くなり、17mで0.85mの比高差をもつ傾斜角 $2^{\circ}51'44''$ の緩斜面となっている。第7節で記載したT41の遺構面は、13.60mで0.42mの比高差をもつ傾斜角 $1^{\circ}46'7''$ の斜面だったことが分かっており、講堂跡の西側については西側丘陵に近いことから、東に比べると僅かではあるが傾斜がきつい斜面である。金堂跡隣接部と標高を比較すると、金堂跡が7.10～7.71m、講堂跡が7.93～8.78mであり、講堂跡が1mほど高台に位置していることが分かった。

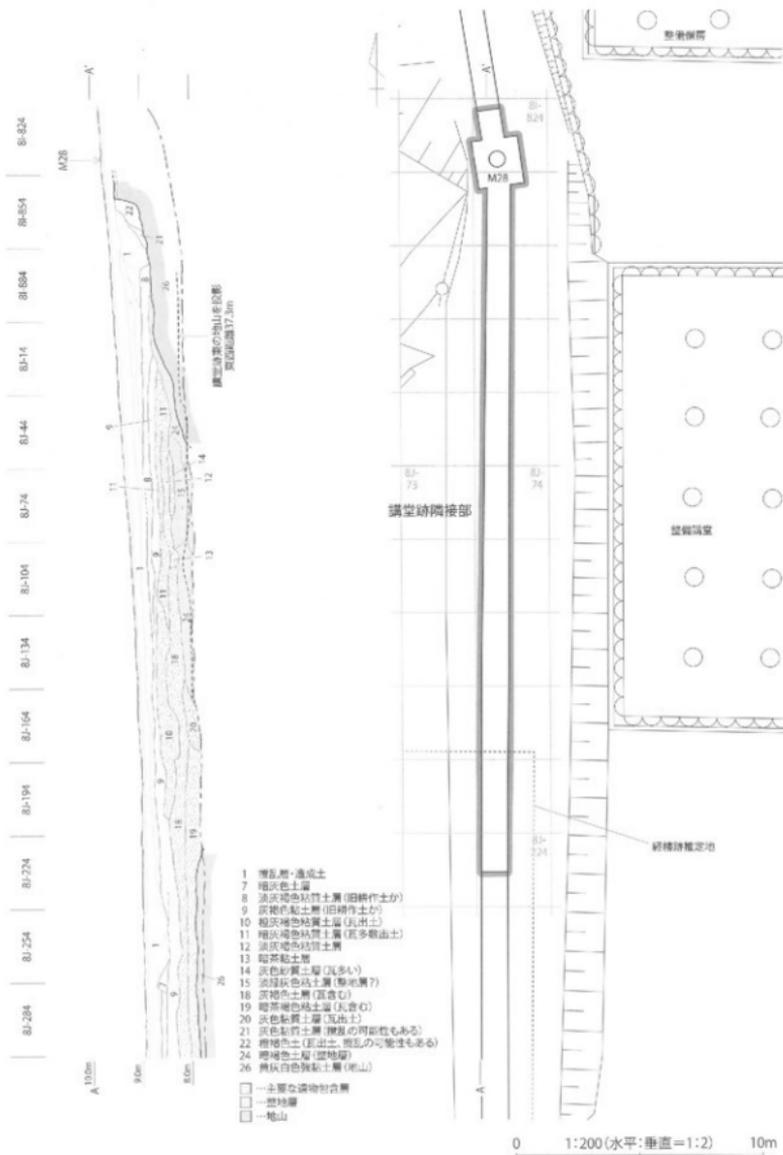
講堂跡隣接部出土遺物(第58図) 主要な遺物包含層の中でも第11・14層から出土した遺物は量も多く破片も大きい。

58-1～10は須恵器である。58-1～4は坏であり、58-1は体部が直線的に立ち上がる口縁部の破片。口径/底径の外傾指数の少ない国府第3・4型式(8世紀第2～第4四半期)頃のもの。口径は6.9cm。58-2・3は高台をもつ底部の破片。58-2は直立する高台が付く国府第2型式(7世紀末葉～8世紀第1四半期)。底径は10.2cm。58-3は高台が底部端に取り付けられており、国府第3型式(8世紀第2四半期)以降のもの。底径7.8cm。58-4は口縁部がくびれる無高台坏Aである。口縁部のくびれが弱く、国府第3型式(8世紀第2四半期)以降のものである。口径13.2cm、器高4.3cm、底径8.6cm。58-5～9は皿である。58-5～8は無高台皿であり、このうち58-5・6は口縁が外反しながら立ち上がるものであり、58-7は口縁が外傾しながら立ち上がるもの。国府で一般的に見られるのは国府第3～6型式(8世紀第2四半期～9世紀後葉)ごろである。法量は58-5が口径14.2cm・器高2.4cm・底径9.4cm、58-6が口径14.0cm・器高2.7cm・底径9.0cm、58-7が口径13.0cm・器高2.1cm・底径9.2cm、58-8が底径10.0cmである。58-9は高台付皿Aであり、国府第4・5型式(8世紀第3四半期～9世紀前葉)。高い高台をもつものであり、底径は13.6cmである。58-10は高台をもつ長頸壺の底部から体部にかけての破片であり、切り離しは回転糸切りによる。体部の屈曲部が明瞭であり、国府第3型式(8世紀第2四半期)の範疇に入るものであろう。

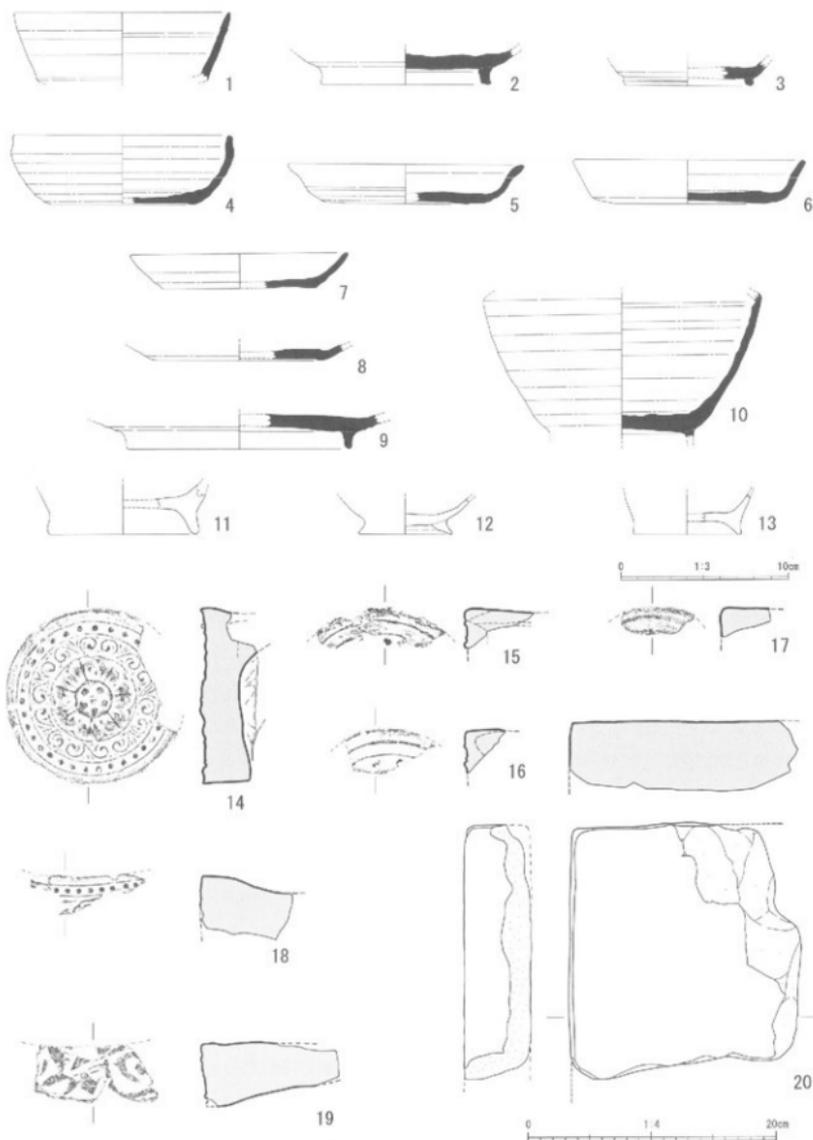
58-11～13は土師器である。高台をもつ坏底部の破片であり、国府第6～第8型式(9世紀中葉～11世紀前半)頃のもの。底径は58-11が9.0cm、58-12が5.6cm、58-13が6.4cm。

瓦埴類は692点が出土している。内訳は平瓦489点、丸瓦200点、埴3点である。このうち軒丸瓦4点、軒平瓦2点、埴1点を掲載した。58-14～17は軒丸瓦である。58-14は1型式であり、瓦当面の直径は14.5cm。58-15・16は3型式のものである。58-17は風化のため判然としないが、3型式であろう。58-18・19は軒平瓦であり、58-18が1型式、58-19が3型式である。

58-20は埴である。厚さは5.5cmのものである。



第57図 講堂跡隣接部の遺構位置図



第58図 講堂跡隣接部出土遺物実測図

3) 僧房跡隣接部 (第60図)

僧房跡隣接部としたのは、8I - 614区から8I - 824区までの南北22.7m区間である(54図、6表)。僧房跡の西側には丘陵が突き出しており、国分寺の造成にあたってこの丘陵がどのように加工されたのかその解明に期待がもたれたが、市道敷設時に丘陵を開削した部分であり、何も掴めなかった。往時の景観を復元するならば、僧房に向けて舌状に突き出した西側丘陵が今以上に僧房に向けて迫っていた状況だったと言える。あるいは、この西側丘陵を削って僧房の基壇部が造られた可能性も考えておかなければならない。

遺構は検出していない。ただし、僧房跡隣接部とした北側は小支谷の出口部分にあたり、ここからは西の谷から東の平地へ向けて流れる複数の流路(SD4315、NR4312～4314・4316)を検出した。このうちのSD4315は、国分寺関連の瓦を多量に含む溝であり、特にその上面は瓦溜(SX4326)となっていた。この瓦溜は、5次調査で検出された瓦溜SX199302(63図)の続きであり、ここから出土した遺物については、後述する「北西 - 南東溝SD4315と瓦溜SX4326(92頁)」で取り扱う。

僧房隣接部出土遺物(第59図) 遺物は極端に少ない。瓦については7点が出土しているが小片であり、実測できるものではなかった。瓦以外の遺物については須恵器2点、土師器2点、磁器1点が出土しており、このうち実測可能な須恵器1点を掲載した。59-1は須恵器の高台付軒であり、底部の切り離しは回転糸切りによる。底径は9.0cmである。



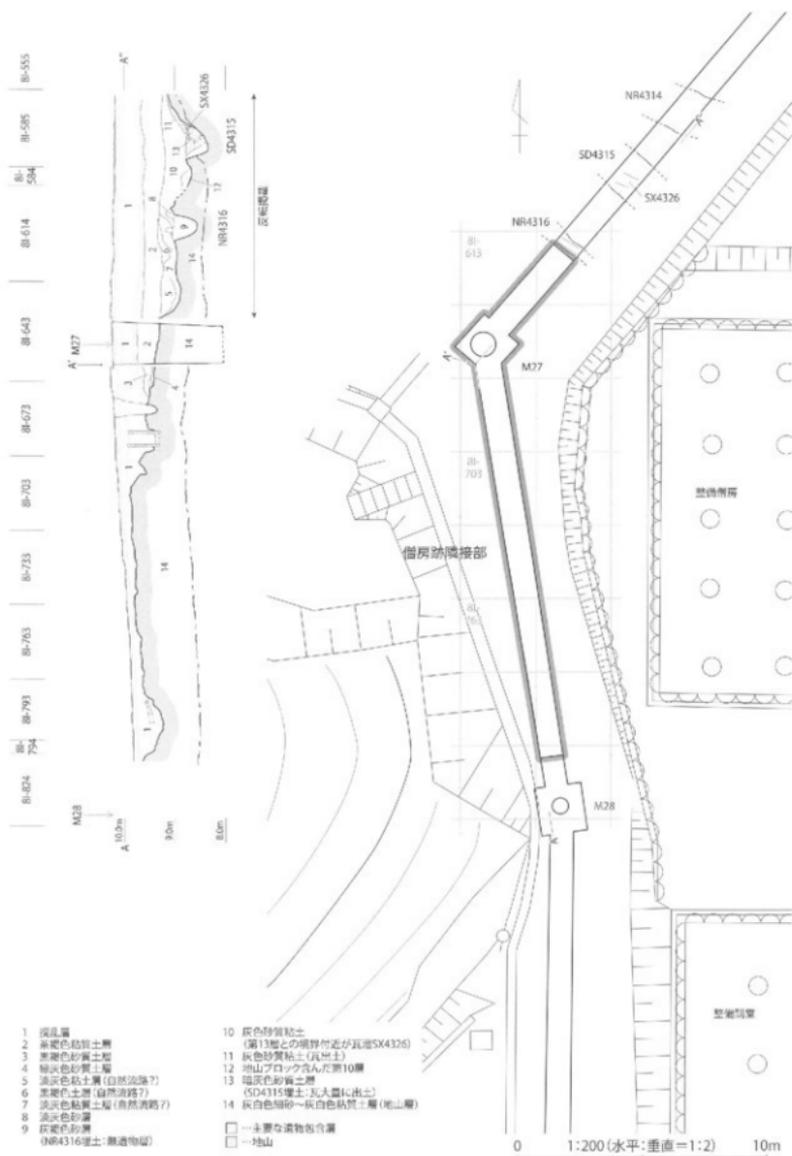
第59図 僧房跡隣接部出土遺物実測図

4) 南面西回廊跡隣接部(第61図)

金堂隣接地の南方、8J - 673区から8J - 822区までの南北15.5m区間を南面西回廊跡隣接部とした(54図、6表)。中門跡の西方にあたり、伽藍中軸線からは21.45mの地点である。中門跡の西側については第3節で記述したT37の調査例しかなく、南面西回廊跡の状況は分かっていない。そうした意味では貴重な調査の機会であり、回廊跡の想定ライン上で精査を試みたが、整地層は確認できたものの、回廊基壇の高まり等を検出することはできなかった。

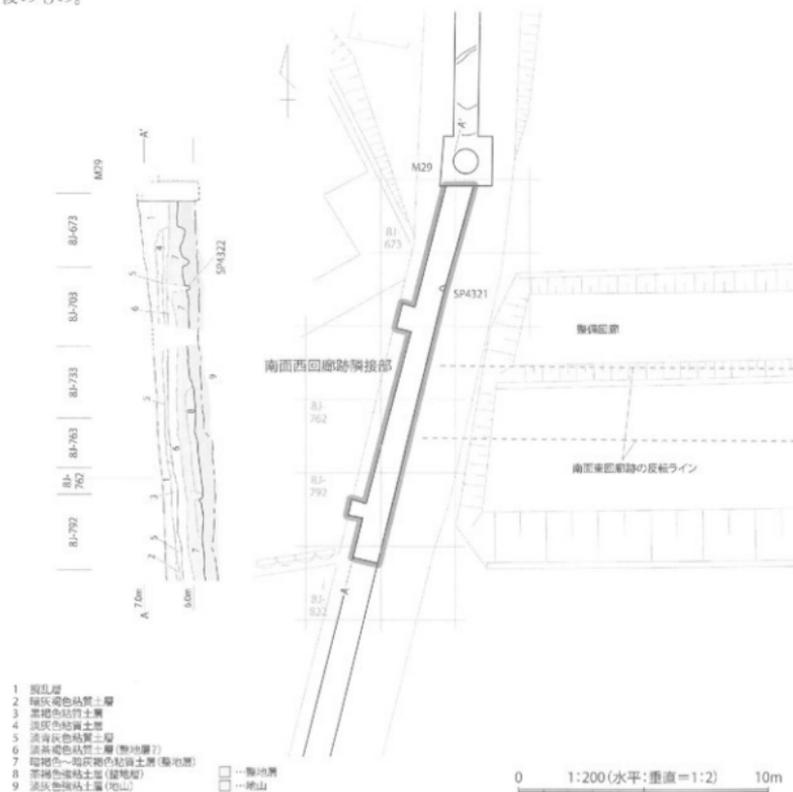
ここで整地層としたのは、黄灰白色強粘土の地山上面に盛られた第61図7・8層の粘土層である。土層堆積状況の実測図に不整合があり、何処までを整地層とするのか判然としない部分もあるが、厚さは第6層も含めた最大値で53cmとなる。南面東回廊跡の反転ライン上となる8J - 733・763区については整地層を盛ることで標高6.51mの平坦面が造り出されている。中門跡西側のT37の地山の標高は6.11～6.41m、回廊跡南東角部の遺構面は6.10mであり、南面回廊跡推定地の前面はほぼ水平に造成されていた。

平面で検出した遺構は、整地層を掘り抜いて地山にまで達していたビット2個(SP4321・4322)だけであり、回廊に係わるものは確認できなかった。壁面に残されたビットの痕跡から、もう少し多くの小ビットが掘り込まれていた可能性があり、こうした小ビットが密集する点は、中門跡とその西側の調査を行ったT36・37トレンチの状況と酷似する。

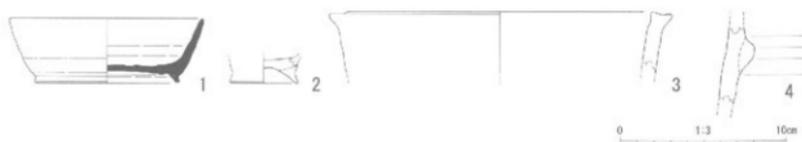


第60図 僧房跡隣接部の遺構位置図

南面西回廊跡隣接部出土遺物（第62図） 62-1は高台をつ須恵器坏底部の破片。体部は直線的に立ち上がる。口径／底径の外傾指数は1.34であり、国府第4型式（8世紀第3～第4四半期）の範疇に入るもの。口径11.8cm、器高3.95cm、底径8.8cm。62-2は土師器の高台付坏か皿である。底径4.0cmの小型のもの。62-3・4は円筒埴輪の破片である。62-3は口縁部の破片であり、口径21cm前後のもの。



第61図 南面西回廊跡隣接部の遺構位置図



第62図 南面西回廊跡隣接部出土遺物実測図

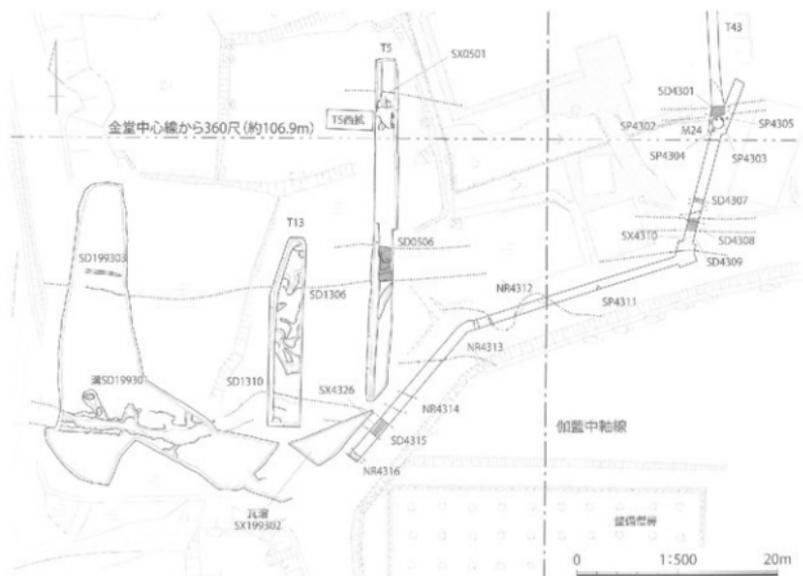
5. 僧房北方地区の調査(第63～72図)

主要伽藍隣接地の北側、僧房跡隣接地部の81・614区よりも北方の調査区を便宜的に僧房北方地区とした。ここからは、溝3本(SD4301・4308・4315)、ピット4個(SP4302～4305)、瓦溜2個(SX4310・4326)の他、国分寺造営以前の溝2本(SD4307・4309)やピット1個(SP4311)、自然流路(NR4312・4313・4314・4316)を検出した。

1) 東西溝SD4301(第63・66図)

南向きの丘陵緩斜面である81・266区において検出した幅96cm、深さ11.9cmの溝である。地山の明橙褐色粘土まで掘削したところで確認しており、検出面の標高は10.08mである。木管掘削後に掘削された住宅地への引込管部分では検出できておらず、遺構としての残りは悪いようである。この遺構を積極的に評価するのであれば、金堂中心線から北側109.86mの場所で見つかっており、溝の両側には直径20cmほどの小ピット3個(SP4302・4303・4305)が一直線(55cm等間)に並んでいることなど、伽藍地外周溝の北辺である可能性が考えられる。この溝の西側延長線上には平成11(1999)年度の7次調査で設定されたT5トレンチがあり、遺構としての評価はなされていないが、『市96』第25図には加工段状の落ち込みが掲載されている。この加工段状の落ち込みをSX0501として合成したものが第63図であり、その位置関係からSD4301と一連の遺構となる可能性も考えられる。

遺物は瓦や土師器の破片が数点出土しているが、遺構内なのか第2層の暗茶褐色土層中からの出土なのか特定できなかった。また、細片のため実測できるものでもなかった。



第63図 僧房北方地区の遺構位置図

2) 東西溝 SD4308 と瓦敷遺構 SX4310 (第63・67図)

伽藍地の北側区画溝としては、7次調査で検出された第63図 SD0506 の存在が知られていた。今回の調査においてもこの溝の続きが検出されることが想定されており、ここではその想定地点である 8I - 385・415 区から検出された溝 SD4308 について取り扱う。現地調査時には、西壁セクションで複数の溝の重複を確認しており(第67図)、1つの溝が埋まっていく過程と考えていた。しかし、整理段階になり時期や性格が違う2つの溝が重なっている可能性が高くなったため、上層を SD4308、下層を SD4309 の番号を付けて別々の遺構とした。SD4309 は弥生時代の遺構であるため後述する。

SD4308 は南向きの緩斜面で検出された国分寺期の溝であり、SD0506 と一連のものと考えられる。金堂中心線から 98.24m の位置で検出しており、検出面の標高は 9.26m、規模は幅 1.40m、深さ 0.50m である。溝の南側では瓦が敷き詰められた状況が確認されており、これを瓦敷遺構 SX4310(第12層)とした。瓦の小片が敷き詰められており、瓦敷の厚さは 4~14 cm、幅は 2.8m 以上である。瓦敷の通路や築地塀といった性格が考えられるが、SD0506 の南では検出されていない。また、SX4310 の下には明茶褐色粘質土層である第13層が堆積する。水平堆積するこの層は、国分寺の整地層である可能性も考えられる。

SD4308・SX4310 出土遺物(第64図) 遺物は SD4308 と SX4310 から出土したものを一括して取り上げている。64-1 は底部に回転糸切り痕をもつ須恵器の坏である。法量は口径 9.0 cm、器高 2.7 cm、底径 7.2 cm と小型であり、灯明皿と呼ばれるタイプのものである。



第64図 SD4308・SX4310
出土遺物実測図

3) 北西 - 南東溝 SD4315 と瓦溜 SX4326 (第63・68図)

SD4315 は僧房基壇北西角外の 8I - 585 区で確認した溝であり、北西の谷から南東の平野に向けて流れていたと考えられる。検出面での標高は 8.80m であり、規模は幅 1.50m、深さ 37.5 cm を測る。小規模なものであるが、埋土からは多数の瓦が出土した。この溝を覆うように堆積している第3層灰色砂質粘土層の下層は瓦溜となっており、これを SX4326 とした。平成 5(1993) 年度に実施された 5 次調査で検出した瓦溜 SX199302 の続きと考えられる。また、溝 SD4315 についてもこの時の調査で検出された溝 SD9301 と一連のものと考えている。5 次調査では壁面の崩落により SX199302 よりも深い位置の調査は行われていないが、この下には流路が存在する可能性を示唆するものである。

SD4315 出土遺物(第69・70図) 面的な調査ではないため、SD4315 の埋土から出土した遺物と上の瓦溜 SX4326 から出土した遺物を分けることが難しい状況であり、一括して取り扱う。

69-1~4 は須恵器である。69-1 輪状つまみをもつ坏蓋。国府第 1・2 型式(7世紀後半~8世紀第 1 四半期)。内面は非常に滑らかであり、転用硬である。69-2・3 は坏口縁部の破片。69-2 は体部が直線的で外傾するものであり、内面には漆が付着する。口径は 12.4 cm。69-3 は体部が強く外傾するものであり、口径は 13.4 cm。69-4 無高台坏 B の底部の破片であり、切り離しは回転糸切りによる。国府第 4 型式(8世紀第 3~第 4 四半期)で新出するタイプである。底径は 9.0 cm。

69-5・6は土師器である。69-5は足高台付坏であり、国府第6・7形式（9世紀中葉～10世紀前半）に多くみられるタイプである。底径10.0cm、69-6は無高台坏あるいは皿底部の破片であり、底径は4.8cm。いずれも切り離しは糸切りによる。

69-7～10、70-1～4は瓦埴類である。69-7～10は軒丸瓦であり、69-7・8は1型式、69-9は2型式、69-10は3型式のものである。70-1・2は軒平瓦であり、70-1が1D型式、70-2が3型式である。70-3は契斗瓦、70-4は隅切瓦の破片である。

4) 弥生時代の溝 SD4309 と SD4307 (第63・67図)

SD4309は、前述のSD4308の下から検出された溝である。現地調査の段階では一連の溝として考えていたが、明確に遺物の時期が分かれることから、掘られた時代の違う別々の溝とした。この溝については何度か掘り直しが行われており、古いものから順にa、b、cのアルファベットを付した。瓦は全く出土していないことから、国分寺造営時には既にこの溝は埋まっていたと考えられる。『市96』によれば、7次調査のT13においてもSD1306の下から木製品溜りが検出され、共伴した土器から弥生中期末の遺物包含層と報告されている。この時は地山までの掘削は行われていないため詳細は不明であるが、同様の溝が延びている可能性も考えられる。

SD4309-aは、明橙褐色粘土の地山に掘り込まれた一番古い段階の溝である。規模は、およそその幅が4.0m、深さ1.10mである。

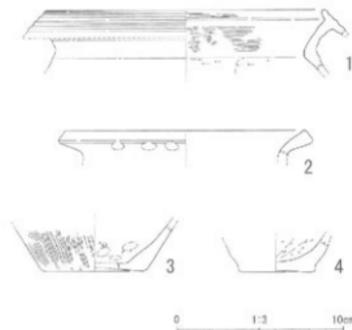
SD4309-bは、aが埋まっていく過程での掘り直しの溝と考えており、さらに細かく時期を分けることも可能である。規模は溝aと比べると小さく、幅2.5m、深さ0.9mである。遺物は最下層の第24層から石器と共に弥生中期末頃の土器がまとまって出土している。ただし、この遺物包含層については、第25・26層と同じ溝aの埋土と見ることできる。

SD4309-cは、最終段階の溝であり、幅は約2m、深さ0.54mを測る。自然堆積で徐々に埋まっていき廃絶された状況が見て取れる。遺物が出土しておらず、廃絶の時期は不明である。

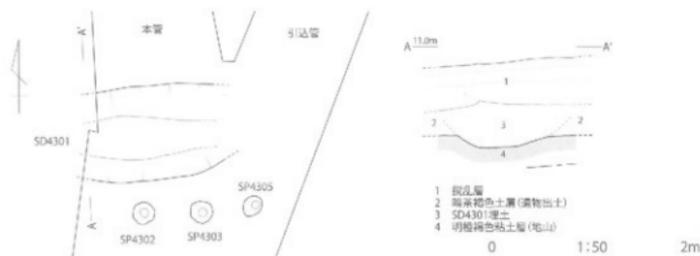
この他、SD4309の北側からは幅40cm、深さ20cmを測る溝SD4307が検出された。明橙褐色土の地山直上の精査で検出されたものであり、検出面での標高は9.04mである。土層の堆積状況からSD4309に近い時期と考えられ、国分寺に関係したものではない。遺物は出土しておらず、詳細な時期については不明である。

SD4309-b 出土遺物 (第65図1～4) 弥生土器4

点を掲載した。65-1・2は甕口縁部の破片であり、時期は弥生時代中期末頃のもの。口径は65-1が16.8cm、65-2が14.4cmを測る。65-3・4は平底を有する壺甕類底部の破片である。底径は65-3が5.8cm、65-4が4.6cmである。



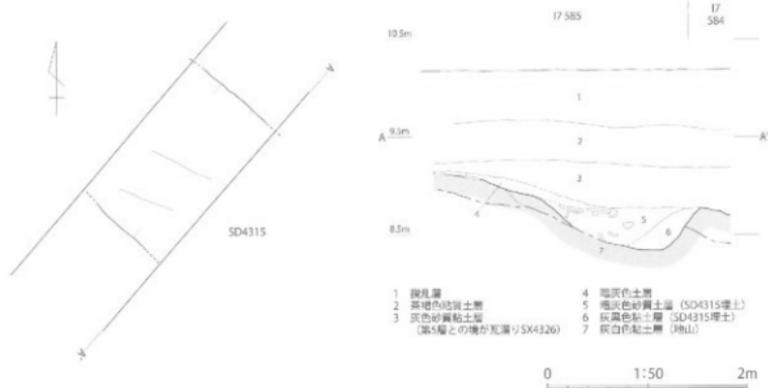
第65図 SD4309-b 出土遺物実測図



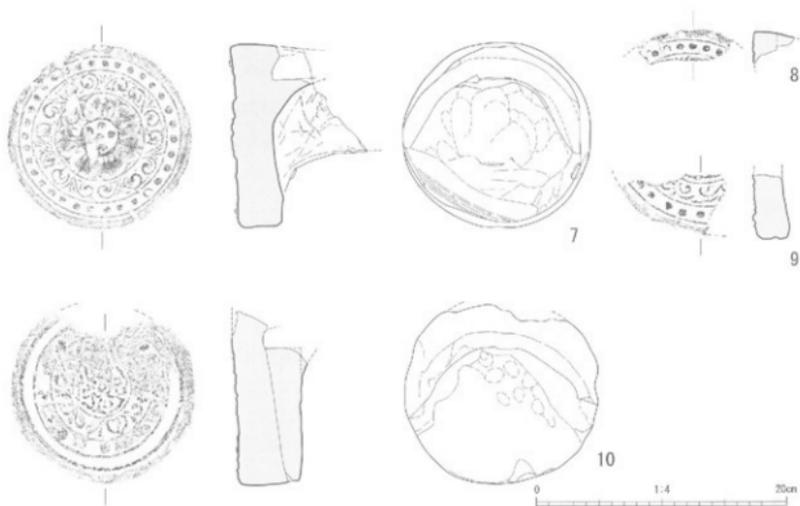
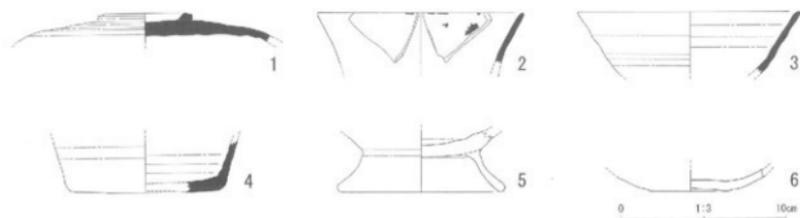
第 66 図 SD4301 実測図



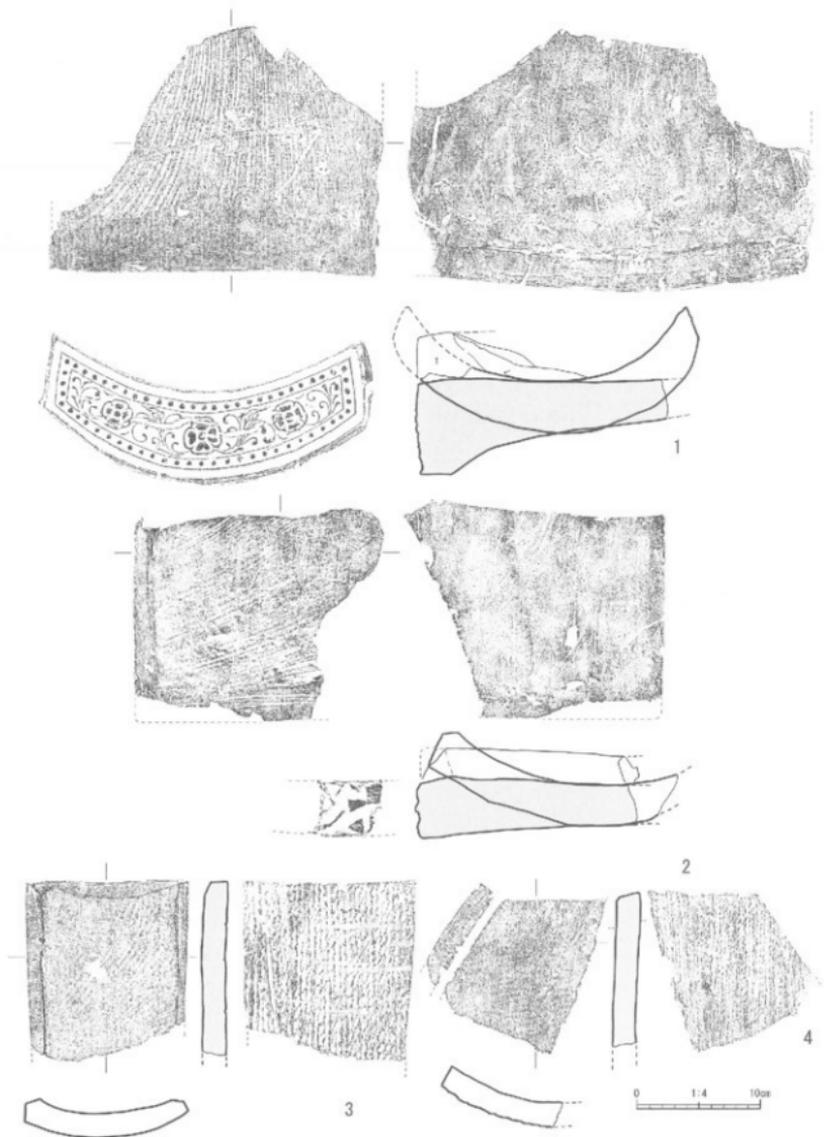
第 67 図 SD4307 ~ 4309・SX4310 実測図



第 68 図 SD4315・SX4326 実測図



第 69 図 SD4315・SX4326 出土遺物実測図 1



第70図 SD4315・SX4326 出土遺物実測図2

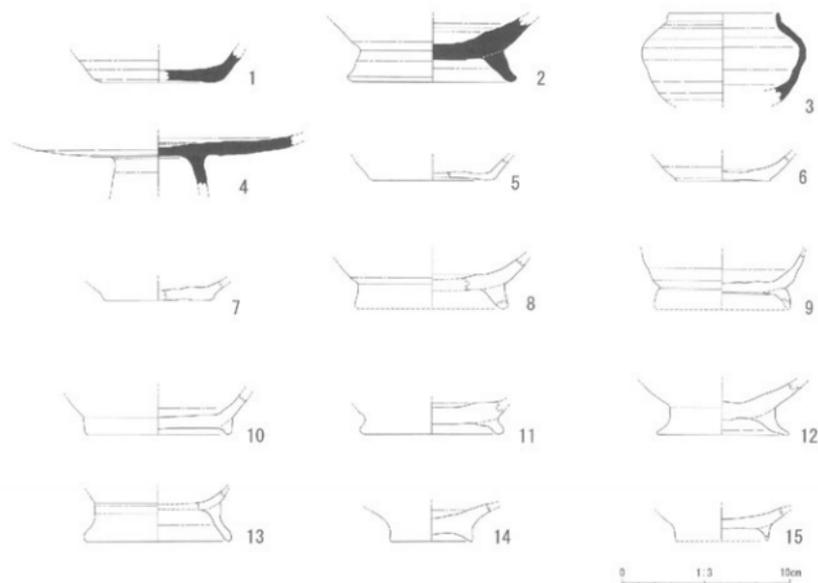
5) 僧房北方地区遺構外出土遺物（第71・72図）

ここでは、僧房北方地区の遺構以外から出土したものを一括して取り扱う。出土地点としてはSD4308、SD4315の周辺から出土したものが多く、

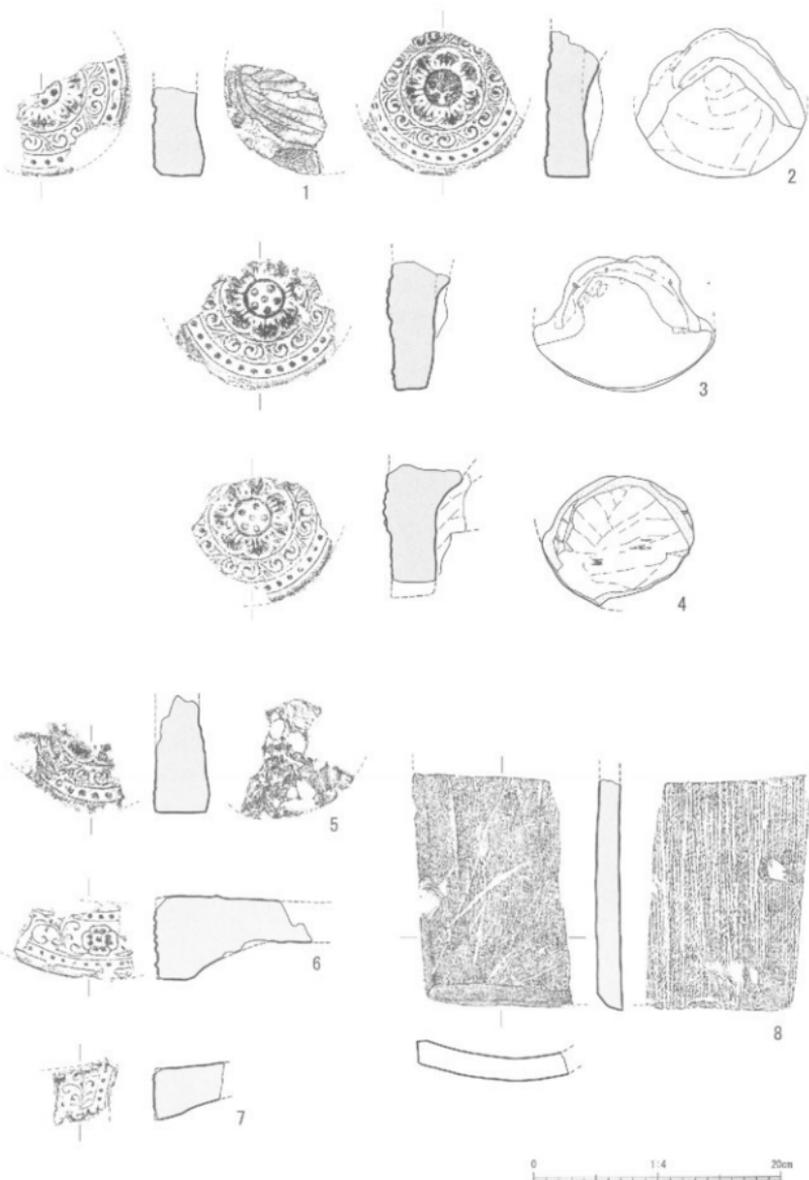
71-1～4は須恵器である。71-1は無高台の坏底部の破片であり、体部が直線的に立ち上がることから国府第4型式（8世紀第3～第4四半期）で出現する無高台坏Bの範疇に入るものと思われる。底部の切り離しは回転糸切りによる。底径は6.6cm。71-2は臺底部の破片であり、「ハ」の字状に開くしっきりとした高台が貼り付けられている。切り離しはナデのため判然としないが、糸切りと思われる痕跡が確認できる。底径は10.2cm。71-3は短頸壺の体部から口縁部にかけての破片である。口径は6.6cmとやや小形のものである。71-4は皿状に広がる坏部をもつ高坏接合部の破片である。国府第3型式（8世紀第2四半期）で登場する高坏Bである。

71-5～15は土師器である。71-5～7は無高台の坏皿類底部の破片であり、切り離しは回転糸切りによる。底径は71-5が7.0cm、71-6が5.6cm、71-7が6.3cmである。71-8～15は高台をもつ坏底部の破片である。国府第6～8型式（9世紀中葉～11世紀前半）頃のものであろう。底径は71-14が最小で5.0cm、71-10が最大で9.0cmである。

72-1～8は瓦埴類である。72-1～5は軒丸瓦の破片であり、いずれも1型式のもの。72-6・7は軒平瓦である。いずれも1型式であり、このうち72-6は1D型式、72-7は1F型式とされるものである。72-8は割熨斗瓦の可能性が考えられるものである。



第71図 僧房北方地区出土遺物実測図1(遺構外)



第72図 僧房北方地区出土遺物実測図2(遺構外)

6. 国分寺南辺地区の調査(第73~75図)

主要伽藍隣接地の南側、「回廊隣接部」として設定した区間の南を便宜的に国分寺南辺地区として報告する。当地区については、後世の開墾や造成により包含層や整地層が消滅している場所もあり、検出した遺構は伽藍外周溝の南辺と考えられる溝1本(SD4325)である。



第73図 SD4325とSD3526の位置図

1) 東西溝 SD4325 (第73・74図)

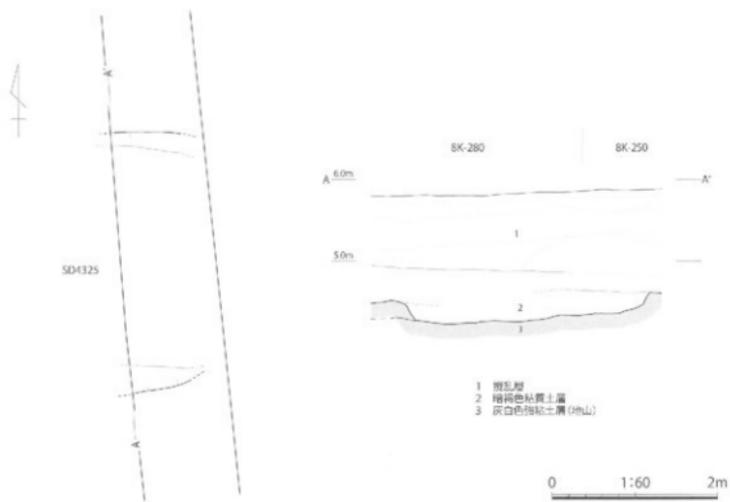
SD4325は南門跡の真西にあたる8K・250・251・280・281区から検出した溝である。現状での規模は幅3.0cm、深さ34cm、検出面での標高は4.62mである。既往の調査では、10次調査のT35において、南門跡の東で東西溝SD3526を確認しており、今回検出されたSD4325はこれと対応する南門跡西側の東西溝である。つまり、南門跡の東側と西側には素掘りの溝が存在していることになる。金堂中心線からは72.83mの距離に位置する。

遺物は、瓦が20点出土しているが、小片のため掲載は割愛した。

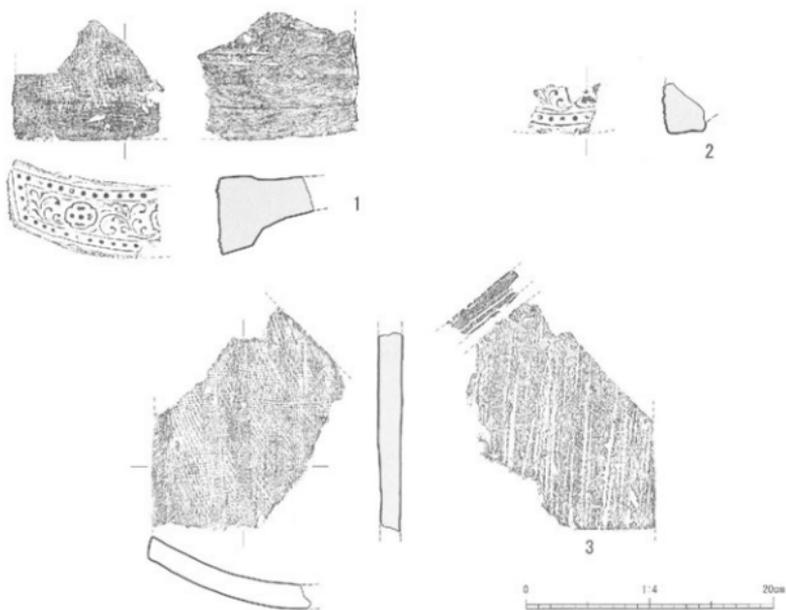
2) 国分寺南辺地区遺構外出土遺物(第75図)

ここでは、国分寺南辺地区の遺構以外から出土したものを一括して取り扱う。南辺地区として設定した範囲が短いことや攪乱のため遺物は極端に少ない。

75-1~3は瓦埴類である。75-1・2は軒平瓦であり、いずれも1型式のものである。75-3は隅切平瓦の破片である。凸面は縄叩き。



第74図 SD4325実測図



第75図 国分寺南辺地区出土遺物実測図(遺構外)

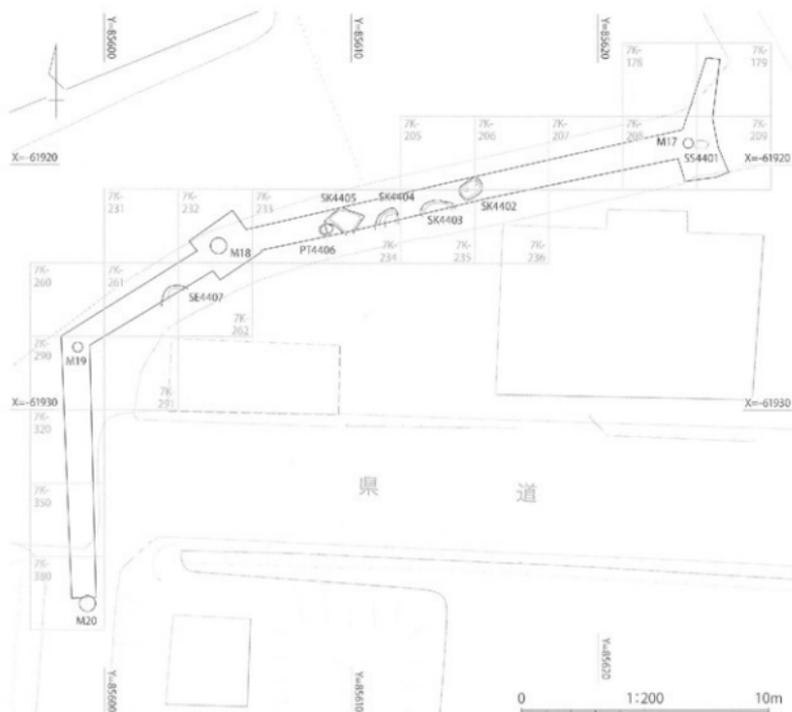
B. T44 トレンチ 【史跡西側集落】（第76～80図）

1. 概要

史跡指定地の西側集落（竹矢町上竹矢の一部）に敷設された管路の立会調査であり、これまで伽藍地を考える上で調査の必要性が説かれながら全く調査の手が入っていなかった集落内の状況を窺うことができた。遺構は、礎石1個（SS4401）と土坑6個（SK 4402～4406）、井戸1個（SE4307）である。また、伽藍中樞城のT43で検出した国分寺跡の整地層は確認していない^(註)。

2. 層位（第77～79図）

当調査区では、明るい粘土の地山が遺構面となっており、7K-205～209、232～236、260～262、290区でその地山を検出している。現況地表面からは1.1～1.2mの深さがあり、その標高は東側の7K-205区（マンホール番号M17）が4.98m、西端の7K-290区（同M19）が4.85mとなっている。東西方向の調査区では、ほぼ同一レベルで地山を検出したが、7K-290区の南側では管路の掘削底面より深くに地山があるため、遺構を確認することはできなかった。



第76図 T44トレンチ遺構位置図

3. 遺構（第76～79図）

1) 礎石 SS4401（第77図）

7K-209区で確認した礎石と考えられる未加工の石である。伽藍中軸線からは64.17mの距離である。地山の上に直接置かれ、沈み込んでいる状況であった。河原石のような自然石が使われており、規模は差し渡し50cm、遺構面と考えられる地山上面の標高は4.98mである。この1個だけの検出であり、建物の規模等の詳細は不明である。

遺物としては地山を覆う茶褐色強粘土層から国分寺関連の瓦が出土しており、国分寺と同じ奈良・平安時代の建物跡と考えている。上専用マンホールM17の設置予定地であったが、設置地点を変更することで現状保存とした。

2) 井戸 SE4407（第78図）

7K-261・262区の標高4.85mを測る位置で検出した井戸であり、伽藍中軸線からは85.4mの距離である。大部分が調査区外になるため詳細は不明であるが、検出部分での幅は最大で1.15mである。検出面から40cm掘削した深さで木質を検出しており、方形に配置されていることから井戸の木枠と判断した。これ以上の掘削は困難であり、現状保存されることから底部までの調査は行っていない。木枠の一部をサンプルとして持ち帰り、現地については発生土で埋め戻しを行っている。

遺物は、埋土中から須恵器と国分寺期の瓦(80・2)が出土している。

3) 土坑 SK4402（第79図）

7K-205・206・235・236区の標高4.84mで検出した平面楕円形の土坑である。規模は長軸96cm、短軸68cm、深さ24.9cmである。遺物は須恵器の甕2点(80・6・7)が出土している。80・72は土坑SK4403とSK4405から出土したものと接合関係にあり、これら3個の上坑はほぼ同時期のものと考えられる。

4) 土坑 SK4403（第79図）

7K-235区の標高4.92mで検出した土坑である。大部分が調査区外になるため詳細は不明であるが、検出部分での長さは最大で1.75m、深さ57cmを測る。遺物は埋土中から須恵器と土師器の破片が出土している。このうち須恵器は土坑SK4402出土の80・72と接合できた。

5) 土坑 SK4404（第79図）

7K-234区の標高4.92mで検出した土坑である。大部分が調査区外になるため詳細は不明であるが、検出部分での長さは1.35m、深さ63cmを測る。遺物は埋土中から須恵器、土師器、瓦が出土しているが、小片のため実測できるものではなかった。

6) 土坑 SK4405（第79図）

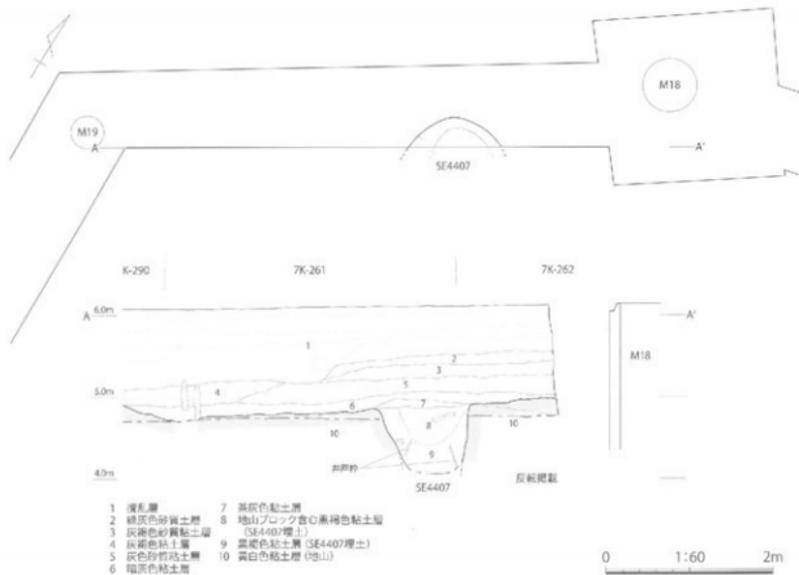
7K-234区の標高4.78mで検出した平面方形を呈する土坑である。規模は長辺1.16m、短辺0.92m、深さ0.11mを測る。遺物は埋土中から須恵器の破片が出土しており、土坑SK4402出土の80・72と接合できた。

7) 土坑 SK4406（第79図）

7K-233・234区の標高4.76mで検出した小土坑であり、SK4405に隣接する位置にある。平面は円形を呈し、規模は直径50cm、深さ10.1cmの浅いものである。遺物は出土していない。



第77図 SS4401 実測図



第78図 SE4407 実測図

4. 遺物(第80図)

1) 井戸 SE4407 出土遺物(第80図1・2)

80-1は須恵器の無高台坏B。国府第4型式(8世紀第3～段4四半期)の段階で新出するタイプである。口径13.0cm、器高3.8cm。

瓦については丸瓦2点、平瓦4点を持ち帰っており、残りの良い1点を掲載した。80-2は平瓦の破片で割熨斗瓦ある。凸面成形は縄叩きのものである。

2) SK4402 出土遺物(第80図6・7)

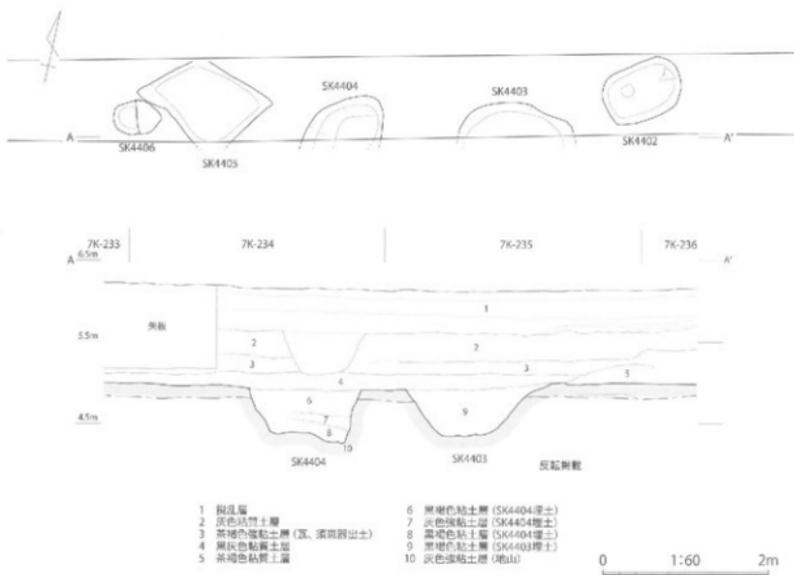
80-6・7は須恵器の甕である。80-6は頸部の破片であり、口径が50cmを超える大型のもの。80-7は、ほぼ完形に復元できたものであり、口径17.6cm、器高4.5cmである。底部には焼成後に人為的に穿たれた孔がある。この甕はSK4403、SK4405から出土した破片と接合関係にある。

3) SK4403 出土遺物(第80図8)

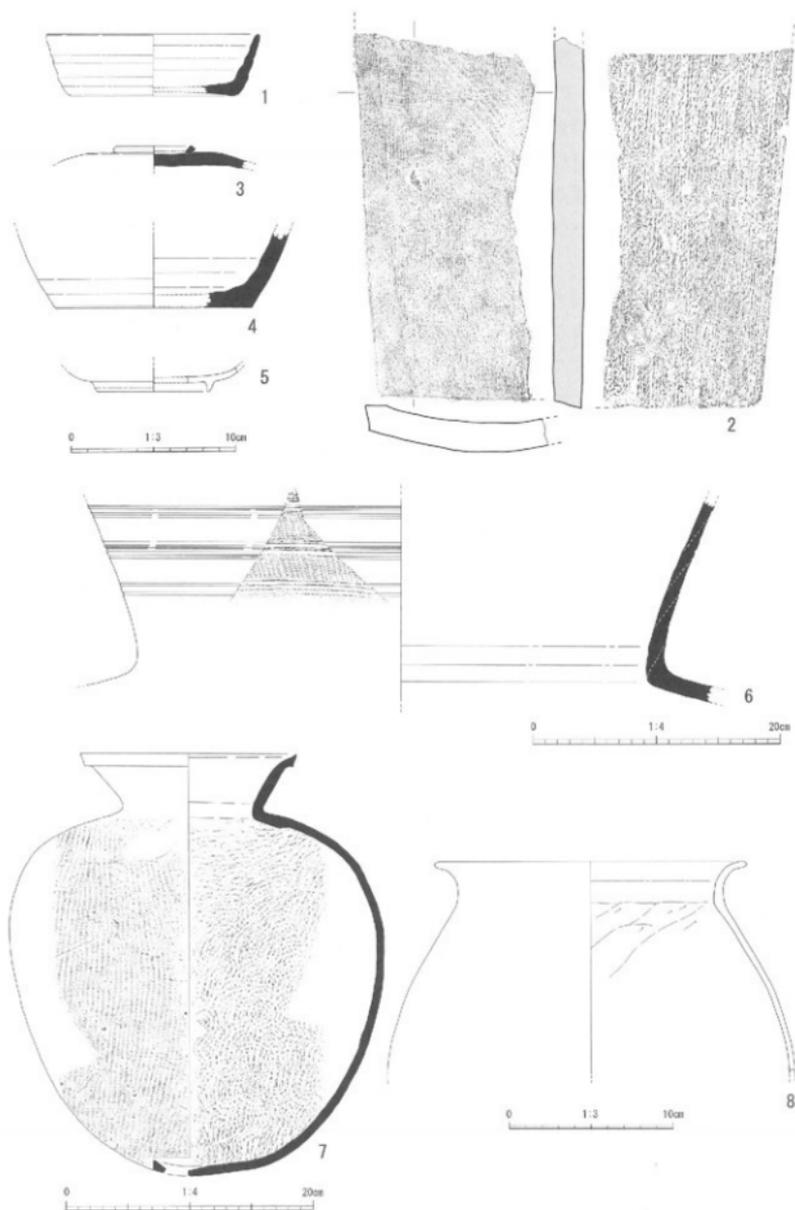
80-8は肩部の張らない土師器甕の破片である。外反する口縁をもち、口径は19.0cm。調整は外面が風化のため不明、内面は縦方向のヘラケズリが施されている。

4) 遺構外出土遺物(第80図3～5)

80-3・4は須恵器である。80-3は輪状つまみをもつ坏蓋の破片。国府第1・2型式(7世紀後半～8世紀第1四半期)のもの。80-4は平底の壺底部の破片。底径は12.0cm。80-5は中国白磁の皿底部の破片であり、底径は6.8cm。16世紀代のものと考えられる。



第79図 SK4402～4406 実測図



第80図 T44トレンチ出土遺物実測図（SE4407、SK4402・4403、遺構外）

C. 小結

今回の調査は下水道工事に伴う立会調査であるが、T43は結果的に史跡内を縦断するトレンチを入れた格好となり、また、T44ではこれまで調査の手が入っていなかった史跡西側集落の様子を窺うことができた。これらの調査区は幅1mしかない狭小なものであるため、この調査だけで遺構を評価することは難しい。それでも伽藍地の北を限る外周の溝(SD4301・4308)、伽藍地の南を限る外周の溝(SD4325)、過去に僧房北側で検出された瓦溜SX9302と流路SD9301・1310の続きと考えられる遺構(瓦溜SX4326・流路SD4315)や国分寺の造成に係わる整地層を検出するなど過年度の調査を補完する成果が得られている。

このうち伽藍地の北を限る外周の溝(SD4301・4308)、南を限る外周の溝(SD4325)については第6章第1節「主要施設等の調査と規模」で、整地層については、第6章第2節「C. 整地層の広がり」と寺域造成の状況」で取り扱うこととし、ここでは僧房跡の北側で検出された瓦溜SX4326と溝SD4315について、過去の調査成果と対比させながら修正及び問題提起をまとめてとする。

僧房跡の北側には、瓦溜SX9302と流路SD9301・SD1310が存在することが知られていた。今回の調査においても想定通りの位置から瓦溜SX4326と流路SD4315を検出した。

まず、流路SD4315の性格について考えてみたい。この流路と一連の遺構と考えられるものが流路SD199302である。この性格について『市61』では、自然流路を国分寺内に取り込んで生活用水として利用していた可能性を指摘している。しかし、国分寺での生活用水については、井戸を利用していたと考えられることから、上水路を主要伽藍地内に引き込んで生活用水として利用していたとは考え難い。今回の調査により、T44からは国分寺関連の瓦を含んだ井戸SE4407を検出した。このことから生活用水について井戸を利用していたことがほぼ確定的となった。SD4315は谷の出口部分に位置しており、雨水或は湧水により自然流路ができやすい環境下にあったことは十分想像できる。現に、T43の調査においてSD4313をはじめとする複数の自然流路を検出している。遺物を含んでいないものは国分寺造成以前の自然流路、遺物を含んでいるものは廃絶後の自然流路と考える方が自然である。

一方の瓦溜SX199302について『市61』(58頁)では「①瓦類の出土量に比して土器の出土量が圧倒的に少ない。②出土した瓦類は磨滅したものが少なく、完形品をはじめほとんどが大型の破片であることから考えると」として、使用前の瓦を備蓄していた場所の可能性を指摘した。また、その時期については8世紀代の須恵器も出土していることから、創建時から存在していたものと推定した。ここで注意しなければならないのは、瓦溜を検出した調査区については壁面が崩落し、その時点で調査を終えた場所であり、瓦溜より下層の調査は行われていない点である。今回のT43の成果から判断すれば、瓦溜の下にSD199301の続きが存在する可能性が高く、仮に壁面の崩落が無ければ違った遺構の評価となっていたものと想像する。T43の調査成果からは、創建期の瓦だけでなく第3型式の軒丸、軒平瓦が出土している点など一概に創建期からの瓦備蓄場所とは言えない状況である。今回出土したのものも含め、実際に屋根に葺かれていた瓦の廃棄状況と考えて問題ないものと思うが、今後更なる検討が必要な資料である。

第7表 T43トレンチ出土瓦種類内訳表

良好・不良は構成を示す。

	軒平瓦	平瓦						軒丸瓦	丸瓦						葺き瓦	磚	小計
		格子印き		調印き		不明			有段		無段		不明				
		良好	不良	良好	不良	良好	不良		良好	不良	良好	不良	良好	不良			
①金盞佛様部	6	21	60	15	59	5	73	0	3	8	2	7	19	70	0	8	359
②鎌倉佛様部	3	25	145	26	125	17	148	6	11	27	2	6	56	122	0	3	692
③僧房佛様部	0	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	7
④回廊佛様部	0	9	16	17	31	5	24	1	4	6	0	2	7	18	1	0	141
⑤SD4308・SK4310	0	2	16	2	10	0	19	1	5	3	0	1	6	9	0	0	74
⑥SD4325	0	1	2	1	3	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	10
⑦SD4315・SK4326	6	23	96	8	13	1	18	1	5	8	1	3	6	31	2	0	222
⑧僧房北方地区	9	52	167	22	80	15	137	23	20	29	0	9	45	78	2	0	688
⑨園分寺南辺地区	4	7	20	6	28	3	33	0	1	3	0	2	3	29	0	0	139
小計	24	135	503	94	321	44	420	32	48	81	5	29	109	332	5	11	2332

第8表 T44トレンチ出土瓦種類内訳表

	軒平瓦	平瓦						軒丸瓦	丸瓦						葺き瓦	磚	小計
		格子印き		調印き		不明			有段		無段		不明				
		良好	不良	良好	不良	良好	不良		良好	不良	良好	不良	良好	不良			
T44一括	1	5	12	3	10	10	24	0	1	1	0	1	8	33	0	0	109

第8節 伽藍地南東角先の調査(12次調査)

A. T40トレンチ(第81～83図)

1. 概要

T40トレンチは、個人住宅新築工事に伴う発掘調査である。本調査は宅地造成予定地600㎡のうち、地盤改良が行われる建物部分の300㎡を対象として開始した。その後、これまで伽藍中軸線の東側111～112.6mで確認されている伽藍外周区画溝の南延長線にあたる場所を幅7m、長さ6mの範囲で拡張したため、最終的な調査面積は342㎡となっている。

遺構は、調査区の南西角部から小土坑3個(SK4001～4003)を検出した。いずれも葦渡しし0.5mであるが、平面形や並びに規則性は無く、深さも10cm未満の浅いものである。柱穴とは考え難く、詳述は省略する。

2. 層位(第81図)

調査区内で検出された地山は、北側が高く南側で低くなる傾向にある。第81図のA-A'セクションを観察すると、最も高い北西角で標高3.70m、南東角では地山は検出できておらず、調査を行った標高3.00m以下にまで潜っていく。

標高の高い北側については地山直上に土質土層である第2・3層が堆積しており、地山直上が遺構面と考えられる。標高の低い調査区南側については地山と遺物包含層との間に黄褐色と暗灰色の粘土が斑状に混ざった粘質土層(第4～16層)が堆積している。調査区南側において国分寺期の遺構面として想定されるのは、この斑状の粘土層の上面である。

3. 遺構(第81図)

1) 粘土探掘土坑と国分寺整地層(第81図)

国分寺期の遺構面にサブトレンチを設定して土層の堆積状況を確認したところ、地山の上に黄褐色と暗灰色の粘土が斑状に混ざった粘質土層(第4～16層)が堆積していることを確認した。現地調査の段階では、国分寺と国分尼寺のほぼ中間地点に位置する中竹矢遺跡⁽²⁾で検出された原始・古代の粘土探掘坑と考えられていた。確かにC-C'の13・14・16層、D-D'の13・15層とした部分に限ってみれば地山を掘り込んでおり、粘土探掘坑として問題ないように思えるが、B-B'の4層は水平に堆積しており地山も乱されていない。標高の低い南側だけで観察できるこの層は、整地層として人為的に盛られた可能性のあることを指摘しておく。ただし、その時期は不明である。

遺物は粘土探掘土坑の埋土と考えられる13・15層から古墳時代の甕(83-1)が出土した。

4. 遺物(第82・83図)

1) 粘土探掘土坑出土遺物(第83図1)

83-1は粘土探掘土坑から出土した土師器の甕である。複合口縁の立ち上がりは短く、突出部も鈍く退化が進んでいる。調整は風化が著しく、体部内面に砂粒の動きが観察できる程度である。時期は古墳時代中期のものである。口径は17.6cm。

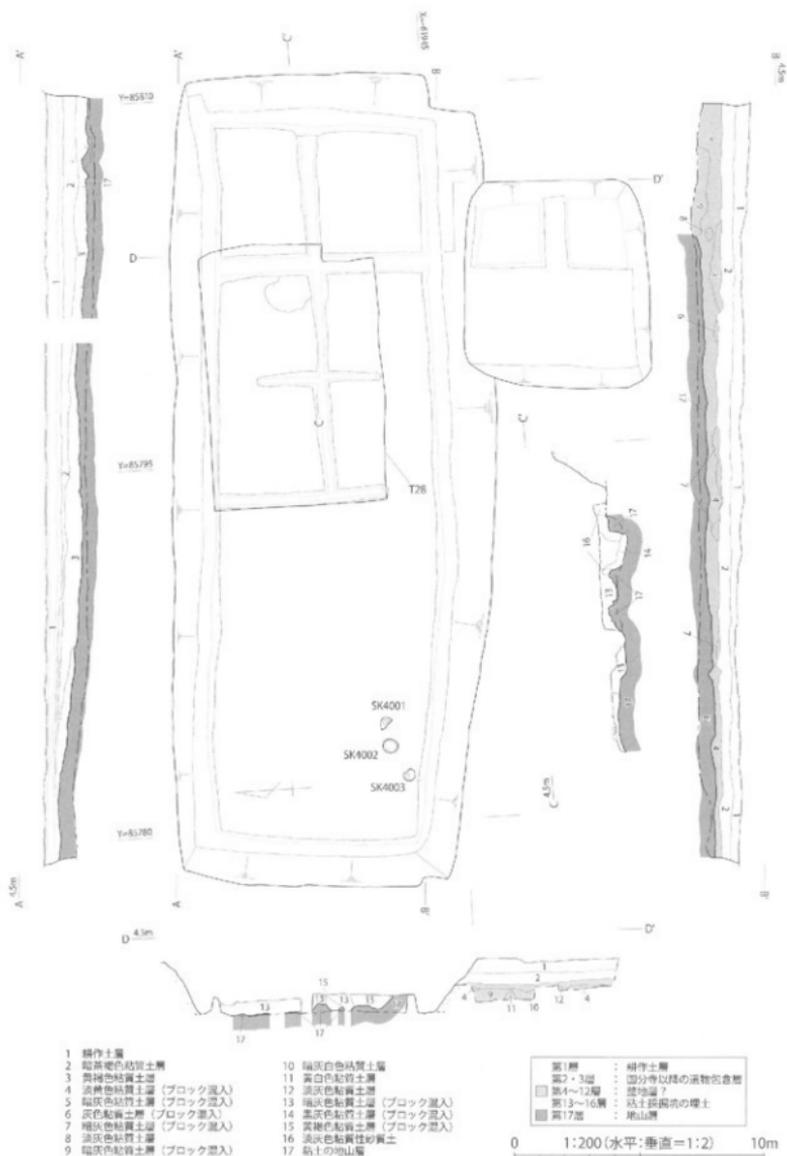
2) 遺構外出土遺物(第82図、第83図2～10)

遺物の大部分が第81図2・3層から出土したものであり、これらを一括して取り扱う。83-2～6は須恵器である。83-2・3は古墳時代の蓋坏である。83-2の蓋はA7型の大谷綱年出雲5期のもの。口径は83-2が13.4cm、83-3は14cm前後のもの。83-4・5は高台をもつ須恵器の坏。83-4は直立する高台をもつものであり、国府第2型式(7世紀末葉～8世紀第1四半期)頃のものか。底径10.4cm。83-5は底部端に低い高台が付くことから国府第3型式(8世紀第2四半期)以降のもの。底径10.0cm。83-6は無高台坏B。国府第4型式(8世紀第3～第4四半期)で新出するタイプである。口径10.6cm、底径7.0cm、器高3.8cm。

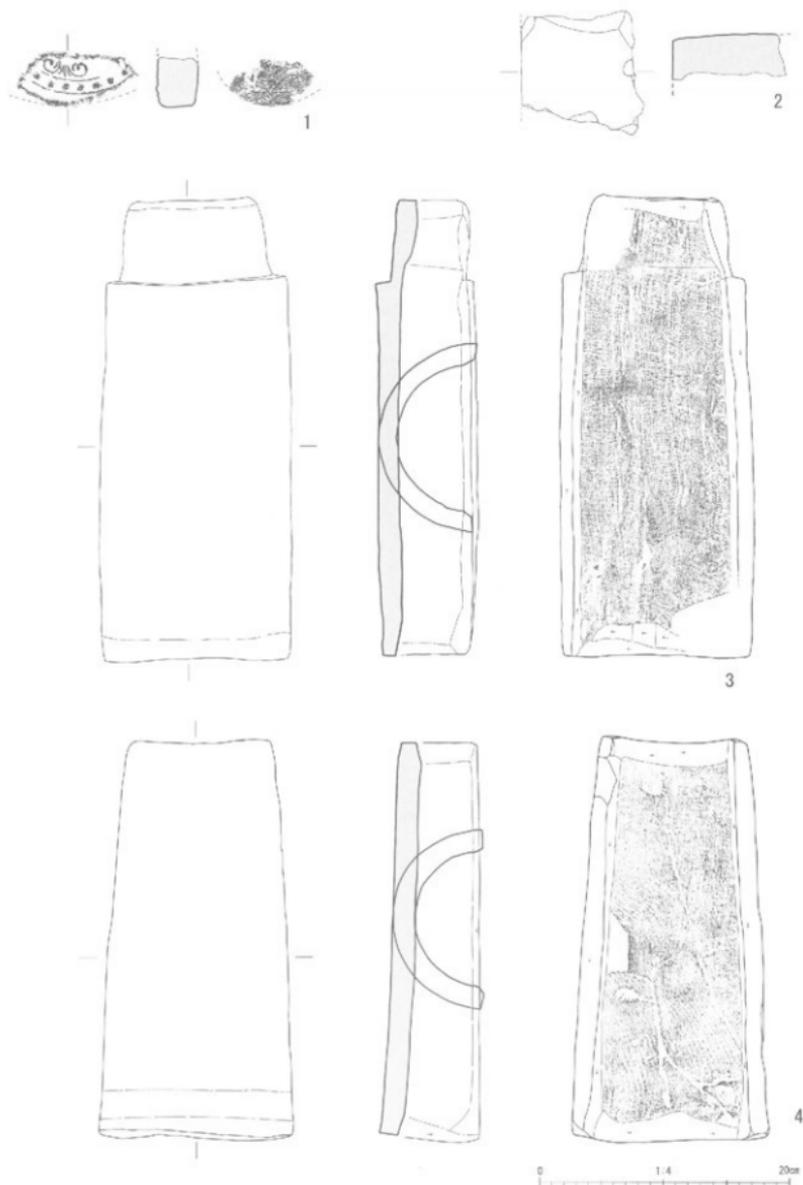
83-7は中国青磁碗口縁の破片。83-8は中国青花の皿である。底径は7.6cm。

83-9は碗形鍛冶滓であり、底には砂粒の付着が認められる。重量は100gを量る。

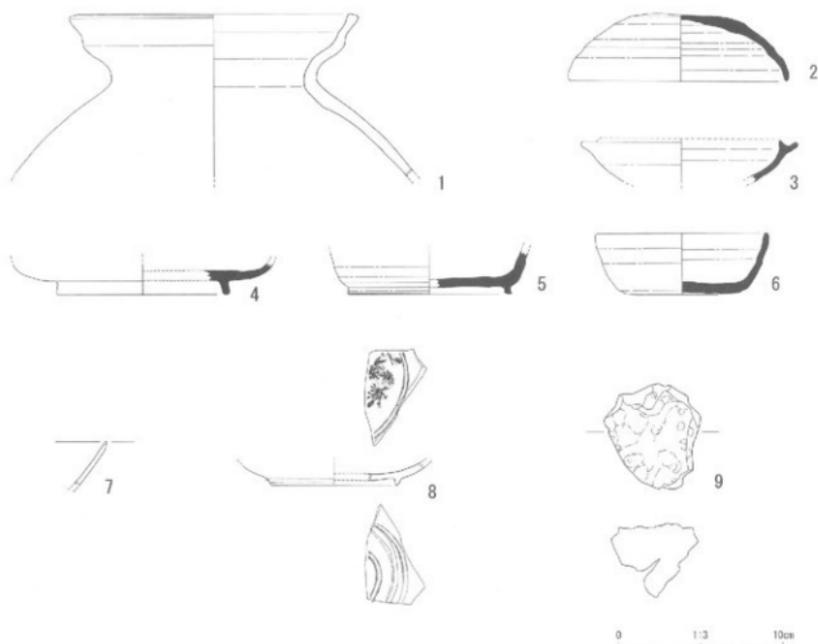
瓦埴類は865点が出土しており、このうち10点を掲載した。82-1は1型式の軒丸瓦である。82-3は有段式、82-4は無段式の丸瓦。82-2は埴である。



第81図 T40トレンチ遺構位置図



第82図 T40トレンチ出土遺物実測図（遺構外）



第83図 T40トレンチ出土遺物実測図（粘土探掘土坑、遺構外）

B. 小結

検出した遺構には、性格不明の小土坑3個と国分寺造成以前の粘土探掘坑がある。粘土探掘坑は地山を掘り込んだ不整形の土坑であり、近年調査が行われた竹矢町の江分遺跡でも同じ形態の粘土探掘坑が検出された。『市146』では、この粘土探掘坑は古墳時代前期～後期の遺構であり、中竹矢遺跡と一連の遺構群となる可能性を指摘している。T40で検出した粘土探掘坑と時期的な齟齬はなく、こうした遺構群がT40にも続いているものと考えられる。

また、国分寺に関係した遺構は検出できなかったが、国分寺期の整地層とも考えられる土層の堆積（第4～16層）を確認した。現地調査の段階では粘土探掘土坑と判断されていたため、今後の調査に期待するところが大きい。伽藍地の外側についても造成が行われていたことを示唆するものである。

さて、伽藍中心軸の東側、111～112.6mの地点には伽藍地外周の東限を区画する南北溝が存在しており、今回の調査地は、その溝の南側延長線上に位置する（第96図参照）。当初設定していた調査区で溝の続きは確認できず、調査区を更に南側に拡張して追加調査も行ったが、やはり溝の続きは確認で

きなかった。よって、東限の溝はこの調査区よりも北側で折れ曲がり、西方に向かうものと判断した。

遺物は、国分寺期以降の遺物包含層である2・3層から多数の瓦が出土している。1次調査では、伽藍地の南辺には築地塀（『石田報告』では上塀）の存在を想定しており、本文写真5（132頁）のとおり夥しい量の瓦が出土している。当地が伽藍地南辺に隣接することがその要因ではないかと考える。

注 5 第5章

【第1節】

- (1) これまでは「寺城」の確認調査とされていたものであるが、本書ではこの調査で検出した溝を伽藍地外周溝とした。このため混乱を避けるため「伽藍地」の確認調査に改めた。
- (2) 調査の手法としては、管路の掘削が完了すると壁面の精査を行い縮尺1:20で十層図の作成を行った。ただ、崩落の危険がある場合は欠板が打ち込まれるため、十分に上層観察ができない場所もあり、上層図に整合性が取れない部分もある。遺物採取については重機による掘削であったため、運搬車内荷台にあがった土砂を人力によりほぐして採取している。

【第3節】

- (3) 『前島報告』の第1図（P135）には、中門基壇北辺上に3つのトレンチが配置された図が掲載されている。しかし、中央以外の2つのトレンチ（木章第18図T1971aトレンチとT1971cトレンチ）については、写真や実測図等の調査記録が無く、本当に調査が行われたのか疑問がもたれていた。今回の調査で全体規模までは確認できなかったが、このトレンチの痕跡を検出し、実際に調査が行われたトレンチであることは確認できた。
- (4) 平成15年1月21日の文化庁・玉田芳英調査官による現地調査指導。

【第4節】

- (5) 今回検出した1次調査区については、『石田報告』図版5には掲載されていないトレンチである。図版4の全景写真には写っており、島根県古代文化センターが所蔵する平面図（第6章16表N09）には略図が記載されている。今回その位置を特定することができたことになる。

【第5節】

- (6) 調査指導では、回廊基壇が存在することを前提として回廊基壇の下に造られた暗渠排水的な施設との評価を受けている。
- (7) 調査区の埋め戻しにあたって混入した可能性や未調査部分が残っていた可能性が考えられる。
- (8) 4次調査では、SP3804の東から小ピット1個とSP3802の西側から溝状の落ち込みが検出されている。一見すると折行4間の建物に見えなくもないが、詳細は不明である。
- (9) 松江市教育委員会 個人住宅新築工事に伴う出雲国府跡発掘調査概報 平成23（2011）年6月
柱穴の埋土から肥前系磁器1点が出土している。

- (10) 鳥根県教育委員会『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告X』 - 鳥根県松江市山代町所在・山代郷南新造院(四王寺)跡・平成6(1994)年3月
- (11) 南屋敷第4遺構面から検出された江(時代初期(熊鷹期)の遺構である。松江市教育委員会 松江歴史館整備事業に伴う発掘調査報告書『松江城下町遺跡(殿町287番地)(殿町279番地外)発掘調査報告書』松江市文化財調査報告書第139集 平成23(2011)年3月
- (12) この土壇には「溝(南北中)03.11.10.」という注記があるが、これがどの遺構を示すのか判然としないため遺構外出土遺物として取り扱った。調査口誌によると、この日はS03812の遺物の取り上げを行った日であり、ここから出土した可能性も考えられる。
- (13) 谷状に落ち込んだ旧地表面に投げ捨てられたような状態で出土しており、調査口誌には「畦の境界用に積んだように思える。」と記されている。
- (14) 実測図には8層が「基盤層」と記載されており、これが地山という意味なのか帯地層を示すのか判然としない。国史補助事業の実績報告書『出雲国分寺跡発掘調査概要報告書(2004年3月)』には、「T38と同様に昭和45～46年の調査では更に1層下まで掘り下げている。」とあり、8層の下に地山が存在するかのよう記載がなされているが、写真の土色や他の記録と一致しない。
- (15) SF3904は、4次調査区の壁跡から検出されたものであり、深さは最大で7.0cmである。当時は、柱穴の一部が液を出し、大部分は調査区外に存在するものと考えられていた。しかし、今回の調査で周辺部を含めて遺構検出作業を行ったが、その疑きは確認できなかった。4次調査区内で収束するものであり、形は不整形で柱穴とは認めがたい形状である。
- (16) この遺構は、現地調査の段階では回廊推定地の下から検出されていることから回廊の掘り込み地盤と考えられていた。
- (17) S03918は北壁断面に溝埋りが無く、水田の床土と考えられる第7層が堆積しているだけである。溝の深さは1.4cm前後と浅く、床土座の窺みの可能性が高い。
- (18) 鳥根県立八雲立つ風土記の丘が保管する4次調査の実測図には「この部分電柱設置のために掘られていて柱穴の存在不明」とある。

【第6節】

- (19) 鳥根県立八雲立つ風土記の丘が所蔵する出雲国分寺跡発掘調査で出土した遺物の実見による。
- (20) 鳥根県立八雲立つ風土記の丘が所蔵する昭和45年度・昭和46年度出雲国分寺跡発掘調査の測量成果図『出雲国分寺跡図面Ⅰ』『出雲国分寺跡図面Ⅱ』内に保管されている実測図を比較したことによる。

【第7節】

- (21) 竹房跡の北側は小支管の出口部分にあたり、東西方向に延びる複数の流路が確認されている。ここでは遺物を含まない時期不明の溝4本(NR4312～4314、4316)を自然流路とした。
- NR4312は81-470区で検出した流路であり、屈曲して流れる流路左岸の一部を確認した状況である。別々の番号を付したが、埋土からNR4313と同一の流路である可能性があり、第63図にはその復元案を提示した。
- NR4313は81-468-497区で検出した流路であり、幅は7.5mを測る規模の大きなものである。管路の掘削深が流路の底部まで達しておらず、深さは不明である。断面ではラミナ状に堆積した砂層が観察できる。NR4314は81-555-556区から検出した流路である。規模は十層断面から上端幅2.4m、深さは管路の掘削深が流路の底部まで達し

ておらず不明である。埋土は灰色細砂を主としており、NR4312・4313に似たものである。

NR4316は81-616区から検出した流路である。規模は幅1.13m、深さ45.2cmを測るものである。埋土は籾を含んだ極粗粒砂により埋まっており、ラミナ状の堆積がみられることから自然に埋まっていったものと判断した。埋土はNR4312～4314とは明らかに違っており、籾を含む点ではSD4315に近い。遺物が出土していないため時期は不明だが、どちらかと言えばSD4315に近い時期のものなのかもしれない。

(22) 8J-644区で検出した十坑である。完掘は行っておらず詳細は不明であるが、差し渡し1.5mを測る比較的大型の十坑であり、黒色土を埋土とし、土器の細片のほか黒曜石チップを検出している。国分寺整地層下の地山面からの掘り込みであり、国分寺に関連した遺構ではなく、調査担当者によると弥生時代の貯蔵穴としての所見が与えられている。

(23) この範囲については、遺物を分類するため整理段階で便宜的に設定したものであり、その根拠は重機掘削の工程に沿って実施した遺物の取り上げ日が区分線となっている。

なお、経緯推定地から出土した遺物については、ここから出土した遺物だけを抽出するのができないため、金堂出土遺物と隣接出土遺物に振り分ける格好となっている。

(24) 整備金堂の北西では整地層を特定できていない。これは掘削面ぎりぎりまで地山が確認できる状況が続いていたためであり、断面でこの層が地山と確認しているわけではない。私見ではあるが、平面観察だけで地山としたこの層が整地層になる可能性もあるのではないかと考えている。

(25) 遺物については重機による掘削であったため、掘り上げられた土砂を人力によりほぐして採取を行っている。層位ごとの取り上げができていないため、当該地区から出土したものについては一括して取り扱う。

(26) 厳密に言えば、調査区の南側は地山が掘削深度よりも深く潜っていくため整地層の有無は分からないが、少なくとも北側部分については地山の上に直接遺構が掘り込まれており、整地層は確認できなかった。

【第8節】

(27) 島根県教育委員会「一般国道9号松江道路建設工事地内 埋蔵文化財発掘調査報告書X」『中竹久遺跡』平成4（1992）年3月

(28) 大谷晃二「出雲地域の須恵器の編年と地域色」『島根考古学会誌第11集』島根考古学会平成6（1994）年

(29) 松江市教育委員会「松江市文化財調査報告書第146集『八重垣神社竹矢線竹矢上区新世紀道路（生活関連）事業に伴う出雲国分寺跡発掘調査報告書』平成24（2012）年3月

第6章 総括

第1節 主要施設等の調査と規模

これまでに確認された史跡出雲国分寺跡の主要な施設とその調査次数は第9表のとおりである。このうち中門跡、回廊跡、区画施設（溝）については、今回報告した10・11・13・14・16次調査から得られた知見を交えて紹介する。

さて、主要施設の規模を再確認する上で問題となったのが、金堂跡、講堂跡、僧房跡、塔跡、鐘楼跡、経楼跡など主要な堂塔の規模を最初に提示した1次・2次調査の大縮尺の実測図を確認できなかった点である。このため、実測図を再計測することができず、過去に報告された規模から推定していくしかない状況である。しかし、過去に報告された主要伽藍の建物規模については報告書によって様々な表現がなされており、統一された見解は無い。このため、各施設の規模を紹介する前に、まずは主要な堂塔の調査を実施した1～4次調査の関係と問題点を整理しておく。

第9表 出雲国分寺跡の主要な施設と調査次数

施設名	調査次数
金堂跡	1次調査・2次調査
講堂跡	1次調査・2次調査・4次調査
僧房跡	1次調査・2次調査・4次調査・4 ¹ 次調査
塔跡	1次調査（4次調査では回廊跡に比定）
塔跡（現整備基壇部）	4次調査
鐘楼推定地	1次調査
経楼推定地	1次調査、14次調査
南門跡	1次調査、4次調査
中門跡	1次調査、16次調査
中門跡（現整備基壇部）	4次調査、10次調査
回廊跡	4次調査、（10次調査）、11次調査、13次調査、14次調査
築地堀跡	1次調査、（9次調査・10次調査・15次調査）
石敷道路（天平古道）	1次調査、7次調査、17次調査
瓦敷通路跡	3次調査
区画施設（溝）	7～10次調査、14次調査、15次調査

A. 第1～4次調査の関係と問題点

主要な堂塔を確認した調査には、山雲・隠岐総合調査の一環で石田茂作を担当者として実施した1次・2次調査⁽¹⁾があり、そしてその後、史跡の整備復元事業に伴って門脇俊彦が担当した3次調査と同事業に伴って近藤正が担当した4次調査がある。

1次・2次調査の成果は『出雲国分寺址・国府址調査報告』（『石田報告』）でまとめられているほか、2次調査については現地調査を担当した山本清によって『出雲国分寺址第二次発掘調査報告』（『山本報告Ⅰ』）として刊行されたものがある。また、3次・4次調査の成果は前島己基によりまとめられ『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』（『前島報告』）の中で報告されている。

この他、4次調査を担当することとなる近藤正が『島根県文化財調査報告』第5集の中で石田報告の概要を紹介したものと（『近藤報告』）、1次・2次調査に携わった山本清が『新修国分寺の研究』第4巻の中で既往の調査を総括したものがある（『山本報告Ⅱ』）。

これらの中で発掘調査の成果が詳しく書かれた報告書は『山本報告Ⅰ』、『石田報告』、『前島報告』である。まず、2次調査の成果をまとめた『山本報告Ⅰ』が調査翌年の昭和33(1958)年に刊行された。当時の書類を見ると、「全期間調査担当」となった山本によって提出された報告書の案は、調査担当者の石田のもとに送られる。建物規模に関しては山本が1次調査に修正を加えているが、特に問題とされることもなく『山本報告Ⅰ』は刊行された。

この後に、1次調査と2次調査の結果を踏まえたものとして『石田報告』が昭和38(1963)年に刊行されることとなるが、2次調査成果の記述は『山本報告Ⅰ』をほぼ踏襲するものの、図面については1次調査の成果を色濃く反映するものであり、本文と図面の記載に齟齬が生じている。これが後々、建物規模についての誤解や混乱を引き起こす原因となる。

続いて昭和50(1975)年に刊行された『前島報告』では、『石田報告』に3次・4次調査の成果を加えて建物規模の検討が行われている。しかし、『石田報告』の齟齬を勘案しないままに変更や修正が加えられていることから、更に問題を複雑にしたのではないかと推測する。

こうした点を踏まえて、以下で各施設の概要や規模を検討する。

第10表 発掘調査と報告書の関連表

調査次数	担当者	期 間	報 告 書 名	発行年度	作成者
1次調査	石田茂作	昭和30年11月15日～12月4日	『石田報告』	昭和38(1963)年6月	石田茂作
2次調査	石田茂作 (山本清)	昭和32年8月14日～9月3日	『山本報告Ⅰ』 『石田報告』	昭和33(1958)年 昭和38(1963)年6月	山本清 石田茂作
3次調査	門脇俊彦	昭和45年6月18日～6月28日	『前島報告』	昭和50(1975)年3月	前島己基
4次調査	近藤 正	昭和46年2月17日～3月25日			

B. 主要施設の概要と規模

1. 金堂跡(第84・85図、第11表)

金堂跡は桁行5間×梁行2間の身舎に四面庇が付く桁行7間×梁行4間の礎石建ちの基壇建物跡である。建物規模については、1次調査において実施された北面庇根石列(本書85図第V列)の調査によって、桁行92尺(7間:12+13.5+13.5+14+13.5+13.5+12)、梁行については同じく「ろ行」の調査によって51尺(4間:12+13.5+13.5+12)の規模と推定された。

この後実施された2次調査では、根石の遺存する可能性のある場所の調査が実施され、桁行92尺(7間:11+14+14+14+14+14+11)、梁行50尺(4間:11+14+14+11)として柱間寸法や規模が修正された。このように、金堂の建物規模は桁行92尺(7間)×梁行50尺(4間)、柱間は身舎14尺等間、庇11尺でほぼ確定しているといつてよい。ただし、『石田報告』金堂跡実測図には、1次調査成果の数値が掲載されているため注意が必要であり、現に『近藤報告』ではこの数値を記載している。

問題は基壇規模である。そもそも基壇規模の復元根拠は、1次調査時に西側を除く三方にトレンチを入れたところ「三方共に、根石より八尺にして小石列」(『石田報告』59頁)が存在したことであった。これによって南北の奥行67尺と推定復元され、東側の出を参考に中軸線から反転復元して間口108尺の規模と推定された。2次調査では、新設や1次調査の掘り直しも含めて5本のトレンチを同じく三方に設定するが、基壇そのものを検出することはできず、『山本報告I』にその規模は明示されていない。

『前島報告』では、1次調査の成果に基づく間口108尺、奥行67尺の基壇規模を採用し、さらに基壇化粧については小石列や瓦片の堆積を根拠に「瓦積みないし乱石積みであったことが考えられよう(134頁)」といった推測までなされている。奥行67尺の基壇とした場合、建物の梁行は50尺なので、妻側の軒の出は合計17尺となる。8.5尺等間とみるか、北側の柱穴列から北側基壇線とした小石列までの距離は8尺であることから、後側8尺、前側9尺と変化させるのかどちらかになる。だが、基壇の南北幅は石田が金堂の梁行を51尺と推定した上で軒の出を8尺とみた結果、基壇の奥行きを67尺としたことが前提となっていることは、存知しておかなければならない。

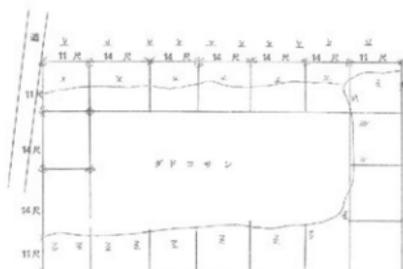
一方、『山本報告II』では、自らの2次調査成果を尊重した上で、掘込地業の輪郭線から基壇規模の復元を試みている。つまり、掘込地業の輪郭線は柱列と並行しないため、ここから基壇規模を推定することは困難であるが、「柱列との距離を平均して推定すると(118頁)」として、間口108尺、奥行64尺の基壇規模を提示している。これは半側8尺、妻側7尺と軒の出を推定したものである。

ここで『石田報告』1次調査の記載に立ち戻って基壇規模を考えてみたい。北側根石列(本書85図第V列)の北側、及び東側8尺の場所で小石列を検出したことについては疑いようがないが、南側の柱列(第I列)については「柱跡らしいものは遺存しなかった(62頁)」としているにも関わらず、「根石より八尺にして小石列があり(59頁)」として南側の軒の出を8尺としている点である。何をもってこの数値を計測したのか確認のしようもないが、南側柱穴列については「南の崖の下に当たっており、現存の地表は余程低位置で柱跡の遺存の可能性なく(61頁)」という場所であり、ここから基壇に関

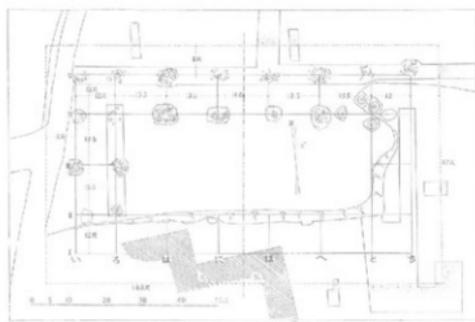
係した遺構が残っていたとは考え難い。よって、北側の軒の出を参考にし、平・妻とも軒の出を8尺とみて基壇規模は間口108尺×奥行66尺と推定するのも一案である。

第11表 金堂跡規模の比較一覧表

	間口	奥行	高さ	基壇 基礎仕様	基礎地下地盤	新行	舊行
山本報告Ⅰ (古式調査)				記載なし (既二級遺)	地山を削り取って築土 現地盤下の8尺の傾き。	92尺 (11・14・14・14・14・11)	50尺 (11・14・14・11)
石田報告 1次	109尺	67尺	3尺	記載なし (小石列と瓦葺の地盤)	基礎壁に沿って土層変化	7間92尺 (12・13・3・13・5・14・13・5・13・5・12)	4間51尺 (12・13・5・13・5・12)
石田報告 2次				記載なし (溝底)	地山を削り取って築土。	92尺 (11・14・14・14・14・11)	50尺 (11・14・14・11)
佐藤報告	108尺 (31.96m)	67尺 (19.83m)	3尺 (88.3cm)		地山を削り取って築土	7間92尺 (27.23m)	4間51尺 (15m)
跡島報告	108尺 (32.96m) ※31.96mふ	67尺 (19.83m)	3尺 (88.3cm)	記載なし(石石積)	瓦を含む褐色層土質を入れ、 これを板瓦葺	7間92尺 (27.23m)	4間50尺 (14.5m)
山本報告Ⅱ (昭和14年)	108尺	67尺				7間92尺 (12・13・5・13・5・14・13・5・13・5・12)	4間51尺 (12・13・5・13・5・12)
山本報告Ⅲ (昭和20年)	109尺	64尺			堀込地盤	92尺 (11・14・14・14・14・11)	50尺 (11・14・14・11)
山本報告Ⅳ (編者)	108尺 (32m)	64尺 (19m)		記載なし	掘込み地盤	7間92尺 (27.23m) (11・14・14・14・14・11)	4間50尺 (14.85m) (11・14・14・11)



第84図 金堂図1
(『山本報告Ⅰ』を転載)



第85図 金堂図2
(『石田報告』図版20を転載)

金堂跡礎石(第88・89図) 柱座の造り出しのある礎石については古くから知られており、文政・天保の間に渡辺春が著したとされる『出雲国稽古今今図説』にも「一丈許ノ古木平石ノ上ニ丸柱の脚見ニ」という記載が見える。この礎石について野津左馬之助は『島根縣史』⁽³⁾の中で金堂礎石と推定し、この礎石が集中する通称「ダドコサン」と呼ばれている場所を金堂跡と考えた。その後、石田による1次・2次調査によって、ここから桁行7間×梁行4間の四面庇付き礎石建物跡が検出されるに至った。

さて、金堂跡は、庇には22個、身舎には14個、合計36個の礎石が配置されていたことが分かっているが、原位置を保つものは確認されていない。『石田報告』によれば、調査が行われた昭和30年頃にはダドコサン周辺には柱座の造り出しのある礎石14個が散在しており、これらの他に竹矢小学校に2個、安国寺に2個、墓石の台座転用されたものが1個、史跡内の塚に置かれた忠士碑の台座に転用されたもの1個があり、合計すると20個の礎石の存在が知られていた。『石田報告』の礎石実測図(第六・七図)には、この内の13個の礎石が記載されている。内訳は、ダドコサンに所在する礎石7個と転用されたり持ち出されたりした礎石6個である。更に古い『島根縣史』の記載では、大正2(1913)年には柱座をもつ礎石19個が確認されていたことが分かる。仮に、ダドコサン所在分だけで19個の礎石が遺存していた場合、最大で見積ると25個の礎石が確認されていたこととなる。

現在、16個の礎石が整備基壇上に据えられており、これ以外に安国寺に2個、史跡内で保管されているもの1個、個人所有のもの1個が確認されている。総数は20個であり、『石田報告』で記載された総数と齟齬はない。しかし、『石田報告』には実測図は記載されているが、現在所在不明の礎石が2個(本章第90図20・21)あるため、22個の礎石が確認されていることとなる。

今回、礎石の再実測を行うとともに、石材鑑定と柱座の計測を行った。石材鑑定については表面観察によるものであり産地不明なものも含まれるが、最低でも2種類の石材が存在することが判明した。まず、89図1・7、90図12・15は安山岩であり、桃色のざらついた生地に斜長石と針状の角閃石が点在する特徴は他ではあまりみられず、和久羅山と嵩山を中心とする島根半島で産出される和久羅山安山岩との指導を受けた。また、89図2・3・5・6・8・9・10・11、90図13・14・16・18・19が「デイサイト～流紋岩」である。表面観察のため断定はできないが、おおよそこのあたりに分類される岩石という意味である。

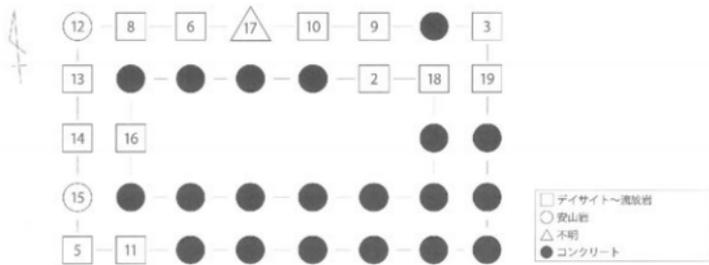
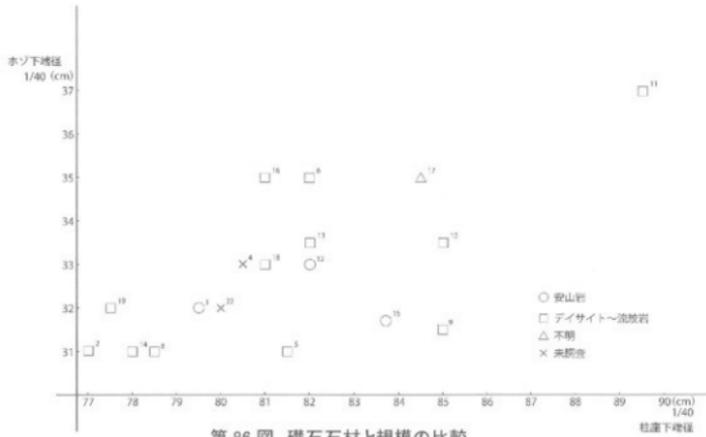
こうした石材の材質と柱座・ホゾの大きさの関係をグラフにしたものが第86図である。石材による大きさの違いはなく、1つの建物に2種類の石材が使用されていたことを示すものであろう。或いは、庇と身舎での使い分けの可能性は考えられるのかもしれない。石材について『島根縣史』ではホゾの寸法から4種に分類した。その内訳は、イ「9寸5分のもの」、ロ「1尺乃至1尺5分のもの」、ハ「1尺1寸のもの」、ニ「1尺2寸8分のもの」である。今回再計測を行ったが、明確にこの分類に当てはめることができなかった。ただし、89図11だけは他の礎石と比較すると大きなものであることが分かる。この礎石は「ニ、1尺2寸8分のもの」として分類されたものになるが、『島根縣史』第5巻が刊行された大正14(1925)年には、既に竹矢小学校校庭に持ち込まれており、園分寺のどの場所から上山したものなのか定かではない。現在は金堂礎石として金堂基壇上に復元されているが、野津左馬之助は『島根縣史』の中で金堂とは違う建物に利用された可能性を指摘している。

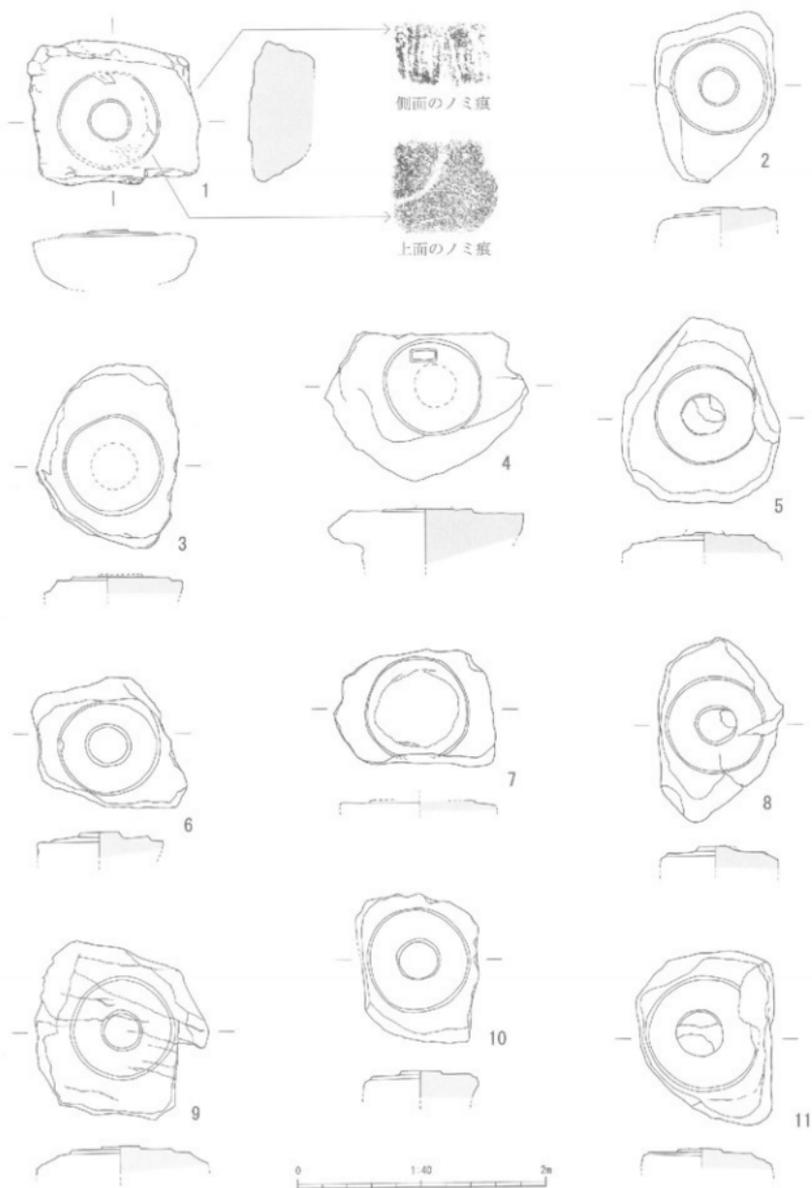
第12表 礎石の数量表

	『島根県史』		『石田報告』	現 在	
	大正2年	現存		数 量	説 明
ダドコサン所在 ⁹⁸⁾	-	4(11)	14	13	整備に利用。
安国寺		3	2	2	そのまま
竹矢小学校	-	2	2	2	整備に利用
墓石に転用	-	-	1	1	史跡内で保管
忠士碑台座に転用	-	1	1	1	整備に利用
個人所有	-	-		1	
小 計	19	10(17)	20	20	

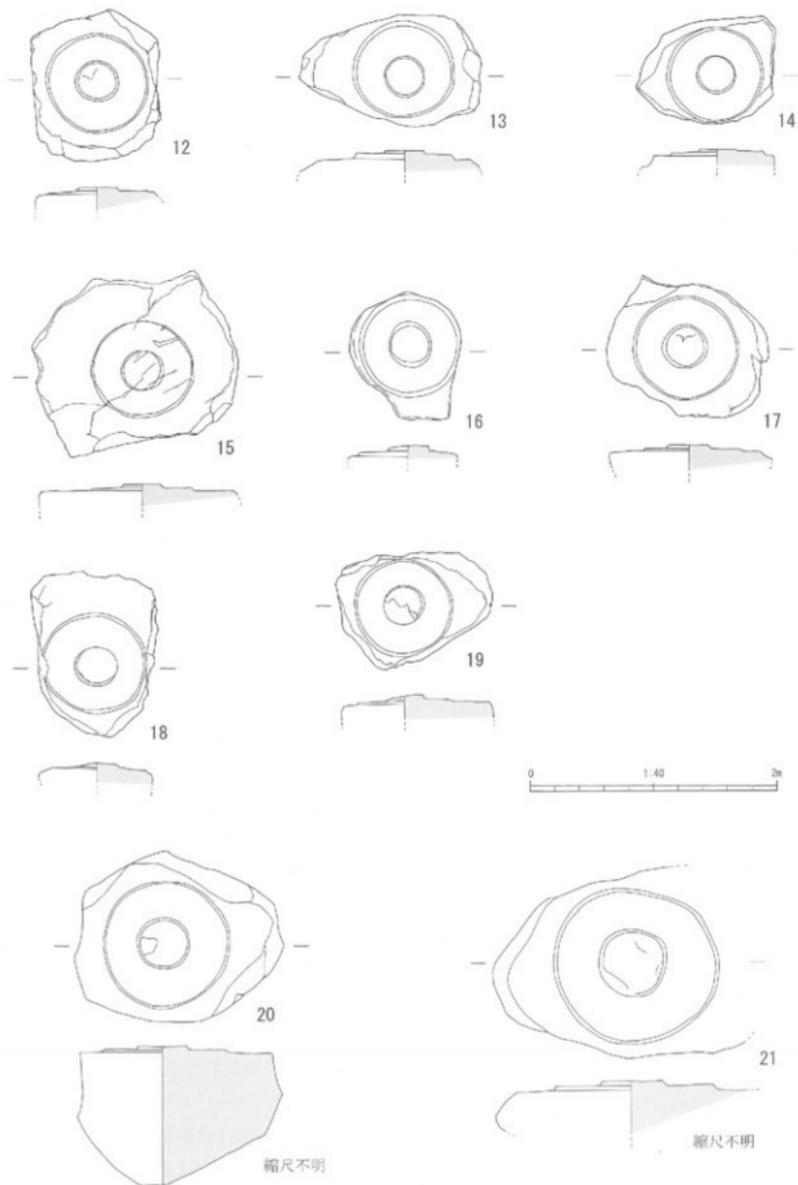
第13表 礎石一覧表

図版 番号	ホゾ(単位:cm)		柱座(単位:cm)		石 材	『石田報告』での呼称	備 考
	上端	下端	上端	下端			
1	30.0	32.0	76.5	79.5	安山岩	松江市安国寺弁天楼台石	そのまま
2	28.5	31.0	74.5	77.0	デイサイト～流紋岩	ダドコサン所在 NO.1	整備に利用
3	-	-	78.5	83.0	デイサイト～流紋岩	花塚忠士碑台使用	整備に利用
4	-	33.0	76.2	80.5	未鑑定	因分寺裏山墓地所在	史跡内で保管
5	29.0	31.0	79.0	81.5	デイサイト～流紋岩	竹矢小学校所在	整備に利用
6	31.5	35.0	78.5	82.0	デイサイト～流紋岩	ダドコサン所在 NO.5	整備に利用
7	-	-	77.0	81.0	安山岩	松江市安国寺入口碑台石	そのまま
8	29.0	31.0	75.0	78.5	デイサイト～流紋岩	ダドコサン西所在	整備に利用
9	29.5	31.5	80.0	85.0	デイサイト～流紋岩	ダドコサン所在 NO.4	整備に利用
10	31.0	33.5	80.0	85.0	デイサイト～流紋岩	ダドコサン所在 NO.2	整備に利用
11	34.0	37.0	85.0	89.5	デイサイト～流紋岩	竹矢小学校所在	整備に利用
12	30.5	33.0	77.0	82.0	安山岩		整備に利用
13	30.5	33.5	77.5	82.0	デイサイト～流紋岩		整備に利用
14	29.6	31.0	75.8	78.0	デイサイト～流紋岩		整備に利用
15	30.0	31.7	80.4	83.7	安山岩		整備に利用
16	30.0	35.0	76.0	81.0	デイサイト～流紋岩		整備に利用
17	31.5	35.0	81.5	84.5	不明		整備に利用
18	31.0	33.0	75.0	81.0	デイサイト～流紋岩		整備に利用
19	28.5	32.0	74.0	77.5	デイサイト～流紋岩		整備に利用
20	-	-	-	-	未鑑定	ダドコサン所在 NO.3 ⁹⁹⁾	所在不明
21	-	-	-	-	未鑑定	ダドコサン南畑中所在 ¹⁰⁰⁾	所在不明
22	30.0	32.0	77.0	80.0	未鑑定		個人所有





第89図 金堂礎石実測図1



第90図 金堂礎石実測図2

2. 講堂跡(第91・92図、第14表)

講堂跡は桁行5間×梁行2間の身舎に四面庇が付く桁行7間×梁行4間の礎石建ち基壇建物跡である。建物規模については、1次調査において確認された北側根石列(本書92図第V列)によって、桁行77尺(7間:10+10+12+13+12+10+10)の規模とされており、梁行については同じく「に行」の調査によって44尺(4間:10+12+12+10)の規模と想定している。

この後実施された2次調査で山本は、建物跡の東半部の調査を実施し、その報告の中で船房と完全に並行する建物ということを前提に桁行66+x尺(7間:11+11+11+x+11+11+11)、梁間44尺(11+11+11+11)の規模を考える(『山本報告I』6頁)。しかし、船房と講堂には建物の方位に違いがあることや伽藍中軸線までの距離から結論的には1次調査の桁行77尺(7間:10+10+12+13+12+10+10)、梁行44尺(4間:10+12+12+10)の柱間距離を踏襲する。しかし、山本が示した11尺等間の数値も実測から得られたものであり、『山本報告I』の講堂図三(本書91図)には11尺という数値を掲載している。このため、石田も文中に「11尺として差し支えないものと認められた」(『石田報告』57頁)と書き入れたのであろう。参考までに『山本報告I』に掲載された数値で伽藍中軸線から単純に反転復元すると、(6.5+11+11+11)×2で桁行79尺となる。

次に、基壇規模であるが、これについては『石田報告』の混乱が著しい。ここでは奥行と間口に分けて整理しておく。まず、奥行規模について1次調査では「心より8尺のところに瓦片の堆積があり」(『石田報告』54頁)として、奥行60尺(8+44+8)の基壇を想定した。この後実施された2次調査の成果として山本は「柱列の線から10尺弱北」(『山本報告I』7頁)で、約1尺の段差をもつ基壇北辺を検出したことを報告しているが、これを『石田報告』では「北約9尺(57頁)」とする。しかし、図版15には2次調査の結果が反映されておらず8尺のままになっており、これが混乱の原因になっているものと推察する。つまり、基壇奥行は2次調査で検出した北面根石列から基壇北辺までの距離をどう表記するかの違いである。再計測ができないため「10尺弱」の距離感には分らないが、山本の記載を優先すれば「10尺弱+44尺+10尺弱」の64尺弱、石田の約9尺とするのであれば「約9尺+44尺+約9尺」の約62尺となる。

間口についても1次調査の結果から「心より8尺のところに瓦片の堆積があり」(『石田報告』54頁)として93尺の間口を復元しているが、続く57頁では2次調査における基壇奥行の調査結果に続けて「東約9尺」とする。これに従えば間口は95尺となるはずであるが、「東約9尺」とした根拠を知らない。ところが、58頁では2次調査のDトレンチの成果として「東側の基壇線について調べるため“V”の東方へトレンチを掘ったところ、第三図に示すように“ち行”の線から東へ約二・四メートル(八尺)のあたりに、落葉は少ないが、ほぼ北側と同様に基壇線の遺存することが判明」として文章を結んでいる。これだと庇の柱筋から外側8尺の位置に基壇線があることとなり、間口規模は1次調査と同じ93尺となる。2次調査のDトレンチで東側基壇を確認したようであるが、『山本報告I』では基壇間口の規模について一切触れられておらず、基壇東辺から“ち行”根石列までの距離を再計測することができない現在、基壇間口の規模を特定するのは困難と言わざるを得ない。

最後に基壇化粧について触れておく。山本は「基壇北側の斜面や裾の所には風化した石の破片と思

われる粗い砂状のものが密着しており、葛石等の痕跡と思われた。」(『山本報告Ⅰ』7頁)とあることから、切石積あるいは乱石積を想定していた節がある。一方、前島は「瓦積みの基礎化粧を用いたものと推定される。」(『前島報告』136頁)とする。これは4次調査時に講堂南面西側に設定したトレンチによって直線的に並ぶ瓦列を検出したためであり、現地調査を担当した近藤がこの瓦列を「基壇端」と書き込んでいることによる。瓦列から3次調査で検出された北側基壇までの距離を再計測すると基壇の奥行は17.10mであるが、3次・4次調査区については調査区の配置に不整合があり、直ちに信用できる数値ではない。基壇改修の可能性を含めて、今後更なる検討が必要である。

3. 僧房跡(第93・94図、第15表)

僧房跡の調査は、1次調査と2次調査によるもののほか、3次調査で僧房と講堂を繋ぐ瓦敷通路を検出しており、4次調査では基壇北辺を確認するためのトレンチが設定されている。また、未報告のため詳細は不明であるが、4次調査とした僧房跡北側の調査がある。

これらの調査成果を踏まえて、まずは建物の構造について考えてみたい。建物規模については1次・2次調査の知見しかなく、全面発掘を行った2次調査の成果として桁行90尺(9間×10尺等間)、梁行36尺(4間:

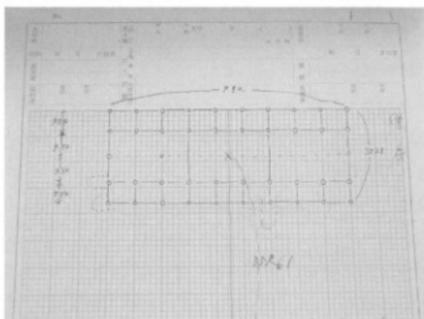


写真4 山本清氏による僧房柱配置の復元想定図

8+10+10+8)として報告されている。柱配置は、史跡整備に伴う『前島報告』では総柱構造として報告されており、現地でもそのように復元されているが、その根拠を記したものはない。『前島報告』の「第1図遺構検出状況図」には、棟通りに2個の礎石があるように描かれているが、『石田報告』を読めばそのうちの1つは礎石ではないことが分かる。『石田報告』図版六(本書94図)の棟通り西から5個目(第Ⅲ列一は)に描かれているのは2つの不正矩形の穴であり、礎石ではない。恐らく、この図版のみを見てこれを礎石と誤認したためであろう。唯一礎石が残っている棟通り西から3個目の石(第Ⅲ列一は)について『山本報告Ⅰ』では「据付の状況等他の一般のものとは異なり(5頁)」とあり、『石田報告』では「本来のままか否か疑わしい(48頁)」としている。つまり、側柱筋の礎石が良好な状態で残っているのに対し、棟通り筋で確実な礎石は確認されておらず、棟通りについて『山本報告Ⅰ』では「第三柱列は一般に通常の柱は無かったこと、(中略)今回の調査によって判明した有益な収穫であり(9・10頁)」として結んでいる。山本は文頭に掲載した僧房柱配置の復元想定図を残しており、総柱構造の建物ではなく、棟通りには柱が無い南北2面庇の礎石建物を考えていたようである。

次に、基壇についてみていく。1次調査においては9×3間(桁行90尺×28尺)の建物に対して、間口102尺×奥行44尺の基壇を推定復元した。だが、2次調査の結果として『山本報告Ⅰ』では、

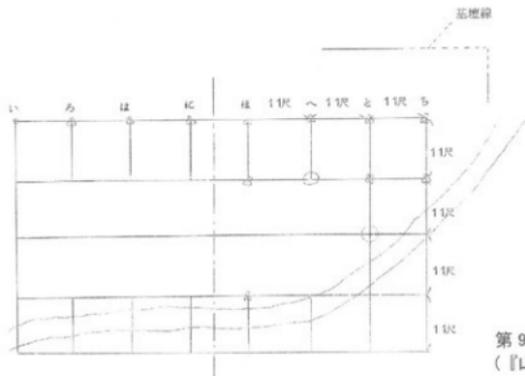
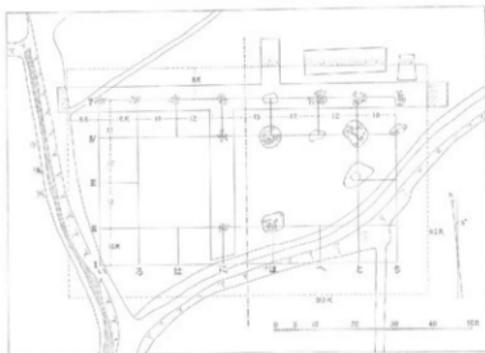
南と西は基壇線不明と結論付けており、『石田報告』の本文中においても「基壇の線の正確な位置は不明(46頁)」、「明瞭な基壇線は遺存しない(52頁)」としながらも、図版六においては間口102尺×奥行52尺の基壇線が図示されており、本文の記載とは一致していない。これは2次調査で検出された9×4間(桁行90尺×36尺)の建物に1次調査で基壇と考えた右列までの距離(北・南側8尺、西側6尺)を復元して掲載したものとされ、正しい調査結果を反映したものではない。その後の3次・4次調査では、昭和34年度に復元整備された庇の柱筋から南北それぞれ6尺の位置に地山の段差と瓦片の堆積を確認し、奥行48尺の基壇と復元した。しかし、この調査はトレンチ位置に不明な点が多く、直ちに信用できる数値ではない。この時は基壇の東西を確認するための調査は行われておらず、間口規模については『石田報告』図版六(94図に転載)の間口102尺という数値を踏襲している。

さて、こうした報告書に記載された調査の他、史跡整備に伴う調査(4次調査)の中で僧房北側の発掘が実施されており、地山の高まりや伽藍地を区画するためとも見える溝などが検出されている。調査を担当した近藤は、地山の高まり(本書写真図版22)を僧房北西基壇隅と考えた³⁰。ただし、この調査区についても後述する第97図で示すように図面に不整合があり、『前島報告』には調査位置すら示されていない。

最後に、主要伽藍の中で僧房だけはその傾きが違っていることが知られているが、報告書によって記載内容が違っているためここで整理しておく。『山本報告Ⅰ』には心々連結線からの傾きとして、「僧房だけは約2度だけ方向が偏している(9頁)」とあるにもかかわらず、右隣の表には磁北Nより東に偏する角度として「実測の南北の基線7度51分、心々連絡線・金堂軸・講堂軸約9度50分、僧房軸約8度50分」と掲載しており、心々連結線からは1度の違いしかない。このため、『石田報告』の中では「約1度だけ方向が偏している(68頁)」という表現に改められている。しかし、その後の『山本報告Ⅱ』で山本は再度「約2度磁針の方向に偏している」と記載している。表に記載された「南北の基線」と「僧房軸」の数値が入れ替わっている可能性を疑ったが、山本が残した『昭和32年発掘出雲国分寺址実測図』(16表10)を確認する限り、一覧表の数値が正しいようである。なお、『石田報告』図版六に記載されている磁北から5度の傾きは、2次調査の成果を反映したものではない。また、3次・4次調査では、庇の柱筋から南北それぞれ6尺の位置に地山の段差と瓦片の堆積を確認し、奥行48尺の基壇を復元するとともに、瓦片が測量のために設定した基準線に直交することから「新たに検出された基壇線は他の建物中軸線と一致するもので」(『前島報告』136頁)とした。このことから『山本報告Ⅱ』第9図では、僧房の基壇は他の基壇と一致させ、建物配置だけを傾けて掲載している。しかし、再計測すると3次・4次調査で設定した測量基準線は、磁北Nより東に8度55分08秒で設定しており、僧房軸約8度50分とほぼ一致する。つまり、これまでどおり他の軸線と比較して1度西に偏している事実には変わりはないことが分かった。そもそもこの傾きの問題については、僧房建物は礎石で計測し、金堂と講堂については礎石の抜き取り跡で計測しており、線の引き様によっては同一方位の建物跡といえなくもない。前述したように4次調査区についてはトレンチ配置に不明な点があり、検出したとされるこの段差についても1次調査で想定した僧房基壇を再確認した可能性すらある。これらの問題は今後更なる検討が必要である。

第14表 講堂跡規模の比較一覧表

	開口	基座			地下地蔵	建物		備考
		奥行	高さ	基座化粧		軒行	梁行	
山本報告Ⅰ 石次講堂	起敷なし	柱列の北側10尺突で 基座幅(64尺突?)	約1尺	石の柱朽を 露すの痕跡	地山を掘り 取って築上	7間(11+11+11+11+11+11+11)の 77尺	4間(11尺(11尺等距))と 考ふるも(10+12+12+10) の44尺と推定	
石田報告 Ⅰ次	68尺に尺六の 増幅30尺	68尺に尺六の 増幅30尺				7間(10+10+12+13+12+10+10) の77尺	4間(10+12+12+10) の44尺	
石田報告 Ⅱ次	柱列の北約9尺(=6 尺)と8尺(80尺)を 併記。図尺には53尺	柱列の北約9尺(=6 尺)と8尺(80尺)を 併記。図尺には53尺		石礎を想定		7間(10+10+12+13+12+10+10) の77尺	4間(10+12+12+10) の44尺	遺土層
河野報告	93尺 (27.92m)	90尺 (27.30m)	記載なし	記載なし	地山を掘り 取って築上	7間77尺(22.70m)	4間44尺(13m)	遺土層の上で あることが知られる
前島報告	93尺 (27.92m)	90尺 (27.30m)	記載なし	瓦礫	礎込遺層 取高状	77尺(22.89m)	44尺(12.82m)	一度は焼失
山本報告Ⅱ (石田1次)	93尺	60尺				7間(10+10+12+13+12+10+10) の77尺	4間(10+12+12+10) の44尺	
山本報告Ⅱ (石田2次)				基座の高さ りを検出				
山本報告Ⅱ (縮博)	93尺	60尺				7間(10+10+12+13+12+10+10) の77尺	4間(10+12+12+10) の44尺	火災を思わせる ものであった。

第91図 講堂Ⅰ
(『山本報告Ⅰ』を転載)第92図 講堂Ⅱ
(『石田報告』図版15を転載)

4. 南門跡(第95図)

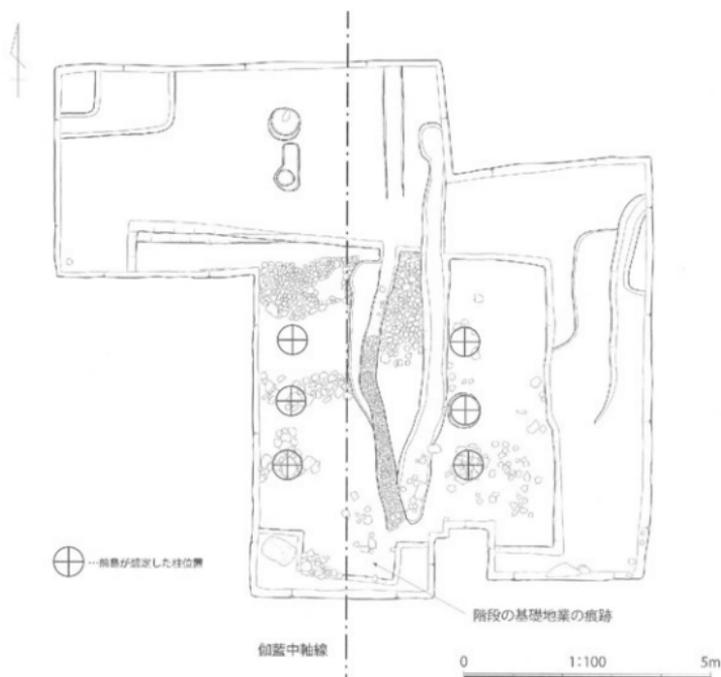
南門跡は1次調査で検出された遺構であり、トレンチで確認した土層変化から東西27尺、南北18尺の南門基壇を推定している。その後実施された4次調査では、基壇推定地の大部分を調査し、基壇規模を東西27尺(7.99m)、南北18尺(約5.32m)、高さ0.1m前後、基壇中央正面に階段の基礎地業痕跡と思われる幅3m、長さ1.5mの張出部が取り付け構造とした。また、建物構造は礎石の据え付け穴と根石の存在によって、正面1間(3.6m)、側面2間(2.4m)と推定している。

今回、4次調査の実測図を確認したところ、基壇の中心軸は伽藍中軸線と一致するが、建物跡の中心軸と伽藍中軸線は一致せず、『前島報告』で想定した建物跡が南門跡となる可能性は低いことが分かった。基壇上面は攪乱を受けており、南門跡礎石についてはその位置を確認するのが難しい状況である。基壇規模についても誤差があり、次のとおり修正する。

【基壇規模】 東西8.56m、南北6.0m、高さ6.0～16.3cm

【張出部】 幅2.0m、長さ0.9m、高さ16.0cm

【建物規模】 不明



第95図 南門跡実測図(4次調査成果図を浄書して使用)

5. 中門跡

中門跡は、1次調査時にその存在を想定されているが「中門址、回廊跡調査も思わぬではなく、一部分、溝を入れては見たが、地勢上困難なるを思い」（『石田報告』72頁）として、その位置については今後の課題として残した。「地勢上困難なるを思い」とは、西側の丘陵を意識してのことと思われる。検出地点の説明はないが、図版26には中門跡として一直線に並ぶ柱列の遺構写真が掲載されている。写真の背景から推定すると、南門跡北側の東西トレンチがそれにあたる。

4次調査では、1次調査で中門跡を推定した地点の調査は行われておらず、金堂中心線から約24～30m地点に設定した南北トレンチで「わずかな高まりをもつ黄灰色基壇上が残されていた。」（『前島報告』134頁）として、東西40尺（約12m）、南北20尺（約6m）の中門基壇を想定した。

T36・37（第5章第3節）では、整備中門基壇で再調査を実施し、基壇南辺に想定された地山の高まりを再確認したが、北辺については基壇とは断言できないことが分かった。T45（第5章第4節）では、南門跡から中門跡の間にトレンチを設定し、1次調査で中門跡を想定した東西トレンチを金堂中心線から57.0mの距離で見つけることはできたが、石田が中門跡とした柱列は追認できなかった。また、トレンチ内において中門跡との関連が想定できる遺構も確認できていない。

このように、中門跡の根拠となる遺構は基壇南辺とされた地山の高まりのみであり、この位置を中門跡とすることに十分な根拠とは言えない。それでも後述する回廊跡の内側柱穴列や南北溝SD3812(T37)も直角に折れ曲がり中門跡南辺に向けて延びている点、また、消極的ではあるがT45において中門跡に関係する遺構は確認できなかった点、こうした事実から、中門跡の位置は『前島報告』の中門推定地と理解することは可能である。

6. 回廊跡

回廊跡は、中門跡と共に史跡整備に伴う4次調査で新たに検出された遺構であり、『前島報告』では中門から発して講堂に取り付く掘立柱の二列単廊形式のものと報告されている。

整備基本構想に伴う調査を11次・13次調査（第5章第5・6節）の2カ年をかけて実施した。今回、南面東回廊跡の確認を目的としたT38・39（11次調査）では、4次調査で回廊跡の根拠とされた7個の柱穴を再確認することができた。しかし、この中には柱穴でないものもあり、回廊外側柱穴列は確認できない結果となった。また、北面東回廊の確認を実施した講堂跡東側でのT40・41（13次調査）では、回廊柱穴とされた柱穴を1つも追認することができず、今回検出した柱穴の中からも回廊柱穴列を確認することはできなかった。

このように再調査の結果、『前島報告』で想定した二列単廊形式の掘立柱の回廊自体を現状では確認できなかった。それでも南面東回廊には回廊内側柱穴列に想定された柱列が存在しており、4次調査の実測図を見直すと、この柱列の1.5m東には南北方向に一直線で瓦が並ぶ（第39図、図版22）。『前島報告』では、ここは回廊基壇が想定された場所であるため、この瓦列について言及されていないが、ここを雨落とみて、回廊内側柱穴列を掘立柱塼と考えるのも一案である。また、回廊跡は礎石建ちとみて、遺構としては残っていない可能性も考えておかなければなるまい。

7. 塔跡

1次調査では、金堂跡の東南160尺の位置に設定したトレンチで「根石という程のものではないが割石と瓦片とを混ぜたもの」（『石田報告』70頁）が4カ所で検出された。その間隔は北より10尺、12尺、10尺であり、この南北8尺の位置では上層の変化も認められた。更に、このトレンチと直角に交わる東西トレンチでも同様な結果を得たことから一辺48尺の基壇をもつ32尺四方の塔を想定した。

『前島報告』においてその位置は「南門跡と中門跡の中間やや南寄り、中軸線の東方166尺（約49.5m）のところに位置することが判明（137頁）」として、南側に大きく修正された。また、その規模は検出した0.8～1.2mの礎石据え付け穴7個から塔建物3間×3間、柱間はそれぞれ等間隔で10尺+10尺+10尺の30尺（8.9m）として復元し、基壇については土層の変化などから検討を重ねたが「不明瞭で、基壇土、掘り込み地業、基壇化粧など見られなかった（138頁）」とした。今回、原図を再計測すると、礎石据え付け穴の規模は0.92～1.55m、深さは最も浅いものが2.1cm、深いものが14.6cmであった。建物は3間9.6m、柱間は3.20mの等間隔である。

それにしても基壇土、基壇化粧など見られなかったのに対して、礎石の据え付け穴だけが残っているのは不審なところではある。『前島報告』では1次調査の塔建物について「実は中門から金堂へとりつく回廊東半部の一部にあたることが明らかになった（137頁）」としている。つまり、1次調査では、掘立柱の柱穴を礎石の据え付け穴と誤認したことになる。4次調査の原因を確認したが、回廊東半部の柱穴は10尺等間で並んでおり、1次調査で確認した10尺・12尺・10尺の並びは確認できなかった。1次調査で塔跡とした建物と回廊跡柱穴が同一として良いのか疑問が残るところであり、二列単廊形式の回廊にも疑問がもたれる現在、塔の位置についても再検討が必要なのかもしれない。

8. 鐘楼跡・経楼跡

鐘楼跡は1次調査で確認されたものであり、基壇規模は東西30尺、南北51尺として報告されている。金堂跡と講堂跡の中間東側で検出されており、伽藍中軸線から鐘楼基壇中心軸までの距離は本文の記載から75尺であることが分かる。しかし、建物についての記載はなく、その規模等は不明である。一方の経楼跡は、鐘楼跡と対象となる西側に同一規模の基壇が想定されており、同じく建物規模については記載がない。史跡整備に伴う4次調査において鐘楼跡・経楼跡周辺の調査が行われた記録はなく、その後の経緯は不明だが、鐘楼跡は空閑地として整備され、経楼跡については道路が敷設された。『前島報告』においては「整備事業に伴う調査では明確にこれを証するだけの形跡は認められなかった。」と記載するしかなかったのであろう。

このことについて山本清は『山本報告Ⅱ』の中で「金堂と講堂との中間の東と西に鐘楼跡と経楼跡があり、南門の東方で土堀跡があったことが報告されているが、史跡整備に伴う調査では、これらが追認されなかったことが問題である。（中略）鐘楼・経楼についてもなお今後の宿題とする必要があろう。」として問題提起する。

さて、今回報告した14次調査（第5章7節）では、経楼推定地を南北に縦断するT43調査区で土層の観察を行った。しかし、礎石や根石等は確認できず、明確に経楼基壇といえる土層の高まりや1次調査で基壇の根拠とした瓦片の埋没を確認することはできなかった。今回の調査は下水道の立会調

査であり、この結果が直ちに経楼の存在を否定するものではない。今後は基壇推定地における再調査を実施し、位置を特定する必要がある。

9. 石敷道路(天平古道)

1次調査で確認された遺構である。南門跡から南の三軒屋集落には、ゆるやかに蛇行する畦道があり(第101図)、この下から幅20尺の整然とした石敷が検出された。ここは「天平古道」として整備され史跡に指定されている。

この後に実施された7次調査では、南門跡に近い天平古道北端部の調査が実施され、ここについては瓦敷であることが確認された。また、17次調査では南門跡に隣接する県道部分で立会調査を実施し、ここについても瓦敷を検出するとともに2つの遺構面を確認した。

なお、三軒屋集落の南側にも蛇行する畦道が続いていたが、ここでの調査は行われておらず、石敷道路が更に南へ向かって続いているのかは不明である。

10. 瓦敷通路

史跡整備に伴う3次調査で金堂・講堂・僧房跡の中軸線上からそれぞれの建物を繋ぐ瓦敷きの通路が検出された。これは、路肩にあたる道路両側の縁を平片で整え、路面には大小の瓦片を敷き詰めたものである。路面は南に向かって僅かな傾斜をもち、幅は金堂-講堂間が1.4m、講堂-僧房間が1.1mであり、基壇との接続部は2m前後の幅をもっている。

11. 築地塀跡

ここで取り扱う築地塀跡とは、『石田報告』で「土塀」として報告されたものである。

1次調査では南門跡の東に設定したトレンチで東西方向に延びる幅8尺の瓦片の層を確認し、これを築地塀跡とした。南門跡から築地塀跡の東端と考えられる「東巨石」までは377尺(約111.95m)の距離がある。また、築地塀跡は南門跡の西側、東巨石の北側でもその存在が想定されている。

その後、伽藍地の確認調査として実施したT27・30・31(9次調査)やT35(10次調査)で南門跡東側の調査を行ったところ、築地塀とされる瓦片の層は確認できなかったが、後述する素掘りの東西溝を検出した。つまり、南門跡の東側では築地塀と溝が存在していたこととなる。



写真5 東巨石(奥)と築地塀跡(瓦片の層)

12. 区画溝（第96図）

これまでの7～10、14、15次調査の結果、史跡の北側、東側、南側には溝が存在することを確認している。この溝は『市96』では寺域を限る溝として報告されたものであるが、当報告書では「本章第2節B(141頁)」で詳述するように伽藍地外周溝とした。ここでは検出した溝の概要を北限、東限、南限に分けて報告する。

1) 北限の溝

過去の調査では、北側を限る溝としてSD199303・1306・0506・2917・3220といった東西溝を検出している。金堂中心線からそれぞれの溝までの距離には違いが認められ、SD0506・1306が95m、SD2917・SD3220が113.5～114mである。調査成果をまとめた『市96』の中では「途中で北方へ屈曲する可能性が考えられる。」として、一連の遺構である可能性が提示された。

今回のT43の調査において、金堂中心線から北側109.86mの位置でSD4301を、98.24mの位置でSD4308を検出したことから、北側には2本の溝が存在する可能性が高くなった。つまり、金堂中心線から95～98.24mに位置する内側の溝（SD199303・0506・1306・4308）と、109.86～114mに位置する外側の溝（SD2917・3220・4301）である。内側の溝の続きはSD0808に求めることができる。また、外側の溝についてはT5から検出された加工段状の落ち込みSX0501に求めることができる。ただし、それぞれの溝の存続期間や東限の溝との取り付け状況など解明しなければならない課題も多く、同時期に存在したものなのか、また同じ性格のものなのか分かっていない。

なお、T43から検出された内側の溝SD4308の南（伽藍地側）からは、瓦濶SX4310を検出した。調査範囲が狭小なため、溝と並行して存在する遺構なのか確認することは出来なかったが、瓦敷通路や築地塀跡を想定することもできる。

2) 東限の溝

伽藍中軸線から東へ111～112.6mの位置でSD1812・0909・1609・1913・2014といった南北溝が検出されている。その規模は全幅の確認できたSD0909が幅約2.0m、SD2014が幅4.5mである。また、道路拡幅工事に伴う15次調査においても中軸線から112mの地点で南北溝SD200902が検出されており、一連の遺構として報告されている（『市134』）。このように、伽藍中軸線から111～112.6mの地点には、東限を区画する南北溝が存在することは確実となっている。ただし、金堂跡の東側にあたるT33西トレンチ、T2東トレンチからは東限の溝の続きは検出されておらず、途切れた格好となっている。

こうした111～112.6m地点の南北溝の他、中軸線から88.6m地点にもSD0103、SD0405といった南北溝が位置しており、その続きはT2西トレンチの13・16・17層に求めることも可能である。この88.6m地点に位置する南北溝については調査事例が少なく、今後の調査に期待するところが大きい。伽藍地の北側と同様に東側についても2本の溝が巡っている可能性を示唆するものである。

3) 南限の溝

T43の国分寺南辺地区の調査において、南門跡の西側から東西溝SD4325を検出した。金堂中心線からは72.83mの距離に位置するものである。南門跡の東側からも同様の距離に位置する東西溝

第2節 国分寺の寺域と伽藍配置

国分寺の寺域と伽藍配置について石田茂作は、その著書である『東大寺と国分寺』⁹⁰や『石田報告』の中で、出雲国分寺の寺域は条里に則した2町四方を領し、伽藍地はその内を更に560尺四方に地割して諸堂が建てられたと考えた。そして、この後の『前島報告』や『山本報告II』についてもこの考えが踏襲されている。第6次～10次の成果をまとめた『市96』では、「カ2町範囲より狭い可能性が高いものと考えられる。(127頁)」という所見が示されているが、これは伽藍区西溝を寺院地外周溝と考えたためである。

ここでは、今回の調査成果を踏まえて寺域および伽藍地の問題について考えてみたい。まずは、本章第1節で報告した諸施設がどのように配置されていたのかについて触れておく。

A. 主要堂宇の配置

1. 既往の諸説と調査結果

伽藍配置について『石田報告』では、南側から南門跡・金堂跡・講堂跡・僧房跡が一直線に並び、塔跡はこれら伽藍中樞部から離れた位置に想定した。また、金堂跡と講堂跡を結ぶ中軸線の東側に鐘樓跡、西側に経樓跡の痕跡がみられ、これら全体の配列から、いわゆる東大寺式の伽藍配置に属することを指摘した。

『前島報告』では、南門跡と金堂跡の間に中門跡が、中門を発して講堂に取り付く回廊が想定され、塔の位置が修正された。しかし、1次調査で確認された経樓跡、鐘樓跡、上塙跡（築地解跡）については追認されることはなく、復元整備は行われていない。

整備基本構想に伴う調査では、『前島報告』で想定した中門跡推定地からは基壇南辺とされた地山の高まりしか検出できず、中門跡については肯定も否定もできない結果となった。また、回廊跡については、二列単廊形式の拙立柱回廊跡自体を特定できないのが現状である。

この他、14次調査（第5章7節）において経樓基壇推定地の調査を行ったが、建物基壇や『石田報告』にある「瓦片の埋没あり」といった状況は確認できなかった。この調査は下水道の工事立会であるため、この結果だけで経樓の有無についての結論は出せない。詳細な調査を実施し、その位置の特定が今後の課題である。

2. 調査図面の合成（第97・98図）

平成21年に実施した15次調査からは、世界測地系の公共座標に則したグリッド調査を実施しているが、それ以前は調査年次によって様々な基準線が用いられている。このうち、5次～14次調査については史跡整備基壇を起点とした基準線であるため、二次的ではあるが座標値をもたせることができる。しかし、更に古い時期の1次～4次調査については、座標の分かるものが無く、これを基準に図面の合成ができない状況である。『石田報告』や『前島報告』にも全体平面図が掲載されており、単純に考えれば主要伽藍の配置や周辺の地形から合成も可能のように思われるが、それぞれの図面で主要伽藍の配置や地形が違っており、これらの図面と平成年間の調査成果図を重ね合わせることはで

きなかった。これまでも『石田報告』や『前島報告』に掲載された全体図と現在の調査成果図との合成作業が試みられたが、合成することができず、『市96』ではそれぞれの図面を個別に提示している。

今回、1・2次調査、3・4次調査の調査成果図を取り寄せ、第16表15の「測量成果図」と重ね合わせる作業を試みた。まず、1・2次調査の図面については第16表8～11の図面がある。しかし、これらの中には写真とトレンチの形状が違っているものがあり、模式的なものもあるため、同じ調査年次の図面であっても重ね合わせるができなかった。当然現在の測量成果図との照合は不可能である。

次に、3・4次調査の成果図には第16表12～14がある。この中で大縮尺の16表12の縮尺1:20の測量図面を取り込んで同じく第16表15の成果図に貼り合わせる作業を試みた。基準としたのはT36(10次調査)とT39(11次調査)で再確認した4次調査区であり、その結果は第97図のとおりである。この図上では、中門跡を確認したトレンチ(第97図T1971b)の北辺と講堂跡東側に設定したトレンチ(第97図T1971e)の南辺間の距離は50mであるが、10次調査と13次調査で再確認したこれらのトレンチの実際の距離は55mであり、5mの誤差が生じている。また、調査は行われていないはずの僧房建物跡内に4次調査区(第97図T1971g)が入ってしまうなど、このままでは利用できない。T1971gは写真から国分寺3号線の道路法面に沿った調査区ということが分かっており、トレンチ毎に補正を行わなければならない状況である。

今後は、こうした過去の調査区を再確認し、適正な位置に各遺構を配置した後に全体配置の再検討を行う作業が必要となる。現時点では、第98図に整備構想に基づく調査で再確認し、座標値をもつ測量成果図に確実に反映できる調査区のみ提示しておく。

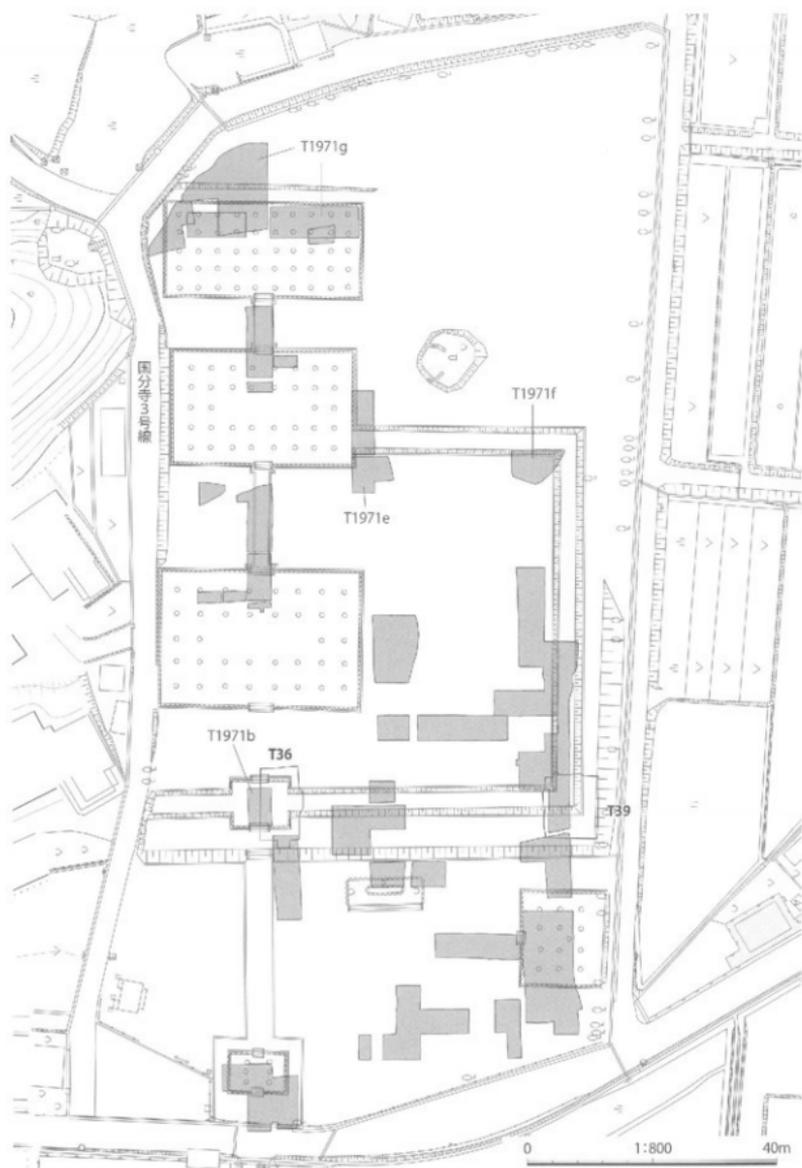
3. 金堂跡、講堂跡、僧房跡の配置(第99図)

金堂跡、講堂跡、僧房跡に限ってみても正確にその配置を示した図面はない。出雲国分寺跡の場合、その配置については、伽藍中軸線と金堂中心線からの距離で表現されるが、その距離に統一性はないためであり(第16表参照)、ここでは、これらの堂宇がどのような位置関係にあったのか『石田報告』に掲載されている実測図を基に合成を試みた。

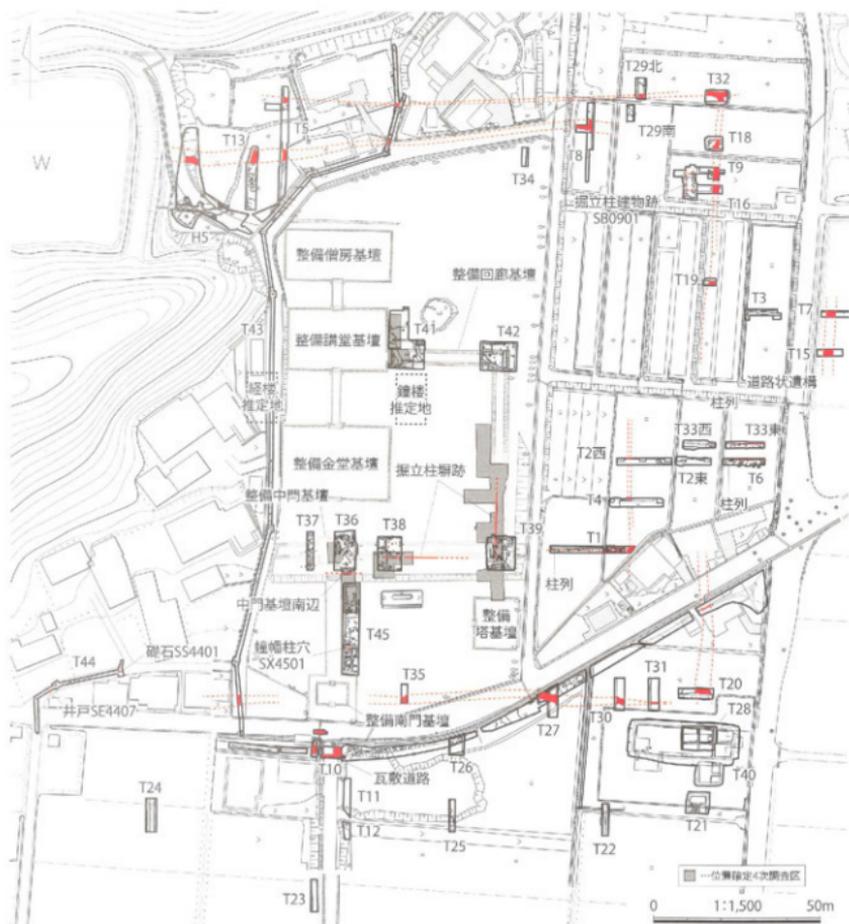
まず、図面を合成する際の南北軸は、『山本報告Ⅰ』で「金堂、僧房心々連結線」とした金堂建物跡と僧房建物跡の中心を結ぶ南北方向の軸線であり、磁針Nより東に約9度50分の傾きをもつ。堂宇間の距離は『山本報告Ⅰ』に記されているとおり金堂・講堂間が126尺2寸(今の124尺2寸)、講堂・僧房間が87尺2寸(今の85尺5寸)であり、それぞれの建物の奥行を同時に確認したこの調査成果が全てである。しかし、その後に行われた『前島報告』では金堂・講堂間が125尺、講堂・僧房間が87尺という数値が記載され、『山本報告Ⅱ』においてもこの尺度が記載されているため注意が必要である。

次に、僧房跡については磁針Nより東に約8度50分の傾きをもつものとして配置している。

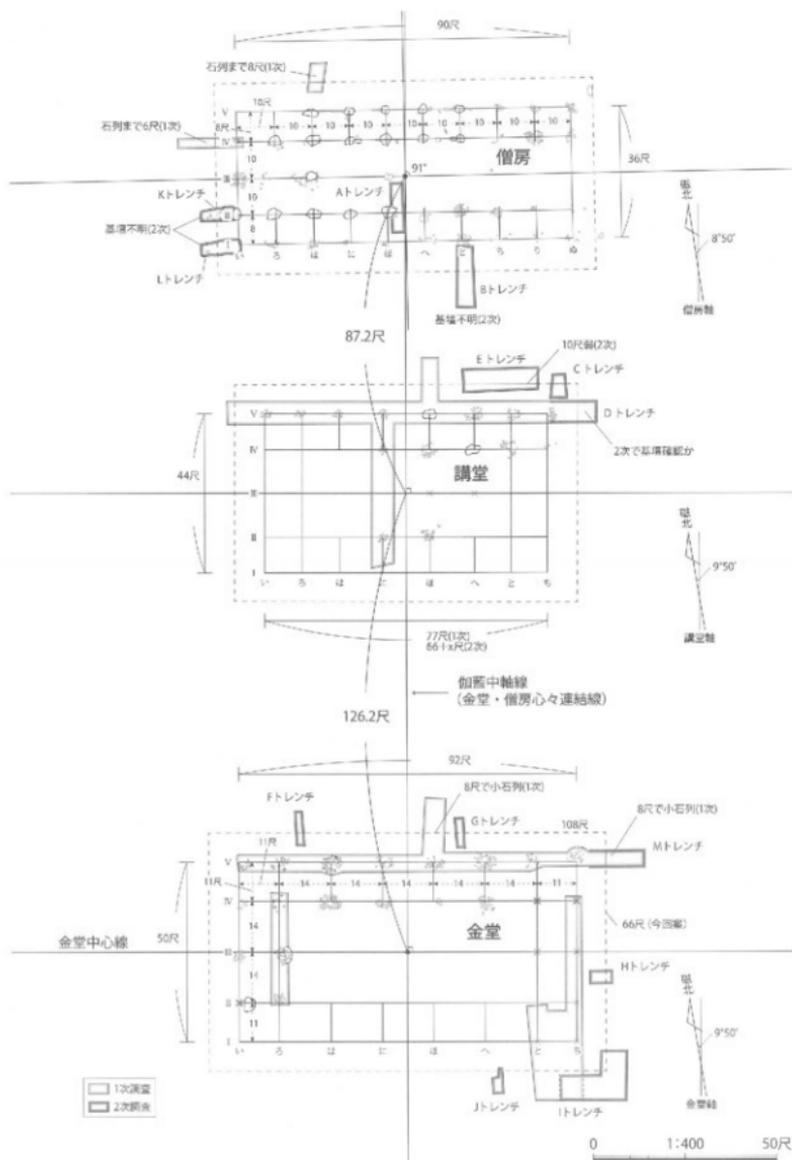
このようにして配置した堂宇ではあるが、1次・2次調査で「金堂、僧房心々連結線」とした基準線がどの場所にあたるのか今となっては特定することができず、厳密には現在の整備基壇のどこに金堂跡・講堂跡・僧房跡の礎石や根石が位置するのか特定できない。第98図と実際の建物跡との合成には再調査により礎石或いは礎石据え付け穴の再確認が必要となる。



第97図 3・4次調査区と測量成果図の合成図



第 98 図 3 ～ 18 次調査区と測量成果図の合成図



第99図 金堂跡、講堂跡、僧房跡の配置図

第16表 既往の調査成果と主要建物距離の比較表

	資料・図面名称	講堂・僧房間 中心距離	金堂・講堂間 中心距離	図面の概要	測定方法
1	『山本報告Ⅰ』 本文 【2次調査】	87尺2寸 (今の85尺5寸)	126尺2寸 (今の124尺2寸)		報告書本文中の記載から。
2	『石田報告』 本文 【2次調査】	天平尺87尺2寸 (85尺5寸) 25.91m	天平尺126尺2寸 (約124尺2寸) 37.63m		報告書本文中の記載から。
3	『石田報告』 図版五 出雲国 分寺址実測全区 【1次調査】	約89.49尺	約125.08尺	2次調査成果が反映されておらず、偏房の南側柱次列(1列)が未掲載。また、前貫の航空写真と比較するとトレンチの場所や形状が不正確だと分かる。	掲載図を計測。僧房については、二次調査で建物中心とした第Ⅲ礎石列までを計測。
4	『前島報告』 本文	87尺 26.1m	125尺 37.6m		報告書本文中の記載から。
5	『前島報告』 第Ⅰ図 遺構検 出状況図 【3・4次調査】	約26.1m	約36.36m	縮尺任意の全体図。1:20の実測図とは不整合が認められる。また、掲載されていない調査区もある。	『前島報告』の掲載図面を計測。
6	『山本報告Ⅱ』 本文	87尺 25.84m	125尺 37.12m		報告書本文中の記載から。
7	『山96』第78図 寺城區面溝推定 位置図 【6～10次調査】	約26m	約38m	図中の伽藍配置は、整備後の平面表示を実測したもの。各調査区は、この平面表示基準からの距離ではめ込んだもの。	『山96』の掲載図面を計測。
8	1次調査成果図 【1次調査】	27.9m	37.8m	風上記の丘資料館が保管する3・4次調査の図面ケースに収蔵されていた金堂・講堂・僧房周辺部の1:100の実測図(青紙)。	実測による。ただし、僧房については中心までの距離ではなく、二次調査で建物中心とした第Ⅲ列までの距離を計測。
9	史跡出雲国分寺 址平面図 【1次調査】	-	37.75m	鳥根県古代文化センター保管山本清考古資料(資料 N01648 AP 7)。航空写真と比較すると調査区的位置や形状が違っているものもある。縮尺は1:500。	実測による。礎石位置が非掲載のため、講堂・僧房間は不明。金堂・講堂間は基壇中央で計測。
10	出雲国分寺址 実測図 【2次調査】	26.0m	37.5m	鳥根県古代文化センター保管山本清考古資料(資料 N01653 AP 12)。2次調査区の範囲は図示されていない。縮尺は1:500。	実測による。
11	出雲国分寺址 実測図 【3次調査】	25.75m	37.50m	鳥根県古代文化センター保管山本清考古資料(資料 N01652 AP 11)。2次調査区の範囲が図示されている。縮尺は1:100。	実測による。
12	3次・4次調査 成果図 (S-1:20)			風上記の丘資料館保管。近年の調査で再確認したトレンチ位置とこの図面のトレンチ位置の距離感には若干の誤差がある。	主要伽藍の調査が行われていないため、どこが中心線になるのかわからない。
13	3次・4次調査 成果図 (S-1:200)	26m	35.8m	風上記の丘資料館保管。金堂・講堂・僧房周辺部の1:200の平面図。	1:200の原図を計測
14	3次・4次調査 成果図 (S-1:400)	26m	36.4m	風上記の丘資料館保管。調査区が配属された全体平面図。『前島報告』第Ⅰ図遺構検出状況図の原図。	1:400の原図を計測
15	測量成果図	25.8m	37.8m	平成17年度事業で実施した史跡出雲国分寺跡の測量成果図。境界測地系の公共座標をもつ。	『前島報告』の掲載図面を計測。

B. 伽藍地と寺域（第96・98図）

石田は、昭和30年から始まった出雲国分寺跡の調査を通じて、寺域は2町四方を傾しても伽藍地はその内を更に方形（500尺四方）に画し、それを地割して諸堂が建てられたと考えた（『石田報告』74頁）。伽藍地と寺域との間については国分寺の機能を遂行するための施設が適宜位置されたと想定している。このことは、国分寺を伽藍地と寺域に分けて考え、運営施設などを考古学的に指摘した重要な提言であった。

その後の出雲国分寺跡の調査により、史跡の北、東、南からは素掘りの溝が確認された（第96図）。この溝は『石田報告』で寺域と想定した2町四方に近い場所から検出されているため、『市96』では寺域を限る溝として報告している。しかし、この内側から伽藍地を区画する施設は見つかっておらず、国分寺の整地層が溝の外側でも確認できる状況である。このことは、溝の外側に付属院地が広がっている可能性が高く、当報告書ではこれらの溝を伽藍地外周溝とした。ここから導き出される伽藍地の規模は、北限外側溝（SD4301）-南限溝（SD4325）が182.69m（北限内側溝SD4308までは171.07m）、伽藍中軸線-東限溝が111～112.6m（東限内側溝SD0405までは88.6m）である。西側の区画施設については確認されていないため伽藍地の東西規模は不明である。この伽藍地の西側については丘陵が張り出しており、1次・2次調査時からどこまでを伽藍地とするのか疑問がもたれていた場所である。今回のT43の調査において伽藍地南限溝のSD4325が西側に向けて続いており、少なくとも西側の一部は伽藍地として機能していた可能性が確実となった。今後の調査に期待するところが大きい。このSD4325の延長を確認することにより、伽藍地西限を確認できる可能性が見えてきた。ちなみに、東限の溝を参考に伽藍中軸線と単純に折り返した場合、伽藍地の東西規模はおおよそ224mの規模となる。

さて、この伽藍地内からは4次調査において溝や多数の柱穴を検出している。また、6次調査のT1ではピット列を伴う東西溝、7次調査のT9・16では掘立柱建物跡、T44の調査では伽藍中心軸から64.17mの地点で礎石1個（SS4401）、85.4m地点で井戸（SE4407）を検出した。今回、建物跡の検討を行ったが、いずれの調査区も狭小なため建物の復元には至っていない。しかし、こうした遺構群の存在は、伽藍地内において主要堂宇以外にも何らかの施設が存在していた可能性を示すものである。

最後に選地の問題についても触れておく。国分寺の寺域選定基準は、天平13年の詔にあるように「必扱好所」と「近人則不欲薰臭所及。遠人則不欲勞衆鼎衆」という条件にあったとみなされるが、その他の配慮も当然考えられる。特に、出雲国分寺跡については両側に丘陵が迫り、伽藍地内に自然地形を取り込む形となるが、なぜこのような選地となったのか分かっていない。このことについて『前島報告』では、東回廊を前提としたうえで「当初から建物を設けず、丘陵の斜面を遮蔽帯とする設計がなされたのであろうか。（145頁）」という推測を行っている。また、『市146』（52頁）では、軟弱な風化した地盤を避け、主要伽藍の重量に耐え得る西寄りの締まった地盤を求めたことが、選地にあつたの理由の一つと考えている。この他、既存道路の制約による可能性も考えることができるであろうし、西側丘陵上の占墳を計画的に保存したとも考えられよう。様々な推測は出来るものの調査成果から結論を導き出すことができず、この問題の結論については、今後の調査研究に期待するところが大きい。

C. 整地層の広がりや寺域造成の状況（第100図）

国分寺の整地層は、6次調査において始めて認識されたものであり、それ以前の調査で直接言及されたものはない。この層は、地山の粘土と暗い灰色系の粘土が混じり合って形成されており、しばしば斑層という記載で表現されている。いわゆる版築のように意図的に2種類の粘土で搗き固めたものではなく、造成の過程で地山の粘土とその上の表土が混ざり合って形成された印象である。

T43でも講堂西側と金堂南西部から斜面下方で斑層を検出しており、これを整地層とした。T43の南端では耕作の影響や整地層自体が掘削面以下に潜ってしまうため確認できなかったが、更に南で調査を行った18次調査区の状況から考えて、ここにも整地層が存在した可能性は高い。一方、標高の高い調査区北側からは整地層を検出しておらず、一般的に考えれば標高の高い斜面上方を削り、その七砂を斜面下方に積み上げて造成が行われたものと推測される。ただし、伽藍地全体を水平な平場として造成したものではなく、講堂跡東側(T41)での標高は7.90～8.30m、金堂西側(T43)では7.10～7.71mというように同じ伽藍地内においても高低差があり、難壇状に造成が行われていたと考えられる。

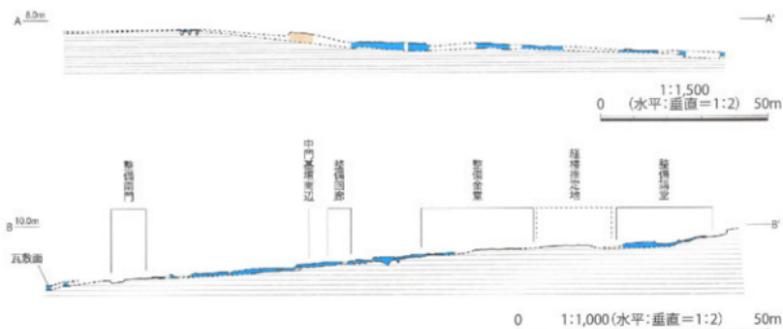
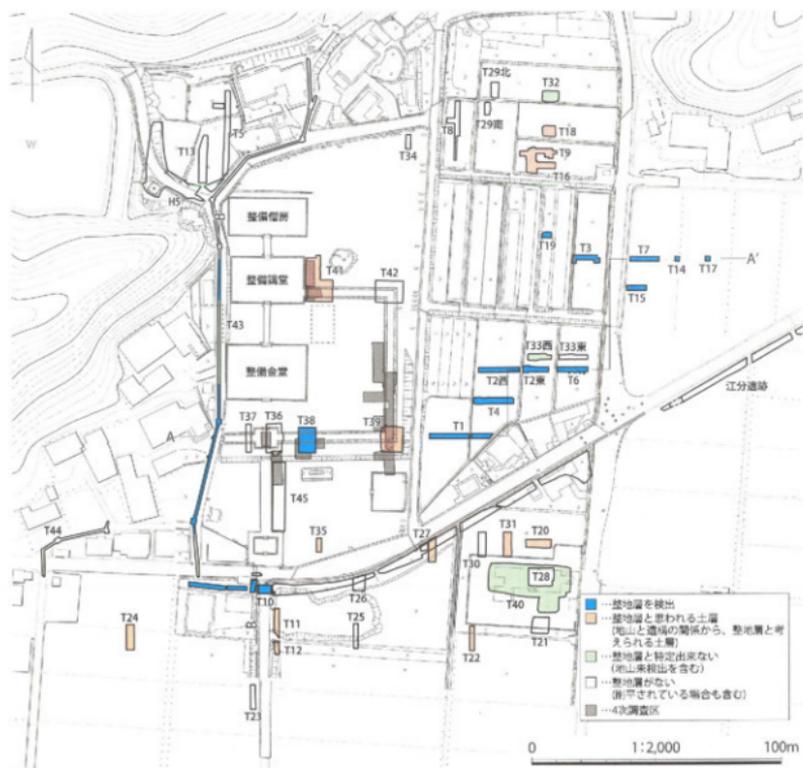
さて、『市96』(51頁)の中では、この整地層の範囲が寺域の範囲を推定する際の手掛かりとなるものとして注目している。例えば、東は東限の溝SD1913から約63m(中軸線から179.6m)離れたT17から比較的厚い整地層を検出しており、南は南限の溝SD3018から約35m離れたT22から整地層と思われる斑層を検出している。T22は整地層が薄く、部分的であることから「寺域辺境の印象」(『市96』83頁)という評価がなされている。その広がりについては、『石田報告』において寺域と想定していた方2町の外側からも検出されており、かなり広範な範囲が寺域として造成の対象となっていたことが分かる。

D. 条里と寺域（第101図）

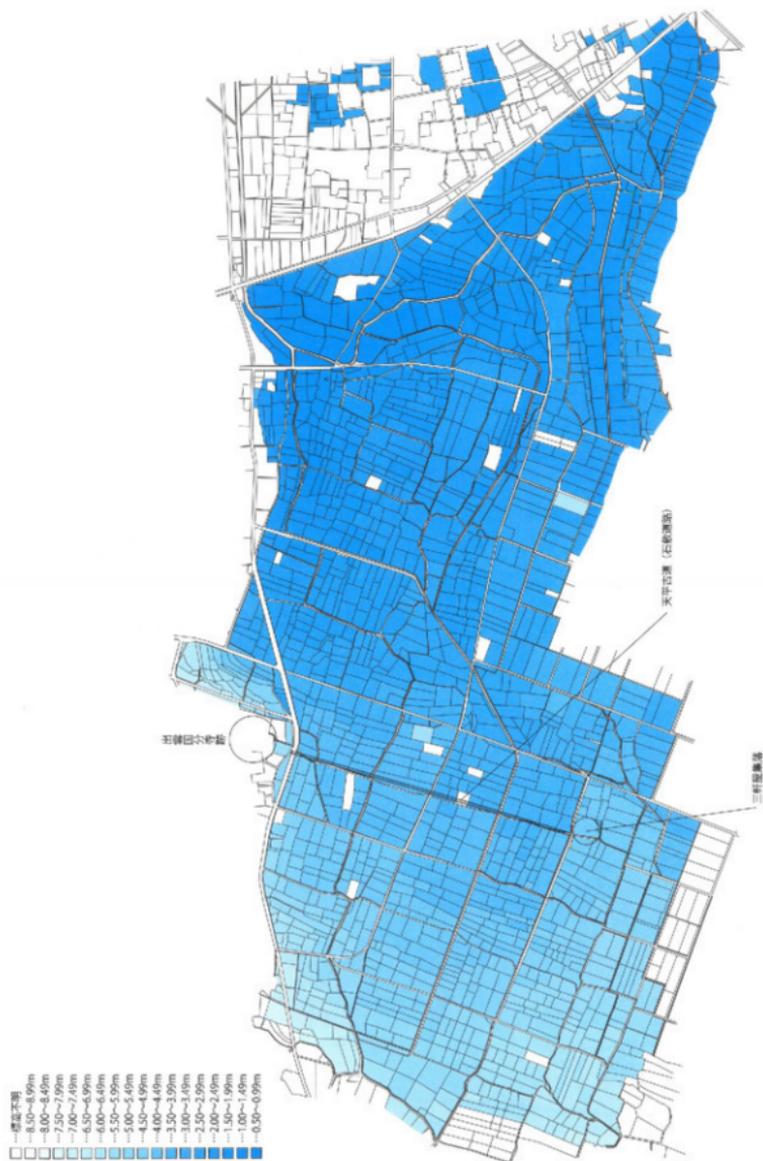
国分寺の造営を考える上で、条里との関係を指摘したことも、昭和30年の調査成果の一つであった。『石田報告』では、条里の区割と南門跡から三軒屋集落に至る石敷道路の関係について「完全なる一致を見たのである。(75頁)」とし、国分寺を造立する場合は、2町四方の寺域を条里にのせて区画したものと指摘した。『前島報告』でもこの考えは踏襲され「その中軸線は南門跡の正面に条里遺構の石敷があって、これの方向と一致するものであることが注意されている。(145頁)」とした。

一方、『山本報告Ⅱ』においては、石敷道路と条里に方向には約5度の違いがあることから「この古道は国分寺の設計と関連して設計されたものと考えられる。(127頁)」と報告している。これは条里の区画には従わずに国分寺が造営されたと解釈できる。ただし、この約5度の差異については区画整理後の水田畦畔と石敷道路を比較した可能性¹²⁷⁾がある。

それでは、実際にはどの程度の違いがあったのであろうか。それが分かる大縮尺の図面として松江市竹久地区区画整理の青焼工事図面が残されている(第101図)。これには田面の標高や石敷道路推定地も記載されており、航空写真と比較してもその精度は高いものであるが、残念なことに方位は入っていない。また、区画整理前の条里の畦畔が直線ではないため、どこをもって比較するのか難しいところではあるが、最大で見積ると畦畔と石敷道路の傾斜角に3度の違いがあることが分かった。つまり、山本が指摘したように石敷道路(伽藍中軸線)と条里は完全には一致しておらず、東限の溝の位置などからすれば条里に制約されることなく国分寺の造成は行われたと言える。



第100図 整地層検出状況図



第101図 天平古道と区画整理前の水田の状況図
 (竹矢地区区画整理事業計画図を浄書して使用)

第3節 遺物から見た出雲国分寺跡

ここでは出雲国分寺跡から出土した遺物を瓦埴類、土器類、その他に分けて述べる。対象とする遺物は第5章で報告したもののほか、確実に出雲国分寺跡出土として伝えられている遺物であり、計数などで対象を絞った場合にはその都度表記をおこなう。

A. 瓦埴類

出雲国分寺跡から出土した瓦埴類には軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、鬘斗瓦、隅切瓦、面戸瓦、鬼瓦、鳥盆、用途不明の道具瓦、文字や記号のある瓦、埴がある。これらを軒瓦、丸瓦、平瓦、道具瓦、文字や記号のある瓦、埴に分けて分類、報告し、その特徴を示す。

1. 軒瓦

1) 軒瓦の分類について

初めて出雲国分寺跡の軒瓦分類をおこなったのは石田茂作である。瓦范により軒丸瓦を3種（鑑瓦第一類～第三類）、軒平瓦を2種（宇瓦第一類・第二類）に分類した（『石田報告』）。その後、近藤正が同じく瓦范により軒丸瓦を3種（第一類～第三類）、軒平瓦を3種（第一類～第三類）に分類した（『近藤報告』）。しかし、この時点では主要軒瓦の全てが出土していない段階の分類であった。

主要軒瓦が網羅されたのは1975年に発表された前島己基の分類からである。軒丸瓦を4種（第一類～第四類）に分け、第一類については外縁端部に細い圈線を伴うか否かで更に2種（その一、その二）に細分している。軒平瓦は5種（第一類～第五類）に分類し、更に外縁の特徴から第一類を2種（その一、その二）、第二類を2種（その一、その二）に細分している（『前島報告』）。山本清は1991年に分類をおこない、瓦范により軒丸瓦を4種（第一類～第四類）、軒平瓦を4種（第一類～第四類）に分類している（『山本報告II』）。これらの分類相関については第17表で示した。

現在、主要軒瓦を網羅している前島分類と山本分類が使用されて出雲国分寺跡の瓦が語られている。しかし、前島が軒平瓦について同一の瓦范を2つに分類（第一類・第二類）しているのに対し、山本分類は同一瓦范として1つにまとめている。このため、前島分類の軒平瓦第三類・四類・五類が山本分類の第二類、三類、四類に対応することになるが、分類名称も同じであることから誤解を生じ易い状況となっている。

そこで今回、新しい資料が増加していることもあり、出雲国分寺跡から出土した軒瓦の分類を再考して一本化を図る。本書での分類方法は、次のとおりとした。

- ① 1つの瓦范にアラビア数字1つを与える。
- ② 同じ瓦范であっても他の部分、例えば顎や外縁等の形状でさらに細分する場合はアルファベットの英文字を添える。
- ③ 呼称はこれまでの分類と区別するために「型式」という用語を用いる。

これにより、出雲国分寺跡出土の軒丸瓦は4種（1型式～4型式）に分類し、更に1型式を2種（1A、1B）に細分した。軒平瓦は6種（1型式～6型式）に分類し、更に1型式を6種（1A～1F）、2型式を2種（2A、2B）に細分した（第17表）。

第17表 軒瓦分類相関表

【軒丸瓦】

型式	本書での分類	石田分類	近藤分類	前島分類	山本分類
	1A型式	鏡瓦第一類	第一類	第一類その一	第一類その一種
	1B型式			第一類その二	第一類その二種
	2型式	鏡瓦第二類	第二類	第二類	第二類
	3型式			第三類	第三類
	4型式	鏡瓦第三類	第三類	第四類	第四類

【軒平瓦】

型式	本書での分類	石田分類	近藤分類	前島分類	山本分類
	1A型式 1C型式	宇瓦第一類	第一類	第一類その二	第一類
	1B型式			第一類その一	
	1D型式 1E型式			第二類その一	
	1F型式			第二類その二	
	2A型式			第二類	第二類
	2B型式				
	3型式				
	4型式				
	5型式	宇瓦第二類	第三類	第五類	第四類
	6型式		第二類	第四類	第三類

【セット関係】

本書	石田分類	近藤分類	前島分類	山本分類
丸1型式と平1型式 丸2型式と平2型式 丸3型式と平3・6型式	鏡瓦第一類と 宇瓦第一類	丸第一類と平第一類 丸第三類と平第三類	丸第一類の一と平第一類の一 丸第三類と平第三類	—

第18表 軒瓦分類表

軒丸瓦	1 型式		唐草文珠文縁複弁七弁蓮華文
	2 型式		唐草文珠文縁複弁五弁蓮華文
	3 型式		唐草文珠文縁複弁四弁宝相華文
	4 型式		単弁六弁蓮華文
軒平瓦	1 型式		珠文縁均整唐草蓮華文
	2 型式		珠文縁均整唐草蓮華文
	3 型式		粗雑な唐草文
	4 型式		(小片のため不明瞭)
	5 型式		均整唐草文
	6 型式		(叩き板による格子文様)

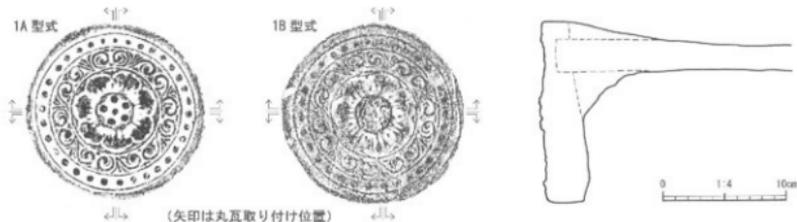
2) 軒丸瓦

軒丸瓦は小片も含めて218点出土しており、瓦範は4種類ある。分類にあたっては、瓦範の違いによって1～4型式に分け、1型式を更に2種類に細分した。

① 1型式 (第102・108・120～122図)

唐草文珠文縁複弁七弁蓮華文軒丸瓦である。

瓦当文様が端正であること、出土点数が164点を数え、軒丸瓦総出土数のうち約3/4と多数を占めることから創建期のものである。1型式だけに須恵質のものが存在する。



第102図 軒丸瓦1型式の瓦当拓本と断面図

瓦当文様 直径3.0～3.3cmの隆起した中房に1+5の蓮子、弁区には7弁の複弁蓮華文を置き、弁間は平坦な面に細かい刻みを密に入れている。内区径は6.8～7.3cm。内区と圏線で画された外区には2条の凸線をめぐらせ、外区内縁には唐草文7単位(3対+1)による唐草文帯、外区外縁には珠文33個が並ぶ。内区にやや小さい蓮華文を置き外区に唐草文帯と珠文帯を配した文様構成は全国的に類を見ない出雲国分寺独自の文様で、新羅系と考えられている。外縁は平縁である。

細分 瓦範が新しい段階のものと、瓦範が摩耗して木目が顕著となった段階のグループが存在する。両者間には範傷や形状変化等による決定的な根拠が見出せないため、明確な線引きをすることはできないが、新旧判断の日安とする。

出土割合は1A型式が約64%で、若干多い。

① 1A型式 第102図左のように、瓦範に傷みがない段階のもので、中房や蓮弁、唐草文に高さがあり、細かい文様が鮮明なもの。瓦当裏面の調整はケズリとナデで丁寧に仕上げたものが主流であるが、指押さえだけのものも若干みられる。焼成は硬質であり、堅致な須恵質で青灰色をしたものが多い。第120・121図1、3がこれにあたる。

② 1B型式 第102図右のように、瓦範が摩耗した段階のもので、中房の肩部などが丸味を帯びて低く、細かい模様に分かりにくくなったもの。硬質のものには瓦範の木目が顕著に出ているものもある(図版38-10)。瓦当裏面の調整は指押さえやナデだけのものが目立ち、やや雑な作りのものである。焼成は軟質のものが多い。第122図がこれにあたる。



第103図 1型式瓦当文様模式図

製作手法 まず、瓦范の上に榑型を設置して榑型の高さまで粘土を詰め、瓦当裏面の丸瓦接合位置に断面「コ」の字形の溝を半円状に設けている。そのあと半円状の溝に丸瓦部の先端をはめこみ、瓦当と丸瓦凹凸両面の際に少量の接合用粘土を貼り付けて接着している。

丸瓦部には広端部を未加工のまま接合したもの（第121図3）と、両隅を1.5cm程度斜めに切り落として接合したもの（第121図2・図版39-3）がある。丸瓦部先端の凹凸両面に長さ3～4cm程度の浅い刻みを多数施しており、両隅を切り落としたものは、切り落とした面にも刻み目を施している。刻みは縦方向に平行して施されたものが多いが（第120図2・第121図2、3）、交差したものもみられる（第120図3・第121図1）。

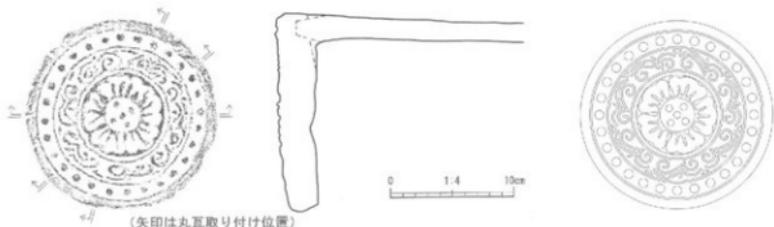
なお、榑型の高さは3cm強（図版38-11）で、瓦当厚はほぼ3cm前後に揃っている。榑型の合わせ痕はすべて瓦当頂部とその真下に位置しているので、榑型は左右分割型である。丸瓦の取り付け位置が瓦当文様に対して90度単位で回転するので（第102図）、瓦范の形状は方形であった可能性が考えられる。

調整は瓦当上面から丸瓦部凸面にかけて丁寧な縦方向のケズリをおこない、瓦当側面はナデやケズリで榑型の合わせ痕を消そうとしている。瓦当裏面は指押さえとナデによるもの、丸瓦部凹面に向けたナデやケズリの後、瓦当裏面下半分の縁辺にケズリが施されたものなどがみられる。

丸瓦部 有段式だけが確認されている（第120図1）。第121図2も須恵質であることから、1型式の丸瓦部としてここに掲載した。有段式丸瓦部である。

②2型式（第104・123図）

唐草文珠文縁複弁五弁蓮華文軒丸瓦である。出土点数は17点で、軒丸瓦総出土数のうち約8%にあたる。



第104図 軒丸瓦2型式の瓦当拓本と断面図及び瓦当文様模式図

瓦当文様 直径2.6～2.8cmのくぼんだ中房に1+4の蓮子、弁区には5弁の複弁蓮華文を置く。内区径7.2～7.4cm。内区と圏線で画された外区には2条の凸線をめぐらせ、外区内縁には硬化した唐草文7単位による唐草文帯を置くが、唐草文帯3単位が時計回りに連続してならば、残りの4単位は前者とは逆向きに連続してなっており、両者の間にはやや間延びした空間がある。外区外縁には珠文28個を並べる。外縁は平縁である。

明らかに1型式の文様を真似て作られたものであるが、蓮弁の幅が広がって2枚減となり凹表現に変化したほか、唐草は抽象的な表現になっている。

製作手法 瓦当部と丸瓦部の接合は、瓦当裏面の丸瓦接合位置に幅2～3cm、深さ1cm程度の断面逆台形もしくは逆三角形の溝を弧状に設け、そこへ丸瓦部の先端をはめこんだ後、瓦当と丸瓦凹凸両面の際に少量の接合用粘土を貼り付けて接着したもの（第123図2）と、瓦当裏面に溝を設けず、平坦な瓦当裏面に丸瓦部をあてがって丸瓦凹凸両面に少量の接合用粘土を貼り付けて接着したものがある（第123図3）。丸瓦の取り付け位置に規則性が見いだせない（第104図）ので、瓦范の形状は円形であった可能性が考えられる。瓦当側縁は丁寧なケズリが施されており、枷型の合わせ痕が確認できないため、枷型を使用して作られているのか否かについては不明である。

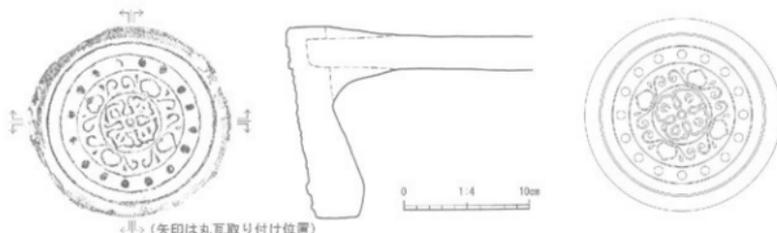
丸瓦部はほとんど瓦当部から外れているため直接接合部を観察することはできないが、瓦当部に残った剥離痕を観察すると、接合部の凹凸両面の先端を斜めに切り落とし、切り落とした面に短く平行する縦の刻み目を施していたようだ。瓦当上面から丸瓦部凸面にかけては縦方向の丁寧なケズリをおこなっている。瓦当裏面はケズリもみられるが大半はナゲヤ指押さえで、接合粘土部分に横ケズリを施したものとみられる。

丸瓦部 無段式だけが1点確認されており、瓦当部を含めた全長は38.8cmを測る（第123図1）。

③3型式（第105・124・125図）

唐草文珠文縁複弁四弁宝相華文軒丸瓦である。

出土点数は21点で、軒丸瓦総出土数のうち約10%にあたる。



第105図 軒丸瓦3型式の瓦当拓本と断面図及び瓦当文様模式図

瓦当文様 直径0.8～1.0cmの中房は凸線で表現された小さな栴円となり、蓮子は無い。弁区は中央がやや高い宝相華文4弁となり、1弁だけ弁の中央部分が独立して表現されている。弁間は1箇所がつながっている。直径5.0cmの内区と圏線で画された外区には3条の凸線がめぐり、外区内縁には一部ハート形に変形した唐草文8単位（2単位1対）による唐草文帯、外区中央には珠文16個からなる珠文帯を配している。外区外縁は無文の平縁である。

蓮弁は宝相華文と表現されるが、1、2型式の瓦当文様が著しく変形したものと捉えられ、珠文以外の文様はすべて凸線で表現されている。

製作手法 瓦范の上に枷型を設置して枷型の高さまで粘土を詰め、瓦当裏面の丸瓦接合位置に断面「コ」の字形の溝を半円状に設けている。その後、この溝に丸瓦部の先端をはめこみ、瓦当と丸瓦凹凸両面の際に少量の接合用粘土を貼り付けて接着している。丸瓦部の先端には、凹凸両面に長さ3～4cm

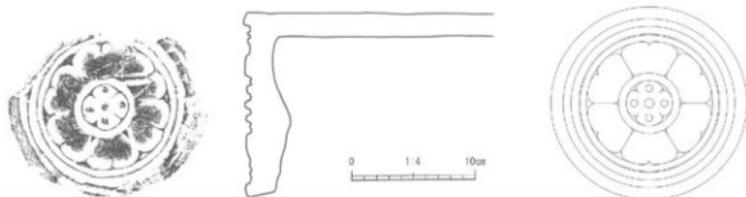
程度の平行した浅い刻みを縦方向に多数施したものが多いが(第124図1・2)、刻みを施さないもの(第124図3、図版39左下)、凸面に幅2~3mmの断面U字状の浅い溝を放射状に多数施したもの(第125図、図版39右の上から3番目)もある。瓦当厚は2.4~3.5cmで、3cmを超える厚いものが多い。榫型は瓦に残された痕跡から、高さは2.3cm強と判断できた。榫型の合わせ痕はすべて瓦当頂部とその真下に位置しているので、榫型は左右分割型である。丸瓦の取り付け位置が瓦当文様に対して90度単位で回転するので(第105図)、瓦瓦の形状は正方形であった可能性が考えられる。瓦当裏面はナデや指押さえて滑らかに仕上げられている。

丸瓦部 不明。

④4型式(第106・126図)

単弁六弁蓮華文軒丸瓦である。

出土点数は16点で、軒丸瓦総出土数のうち約7%にあたる。



第106図 軒丸瓦4型式の瓦当拓本と断面図及び瓦当文様模式図

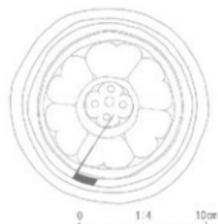
瓦当文様 直径3.7cmの中房は4弁の花形にくぼませて1+4の蓮子を置き、中房と弁区の間には幅3~4mmの凹線をめぐらせ、弁区には6弁の単弁蓮華文を置く。蓮弁の輪郭は丸味を帯び、中央部分がやや隆起し、弁先には切れ込みが入る。直径10.1~10.3cmの内区と画した狭い外区には1条の凸線がめぐる。外縁は直立縁で幅0.5~0.8cm、高さ0.4~1.0cm。上面はケズリで平坦に仕上げられている。

製作手法 瓦当裏面は布目圧痕で中央に布の絞り痕が残る(第126図2~5)。丸瓦部はすべて外れているが、縦置型一本作りである。

丸瓦部 不明。

その他 胎土は緻密で砂粒が少なく、1~3型式の胎土と大きく異なる。焼成は良好で、明褐色をしている。出雲国分寺瓦の造瓦組織で作られたものではなく、別の瓦窯で焼かれたものと考えられる。

范傷 外区の圏線から外縁にかけて幅1.9cmを測る幅の広い范傷と、その范傷の端部から中房にかけて線状の范傷が生じている(第107図)。この范傷は、同部位が残存する5点すべてに認められたので、当地へ持ち込まれた段階には存在していたと考えられる。



第107図 軒丸瓦4型式の范傷

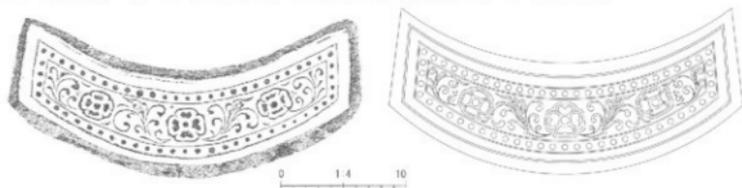
3) 軒平瓦

軒平瓦は小片も含めて156点出土しており、瓦范は5種類ある。分類にあたっては、瓦范の違いにより1～5型式に分け、さらに1型式を顎と外縁の形態によって6種に細分した。范が使用されずに叩き板の文様を瓦当文様としたものがあるので、それらは6型式とした。

① 1型式 (第108図)

複弁四弁蓮華文を中心飾りとする珠文縁均整蓮華唐草文である。

瓦当文様が端正であること、出土点数が113点を数え、軒平瓦総出土数のうち約3/4と多数を占めることから創建期のものと考えられる。1型式だけに須恵質のものが存在する。



第108図 軒平瓦1型式の瓦当拓本と瓦当文様模式図

1型式の瓦当文様 唐草文は左右とも2単位で、各単位の間にもやや小ぶりの複弁四弁蓮華文を置く。また、左右の蓮華文の外側にはごく小さな外向きの三葉文がある。内区と外区は凸線で画され、外区に1条の凸線をめぐらせてその間に珠文帯を置く。珠文は上、下外区に各27個、両脇区に各3個、合計60個を数える(第108図)。出雲国分寺独自の文様であり、新羅系と考えられている。

1型式の製作方法 凸形台を使用して瓦当部と平瓦部を一体に製作する一枚作りである。粘土を糸切りで一定の厚さに切り取って布を敷いた凸形台の上に載せ、瓦范を押し当てて瓦当面を作る。瓦当上面から平瓦凹部にかけては連続した布目圧痕が残り、平瓦部凹面は側縁に幅2.0cm前後の縦方向のケズリまたはケズリ後ナデ、両端縁には幅3.0～5.0cmの横方向のケズリを施し、側面はケズリまたはケズリ後ナデを施す。平瓦部凸面は、叩き、叩き後ナデ、叩き後ケズリなどの調整がみられる。

1型式の細分 顎の形態と、それに連動して変化する外縁の形態から6種に分類し、1A～1F型式と呼称する(第19表)。一部に范傷の出現が確認されるので、顎や外縁の形態変化は時間的推移を反映するものと考えられる。

① 1A型式 (第127図)

出土点数は5点で、軒平瓦1型式総出土点数の5%弱にあたる。

顎形態 直線顎を呈する。顎部から平瓦部凸面は叩き痕で、叩きの種類には平行、格子24(第145図)などがある。

外縁 幅0.2cm、高さ0.2cm前後で、基本的に幅が狭く低い。上面にケズリが施されておらず、丸味を帯びている。

平瓦部 凹面には糸切痕と後布目圧痕があり、瓦当沿いに幅5cm程度のケズリ、側縁はケズリ後に

丁寧なナデが施されている。凸面は全面に叩きの痕跡が残されており、叩きの種類には平行、格子24(第145図)などがある。側面はケズリ後丁寧なナデ、端面はケズリが施されている。

その他 瓦当面と平瓦部凹凸両面に離れ砂が施されている。

② 1B 型式 (第128図)

出土点数は31点である。軒平瓦1型式総出土点数の29%弱にあたる。

顎形態 曲線顎を呈する。顎面幅は2cm前後で横ナデが施されている。平瓦部凸面にかけて緩やかな曲線で、縦ケズリ後に丁寧なナデを施して滑らかに仕上げている。一部にナデが省略されたものもみられる。

外縁 幅0.5～0.7cm、高さ0.5cm前後。幅が広くて高い。上面はケズリで平坦に仕上げている。

第19表 軒平瓦1型式の細分一覧表

細分	瓦当面(外縁)	顎断面の形状	備考	破片数
1A 型式	 外縁の幅が狭く、上面は無調整	 直線顎	瓦当面と平瓦部凸面に離れ砂有り。 平行叩きと格子叩き24を各1点 確認。	5
1B 型式	 外縁は幅広で高く、上面はケズリ	 曲線顎	瓦当面に離れ砂が有るもの1点有り。 格子叩き1を1点確認。	31
1C 型式	 外縁は幅狭で低く、上面はケズリ	 段顎		5
1D 型式	 外縁は平縁	 段顎状曲線顎	縄叩きを2点確認。	38
1E 型式	 上下外縁がやや狭い	 極端に浅く幅の広い段顎	瓦当面に離れ砂有り。 范傷有り。	10
1F 型式	 上下外縁無し	 幅広の段顎ほか	瓦当面に離れ砂が有るもの1点有り。 范傷有り。	18

(この他細分不可6点有り。)

平瓦部 凹面は糸切痕と布目圧痕、瓦当沿いに幅5cm前後のケズリ、側縁はケズリ後に丁寧なナデ、端縁には幅5cm程度のケズリを施している。凸面はケズリ後に丁寧な縦又は斜めナデ後丁寧なナデを施している。格子1(第144図)の叩きがわずかに残るものがある(第128図1)。側面はケズリ後に丁寧なナデを施しているが、ケズリで終わるものもある。端面は横ケズリを施している。

その他 瓦当面だけに離れ砂が施されたものが1点出土している。

隅切軒平瓦 第128図2は1B型式の隅切軒平瓦である。平瓦部凹面の中央に左右を2分する縦ラインが引かれているのは隅を切るための目安であろうか。平瓦部凸面は縦ケズリ、顎は曲線顎で顎面には横ナデを施している。右上隅が全体の約4分の1切り取られており、切断面にはナデを施している。このナデは平瓦部凸面にも若干及んでいる。焼成は堅致な須恵質で青灰色。瓦当厚8.8cm、上弦幅27.2cm、下弦幅28.9cm、弧深4.4cm。

③ 1C 型式 (第129図)

出土点数は5点で、軒平瓦1型式総出土点数の約5%弱にあたる。

顎形態 段顎を呈する。顎幅2～4cmを測り、顎面は横ケズリまたは縦ケズリを施した後、両端をわずかに横ケズリで面取りをしている。1～2cm程度の段顎である。

外縁 幅0.4cm、高さ0.3cm前後で、幅が狭くて低い。上面はケズリで平坦に仕上げている。

平瓦部 凹面は糸切痕と布目圧痕で、瓦当に沿っては幅8cm前後のケズリもしくはケズリ後ナデ、側縁はケズリを施している。凸面は縦ケズリで、顎の段部に沿っては幅2cmの程度の横ナデを施している。叩きは不明。側面はケズリを施している。

④ 1D 型式 (第130図)

出土点数は38点である。軒平瓦1型式総出土点数の約36%にあたる。

顎形態 段顎状の曲線顎を呈する。顎幅は3cm強を測り、横ケズリ後に横ナデを施している。顎面から平瓦部にかけては屈曲の急な段顎で、斜めもしくは縦ケズリによって成形している。

外縁 平縁である。

平瓦部 凹面は糸切痕と布目圧痕で、瓦当に沿っては幅8cm前後のケズリ、側縁と端縁は幅1～5cmのケズリを施している。凸面は顎から平瓦部にかけて縦ケズリで、縄叩きの痕跡をとどめるものが2点みられる(第39図1ほか)。格子叩きは確認されていない。側面と端面はケズリを施している。

⑤ 1E 型式 (第131図)

出土点数は10点で、軒平瓦1型式総出土点数の約9%強にあたる。

顎形態 極端に浅い段顎状の曲線顎を呈する。顎幅は5cm前後を測り、顎面は横ケズリ後横ナデを施している。顎は0.3～0.7cmの極端に浅い段顎状(第131図1)、もしくは削り出しに近い浅いライン状(第131図2)である。

外縁 平縁で、上下外区が若干狭い。

平瓦部 凹面は糸切痕と布目圧痕で、瓦当に沿って幅5cm前後のケズリ、側縁は幅約2～3cmのケズリ後ナデ、端縁には幅5cm前後のケズリを施している。凸面は縦ケズリ後縦ナデで、顎に沿う幅5cmは横ナデを施している。叩きは不明。側面は縦ケズリ後縦ナデ、端面は不明。

範傷 内区左下隅の圏線から右方向へ範傷が生じている。離れ砂に覆われているため範傷の幅、長さは不明瞭である（図版40-1）。

その他 瓦当面だけに離れ砂が施されている。

⑥ 1F型式（第132・133図）

出土点数は18点で、軒平瓦1型式総出土点数の約17%弱にあたる。1E型式までは主として顎形態で細分したが、1F型式は上下外縁が無いことも大きな指標となる。中には珠文帯外側の凸縁が無いもの（第133図4）、上下区の珠文帯まで削りとられたものもみられる（第133図2）。瓦範自体の損傷が反映されていると思われるが、概して粗雑なつくりである。

顎形態 基本的には浅い段顎状の曲線顎である。顎幅は5cm前後を測り、顎面の大半は横ケズリ後横ナデを施しているが、横方向の縄叩き痕が残るものが1点存在する。顎面から平瓦部にかけては1cm程度の浅い段顎状曲線顎で、直線顎のものも1点出土している。

外縁 基本的に上下外縁が無く、珠文帯の外側圏線が瓦当端部となる。上下外縁が若干残るもの（第132図1・2、第130図1）や、珠文帯外側凸縁まで削られたもの（第133図3・4）のほか、上下区まで大きく削り取られたもの（第133図2）もある。

平瓦部 凹面は糸切痕と布目圧痕で、瓦当に沿って3～5cm程度のケズリ、側縁は幅約2cmのケズリ後ナデ、端縁は幅8cm程度のケズリを施している。凸面は縦ケズリ後縦ナデを施しているが、縄叩きの痕跡が広く残るものが1点みられる（第132図1）。顎面に沿って横ナデが施されたものがある。側面はケズリ後ナデ、端面はケズリを施している。

範傷 内区左下隅の圏線から右方向へ太い範傷、左方向に細い範傷が生じている。また、その約8mm上方でも唐草茎部から右方向へ細い範傷が生じている（第109図）。

その他 瓦当面に離れ砂が施されたものが1点みられる（第132図1）。

隅切軒平瓦 第133図5は1F型式の隅切軒平瓦である。右上隅が全体の約8分の1切り取られ、切り後の調整はみられない。軟質で白灰色。全長不明、瓦当厚5.4cm、上弦幅25.7cm、下弦幅26.0cm、弧深3.5cm。



第109図 軒平瓦1F型式の範傷

1 型式の法量 1 型式の大きさ型式により異なるので、以下の第 20 表で型式別に平均値を提示する。

第 20 表 1A～1F 型式の平均法量比較表

	1A 型式	1B 型式	1C 型式	1D 型式	1E 型式	1F 型式
上弦幅	26.5	25.2	—	24.0	27.0	23.0
下弦幅	27.4	29.0	—	25.0	27.2	25.0
瓦当厚	7.3	8.8	—	6.4	6.3	5.5
弧 深	4.0	4.2	—	4.2	4.2	4.9
脇区幅	2.4	2.8	2.4	1.6	2.0	1.6
全 長	33.5	34.8	—	34.4	—	34.0
重 量	9.2kg	8.5kg	—	6.3kg	—	6.5kg

(各型式の法量は平均値を示す。単位：cm)

1 型式の焼成 1 型式は須志質であることが大きな特徴とし、他型式には須志質はみられない。

1 型式の小結 1 型式は同じ瓦范によって作成されたものであるが、第 17 表のとおり、顎や外縁の形状などに少しずつ変化を見出すことができた。

最も変化が顕著なのは顎の形状で、直線顎 (1A 型式)、曲線顎 (1B 型式)、段顎 (1C 型式)、段顎状曲線顎 (1D 型式)、顎面幅が広く極端に浅い段顎状曲線顎 (1E 型式)、顎面幅が広く浅い段顎状曲線顎 (1F 型式) の 5 種類を確認した。これに準じて変化しているのが外縁で、外縁上面が無調整のもの (1A 型式)、外縁の幅が広く高さがあり上面にケズリが施されるもの (1B 型式)、外縁の幅が狭くて低いもので上面にケズリが施されるもの (1C 型式)、外縁が平縁となるもの (1D 型式)、上下外縁の幅が若干狭くなるもの (1E 型式)、上下外縁が極端に狭いもしくは無いもの (1F 型式) がみられ、顎と外縁の形態は連動して変化していることがわかった (第 17 表)。そして 1E、1F 型式には范傷が発生していることから、顎や外縁の形状変化は時間的な推移を示すものと考えられ、1E、1F 型式が新しい段階に位置づけられ、さらに言及すれば、上下外縁が消滅した 1F 型式が最も新しい型式と捉えられる。

以上のことから、軒平瓦 1 型式は顎や外縁の形態が若干変化する程度の時間的空白を挟みながら、何回かに分けて製作されたものと考えられる。ただし、范傷が発生していない段階の分類では工人による個体差の存在も考慮されるため、型式の違いが即ち製作時期の違いとは断定できないが、形状が大きく変化している場合には十分に考え得ることである。

細分した軒平瓦と軒丸瓦のセット関係は、軒丸瓦の 1A 型式と 1B 型式の出土比率が 105:59 (146 頁参照) であることから、この比率を軒平瓦にあてはめてみると軒丸瓦 1B 型式に対応する軒平瓦は約 56 点となり、范傷がみられる 1E 型式、1F 型式の合計数よりも 28 点多い計算となる。したがって、軒平瓦に范傷が生じる少し前の段階から軒丸瓦 1B 型式は存在していた可能性が高く、軒丸瓦 1B 型式と軒平瓦 1E 型式、1F 型式がセット関係にあったことは確実と考える。

② 2 型式 (第 110・134 図)

単弁四弁蓮華文を中心飾りとする珠文縁均整蓮華唐草文である。

出土点数は 6 点で、軒平瓦総出土数のうち約 4% にあたる。



第 110 図 軒平瓦 2A・2B 型式の瓦当拓本と顎断面及び瓦当文様模式図

瓦当文様 唐草文は左右とも 2 単位で、各単位の間にもやや小ぶりの単弁四弁蓮華文を置く。内区と外区は凸線で画され、外区に 1 条の凸線をめぐらせてその間に珠文帯を置く。珠文は上下区に 21 個、下外区に各 22 個、両脇区に各 3 個、合計 47 個を数える。

明らかに 1 型式の文様を真似て作られたものであるが、繊細さに欠ける。

外 縁 平縁である。

製作手法 瓦范に粘土を詰めて作られた瓦当部と、一枚作りの平瓦部を接合して製作している。接合方法については次の 2 種が存在する。

① 瓦当裏面の上端から約 1 cm 下に平瓦部を差し込む弧状の溝を設けている。溝の断面は V 字形もしくは台形で、上端幅 2.5 cm 前後、下端幅 1 cm 前後、深さ 0.8 cm。この溝に平瓦部を差し込み、上下に接合用粘土を貼り付けて接合する (第 134 図 1)。硬質の個体のみみられる手法で、2 型式当初の製作技法と考えられる。

② 瓦当裏面に溝を設けず、平瓦広端部をあてた後、平瓦部凹面凸面の際に少量の接合用粘土を貼り付けて接合するもの (第 134 図 2)。

細 分 范傷の有無から 2 種類に細分する。それぞれ個体数が少ないため、特徴等については今後の課題とする。

① 2A 型式 范傷が無いもの (第 134 図 3・4)。

② 2B 型式 右脇区外縁上方に范傷 (第 111 図) が発生したもの (第 134 図 6)。

顎 形 態 曲線顎 (第 134 図 3・5・6)。瓦当高位に平瓦を接合したものは段顎状 (第 134 図 4)。

外 縁 平縁である。外縁が削られて、珠文帯の外側圏縁が端部になったものもある (第 140 図 2)。

平 瓦 部 凹面は糸切痕と布目圧痕で、側縁は幅約 1.0 cm のケズリ後ナデ、凸面は縦ケズリ後ナデ、側面はケズリ後ナデを施している。

そ の 他 須恵質が 1 点 (第 140 図 3) ある。軟質のものが多い。

法 量 上弦幅 23.7 cm、下弦幅 24.0 cm、瓦当厚 7.1 cm、弧深 3.5 cm、脇区幅 1.0 ~ 1.5 cm。



第111図 軒平瓦2型式の瓦傷

③3型式(第112・135図)

1・2型式が大きく退化した瓦当文様である。出土点数は6点で、軒平瓦総出土数のうち約4%にあたる。破片しか出土していないので、文様は中竹矢遺跡瓦窯跡出土のものから復元した(第112図)。



第112図 軒平瓦3型式の瓦当拓本と顎断面及び瓦当文様模式図

瓦当文様 中央に凸面で表現された三角文4つと方形文1つが放射状に配置され、右側には凸線で表現された硬化した8単位の渦巻のような文様が規則性無く配置されている。左側には凸線で表現された大きめの硬化した渦巻のような文様が1単位、さらに左には凸面で表現された三角文4つと菱形文1つが放射状に配置されている。外区は無い。

中央と左端の三角文の集合は2型式の花文が変化したもの、大小の渦巻状の文様は同じく2型式の唐草文が大きく変化した文様と捉えられる。

製作方法 凸形台を使用して瓦当部と平瓦部を一体に製作した一枚作りである。

粘土を糸切りで一定の厚さに切り取って布を敷いた凸形台の上に乗せ、瓦範を押し当てて瓦当面を作っている。瓦当部から平瓦部凹面にかけでは連続した布目圧痕が残っている。平瓦部凹面は側縁に幅1.5cm、狭端縁に幅3.0cm前後のケズリを施している。平瓦部凸面は、叩き、叩き後ナデ、叩き後ケズリなどの調整がみられる。2点で縄叩きが観察された(第135図ほか)。側面はケズリまたはケズリ後ナデ、狭端面にはケズリを施している。

顎形態 直線顎である。中竹矢遺跡瓦窯跡からは浅い段顎のものが出土している。

その他 焼成は比較的硬質で、明褐色を呈している。

④ 4 型式 (第 113 図・136 図)

外縁はあるが、小片のため瓦当文様は明確でない。4^丁調査時に僧房北の溝から出土したもので、1 点しか出土していない。瓦当部の左側約 3 分の 1、平瓦部奥行 9 cm が残る破片である (第 136 図)。



第 113 図 軒平瓦 4 型式の瓦当拓本と顎断面

瓦当文様 文様は平坦な凸面で表現されており、立体感に欠ける。中央から右半分を欠損しているため文様の全体像はつかめない。

製作方法 凸形台を使用した一枚作りである。平瓦を作った後、粘土帯を貼り付けて顎を成形している。平瓦部凹面はナデで布目圧痕はみられない。ただし、残存部が少ないうえ風化が著しいので凹面全面がナデとは断定できない。平瓦部凸面は顎に沿って横ナデを施している。

顎形態 浅い段顎。顎面は横方向のケズリが施され、顎から平瓦部へは緩やかな曲線である。顎幅 3.0 cm、深さ約 1.0 cm。

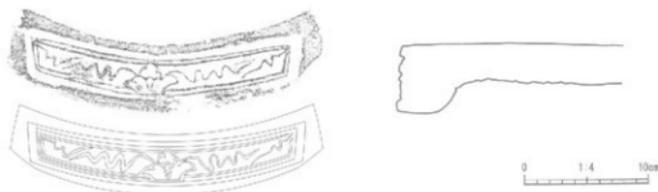
外縁 文様より 1 mm 高く、上面はケズリで平坦に調整されている。

その他 胎土は軒平瓦 1～3 型式と似ている。

法量 残存部で最も中央よりの瓦当厚は 4.8 cm、脇区幅 1.2 cm。

⑤ 5 型式 (第 114 図・137 図)

簡略化された均整唐草文である。出土点数は 4 点で、軒平瓦総出土数の約 2.7%にあたる。



第 114 図 軒平瓦 5 型式の瓦当拓本と顎断面及び瓦当文様模式図

瓦当文様 花文を中心飾りとする均整唐草文。花文の左右から派生する唐草文は波状の茎のみで、途中で 1 度途切れている。花文の上下端から左右に突線が出て内区を囲い、一旦途切れた唐草の茎は突線の上隅につながる。外区には凸線が 1 条めぐり、その内側は無文帯である。

製作方法 瓦当面と側面に立ち上がりのある凸形台を使用したと思われる。瓦当部は粘土を小単位ずつ、もしくは帯状に載せて高さのある顎部を作り、そこに糸切りした平瓦部を接着して、顎部から平

瓦部にかけて粘土で補強している。基本的に瓦当外縁の上面と平瓦部側面にはケズリが施されているが、ケズリが施されていないものやケズリの浅いものでは瓦当面の外縁から平瓦部凹面、側面にかけて一連の布目圧痕が残る。平瓦部凹面の側縁や瓦当に沿った面に横ケズリはみられず、平瓦の糸切り痕は当然瓦当の手前で途切れる。平瓦部凸面は平行叩きで、ところどころに小範囲の布目圧痕が残る。成形後に正位置に置いて瓦箆を押し当てたときの痕跡と考えられる。顎面は縦ケズリ後横ナデを施している。

顎形態 やや深い段顎。顎幅 3.5 cm、深さ 3.0 cm。

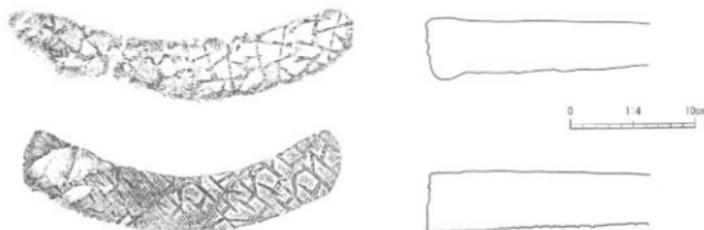
外縁 幅 0.6～0.8 cm、高さ 0.5 cm 前後。上面はケズリだが、一部に布目圧痕が残る。

その他 胎土は砂粒を多く含み、他型式と異なる。焼成は硬質。

法量 上弦弧幅 23.5 cm、下弦弧幅 25.3 cm、厚さ 5.4 cm、弧深 3.3 cm、脇区幅 2.8 cm。

⑥ 6 型式 (第 115 図・138 図)

叩き板の文様を瓦当文様とした一群である。出土点数は 19 点で、軒平瓦総出土数の約 12.8% にあたる。



第 115 図 軒平瓦 6 型式の瓦当拓本と顎断面の一例

瓦当文様 瓦箆は無く、瓦当面に叩き板を押し当てて瓦当文様になっている。瓦当面に使用された叩き板文様は、格子 5 種類を確認した (第 21 表)。なお、中竹矢遺跡では国分寺跡で瓦当文様に使用されていない叩き板を瓦当文様にしたものが 4 種類出土している。

製作方法 凸形台を使用して瓦当部と平瓦部を一体に製作する一枚作りである。

粘土を糸切で一定の厚さに切り取って布を敷いた凸形台の上に載せ、瓦当側に叩き板を押し当てて瓦当文様としている。平瓦凹部は糸切痕と布目圧痕で、側縁は幅 1.5 cm 前後のケズリ、瓦当に沿っては幅 3.0 cm 前後のケズリが施されている。平瓦部凸面の調整には、叩き、叩き後ナデ、叩き後縦ケズリなどの調整がみられる。側面はケズリ後ナデまたはケズリが施されている。

顎形態 瓦当文様に格子叩き 8、41 が使用されたものは浅い段顎状で、5 点出土している (第 138 図 1 ほか)。その他大半は直線顎 (第 138 図 2 ほか) であるが、曲線顎も 1 点出土している。

調整等の組合せ 瓦当面の叩き文様と平瓦凸面の叩き文様は、同じもの (第 138 図 2 ほか) と違うものが存在し、平瓦凸面はケズリが施されたものもある (第 138 図 1)。瓦当面と平瓦部調整等の組合せは第 19 表のとおりである。

第21表 6型式の瓦当面と平瓦部調整等の組合せ一覧

	瓦当面の叩き	平瓦部凸面調整	顎	出十点数	図面
1	格子8	ナデ	浅い段顎	1	
2	格子41	格子41	浅い段顎	1	
3	格子41	格子(不明)後ナデ	浅い段顎	1	
4	格子41	ナデ	浅い段顎	2	第138図1
5	格子20	格子20	直線顎	2	第138図2
6	格子38	格子38	直線顎	2	
7	格子42	格子12	直線顎	1	
8	格子42	格子19	直線顎	1	
9	格子42	不明(欠損)	直線顎	1	
10	格子43	ナデ	直線顎	2	
11	格子(不明)	格子19	直線顎	1	
12	格子(不明)	不明(風化)	直線顎	3	
13	格子(不明)	ナデ	曲線顎	1	

胎 土 1mm以下の砂粒を多く含む。

焼 成 焼成のあまい須志質もみられるが、大半は焼成不良。

そ の 他 前島分類の軒平瓦第四類(全面に井桁状の文様を陽刻したもの)と、山本分類の軒平瓦第三類(幅広い井桁に似た文様を無造作に施している)は、瓦当面に格子38(第19表6)であろう。

法 量 上弦弧幅26.5～28.0cm、下弦弧幅26.6～29.5cm、瓦当厚4.7～5.0cm、弧深3.5～4.2cm。

⑦その他の軒平瓦

その他の軒平瓦として、型式分類には不適合な軒平瓦1点(第139図1)、瓦当文様の識別が困難で分類に組み込めない軒平瓦1点第(第139図2)があるので紹介しておく。

第139図1は講堂跡付近から出土したものである。瓦当文様は1型式の瓦当そのものを范として利用したもので、文様はくぼみ表現となり、珠文帯の外側凹縁が上下端部となる。顎は曲線顎。平瓦部凹面は糸切痕と布目圧痕、側縁は幅1cm以下の縦ケズリ、瓦当に沿っては幅7cmの横ケズリを施している。凸面は格子叩き28で、顎付近は幅広く横ナデを施している。側面はケズリ。胎土は1mm以下の砂粒を多く含み、軟質で、灰白色を呈する。瓦当厚4.8cm、左脇区幅2.8cm。

第139図2は東限区画溝に設定したT20の第4層から出土した。瓦当文様は風化ため、瓦范によるものか叩き板の文様であるのか不明である。顎は浅い段顎状。平瓦部凹面は布目圧痕、瓦当に沿っては幅3cm強の横ケズリ、側縁は幅1.5cmの縦ケズリを施している。凸面は顎面も含めて風化、側面は縦ケズリである。胎土は1mm以下の砂粒を多く含み、焼成は軟質、灰白色を呈する。中心付近の瓦当厚3.8cm。

4) 軒瓦小結

①軒瓦の展開 (第116図)

軒丸瓦 1型式は唐草文珠文縁複弁七弁蓮華文で創建期のものである。内区にやや小ぶりの蓮華文を置き、外区に唐草文帯と珠文帯をめぐらせた瓦当文様は、新羅系として注目されている。

2型式は1型式の系譜を引くもので、文様構成は1型式と全く同じである。しかし、蓮華文の花弁が2枚減少して表現が凸面から凹面に変化し、唐草は抽象的になり、珠文の数は5個減少している。1型式と比べると、全体的に立体感を失っている。

3型式の瓦当文様は一見特異に見えるが、1・2型式の系譜を引くもので、文様構成はほぼ同じである。珠文以外の文様は全て線で表現され、内区は4弁の宝相華文に変化している。唐草はより抽象的に変化し、珠文の数は2型式より12個減少している。

4型式は素弁六弁蓮華文軒丸瓦で、1～3型式とは全く系譜が異なる。胎土と焼成が明らかに1～3型式と異なることから、出雲国分寺の造瓦組織で作られたものではない。しかし、現時点では他地域でも同範瓦の出土は確認できておらず、製作された場所は不明である。

軒平瓦 1型式は珠文縁均整唐草蓮華文で創建期のものである。唐草文の間に3つの蓮華文を置き、外区に珠文帯をめぐらせた瓦当文様は新羅系として注目されている。

2型式は1型式の系譜を引くもので、文様構成は1型式と全く同じである。しかし、唐草と蓮華文が簡略化され、珠文の数は13個減少している。1型式と比べると、全体的に立体感を失っている。

3型式は、一見特異に見えるが1・2型式の系譜を引くもので、蓮華文は三角文の集合体、唐草は渦巻状となり、珠文帯は省略されている。外縁は無く、左右非対称で、全体的に立体感を失っている。

4型式は低い外縁がめぐるが、小片で全体の文様が明瞭でない。

5型式は著しく簡略化された均整唐草文で、1～3型式とは全く系譜が異なる。胎土が明らかに1～4型式と異なることから、出雲国分寺の造瓦組織で作られたものではない。

②軒丸瓦と軒平瓦のセット関係 (第117図)

軒丸瓦1型式と軒平瓦1型式がセット関係であることは、文様表現の近似及び各々の軒瓦総出土量に占める割合から考えてまず間違いない(第22表)。創建期のものであるから、8世紀半ば頃に製作されたのではないと思われる。

【軒丸瓦】



4型式



【軒平瓦】



第116図 軒先瓦の展開

軒丸瓦2型式と軒平瓦2型式も瓦当文様の退化度合や焼成、色調が近似した状況から、セット関係と考えてよさそうだ。軒丸瓦2型式は出雲国府跡からも出土しており、国府で使用されていた時期は、同一遺構から出土した伴出土器の年代から8世紀後半以降と考えられている⁽¹⁰⁾。

軒丸瓦3型式の瓦当文様は細い凸線で表現されており、大半は軟質で、くすんだ灰色を呈したものが多い。これに対し、同じく2型式から退化したと考えられる軒平瓦3型式は唐草文の簡略化が著しいうえに太めの線で表現されており、瓦范がセットで製作されたとは考えにくい。また、焼成も比較的硬質で灰～明褐色を呈するものが多く同時期に焼成されたとは考え難い。

視点を変えて出雲国分尼寺の軒瓦組成状況を見ると第23表のとおりで、軒丸瓦総出土数に占める3型式割合が非常に高いことがわかる。このことから、軒丸瓦3型式は国分尼寺への供給が主とした目的として作られた可能性が高いと考えられる。そこで国分尼寺跡でセットとなる軒平瓦を探してみたが、軒丸瓦3型式ほどの割合を占める軒平瓦はみあたらない。積極的根拠からセット関係を考察することが困難であるため、消去法によってセット関係を探ると、国分尼寺跡に存在しながらセット関係が分かっていない軒平瓦3、6型式がセットの候補としてあげることができる(第23表)。

軒丸瓦3型式と軒平瓦6型式は出雲国府跡からも出土しており、国府で使用されていた時期は伴出土器の年代から8世紀後半から9世紀初めと考察されている⁽¹⁰⁾。

この年代観は国分寺でも大筋変化はないと考慮される。軒丸瓦4型式は胎土の違いから出雲国分寺の造瓦組織で製作されたものではなく、製品となったものが持ち込まれたと考えられるが、セットで搬入された軒平瓦はみあたらない。

軒平瓦5型式も胎土の違いから出雲国分寺の造瓦組織で製作されたものではないが、軒丸瓦4型式とも胎土が全く異なることから、同時期に使用されたとしていても、軒丸瓦4型式と軒平瓦5型式はセットで焼造されたものではない。軒丸瓦4型式が使用された時期については、同文瓦が平安京では10世紀後半(960年頃)の遺



第117図 軒瓦のセット関係

構から出土していることから、出雲国分寺でもその前後に使用されたと推測されている⁹⁵⁾。

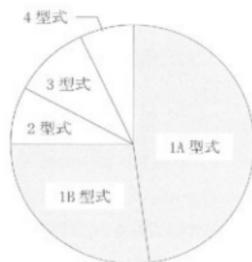
以上、軒丸瓦1型式と軒平瓦1型式、軒丸瓦2型式と軒平瓦2型式がセット関係にあることは確実であり、国分尼寺の軒先瓦出土状況から軒丸瓦3型式と軒平瓦3、6型式がセット関係であった可能性が高いこと、軒丸瓦4型式と軒平瓦5型式はそれぞれ別の場所から瓦そのものが出雲国分寺に持ち込まれており、セット関係は存在しないことを指摘しておく。

第22表 型式ごとの軒瓦出土点数

【軒丸瓦】

(％は四捨五入値)

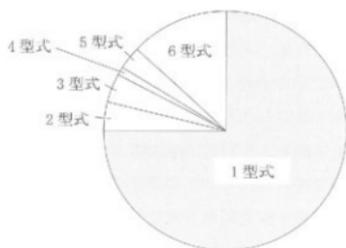
		出土点数	
1型式	164 (75%)	1A型式	105(48%)
		1B型式	59(27%)
2型式		17(8%)	
3型式		21(9%)	
4型式		16(7%)	
合計		218	



【軒平瓦】

(％は四捨五入値)

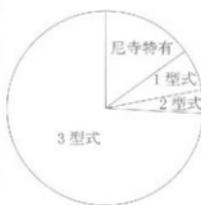
		出土点数
1型式		113(75%)
2型式		6(4%)
3型式		6(4%)
4型式		1(1%)
5型式		4(3%)
6型式		19(13%)
合計		156



第23表 国分尼寺における軒瓦の出土点数

【軒丸瓦】

軒丸瓦	出土点数
尼寺特有	4
1型式	2
2型式	1
3型式	20
合計	27



【軒平瓦】

軒平瓦	出土点数
尼寺特有	4
1型式	6
3型式	3
6型式	4
合計	17



③軒瓦分布状況

第118図は軒丸瓦型式ごとの分布状況である。これを見ると、1、2型式は主要建物跡から離れて広い範囲に分布しており、1型式は主要建物周辺からも多数出土していることがわかる。一方3型式はそのほとんどが主要建物跡周辺にとどまっており、4型式は講堂跡の北辺に2点と南門の東に1点が出土しているだけである。1型式は補修期の最終段階まで多数が主要建物跡周辺に残り、補修瓦の2型式、3型式とともに使用された可能性があり、最後に4型式が使用されたものと理解される。

主要建物跡別に見てみると、金堂跡周辺からはほとんど軒丸瓦は出土していない。

講堂跡周辺では15点出土しており、内訳は1型式6点（1A型式3点、1B型式3点）、3型式7点、4型式2点である。4型式が使用された最終段階まで修理が続けられていたことだけは確かである。

僧房跡周辺では67点出土しており、内訳は1型式40点（1A型式27点、1B型式13点）、2型式5点、3型式20点である。出土比率は1型式：2型式：3型式は8：1：4となり、1型式が過半数を占めているが、3型式の出土比率が高く、補修、整備がおこなわれていたことが実証された。

なお、『石田報告』には「4型式が講堂、僧房から出土した」と報告されているが、現物は残存しておらず、3次調査以降で出土した瓦からそのことを検証することはできなかった。



第118図 軒丸瓦分布状況

第119図は軒平瓦の型式ごとの分布状況である。これを見ると1型式と6型式が主要建物から離れて広い範囲に分布しており、両型式は主要建物周辺からも多数出土していることがわかる。この両型式が補修期を通して多用されたと理解される。

建物跡別に見てみると、金堂跡周辺では5型式が4点出土しているのが、最終段階まで瓦の補修、整備がおこなわれていたことは確実である。

講堂跡周辺では4点出土しており、内訳は1型式2点(1E型式1点、細分不可1点)、2型式1点、3型式1点である。

僧房跡周辺では46点しており、内訳は1型式31点(1A型式1点、1B型式13点、1D型式11点、1E型式2点、1F型式4点)、2型式2点、3型式1点、4型式1点、6型式9点である。1型式が約67%を占める結果となったが、2、3、4、6型式が混入していることを強調しておきたい。

なお、『石田報告』には「5型式が金堂、講堂、僧房から出土した」と報告されているが、金堂以外の現物は残存しておらず、3次調査以降で出土した瓦からそのことを検証することはできなかった。



第119図 軒平瓦分布状況

第24表 軒丸瓦計測表

型 式	直径	内 区					外 区					全 長	玉 縁 長	出 土 数
		中 房 径	内 蓮 子 数	弁 区 径	弁 幅	弁 数	外 区 広	内 縁 幅	文 様	外 縁 幅	外 縁 高			
1A 型式	145	32	1+5	70	24	F 6	29	18	KK	11	S		105	
1B 型式	145	32	1+5	70	24	F 6	29	18	KK	11	S		59	
2 型式	156	22	1+4	67	35	F 5	33	18	HK	15	S	395	17	
3 型式	155	1	0	50	26	F 4	24	14	KK	10	S		21	
4 型式	159	39	1+4	104	43	T 6	12	11	K	15			16	

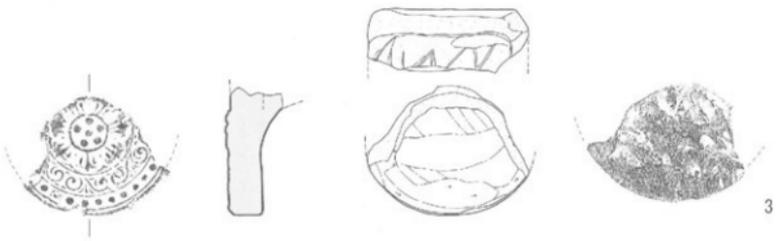
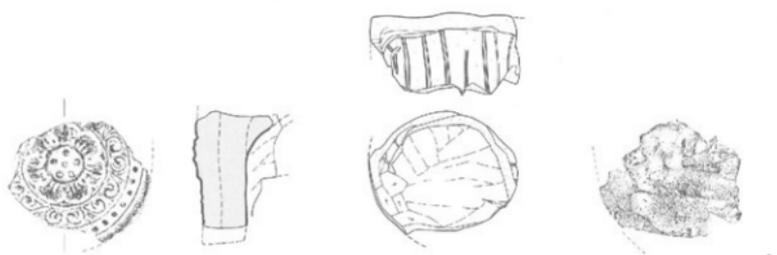
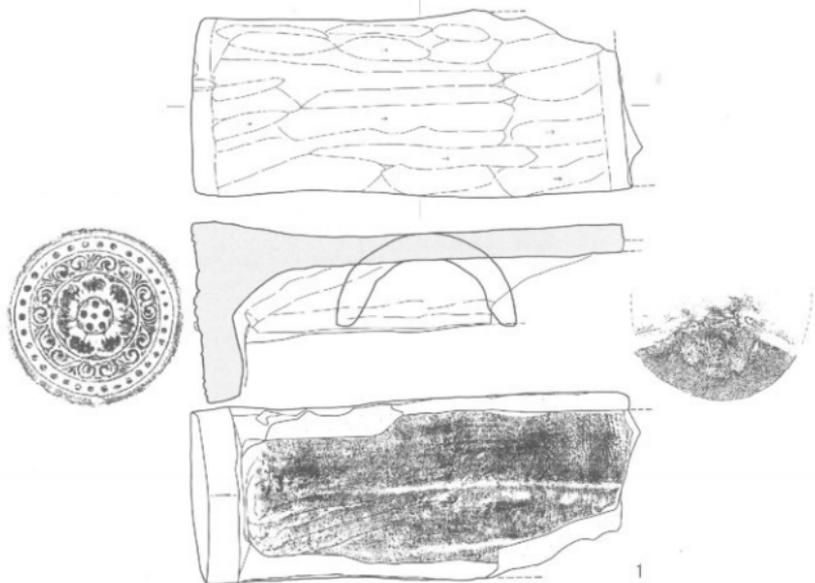
T-単弁 F-複弁 KK-均整唐草文 HK-偏行唐草文 K-圏線・界線 S-珠文

第25表 軒平瓦計測表

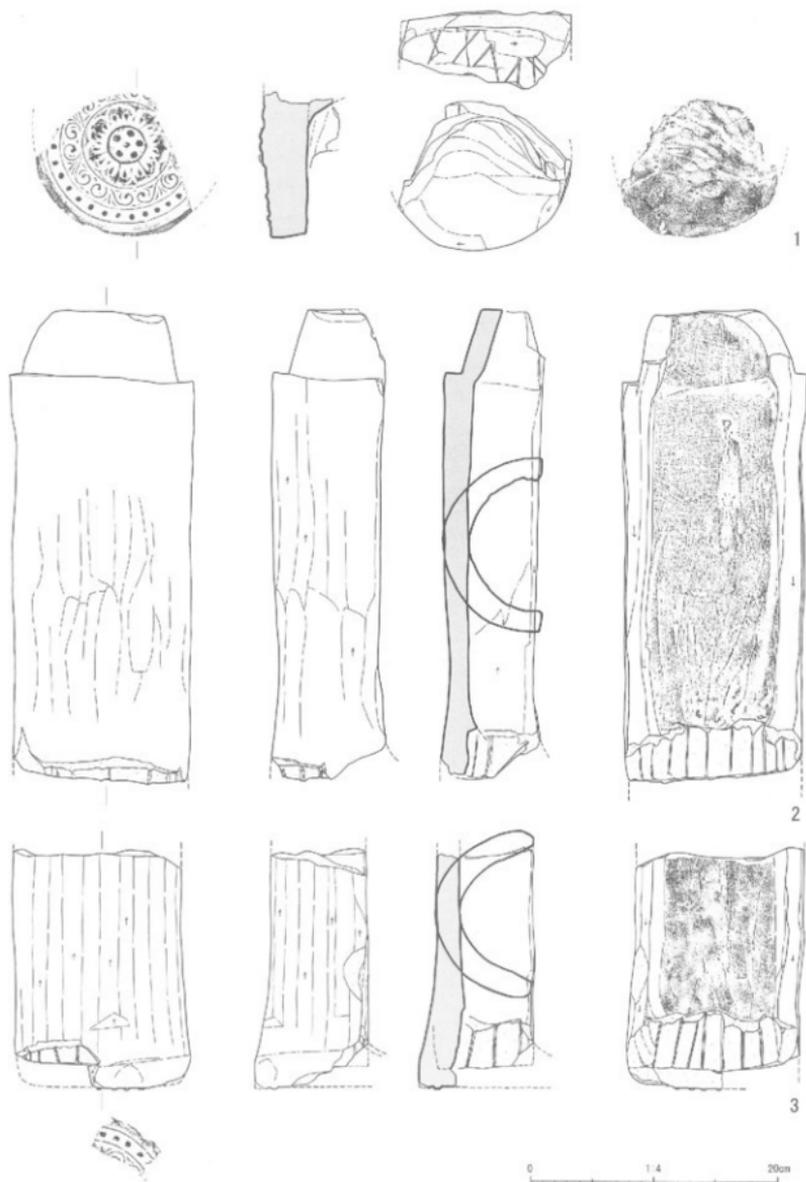
型 式	瓦 当 面										額 の 形 態			出 土 数		
	上 法 欄	弧 頂	下 法 欄	厚 さ	内 区 厚 さ	内 区 文 様	上 外 区 厚 さ	上 外 区 文 様	下 外 区 厚 さ	下 外 区 文 様	幅 幅	幅 区 文 様	全 長		直 径	曲 段
1A 型式	265	40	274	73	34	KKR	9	S27	8	S27	24	S3	335	○		5
1B 型式	252	42	290	88	31	KKR	9	S27	9	S27	28	S3	348	○		31

型式	瓦 当 面										額の形態						
	上弦幅	額深	下弦幅	厚さ	内区厚さ	内区文様	上外区厚さ	上外区文様	下外区厚さ	下外区文様	蓋幅	蓋区文様	全長	直	曲	段	出土数
1C 型式						KKR	9	S27	9	S27	18	S5			○		5
1D 型式	240	42	250	64	54	KKR	8	S27	8	S27	16	S3	344		○		38
1E 型式	270	42	272	63	34	KKR	8	S27	9	S27	20	S3			○		10
1F 型式	230	49	260	55	34	KKR	8	S27	8	S27	16	S3	340		○		18
2A 型式	236	32	234	68	54	KKR	18	S21	16	S21	27	S3			○		2
2B 型式	240	32	240	62	37	KKR	13	S21	15	S21	25	S3			○		1
3 型式					41										○		6
4 型式								8		13					○		1
5 型式	232	30	254	53	25	KK	17	13		30					○		4
6 型式	234	43	248	42											○	○	19

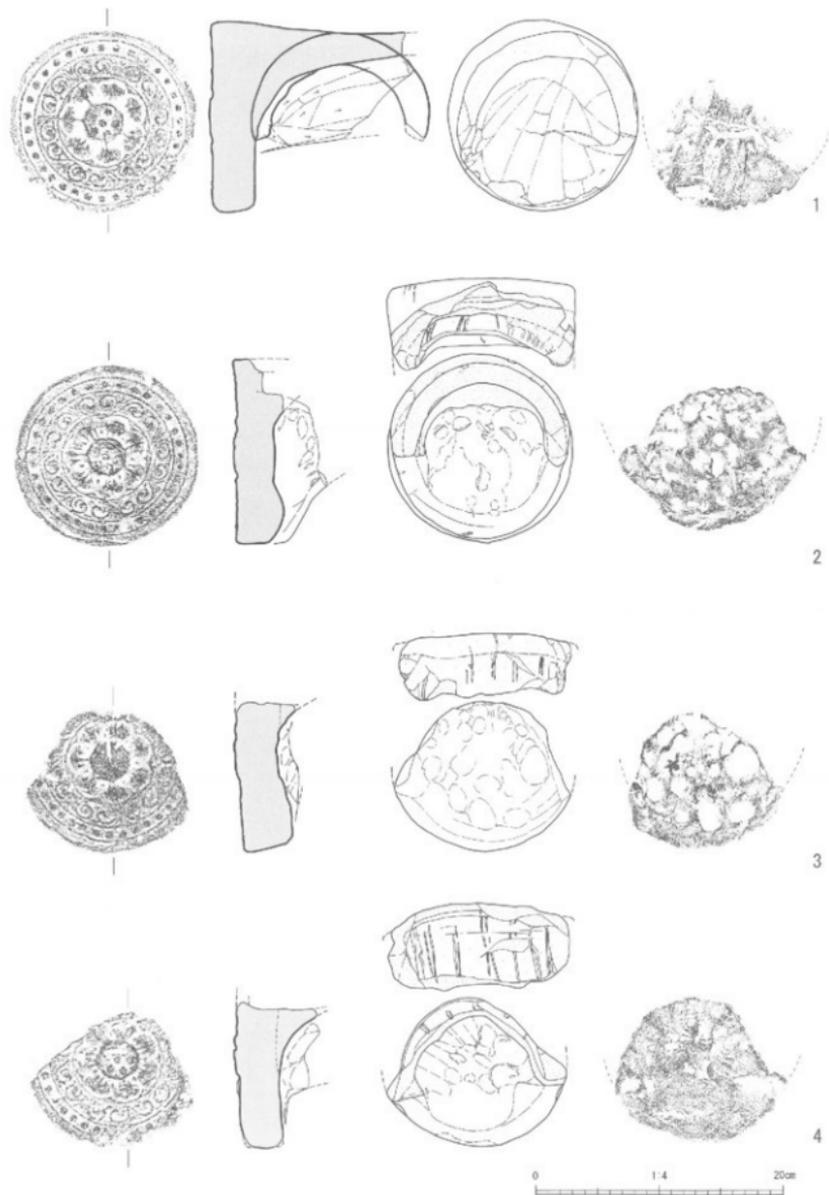
KKR—均整唐草蓮華文 KK—均整唐草文 S—珠文



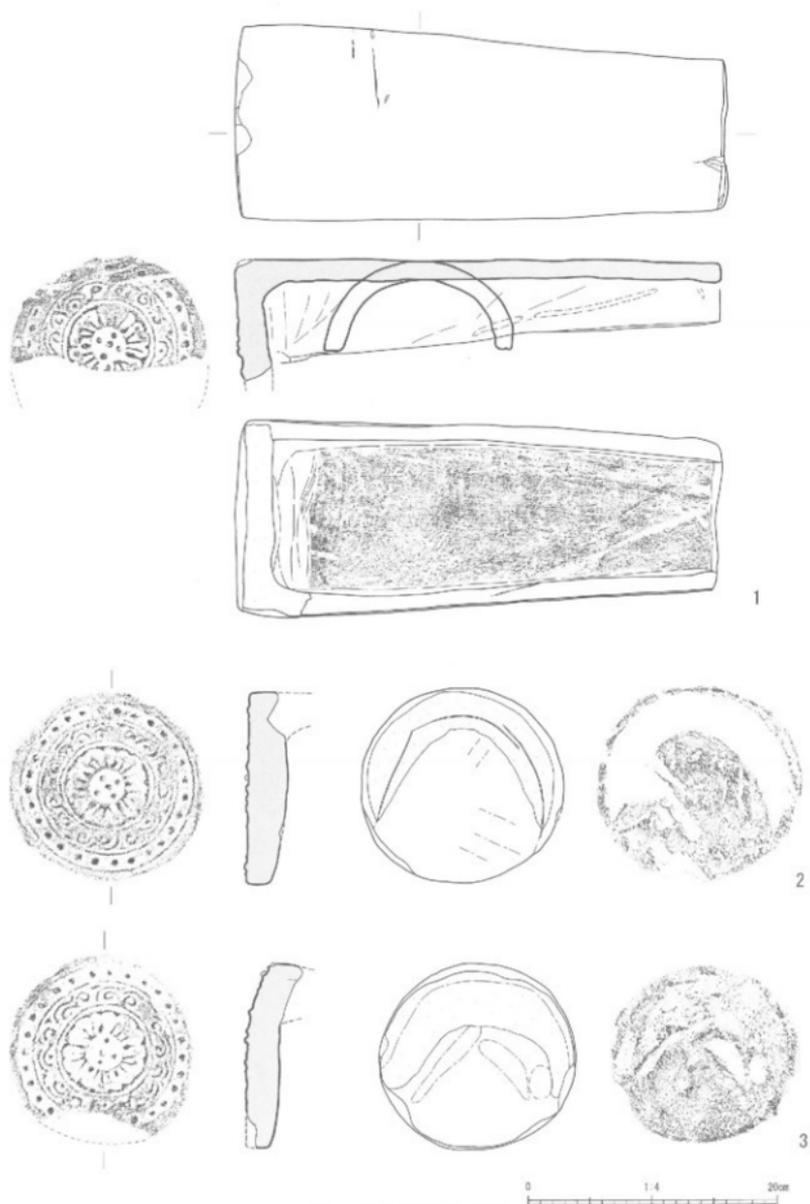
第120図 軒丸瓦1A型式(1)



第121图 軒丸瓦 1A 型式 (2)



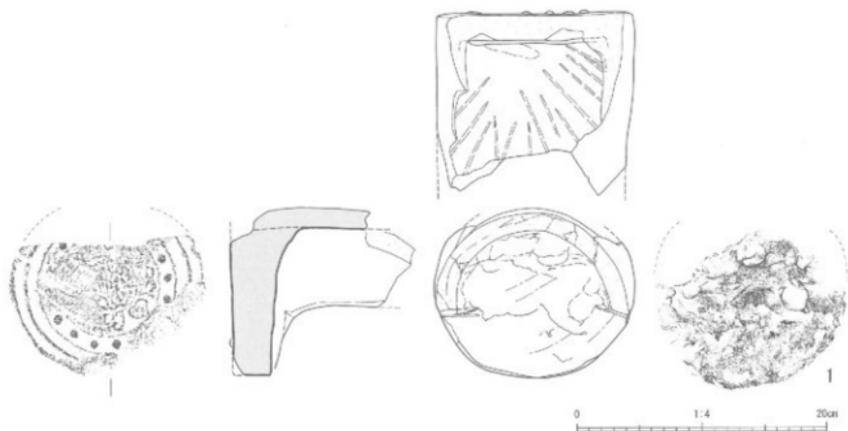
第122図 軒丸瓦1B型式



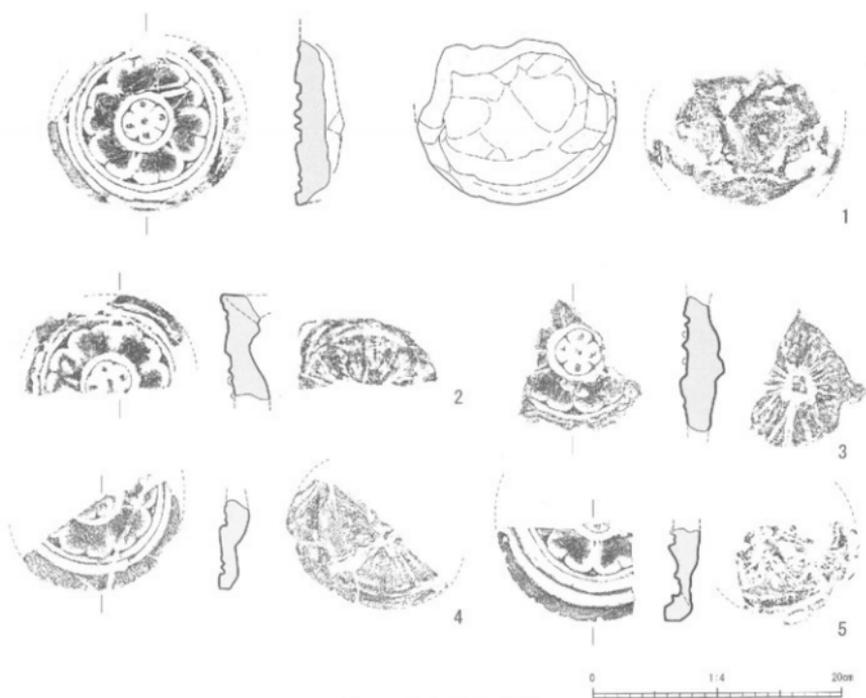
第123図 軒丸瓦2型式



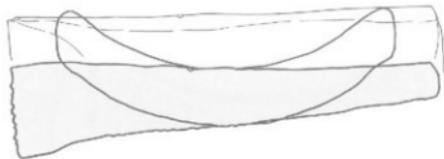
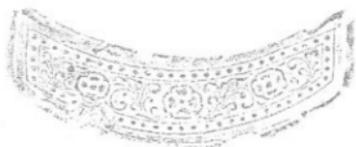
第124図 軒丸瓦3型式(1)



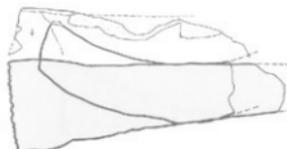
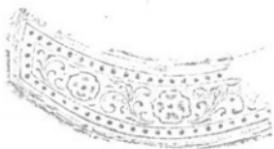
第 125 图 軒丸瓦 3 型式 (2)



第 126 图 軒丸瓦 4 型式



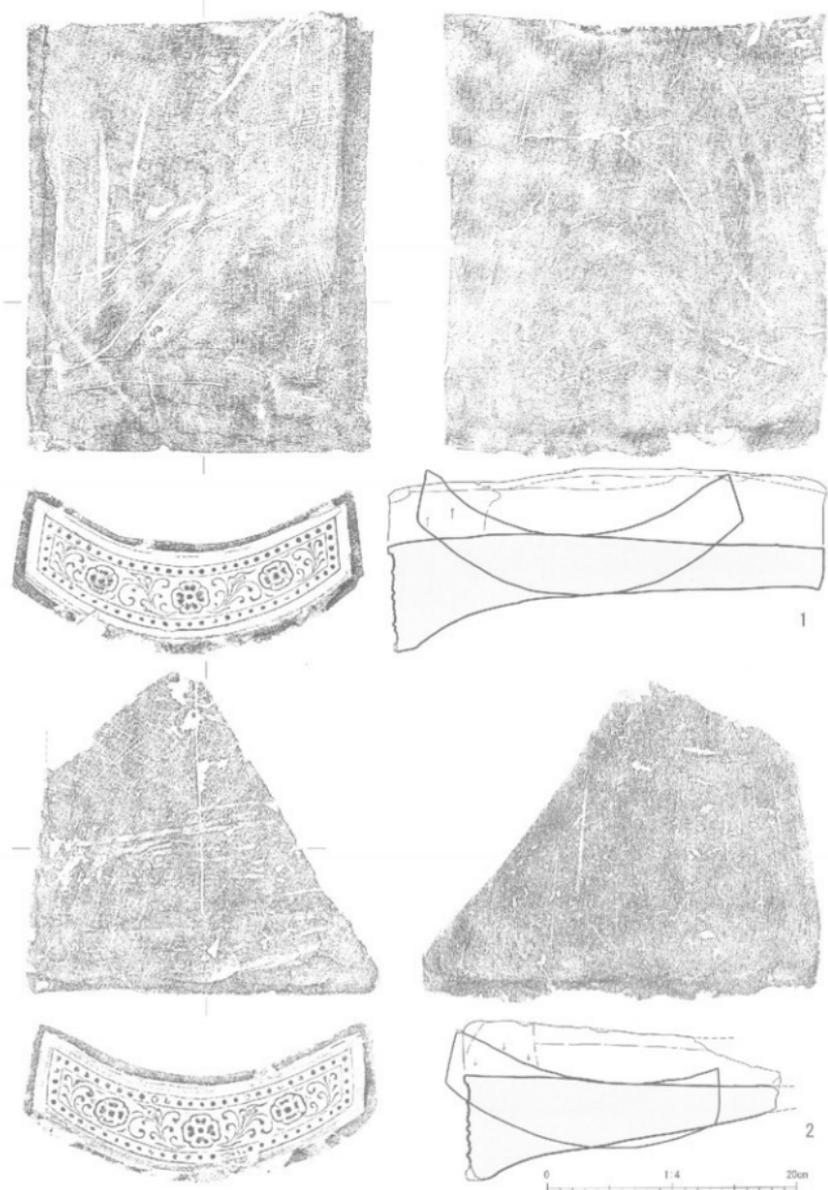
1



2



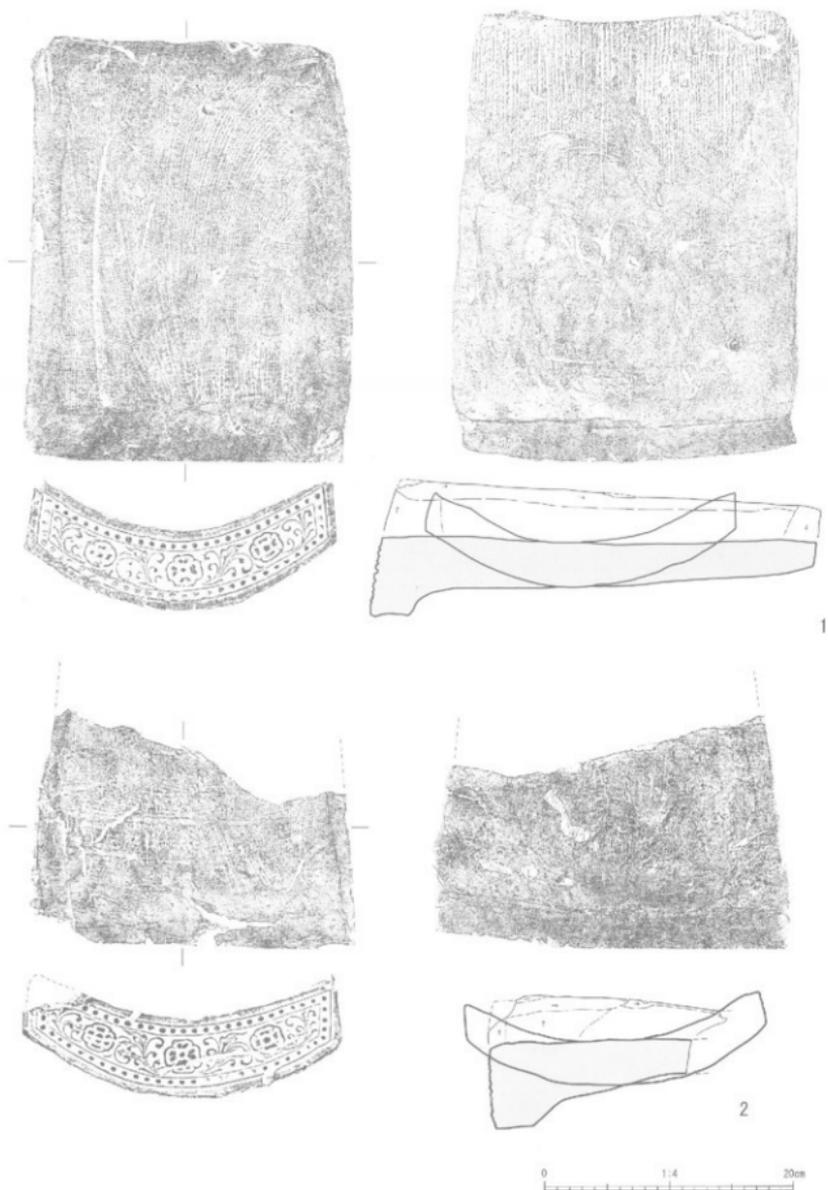
第127図 軒平瓦1A型式



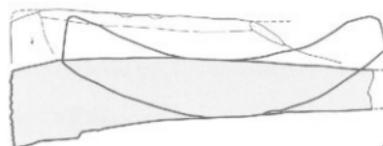
第128圖 軒平瓦 1B 型式



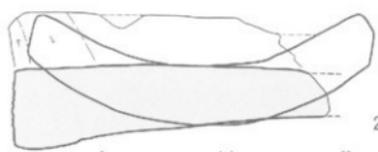
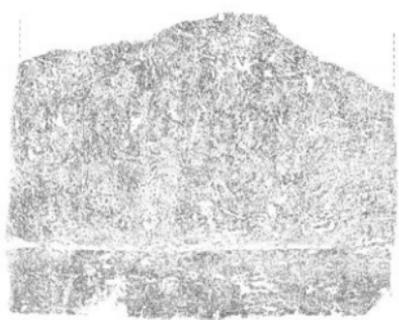
第129図 軒平瓦 1C 型式



第130圖 軒平瓦 1D 型式



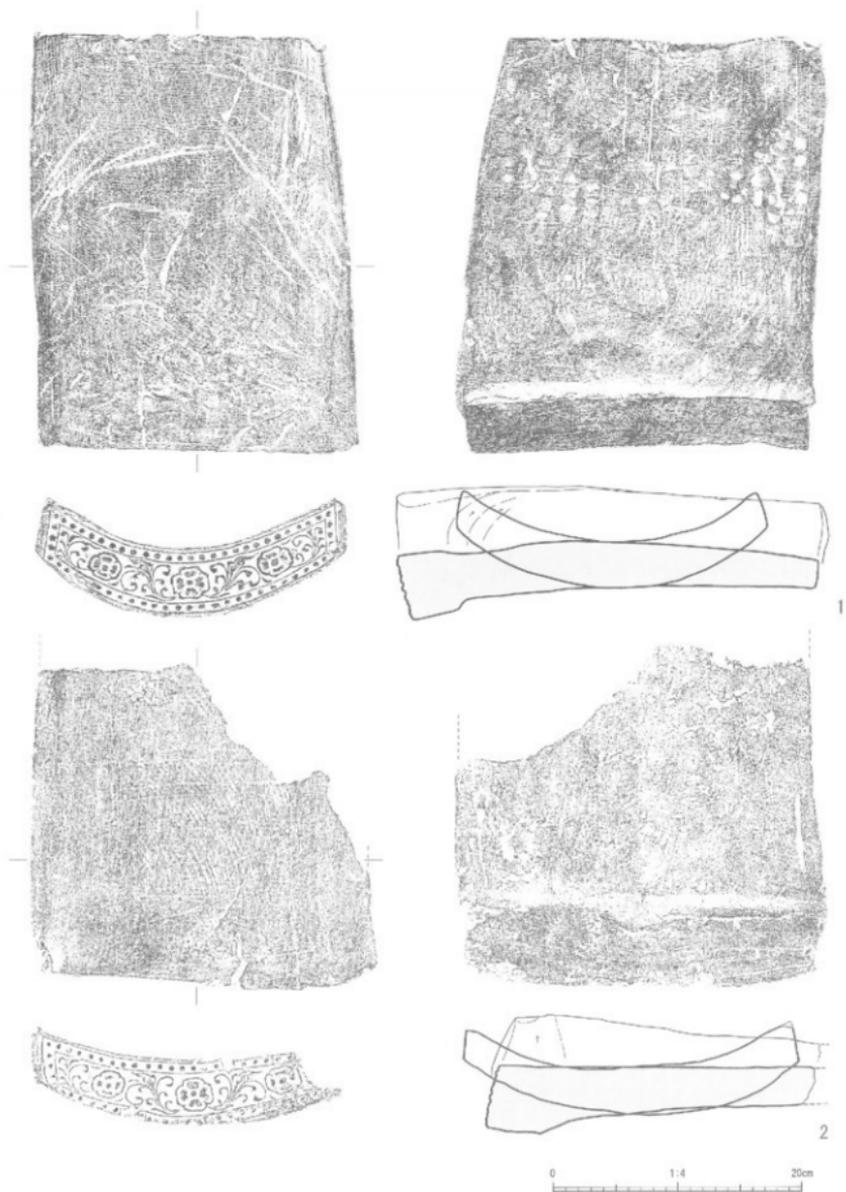
1



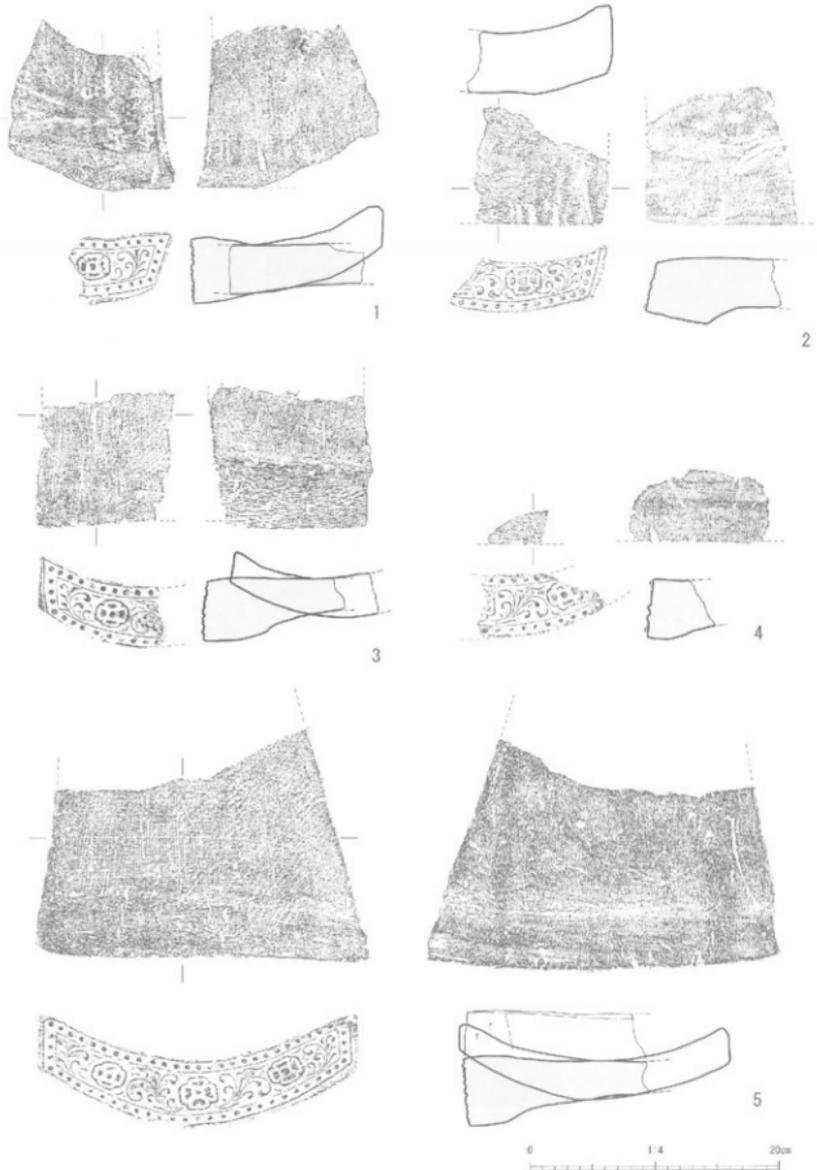
2



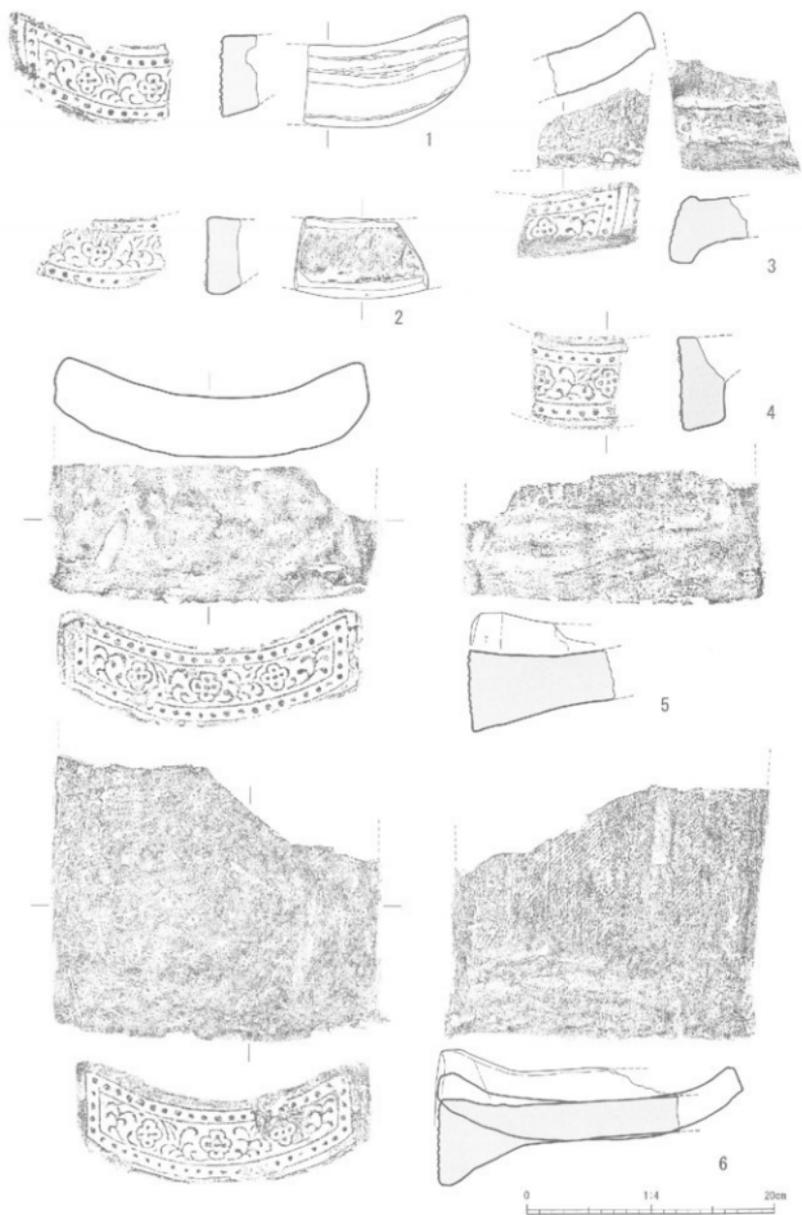
第131図 軒平瓦 1E 型式



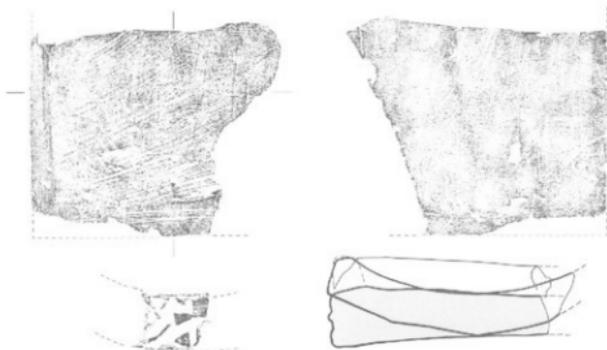
第132図 軒平瓦1F型式(1)



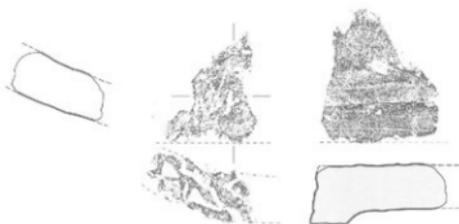
第133図 軒平瓦1F型式(2)



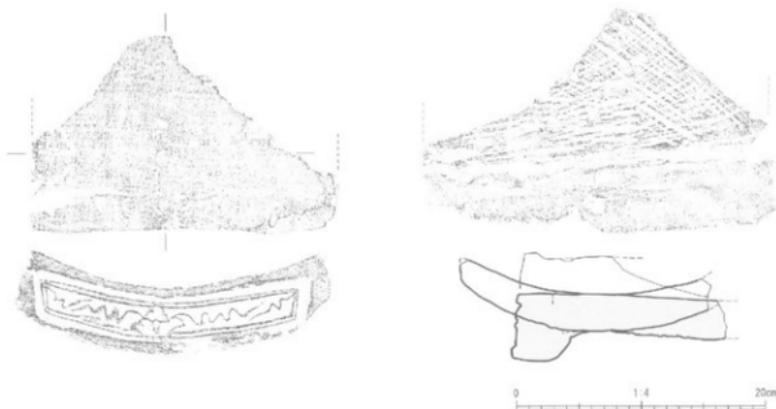
第 134 图 軒平瓦 2 型式



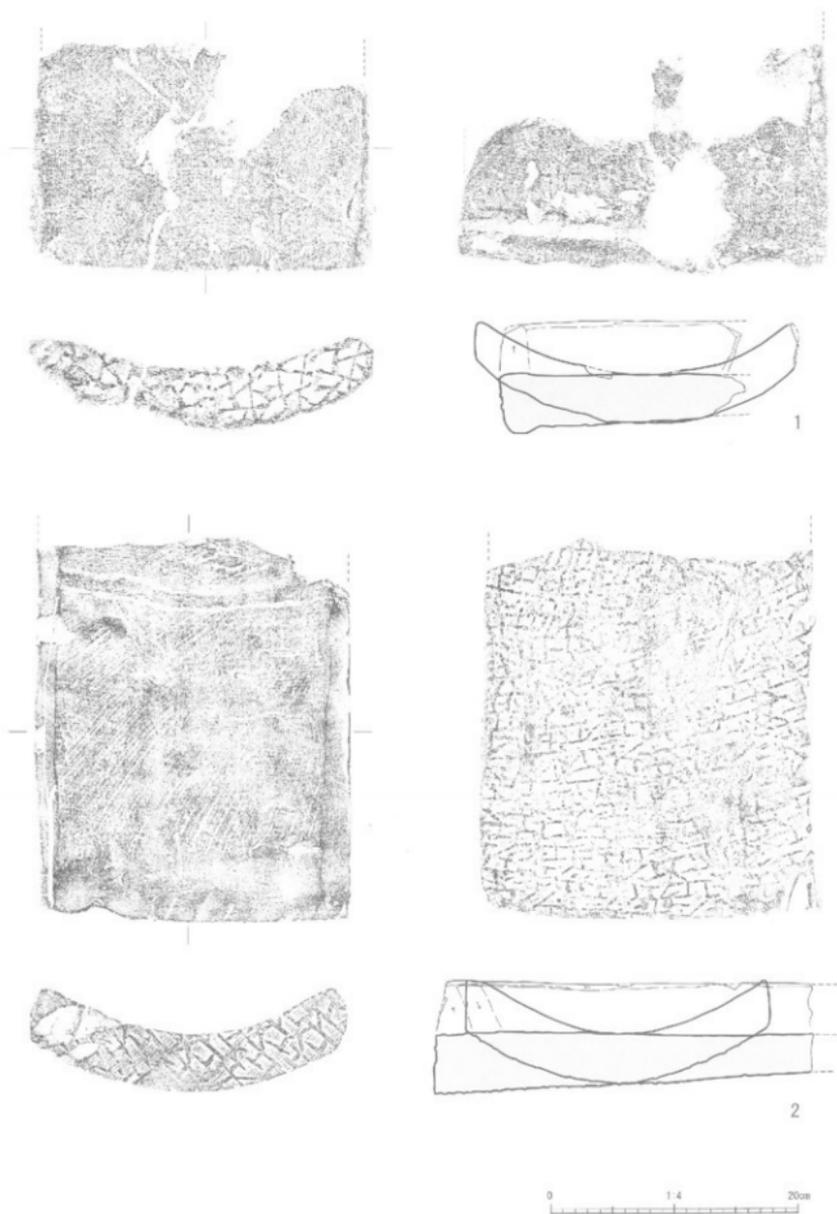
第 135 図 軒平瓦 3 型式



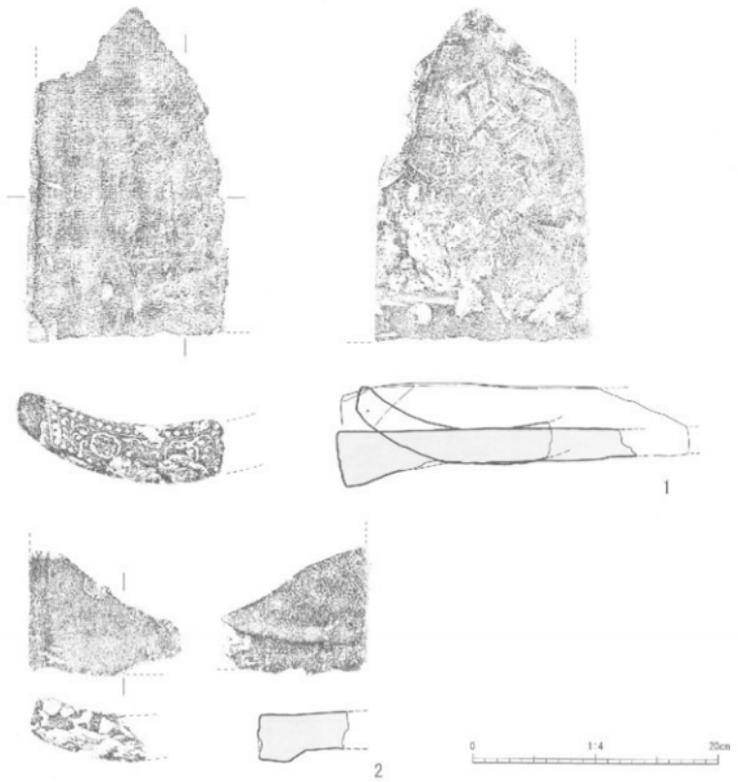
第 136 図 軒平瓦 4 型式



第 137 図 軒平瓦 5 型式



第 138 図 軒平瓦 6 型式



第139図 その他の軒平瓦

2. 丸瓦

有段式と無段式の両方があり、それぞれに硬質と軟質がみられる。

3・4・13～16次調査で出土した丸瓦を分類した結果が第26表である。ところが、狭端部数と広端部数はほぼ同数か軒丸瓦分の広端部数が若干少なくなるのが一般的であるはずだが、有段狭端部と無段狭端部の総偶数1481に対して広端部偶数が732となり、矛盾が生じた。そこで、第26表に補正を加えたものが第27表である。以下では第27表をもとにして丸瓦について述べる。

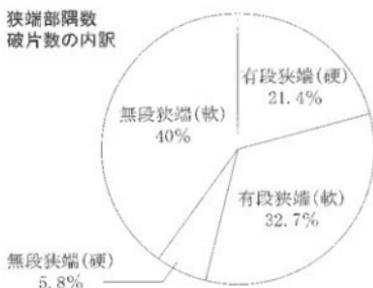
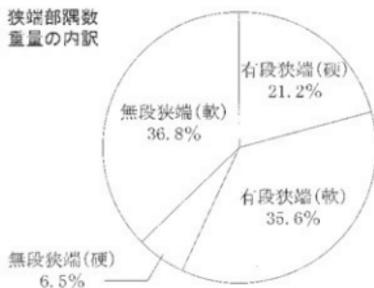
まず、硬質の偶数をみると有段式が全体の約79%にあたり有段式の占める割合が高く、軟質の偶数をみると有段式が全体の約45%にあたり若干無段式の占める割合が高い。次に総偶数で見ると、有段式が全体の54%にあたり若干有段式の占める割合が高いという結果になった。おそらく、この出土比率が関分寺廃絶直前の丸瓦使用状況に近いものと思われる。

第26表 丸瓦集計表（④～⑥は省略）

	硬質			軟質		
	偶数	破片数	重量 (kg)	偶数	破片数	重量 (kg)
①広端部	164	224	67.4	568	757	228.1
②有段狭端部	237	273	64.2	362	434	107.9
③無段狭端部	202	276	61.5	680	869	206.9

第27表 補正後の丸瓦集計表

	硬質			軟質		
	偶数	破片数	重量 (kg)	偶数	破片数	重量 (kg)
①広端部	302	412	109.3	805	1006	323.4
②有段狭端部	237	273	64.2	362	434	107.9
③無段狭端部	64	88	19.6	443	560	111.6
④広狭不明端部	2	31	3.4	8	76	11.8
⑤段部	0	351	98.6	0	497	143.6
⑥端部無し	0	1259	493.4	0	4360	710.0
合計	605	2414	788.5	1618	7023	1408

狭端部偶数
破片数の内訳狭端部偶数
重量の内訳

ところが、廃絶直前段階においても軒丸瓦1型式が多量に出土しており、1型式に組み合わせる丸瓦は有段式しか確認されていない。丸瓦の出土偶数は有段式丸瓦と無段式丸瓦の出土がほぼ等しい結果となったことから、軒丸瓦1型式に無段式軒丸瓦が組み合わせるものが存在していた可能性も考えられる。しかし、実際には無段式丸瓦部をもつ軒丸瓦1型式は出土していないので、ここでは今後の課題にとどめておきたい。

1) 有段式丸瓦

成形 段がついた円柱状の成形型に布をかぶせ、糸切りで板状にした粘土を巻き付けて叩きをおこなった後に横ナデを施し、段や玉縁部を成形した後、半分に切って型から外して凹面端部にケズリなど細かい調整を施して製作している。

筒部 凸面は叩き後に丁寧な横方向のナデ、凹面は布目圧痕で側縁と広端縁は幅広いケズリを施して丁寧に作られたものが多い。凸面に叩き痕が残るものがあり、叩きの種類は全て縄叩きで、格子叩きは確認されていない。筒部の長さ29.2～32.8cm、幅14.2～15.6cm、弧深5.2～5.6cm。

段部 玉縁基部と同じあたりかその上下につき、高さは1.0～1.6cmを測る。

玉縁部 狭端面にケズリを施し、凹面狭端縁に面取り状のケズリを施すことは共通しているが、玉縁の長さや屈曲の度合い、調整などにバリエーションがみられる。

分類 有段式丸瓦は軒丸瓦1型式に組み合わせるものである。軒丸瓦1型式について細分を試みたところ瓦当部周辺だけでは明確な形態の変化を見出すことはできなかったが、丸瓦の玉縁部の形状や調整にはバリエーションが存在する。軒丸瓦1型式に接合できる玉縁部は無く、軒丸瓦1型式の分類と直接結びつけることはできないが、分類をおこなう。

まず有段式丸瓦の筒部を水平に据えたと玉縁部が斜めに上がるものを1類、筒部と玉縁部が一直線になるものを2類と大別する。さらに1、2類について、玉縁部の長さや屈曲の度合い、調整から更に細分し、全体を1A～1D・2A～2Bの6種類に分類した(第28表)。以下で詳細を述べる。

① 1A類

玉縁は凸面両側縁にケズリが施され、狭端に向かって内傾している。長さは3cm前後で、筒部から玉縁部へかけての屈曲は丸味を帯びる。

第140図1は硬質(須恵質)の焼成で濃灰色をしている。玉縁部は極端に短く3.8cm。段は玉縁基部の上のあり、高さ0.9cm。2は軟質の焼成で淡灰色をしている。玉縁部の長さ4.6cm、狭端幅8.8cm、筒部幅15.5cm、筒部弧深6.3cm。段は玉縁基部とほぼ同じ位置につき、高さ1.2cm。

② 1B類

玉縁は凸面両側縁にケズリが施され、狭端に向かって内傾している。長さは5cm前後で、筒部から玉縁部へはやや屈曲し、凹面側の玉縁部が膨らむ。狭端縁ケズリが施されたのがみられる。

第140図2は軟質で淡灰色をしている。玉縁部の長さ5.2cm、狭端幅8.1cm、筒部幅14.2cm、筒部弧深5.5cm。段は玉縁基部の上のあり、高さ1.5cm。3は硬質(須恵質)で灰色をしている。玉縁の基部は段とほぼ同じ位置につく。玉縁部の長さ5.2cm、狭端幅9.6cm、筒部幅14.9cm、筒部弧深5.4cm。段は玉縁基部とほぼ同じ位置にあり、高さ1.2cm。

③ 1C類

玉縁は凸部両側縁にケズリが施されている。玉縁部の長さは5 cm前後で、筒部から玉縁部にかけての屈曲は緩やかである。

第140図4は硬質で灰色をしている。玉縁部の長さ4.8 cm、狭端幅8.4 cm、筒部幅15.4 cm、筒部弧深5.4 cm。段は玉縁基部の上であり、高さ1.4 cm。

④ 1D類

玉縁の側縁にケズリはみられない。玉縁部と筒部の側面には一連のケズリが施されて一直線となる。玉縁部の長さは6.5 cm前後で、筒部から玉縁部にかけての屈曲は緩やかである。

第141図1は焼成があまり須恵質で白灰色をしている。玉縁の基部は段の下につく。玉縁部凸面は横ナゲ後に狭端縁に横ケズリ、玉縁部凹面は狭端縁に横ケズリ、両側縁に面取り状の縦ケズリが施されている。筒部凸面は滑らかな横ナゲを施した後に広端縁に横ケズリ、筒部凹面は布目圧痕で両側縁に縦ケズリの後、広端縁に幅広く丁寧な横ケズリが施されている。全長37.2 cm、玉縁部の長さ6.8 cm、狭端幅10.0 cm、筒部幅15.0 cm、筒部弧深6.3 cm、広端幅15.4 cm、段の高さ1.1 cm。

⑤ 2A類

玉縁の側縁にケズリはみられない。玉縁部と筒部の側面には一連のケズリが施されて一直線となる。玉縁部の長さは6 cm前後で、筒部から玉縁部にかけての屈曲は緩やかである。

第28表 有段式丸瓦の分類

分類	玉縁部の形状	玉縁の特徴	図
1A類		玉縁が短く、3 cm前後。 玉縁凸面側縁にケズリを施す。 玉縁側面は筒部から斜め上がる。 筒部から玉縁部の屈曲が大きい。	第140図1
1B類		玉縁の長さは5 cm前後。 玉縁凸面の側縁にケズリを施す。 玉縁部は筒部から斜め上がる。 玉縁部凹面側の玉縁部が膨らむ。 玉縁部凸面端縁にケズリを施すもの有り。	第140図2・3
1C類		玉縁の長さは5 cm前後。 玉縁凸面側縁にケズリを施す。 玉縁側面はケズリで斜め上がる。 筒部から玉縁部の屈曲は緩い。	第140図4
1D類		玉縁が長く、6 cm前後。 玉縁凸面側縁にケズリを施す。 玉縁側面は筒部から若干斜め上がる。 筒部から玉縁部の屈曲は緩い。 玉縁部凸面端縁にケズリを施すもの有り。	第141図1
2A類		玉縁が短く、3 cm前後。 玉縁凸面側縁にケズリを施す。 筒部と玉縁の側面に一気にケズリを施す。 筒部から玉縁部の屈曲は緩い。 玉縁部凸面端縁にケズリを施すもの有り。	第141図2
2B類		玉縁が短く、3 cm前後。 玉縁凸面側縁にケズリを施す。 筒部と玉縁の側面に一気にケズリを施す。 筒部から玉縁部の屈曲はやや大きい。	第141図3

第141図2は玉縁の基部は段の上につく。玉縁部凸面は横ナデ後に狭端縁に細かい横ケズリが施され、玉縁部凹面は布目圧痕で狭端縁と側縁にケズリが施されている。筒部凸面に縦ケズリが施されているので、軒丸瓦の丸瓦部である。凹面は布目圧痕で側縁にケズリが施されている。須恵質のあまり焼成、淡灰色をしている。玉縁部の長さ6.0cm、狭端幅11.6cm、筒部幅16.0cm、筒部弧深7.3cm。玉縁の基部は段と同じ位置にあり、高さ1.6cm。

⑥2B類

玉縁部と筒部の側面には一連のケズリが施されて一直線となる。玉縁部の長さは5cm前後で、筒部から玉縁部にかけての屈曲はやや大きい。

第141図3は玉縁の基部は段の下につく。玉縁部凸面は横ナデ後に狭端縁に2か所の横ケズリが施され、玉縁部凹面は布目圧痕で狭端縁、側縁に縦ケズリが施されている。筒部凸面は横ナデ、凹面は布目圧痕で側縁に縦ケズリが施されている。硬質（須恵質）、灰色をしている。玉縁部の長さ5.3cm、筒部幅13.0cm、筒部弧深5.3cm、段の高さ1.2cm。

2) 無段式丸瓦

軟質のものが狭端部隅敷で全体の約87%を占める。

成 形 円柱状の成形型に布をかぶせ、糸切りで板状にした粘土を巻き付けて叩きをおこなった後に横ナデを施し、半分に切って型から外して凹面の側縁と端縁に面取り状のケズリを施している。少数だが凹面狭端縁のケズリを省略したものがみられる。

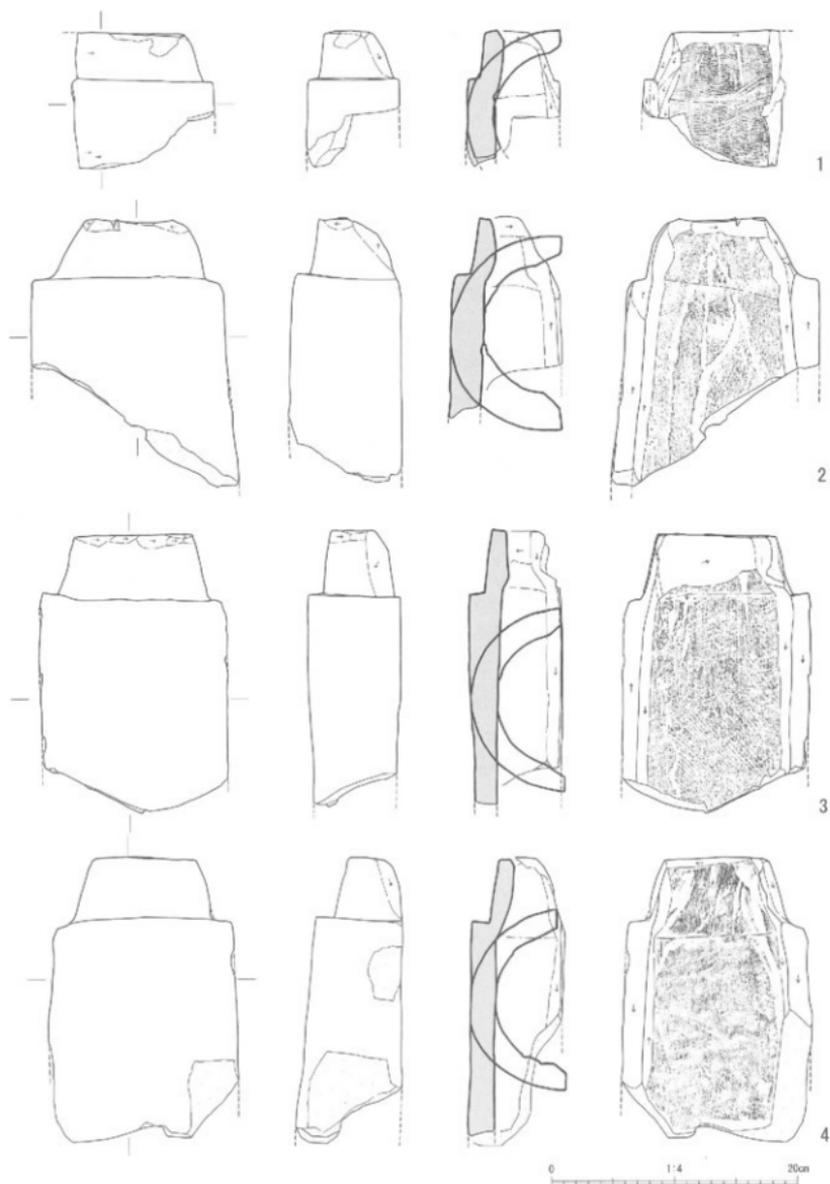
凸面に残る叩きは全て縄叩きで、格子叩きはみられない。

第142図1は硬質（須恵質）で青灰色を呈し、凸面は縄叩き後にナデが施されている。凹面は糸切痕と布目圧痕で、側縁と広狭端縁にはケズリが施されている。長さ34cm、狭端幅10.4cm、広端幅16.4cm、弧深5.0cm。2は焼成があまり白灰色を呈するもので、凸面には横ナデが施されているが、一部に縄叩きの痕跡が残る。凹面は糸切痕と布目圧痕で、側縁と広狭端縁はケズリが施されている。長さ32.0cm、広端幅15.6cm、狭端幅11.6cm、弧深5.4cm。第143図1は堅致な須恵質で濃灰色、凸面は横ナデ、凹面は布目圧痕で、側縁は縦ケズリ、広狭端縁には横ケズリが施されている。平均的なものに比べて器壁が薄く、径が小さい。俯瞰した形状は若干「く」の字状に歪んでいる。長さ39.2cm、狭端幅9.2cm、中央部での弧深4.9cm。

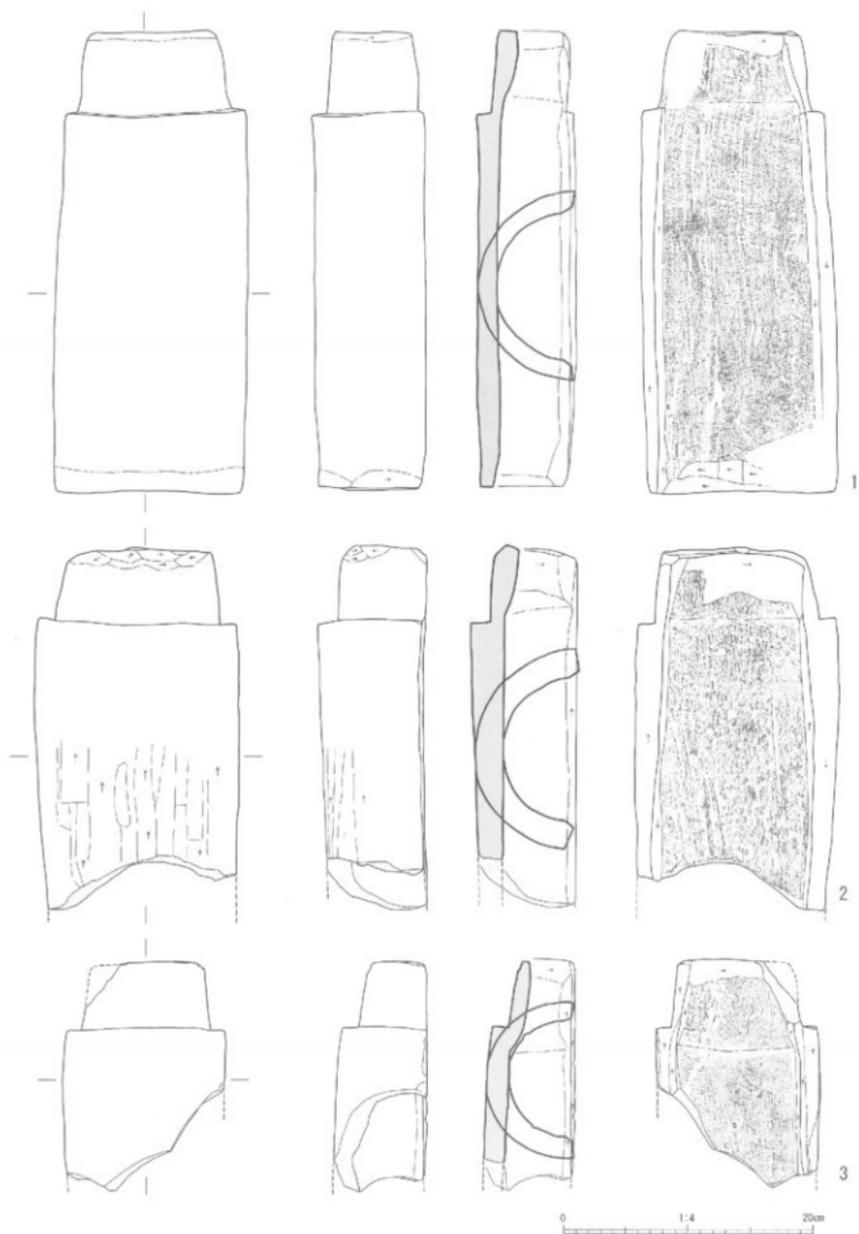
3) 隅落丸瓦

丸瓦の狭端隅が焼成前に切り落とされたもので、破片2点が出土している。

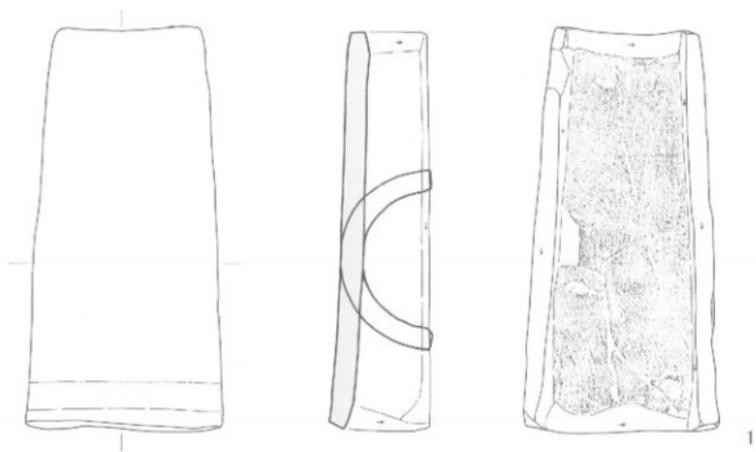
第143図2は無段式丸瓦で、凸面はわずかに縄目叩きの痕跡が残るナデで、凹面は布目圧痕、側縁は幅1cmの縦ケズリ、狭端縁は幅5mm弱のケズリが施されている。この丸瓦の左隅は幅2cm、長さ6cmの三角形に切り落とされている。切り落としの方向は狭端から広端方向である。軟質、表面は黒色で断面は灰白色をしている。3は無段式丸瓦で、凸面はナデ、凹面は布目圧痕、側縁と狭端縁はケズリが施されている。この丸瓦の右隅が幅約1.5cm、長さ6cmの三角形に切り落とされている。切り落としの方向は狭端から広端方向である。軟質、表面は灰色で断面は灰白色をしている。



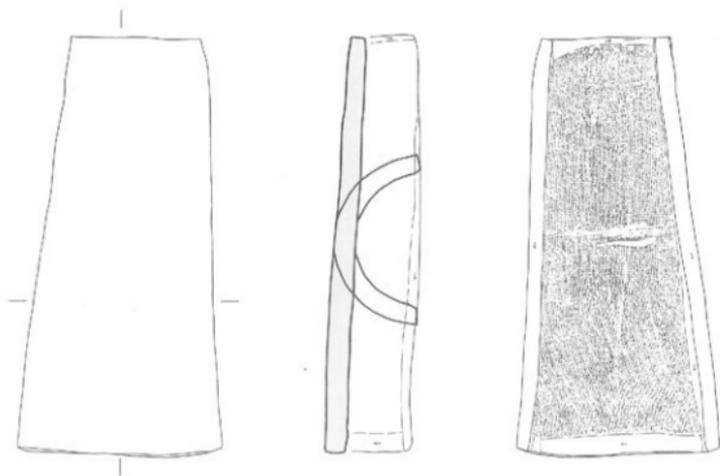
第140図 有段式丸瓦 (1)



第141図 有段式丸瓦 (2)



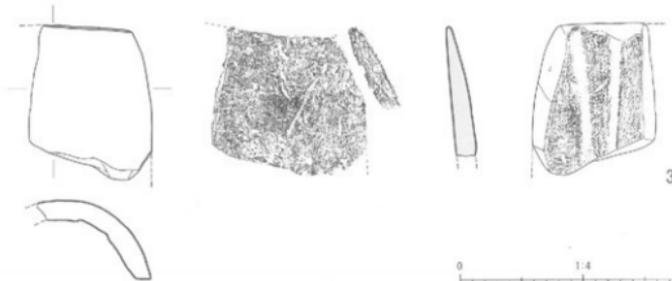
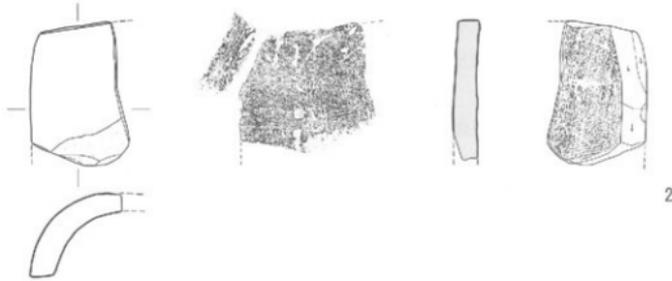
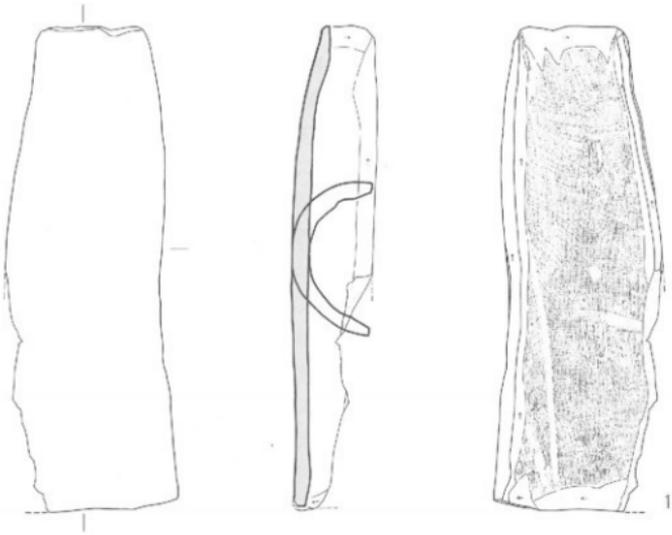
1



2



第 142 図 無段式丸瓦



0 1.4 20cm

第143図 無段式丸瓦と隅落瓦

3. 平瓦

平瓦は全て一枚作りである。一部の平瓦凹面に模骨状とも見える痕跡が認められるが(図版47-5)、確実に桶巻作りと判断する根拠に欠けるため現時点では今後課題を残しつつ一枚作りとする。

法量 第147図1に掲げたものは全長35.2cm、狹端幅25.2cm、広端幅30.4cm、厚さ2.4cm、弧深3.8cmである。各辺の長さが分かるものはすべてこれに準じた大きさで、平瓦の規格に変化はみられない。軟質のものについては若干厚いものが存在する。

成形 凸型台を使用した一枚作りで、凸面は叩き後無調整、凹面は糸切痕と布目圧痕で両側縁と広狹端縁に面取状のケズリが施している。硬質のものはほぼこの範疇に入るが、この成形以外に、凸面の側縁にケズリを施し凹面側縁をナゲ調整するもの、凹凸両面から側面を広角にカットして断面が「V」字状となるもの、凹面側縁や凹面両端縁にケズリが施されないものもみられる。

叩き板の種類 叩き板の文様は格子叩き、縄叩き、平行叩きの3種類があり(第29表、第144～146図)、この割合をみるために、3・4次調査で出土した平瓦を叩き板の文様別に分けて偶数の計数をおこなったところ、格子叩きが41%、縄叩きが32%、平行叩きが5%、風化などで不明なものが32%であった(第29表)。硬質と軟質の割合をみるといずれも軟質が多い。

格子叩きの中で文様の種類ごとに偶数を計数すると、格子1の割合が約30%と最も多く、次が格子5で約10%、次が5%前後を占める格子3、7、23、24、32、41で、その他はいずれも少数出土であった。この叩き組成は、3、4次調査で伽藍地から取り上げた瓦を対象としているので、出雲国分寺廃絶直前に葺かれていた平瓦の様相を示すと思われる。

①縄叩き 縄叩き板には細い縄から太い縄まで多様な縄が利用されており、叩きの方向は基本的に縦方向である。

第147図1の平瓦は、凸面が縄叩きで、凹面は糸切り痕と布目圧痕で、両側縁と広狹端縁はケズリである。両側面はと広狹端面はケズリで成形されている。焼成は須恵質で良好である。

②格子叩き 格子叩き板の文様の種類は第29表のとおりで、方形、長方形、直線、ジグザグ線のほか、太い線や細い線が組み合わせて構成されている。一応43種類に分類できたが、叩き板の部位によって文様が異なる可能性もあるので、最大43種類としておきたい。種類分けにあたっては出雲国府跡の「一枚作り平瓦の凸面成形による分類」³⁰⁾を参考にして、格子1～21は前著の分類を継承し、新たに確認した叩きに格子22～41の番号をあてた。なお、格子18は出雲国府跡だけで出土が確認されているもので、出雲国分寺跡では現時点は出土がみられないものである。

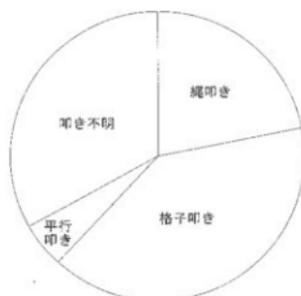
格子1、20、21、22、23、24、33、37は須恵質が存在することから創建期に使用され、そのほかは補修期に使用されたとと思われる。格子41、42、43は軒平瓦6型式の瓦当面だけに使用が確認されているものである。

格子叩きの中には出雲国分寺跡以外の遺跡から出土しているものが存在する(第30表)。出雲国府跡では格子1～21、山代郷南新造院跡では格子1・7・10・21・24・40、山代郷北新造院跡では格子4・5・8・12・15、小無田遺跡では格子24が出土している。このことは、出雲国分寺の造瓦組織が国分寺以外の施設へも瓦の供給をおこなっていたことを示している。

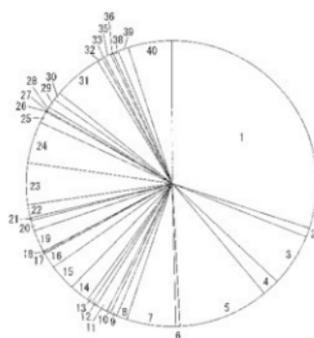
③その他 大きな平瓦が1点出土している(第147図2)。形状は長方形を呈し、広端と狭端の区別が分かり難い。凸面は平行叩き、凹面はナデ調整である。両面とも両側縁と広狭端縁の面取り状のケズリはみられない。両側面は縦ケズリである。凹面にナデが施されていること、厚みがあること、大きさの割に弧深が3.3cmと浅いことから道具瓦の可能性が高い。全長45.4cm、幅29.2cm、厚さ3.2cm。

第29表 叩き板の文様別の平瓦出土数(3・4次調査)

凸面	破片数		隅数		重量: kg	
	(硬)	(軟)	(硬)	(軟)	(硬)	(軟)
格子1	177	443	63	141	69	174
格子2	1	8	0	7	0.3	5.1
格子3	34	96	9	31	15	38.7
格子4	0	35	0	13	0	12
格子5	56	162	22	47	17	59
格子6	4	13	3	0	2.4	4.2
格子7	19	67	11	26	13.5	33
格子8	3	20	2	6	1.7	8.2
格子9	1	17	1	4	0.3	5.5
格子10	1	4	0	3	0.2	1.7
格子11	13	13	5	4	3.4	3.2
格子12	1	7	1	3	0.3	3.8
格子13	2	10	0	4	0.7	4
格子14	3	46	2	13	1.1	18
格子15	3	37	3	17	2.2	15
格子16	7	23	3	9	4.7	8.9
格子17	1	4	0	1	0.2	2.2
格子18	0	1	0	1	0	0.5
格子19	0	57	0	17	0	23.6
格子20	0	8	0	8	0	3
格子21	3	5	2	0	1.2	1.6
格子22	1	42	1	9	0.2	11
格子23	22	68	8	24	12	34
格子24	10	82	5	27	4.4	29
格子25	0	20	0	9	0	8
格子26	0	1	0	0	0	0.6
格子27	0	1	0	1	0	0.9
格子28	0	7	0	3	0	4.5
格子29	0	15	0	7	0	5.2
格子30	3	16	1	5	0.6	6.8
格子31	23	64	12	25	14	33.8
格子32	2	10	1	3	0.6	4.1
格子33	0	12	0	2	0	3.9
格子34	0	2	0	0	0	0.4
格子35	0	11	0	5	0	3.0
格子36	3	1	2	0	1.7	0.3
格子37	0	0	0	0	0	0
格子38	3	13	1	3	1.1	4.3
格子39	3	9	2	6	0.6	5.5
格子40	2	64	2	31	1.9	39
格子41	0	0	0	0	0	0
格子42	0	0	0	0	0	0
格子43	0	0	0	0	0	0
小計	401	1514	162	515	170.3	620.5
縄叩き	374	852	152	222	140.2	236.9
平行叩き	66	188	22	56	25	70
叩き不明	292	2409	98	467	79.2	618.8
総計	1333	4963	434	1260	414.7	1546.2



平瓦叩き組成(隅数)

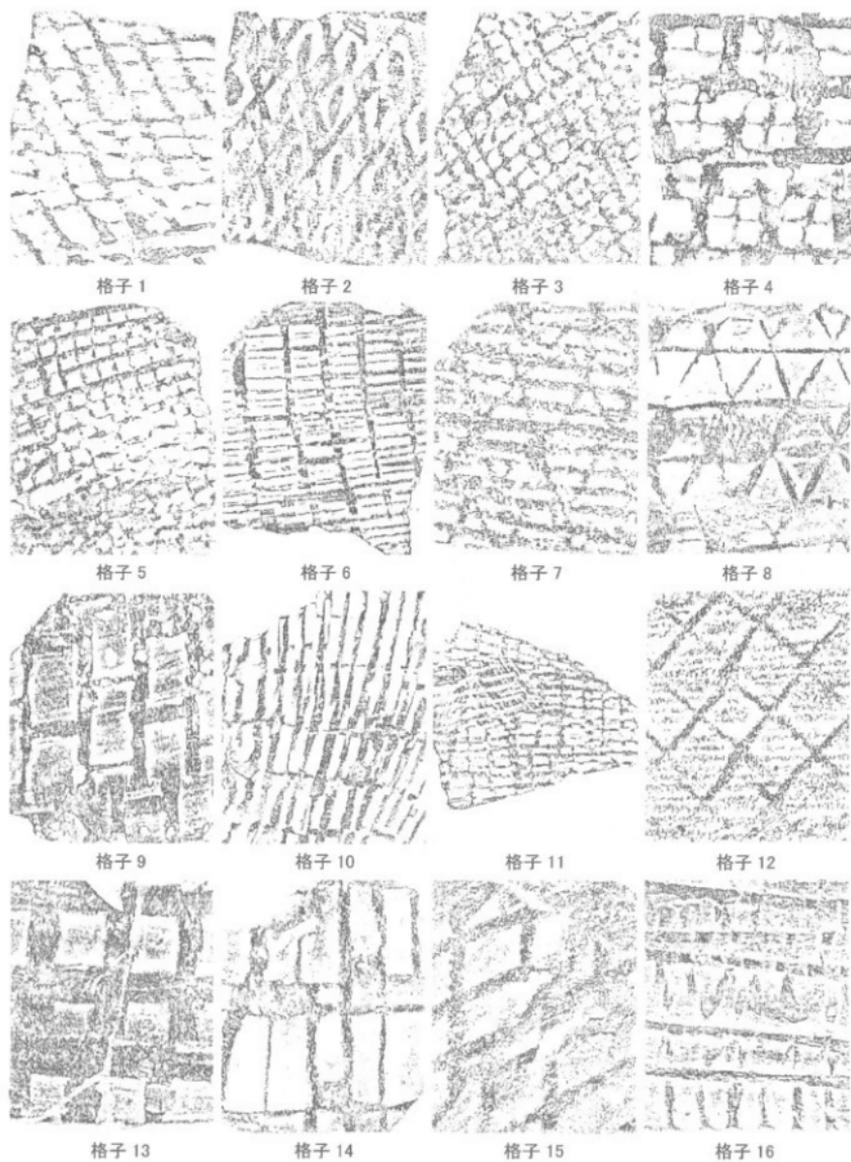


格子叩き組成(隅数)

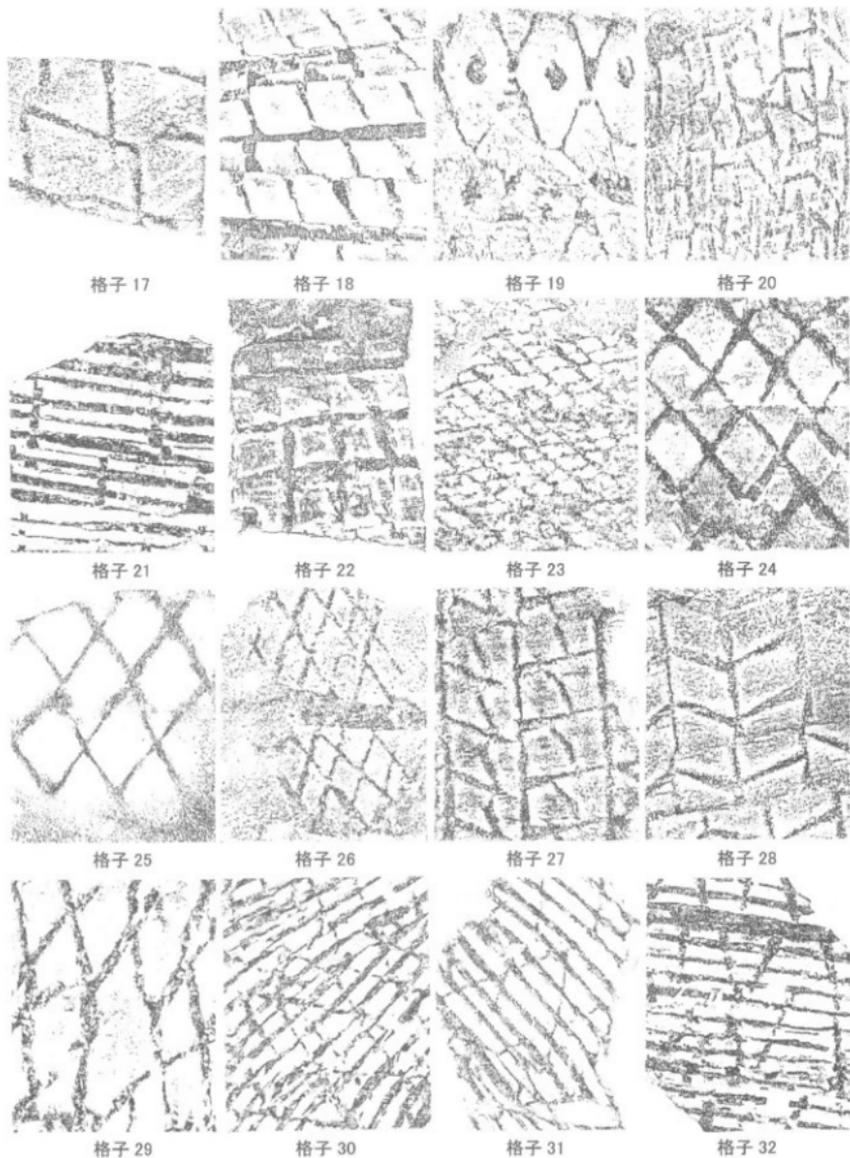
第30表 平瓦の凸面成形の種類

凸面	番号	形 態	色 調	施 成	電 磁 砂	備 考	出土地
凸面	1	斜格子。格子幅が広い。	灰～灰白	焼・軟質	×	須賀屋有	柳・丹・西
	2	斜格子で、内部が突出し、一辺2.5cm程度	灰	軟質	○	須賀屋有	柳・丹
	3	斜格子。一辺0.9～1.0cm程度	灰～灰白	硬質	×		柳・丹
	4	方形格子。一辺1.5cm程度	灰黄緑	軟質	△		柳・丹・北
	5	方形格子。一辺0.3cm程度のもの	灰	硬質	×		柳・丹・北
	6	方形格子。一辺1.5cm×縦辺0.2cm程度の縦長	灰	軟質	△		柳・丹
	7	横方向の平行線と斜格子の組み合わせ。平行線の間隔が広い	灰～灰黄緑	硬質	○		柳・丹・南
	8	横方向の平行線と斜格子の組み合わせ。平行線の間隔が広い	灰白～灰黄緑	硬質	△		柳・丹・北
	9	変形格子。「工」もしくは「川」形	灰白	軟質	×		柳・丹
	10	変形格子。横辺2.0cm×縦辺0.3cm程度の縦長	灰	硬質	×		柳・丹・南
	11	方形格子。横辺0.7cm×縦辺0.1cm程度の縦長	灰白	硬質	×		柳・丹
	12	斜格子。格子幅に縦方向の幅が広い平行線が入る	硬質	軟質	○		柳・丹・北
	13	方形格子。一辺2.5cm程度のもの。幅縁が1.5cm程度と広い	灰白～灰黄緑	軟質	△		柳・丹
	14	方形格子。横辺3～4cm×縦辺1～2cm程度の縦長	灰黄緑	軟質	△		柳・丹
	15	斜格子。一辺1.5～2.5cm程度	灰白	硬質	△		柳・丹・北
	16	方形格子。横辺2.3cm×縦辺0.5cm程度の縦長	灰白	軟質	△		柳・丹
	17	斜格子。横辺3.5cm×縦辺2.3cm程度	灰黄緑～灰	軟質	○		柳・丹
	18	斜格子。横辺2.3×縦辺1.5cm程度	灰	硬質	×	須賀屋有	柳
	19	斜格子。格子幅が突出し、一辺4cm程度	灰黄緑	軟質	○		柳・丹
	20	変形格子。平行線の間に斜線が入る	灰～灰白	硬質	△	いぶし瓦裏	柳・丹
	21	長方形格子。0.5×2.0～3.3cm程度、縦長い	灰白	軟質	○	須賀屋有	柳・丹・南
	22	方形格子。一辺1.9cm程度	灰	軟質	○	須賀屋有	柳
	23	方形格子。一辺0.7cm程度。縦縁上面に突縁を兼ねる	灰白	軟質	×	須賀屋有	柳
	24	斜格子。一辺2.2cm程度。縦縁上面に平縁	灰	硬質	△	須賀屋有	柳・南・小
	25	斜格子。一辺2.0cm程度	灰黄緑	硬質	×		柳
	26	斜格子。一辺1.2cm程度だが、縦格子で形が一定しない	灰黄緑	軟質	○		柳
	27	方形格子。一辺3.4cm程度。中に「ノ」の字状の凹入り	灰	軟質	○		柳
	28	斜格子。2.0×2.8cm程度。羽根状の凹縁	灰	硬質	○		柳
	29	斜格子。一辺2.6cm程度で縦に長い	白灰	軟質	△		柳
	30	横方向の長い平行線と斜格子の組み合わせ	灰～灰白	硬質	×		柳
	31	長い平行線と斜格子の組み合わせ。平行線の間隔が広い	灰白	硬質	△		柳
	32	横方向の平行線と縦に長い斜格子の組み合わせ。平行線の間隔が広い	灰	硬質	△	須賀屋有	柳
	33	横方向の平行線と正方形の組み合わせ	灰～黄	軟質	△		柳
	34	斜格子。一辺1.9cm程度	灰	軟質	△		柳
	35	斜格子。縦縁の幅が一定しない	黄緑	硬質	△		柳
	36	変形格子。一辺1.6cm程度の縦長で、横方向は羽状の突起	灰	硬質	○	須賀屋有	柳
	37	平行線と斜格子の組み合わせ	白灰白	硬質	△		柳
	38	方形格子。一辺2.0×1.4cm程度の縦長	白灰白	軟質	○		柳
	39	方形格子。一辺1.9cm程度	白灰	軟質	△		柳
	40	変形格子。一辺1.8cm程度。縦縁とジグザグ縁の格子	白灰～黄	軟質	○		柳・南
41	変形格子。平行線と「冂」の組み合わせ	灰～灰白	硬質	△	須賀屋有	柳	
42	変形格子。縦縁と縦縁の組み合わせ	黄緑黄	硬質	△	須賀屋有	柳	
43	方形格子。格子の中に横長の凹が入る	白灰	軟質	△	須賀屋有	柳	
44	横白に大・短ふら。タタキも短・長あり	灰～黄	硬・軟質	×	須賀屋有	柳・丹・南・小	
多面平行線		灰	硬質	△	須賀屋有	柳・丹	
その他	タタキ・タタ	灰～白灰	硬・軟質	×	須賀屋有	柳	

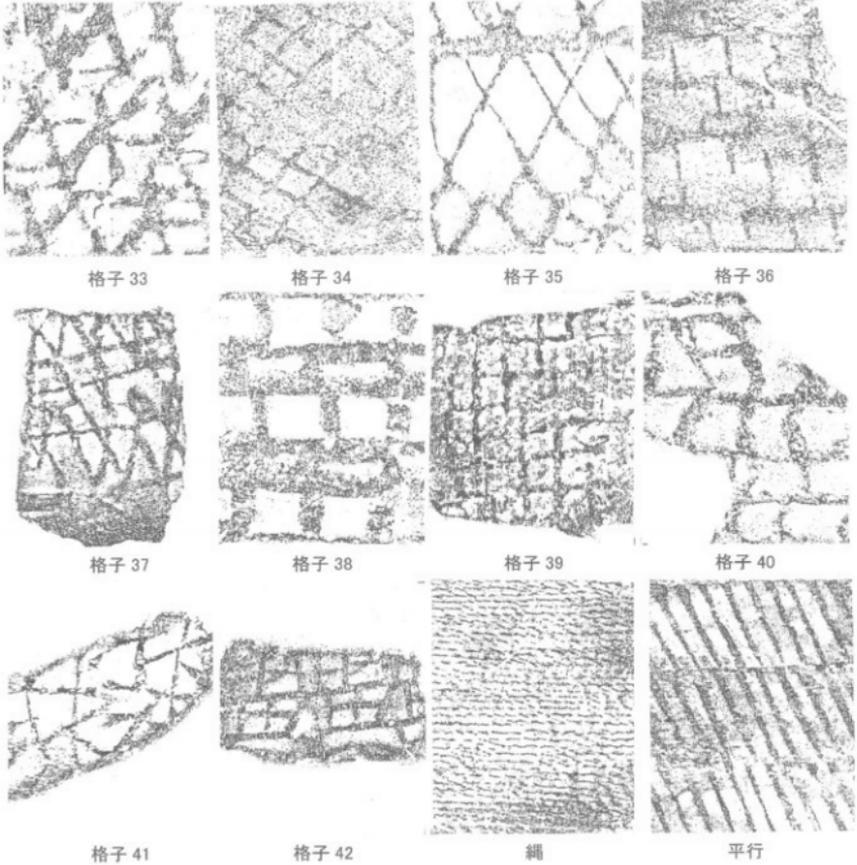
※出土地順の 柳は関分寺(僧寺)、丹は出雲国丹波、南は山代郡南新造院跡、北は山代郡北新造院跡、小は小黒田遺跡



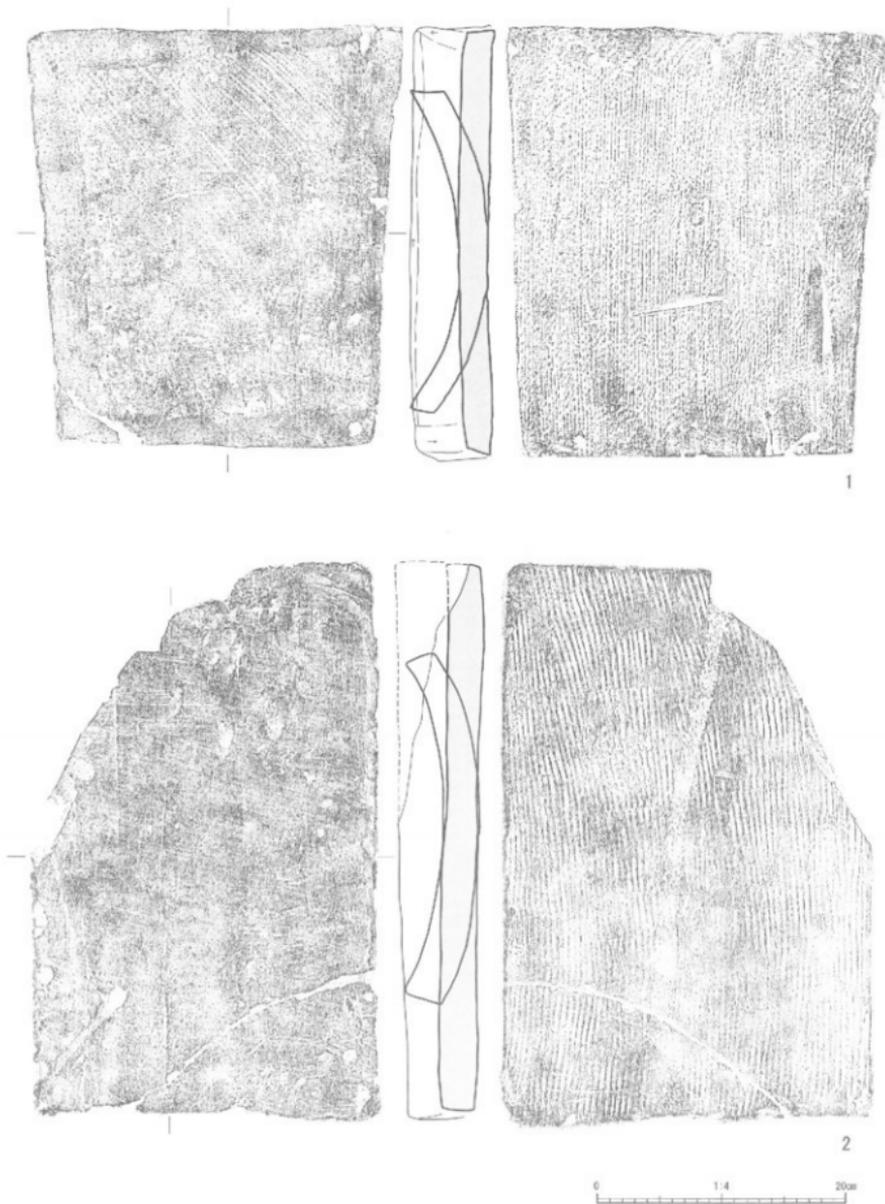
第144図 叩き文様の種類1 (S = 1 : 2)



第145図 叩き文様の種類2 (S=1:2)



第146図 叩き文様の種類3 (S = 1 : 2)



第147図 平瓦と大きな平瓦

4. 道具瓦

道具瓦には、熨斗瓦、隅切瓦、面戸瓦、鬼瓦、鳥会、釘孔のある瓦、幅の狭い瓦がある。

1) 熨斗瓦

切熨斗瓦と半切熨斗瓦、割熨斗瓦がある。3・4・13～16次調査で出土した切熨斗瓦と半切熨斗瓦の統計をとった結果は第31表のとおりで、単純に隅数を比較すると半切熨斗瓦が多く、約80%を占める。なお、割熨斗瓦については抽出が困難であるため、集計表からは外している。

第31表 熨斗瓦集計表(3・4・13～16次調査)

切熨斗瓦						半切熨斗瓦					
硬質			軟質			硬質			軟質		
隅数	破片数	重量(kg)	隅数	破片数	重量(kg)	隅数	破片数	重量(kg)	隅数	破片数	重量(kg)
4	3	1.7	2	3	1.2	11	23	10.3	12	31	15.7

①切熨斗瓦 6点出土している。平瓦を素材として、焼成前に中央を縦方向に2分割して製作している。第148図1は広端側の半分強が残るもので、講堂北辺で出土した。焼成は硬質(須恵質)、灰色をしている。平瓦を半分に載った後、凹面の両側縁にケズリ、広端縁にもケズリを施している。凸面は格子叩き8である。幅13.5cm、弧深0.9cm。

②半切熨斗瓦 54点出土している。平瓦を製作した後、焼成前にヘラで凹面中央に左右を2分する深さ0.5cm程度の分割界線を入れ、焼成後に2分割して製作している。

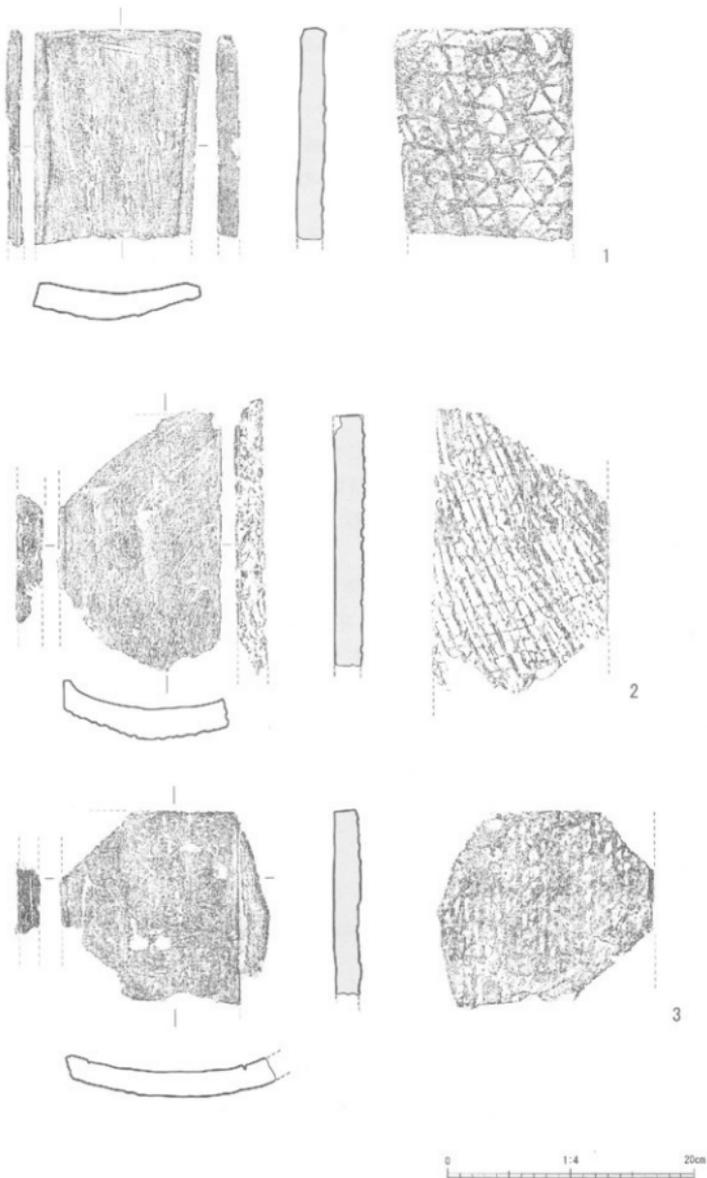
第148図2は約半分が残るもので、僧房の北西(T13)で出土した。焼成は硬質(須恵質)、濃灰色をしている。凹面は布目圧痕、凸面は格子叩き30である。左側面はケズリ、右側面は深さ0.5cmの分割界線と割り痕である。幅13.6cm、弧深1.1cm。3は広端側半分弱が残るもので、僧房付近から出土した。凸面には離れ砂が使用され、焼成は硬質(須恵質)、灰色をしている。凹面は布目圧痕で右側縁は縦ケズリが施されているが、端縁のケズリは省略されている。凸面は格子タタキ7である。深さ0.5cmの分割界線を入れているが、分割界線に沿って割ることに失敗している。左端と分割界線の幅は14.4cm、弧深1.0cm。

③割熨斗瓦 2点を確認した(第80図5ほか)。破片になると平瓦の破片と区別がつかないため、もっと多量に使用されていたと思われる。平瓦を焼成後、縦に2分割して割ったもので、焼成前の加工は施されていない。

2) 隅切平瓦

平瓦広端部の片方の隅を焼成前に切り落としたもので、完形品3点と破片多数が出土している。

第149図1は完形品で、南門の東方約20mで出土した。焼成は硬質(須恵質)、灰色をしている。凹面は布目圧痕、凸面は格子タタキ1である。左隅を幅約17.2cm(広端部の約3分の2)、長さ18.8cm(全長の2分の1強)切り落とし、切断後は無調整である。狭端幅26.0cm、全長34.0cm。



第148圖 鬩斗瓦

2も完形品で、僧坊西側の瓦溜から出土した。焼成は硬質（須恵質）で焼き歪む。灰色をしている。凹面は布目圧痕、凸面は格子タタキ7である。左隅が幅約12.4cm（広端部の2分の1弱）、長さ約9.2cm（全長の4分の1弱）切り落とし、切断後は無調整である。狭端幅26.7cm、全長35.0cm。

3) 面戸瓦

面戸瓦には鏝面戸、蟹面戸、大型面戸の3種類がある。いずれも焼成前に加工された切面戸瓦で、割面戸瓦は抽出できなかった。

①鏝面戸瓦 丸瓦の側面を平瓦上弦の弧に合わせて切ったもので、2点出土している。

第150図1は左側の小片で、焼成は硬質、灰色をしている。凹面は布目圧痕で面取り状のケズリは無く、凸面は丁寧なナデで端縁に沿っては若干膨らむ。左端の上から4cmで、斜め下に向けて直線的な断面がみられる。2は右側の破片で、焼成は硬質、灰色をしている。凹面は布目圧痕で側縁と端縁に面取り状のケズリ、凸面はナデで端縁に沿っては若干膨らむ。右端の上から5.5cm下で斜め下に向けて直線的な断面がみられる。

②蟹面戸瓦 丸瓦中央部を横半分に切って作られたもので、8点出土している。

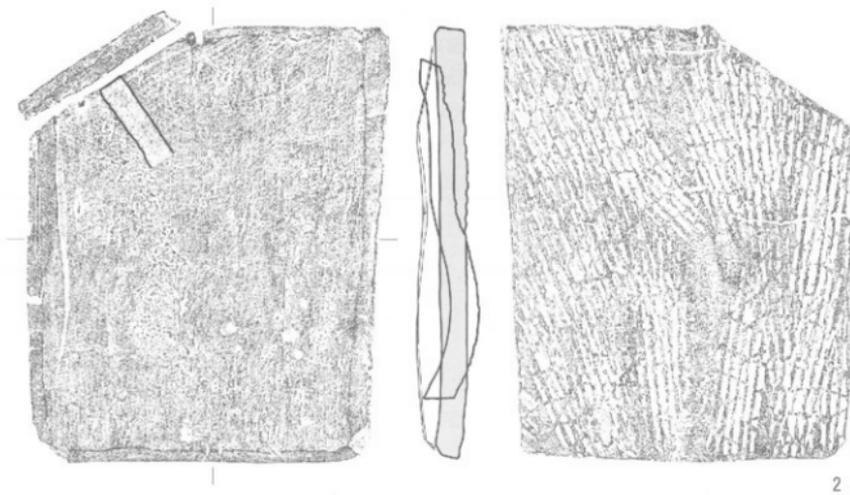
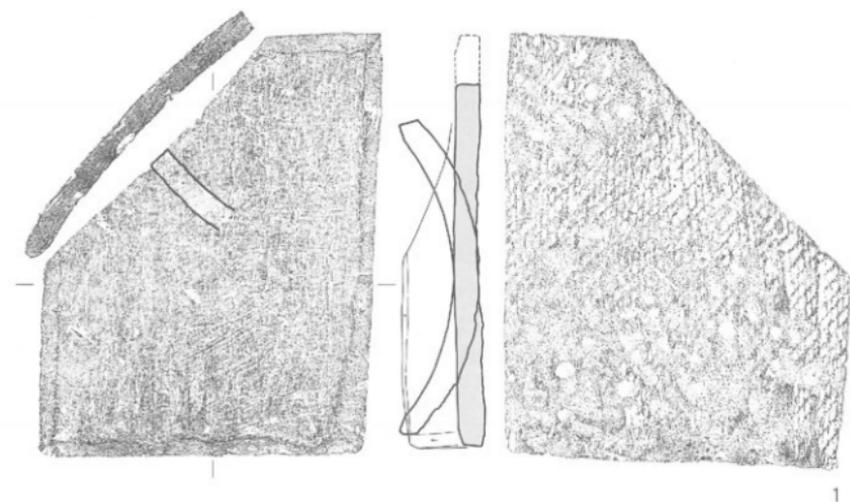
第150図3は完形品で、焼成は軟質、灰白色をしている。無段式丸瓦の広端側半分を利用したと思われるが、凹面の両端縁に面取り状のケズリは見られない。全長14.1cm、幅11.5～12.7cm、弧深4.0cm。4も完形品で、南門の北方約8mで出土した。焼成は軟質、灰白色をしている。広端側半分で、凹面の両端縁に面取り状のケズリは無く、凸面側狭端縁に横ケズリを施している。全長17.0cm、幅15.7～16.7cm、弧深5.7cm。5は約半分に欠損したもので、焼成は軟質、灰白色をしている。有段式丸瓦の狭端側で、広端側の断面に横ケズリを施している。凸面端部に打ち欠いた痕がみられる。全長16.0cm。6は半分強を欠損したもので、焼成は硬質（須恵質）、灰色をしている。有段式丸瓦の狭端側で、凹面は玉縁の膨らみに横ケズリを施している。全長16.1cm。

③大型面戸瓦 丸瓦の内端縁が弧状に整形されたもので、完形品1点と破片2点、合計3点が出土している。第150図7は丸瓦の両端縁が弧状に成形された完形品で、焼成は硬質（堅緻な須恵質）、濃灰色をしている。僧房の北東8mの地点から出土した。凹面は布目圧痕で、側縁と端縁には幅広いケズリを施して断面は「レ」の字状に薄く仕上げている。凸面は丁寧なナデである。全体的に丁寧な作りであり、焼成が非常に良い須恵質であることから創建期に製作されたと思われる。全長27.0cm、幅16.0cm、弧深5.0cm。

4) 鬼瓦

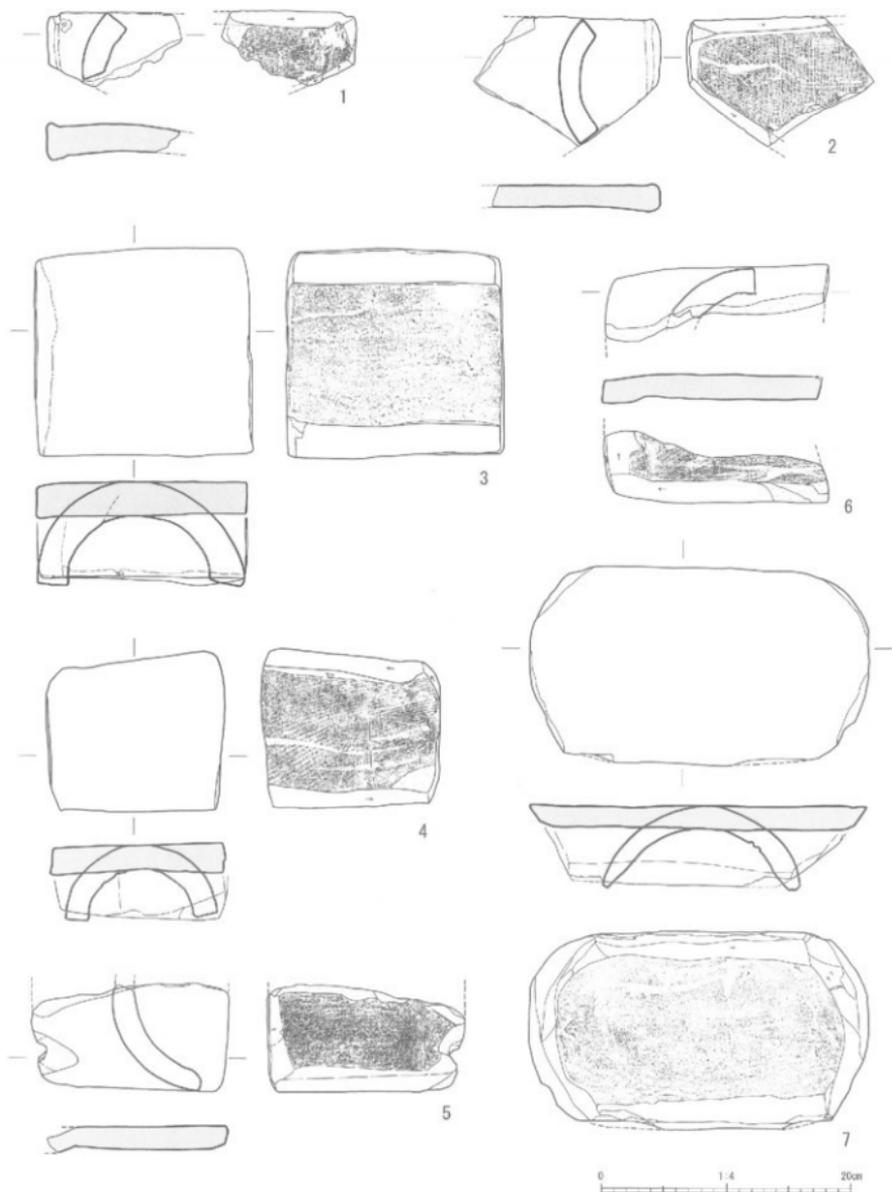
2点出土している。第152図1は正面右上の破片で全体の4分の1弱が残存する。詳細な出土地は不明である。堅緻な須恵質で灰色をしているが、残存状況はきわめて悪く、凸部はほとんど剥落し、擦痕などで傷みが著しい。粘土を削り出した痕跡がないので、范を用いて製作されたものである。

正面の文様は珠文帯に囲まれた鬼面で、中央上部に宝珠が丸珠を帯びた凸面で表現され、両脇には唐草の木の葉状文様が凸面で表現されている。宝珠の下には半球状の突起があり、その両脇には幅広



0 1:4 20cm

第149図 隅切瓦



第150図 面戸瓦

い凹線とそれに囲まれた幅の狭い凸線で表現された眉があり、その下にもう1本眉と平行した凹線を挟んで半球状に表現された目が配置されている。側面の調整は正面側4分の3が横ケズリで、裏面側4分の1がナデ、裏面は押さえやナデで周縁部に沿ってはケズリを施している。厚さは珠文帯外側の凸部で5.0 cm、珠文帯凹面で4.5 cm、中心の半球周囲の凹線部分で5.0 cmである。第151図は、中竹矢遺跡から出土した同范鬼瓦を合成して反転復元した図である（輪郭線、鼻、口は想像）。2は小破片で、堅致な須恵質、灰色をしている。目と思われる半球状突起の一部とそれを取りまく凹線や凸線の一部が残る。表現方法や胎土、焼成は1と近似している。凹線部で厚さ5.0 cm。

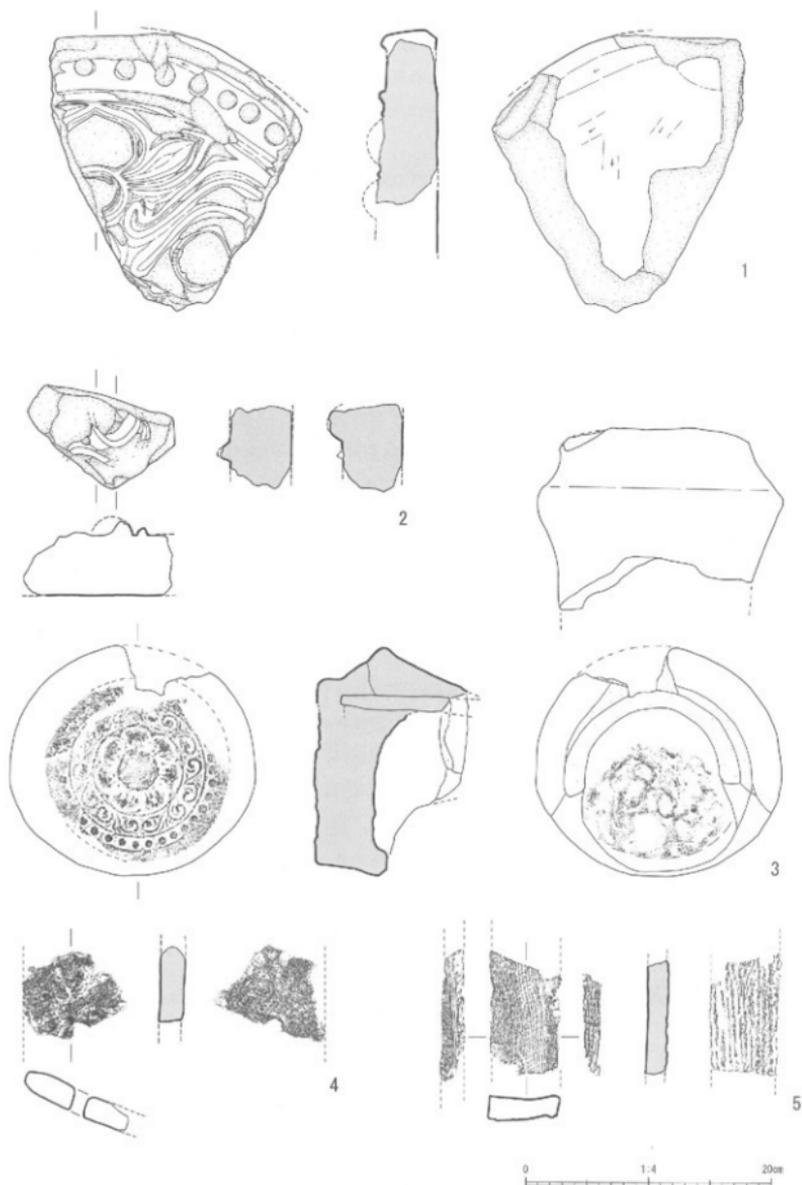
5) 鳥舎

鳥舎の先端部と思われる破片が1点出土している。

第152図3は、軒丸瓦の瓦当から丸瓦部凸面にかけて断面山なりに粘土をたして緩やかに径を広げたもので、正面から見ると瓦当文様の後ろろがひとまわり大きい円形となっている。主として瓦当面上と左右を大きく広げ、下方も若干広げられている。瓦当径は15.2 cmで、丸瓦方向へ6 cmのところまで最大径20 cmとなり、基部に向けては緩やかにすぼんでいる。なお、丸瓦部接合部の凹凸面には平行した長い刻目が施されている。風化が著しく調整はほとんど不明であるが、瓦当裏面にあたる部分は指押さえである。瓦当は軒丸瓦1B型式、焼成は軟質、白橙褐色をしている。1次調査で南門跡から出土したと伝えられるものである。



第151図 鬼瓦復元図



第152図 鬼瓦・鳥衾・釘孔がある瓦・幅が狭い瓦

6) 釘孔がある瓦

1点出土している。第152図4は平瓦で、凹面は風化、凸面は平行タタキである。釘孔は端から4.6cm内側に穿たれているが、破片が小さいため瓦全体のどこに位置するのか不明である。釘孔の直径は1.0cmである。軟質で表面は淡黒色、断面は灰白色をしている。金堂の東方28mで出土した。

7) 幅が狭い瓦

1点出土している。第152図5は平瓦を焼成前に縦方向1/4幅に切ったもの（炭斗瓦の半分）で、凹面は糸切痕と布目匠痕、凸面は縄目タタキ、内側面はケズリである。焼成は硬質、灰色を呈する。僧房の北西20m (T13) で出土した。全長は欠損のため不明、幅5.6cm、厚さ1.6cm。

8) 文字瓦

丸瓦の凸面にヘラ書き文字が残されたものが4点、平瓦にヘラ書き文字が残されたものが1点出土している。

第153図1は無段式丸瓦の凸面に「牛」とヘラ書きされており、南門の東約80m (T30) で出土した。2は丸瓦凸面に「虫」とヘラ書きされているが、下方を欠損している。講堂の北から出土した。3は丸瓦凸面に「勝」と書かれていたと思われるが、偏を欠損して傍の一部だけが残る。僧房北西20mのT13から出土した。4は丸瓦凸面に流れのある線が見られるが、上部大半を欠損するため判読不明である。記号の可能性もある。僧房北西のT13から出土した。1～4はいずれも軟質で、1が無段式丸瓦であることから2～4も無段式丸瓦の可能性が高い。

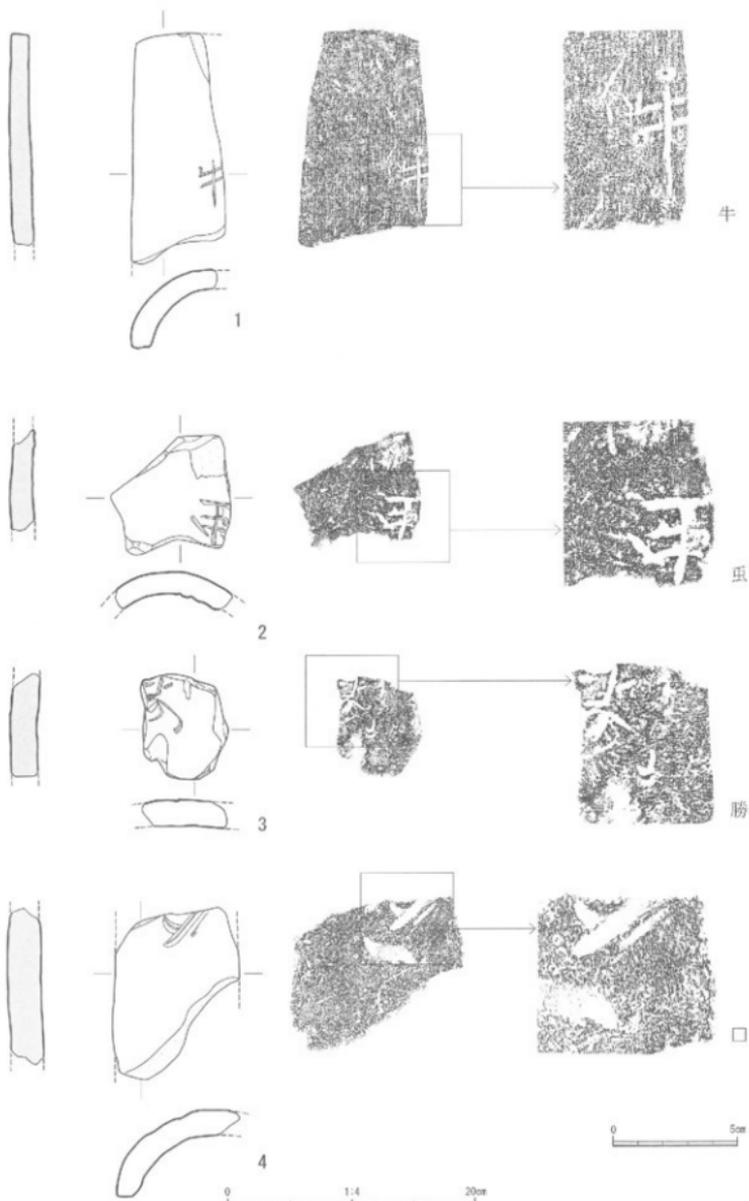
なお、「牛」とヘラ描きのある丸瓦は国府、国分尼寺から各1点、「虫」とヘラ描きのある丸瓦は中竹矢遺跡から1点出土しており、「勝」とヘラ描きされた平瓦が国分尼寺から1点出土している。

第154図1は平瓦の側面に文字がヘラ書きされている。広端縁のすぐ下から11.2cmまでの間に「人麻 人万 人^(下)口」とある。最初の「人麻」は先端が尖ったヘラでシャープに深く書かれているが、少し間をおいた「人万」は先端が丸味を帯びた柔らかい繊維質のもので書かれており、文字の線が太いわりに浅く、繊維状の細かい筋が入っている。さらに間をおいた「人^(下)口」はやや先が尖ったもので書かれているが、一番上の「人麻」を書いたヘラとは明らかに異なるもので書かれている。「人麻」と「人^(下)口」を見比べると「人」の字体が同じであることから、同一人物によって書かれたものである。瓦自体は凹面に摺骨状痕跡があり、凸面は離れ砂のため格子タタキが明瞭ではない。焼成が良く須恵質で濃灰色をしていることから、創建時に作られた瓦の可能性が高い。

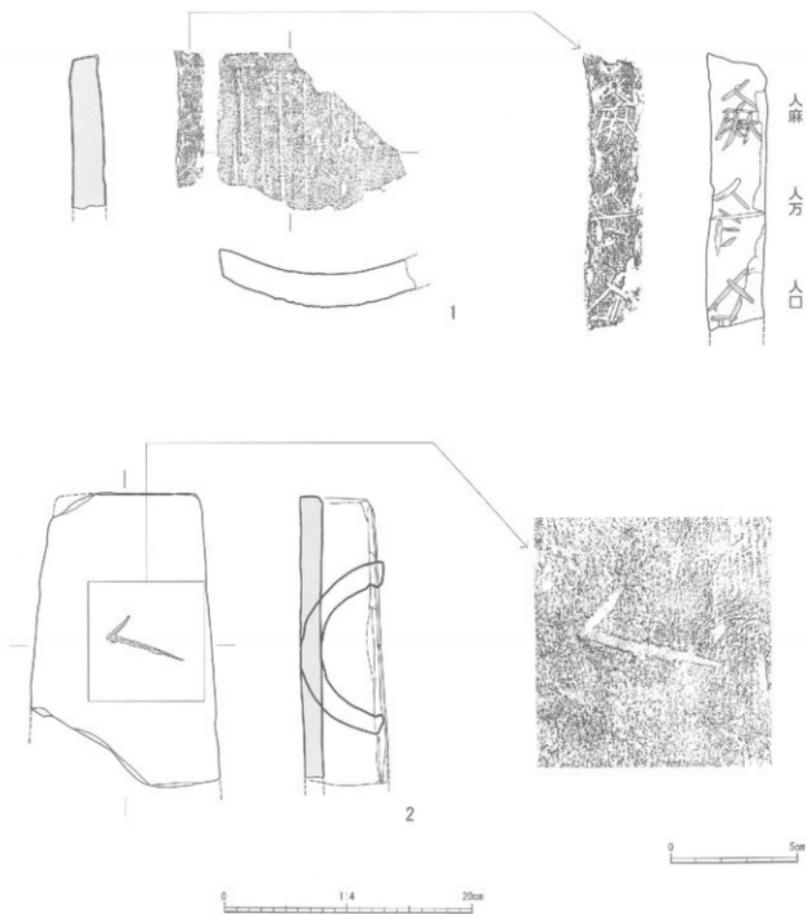
9) ヘラ記号のある瓦

1点出土している。

第154図2は無段式丸瓦の凸面やや上方に、ヘラ記号「✓」が刻まれている。



第153図 文字瓦



第154図 文字瓦・へら記号がある瓦

5. 埴

完形品2点と多くの破片が出土している。全形をとどめるものが少ないため、一边でも数値がわかるものを抽出し、まず辺の長さから1～4類の4種類に分類した。1類の中には堅緻な須恵質の一群があり、出雲国分寺跡の場合は創建期の軒瓦に限って須恵質がみられることから、1類を堅緻な須恵質か否かでさらに2種類に細分して1A、1B類とした。以上により、埴は第31表のとおり5種類に分類した。

第156図1～5は1A類で、堅緻な須恵質である。すべて長辺と短辺は不明だが、厚さは7.8～8.5cmにおさまる。1は厚さ8.1cm。上面はケズリで、側面はナデで一部にかすかな板目が残る。2は厚さ8.4cm。上面、側面ともケズリである。3は厚さ8.1cm。上面はナデ、側面は板目とナデである。4は厚さ7.8cm。上面はナデ、側面は板目が残る。中門推定地(T36)の東側から出土した。5は厚さ7.6cm。上面の調整は不明、側面は板目が残る。金堂の東調査区から出土した。製作方法は、1・3～5については側面に板目がみられることから箱作りされたものである。第156図1は1B類の基準資料である。

焼成は硬質、淡灰色で、長辺35.0cm、短辺23.0cm、厚さ8.0cm、重さ12.0kgをはかる。上面はケズリで下面はナデ、側面は一部ナデで板目が残るので箱作りされたものである。表面を観察すると、上面には長辺方向に幅6.8cmの白い変色帯、下面では短辺方向に幅8.4cmの白い変色帯がみられ、上、下面の変色帯の幅は埴の厚さと一致することから、窯詰時にこの埴の上下面に別の埴が立てて置かれて焼成されたことがわかった。なお、白色帯の長さや向きから、長辺側の側面が接しており、上面と下面では置かれた埴の方向が180度異なっていたことがわかった。僧房の北西20m(T13)から出土した。2も1B類である。焼成はやや軟質、淡灰色で、長辺不明、短辺23.5cm、厚さ8.5cmである。風化のため調整は明瞭ではないが、上面と側面にケズリの痕跡が残る。1と同様に上面では短辺方向に幅8.5cmの白い変色帯がみられ、側面の一部にも白い変色部がみられるので、1と同様な窯詰めがおこなわれていたと思われる。僧坊北西の瓦溜から出土した。

長辺と重さは不明。埴2類である。

第157図1は2類の基準資料である。

焼成は軟質、白色で、長辺30.0cm、短辺21.0cm、厚さ9.5cm、重さ11.0kgをはかる。上面がケズリとナデで下面はナデ、側面はナデと思われる。講堂の北から出土した。

第157図2は3類の基準資料である。

焼成は軟質、白色で、長辺23.0cm、短辺18.0cm、厚さと重さは不明である。上面に顕著な糸切痕がみられるので箱作りされたものである。裏面は欠損、側面は風化のため板目等は観察できない。

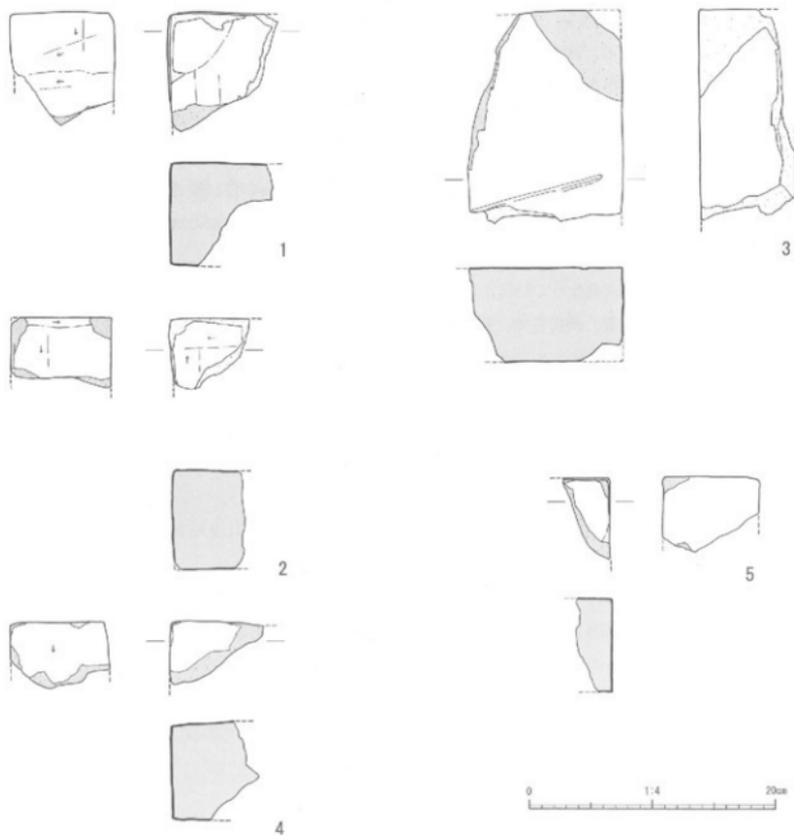
第157図3は4類の基準資料である。

焼成が軟質、白色で、長辺と短辺不明、厚さ5.5cmをはかる。風化のため調整は全面不明である。

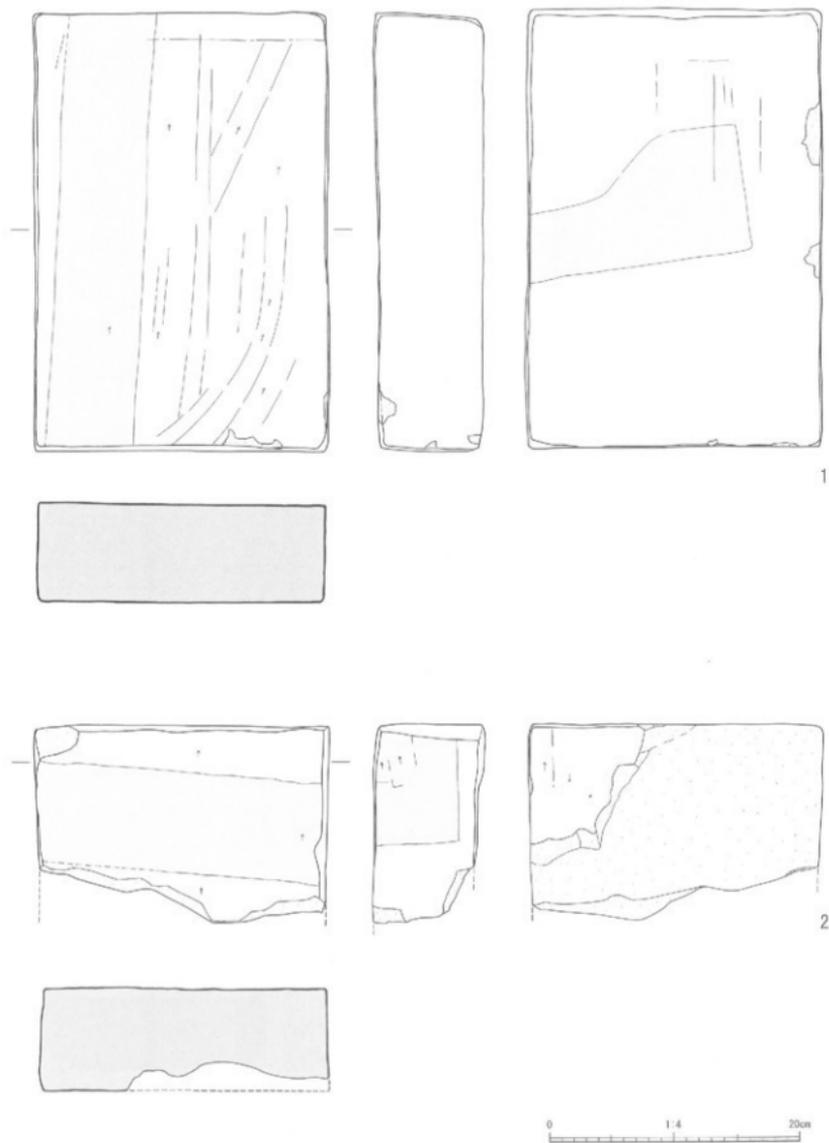
第32表 埴分類表

分類	長辺 (cm)	短辺 (cm)	厚さ (cm)	須志質	図面
1A類	—	—	8.0	○	第155図1～5
1B類	35.0	23.0	8.0	×	第156図1・2
2類	30.0	21.0	9.5	×	第157図1
3類	23.0	18.0	—	×	第157図2
4類	—	—	5.5	×	第157図3

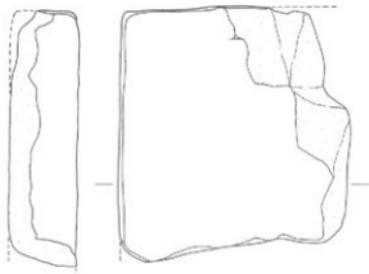
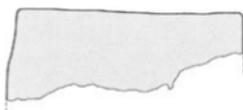
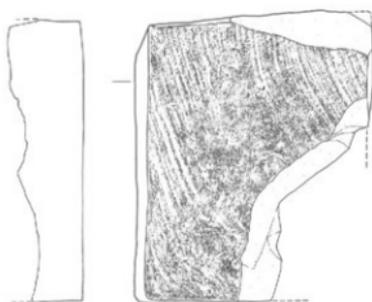
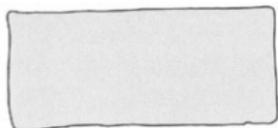
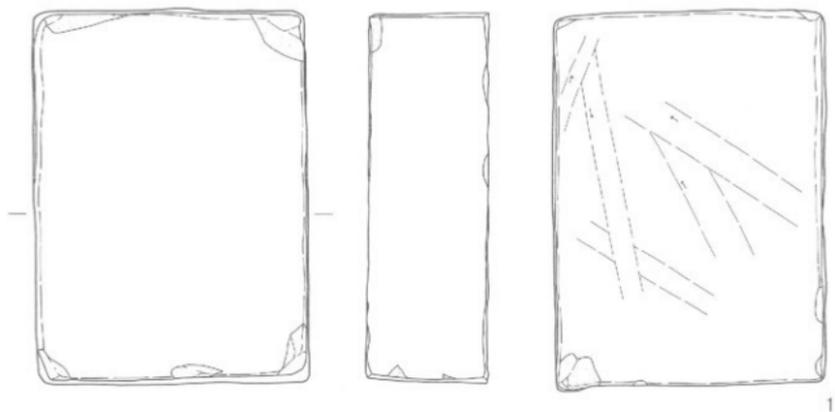
(辺の数値は平均値を表す)



第155図 埴 (1)



第156図 埴(2)



第157図 埴 (3)

B. 土器類

出雲国分寺跡は1・2次調査で主要建物跡の大半が発掘調査されている。しかし、当時は出土した遺物をすべて取り上げる時代ではなかったため、現在に伝わっている遺物は非常に少ない。また、残された遺物も調査地点との照合が困難なものが多数を占めている。2次調査からはおおまかな出土地点を記した遺物の取り上げがおこなわれ、3次調査からはグリッドを組んでグリッドごとに出土層、日付を記した取り上げが開始されたが、主要建物跡付近における土器類の出土量は少なく、小片が中心で良好な資料に乏しい。

しかし、出雲国分寺の創建、廃絶時期を語るには土器類の提示は不可欠である。そこで、これまでの調査で出土した土器を可能な限り図面化し、まずは主要建物跡ごとに掲載する。

次に5～14次調査で出土した土器類の再評価をおこない、寺院関連遺物の性格が強い土器類を提示し、3・4次調査で出土した未公表の土器を掲載したいと思う。

1. 主要建物跡から出土した土器類

主要建物の特徴や継続時期について考察することを目的として、各主要建物跡とその周辺調査区から出土した土器類をみていく。図面化できた土器類は掲載したものがすべてであり、非常に少ない現状であるが、ここで今一度振り返っておく。特に、1～4次調査で出土した土器類は今回が初めての掲載となるので、少し詳細を述べておく。

なお、遺物は各調査別に掲載し、各調査における調査範囲については第159図のとおりである。

1) 金堂跡及び周辺出土土器（第158図）

2次調査 1は須恵器の高台付皿である。焼成は良好、濃灰色をしている。底径9.5cm、第4型式。

4次調査 2～17が須恵器、18が土師器である。

2・3は輪状つまみの坏蓋で、焼成は良好、灰色をしている。第2型式。4～6は宝珠状つまみが付く蓋で、焼成は良好、灰色をしている。4

は口径14.1cm、5は口径不明、第4型式。6は

皿蓋で口径19cm。7は高台付坏で、焼成が良く、濃灰色をしている。底径7.1cmで、第2型式。8

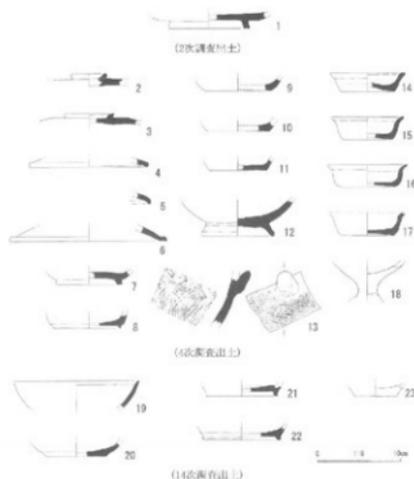
も高台付坏で、焼成が良く灰色をしている。底径8.0cmで、第4型式。9と10は須恵器の坏で

器壁が丸味を帯びて立ち上がるもの。焼成は良好、灰色をしている。9は底径7.9cm、10は底

径7.1cm。11は須恵器の坏で、焼成はやや軟、灰色をしている。器壁が直線的に立ち上がり、

底径6.8cm、第4型式。12は須恵器の壺底部で、

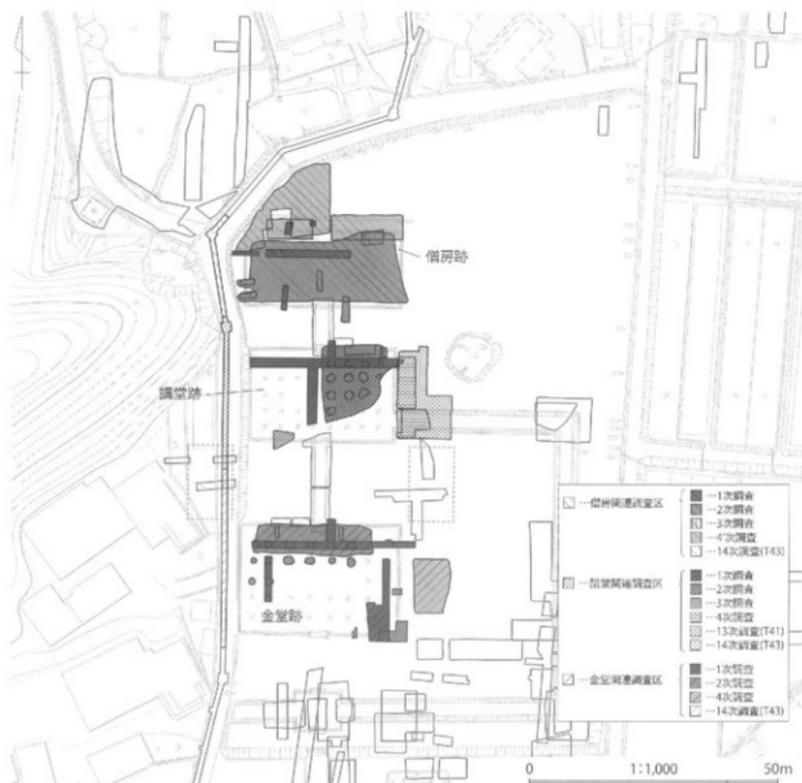
底部から胴にかけて丸味を帯びて広がる。焼成



第158図 金堂跡とその周辺出土土器

は良好、灰色をしている。底径8.3cm、第4型式か。13は鉢のつまみ部分。焼成は良好、灰色をしている。外面は平行タタキ、内面は同心円文の当具痕。14～17は須恵器の燈明皿形土器で、すべて焼成は良好、灰色をしている。14は口径9.0cm、底径6.4cm、器高2.3cm、15は口径8.4cm、底径5.8cm、器高2.8cm、16は口径9.4cm、底径6.4cm、器高2.8cm、17は口径約12.3cm、底径6.4cm、器高2.8cm。18は柱状高台の皿で、焼成は軟、淡褐色をしている。皿がやや丸味を帯びるもので、第9～10型式。

14次調査 本書第5章第7節の再掲載なので詳細は省略する。18～21は須恵器で第2～5型式。



第159図 主要建物跡と土器類出土調査区

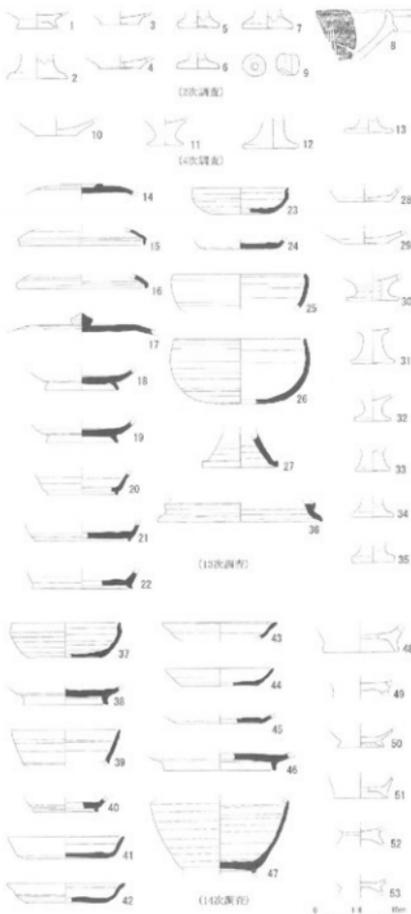
2) 講堂跡とその周辺出土土器 (第160図)

2次調査 1～7は土師器である。いずれも焼成は軟、淡褐色～白褐色をしている。1は高台付皿で、高台が低く、底径が小さい。底径5.0cm、第6型式。2は柱状高台付杯の高台部で、底径7.2cm。3、4は無高台皿で、底径が小さい。3は底径4.5cm、4は底径5.0cm、第9型式。5～7は柱状高台付皿の高台部で第9～10型式。5は底径5.0cm、6は底径5.0cm、7は底径6.0cm。10は備前焼の楕鉢で、焼成は良好、濃褐色をしている。内面に摺り目の一部が残っている。11は土玉である。土師質で、焼成は不良、橙色をしている。直径2.4cm、高さ2.5cm、孔径0.8cm。

4次調査 すべて土師器である。10は無高台杯で、焼成は軟、淡褐色をしている。底径が小さく、4.9cm、第9型式。11～13は柱状高台付皿で、11は底径4.0cm、12は底径6.7cm、13は底径5.5cm。第9～10型式。

13次調査 本書第5章第6節の再掲載なので詳細は省略する。14～27は須恵器で第2～5型式。このうち25、26は鉄鉢形土器である。28～35は土師器で第7型式以降。柱状高台の形態は第9型式により近い第9～10型式。36は須恵質の円面硯である。

第14次調査 本書第5章第6節の再掲載のため詳細は省略する。37～47は須恵器で第3～6型式。48～53は土師器で第6～8型式。



第160図 講堂跡とその周辺出土土器

3) 僧房跡とその周辺出土土器 (第161図)

2次調査 1～3は須恵器で、1は蓋、第2型式。2は蓋、第4型式。3は高台付皿で第5型式。4～10は土師器で、4は足高高台付杯、5、6は高台付杯の底部で、5は底径10.0cm、6は底径9.8cm。7は無高台杯で、焼成は不良、淡褐色、底径6.8cm。8は無高台の皿で、淡褐色、底径6.9cm。6、7は柱状高台で、焼成は不良、淡褐色をしている。どちらも高台部が低く、6は底径5.0cm、7は底径6.0cm。第9型式。8は白磁碗IV類の底部で、高台は低く、内側は斜行する。底径9.6cm。9は青磁碗の底部で、高台はやや細くて高い。時期は不明である。

14次調査 本書第5章第6節の再掲載なので詳細は省略する。13、14は須恵器で第2型式以降。15は土師器で第6型式。

4) 小結

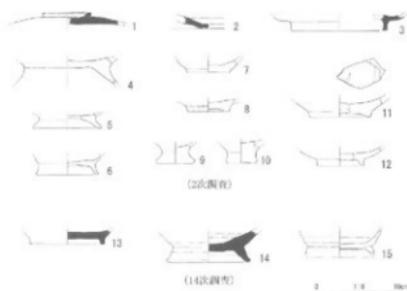
金堂跡とその周辺から出土した土器は小片21点である。古い遺物は8世紀後半～9世紀の燈明皿形土器4点で、最も新しい土器としては土師器の柱状高台付皿が1点出土しており、第9～10型式に比定される。出土した土器の時期は8世紀後半～12世紀代である。

講堂跡とその周辺では比較的多くの土器類53点が出土した。なかでも、鉄鉢形土器や円面碗の出土は講堂の性格に結びつく遺物として注目される。最も新しい土器としては柱状高台付皿が複数出土しており、これらは第9～10型式に比定される。出土した土器の時期は8世紀後半～12世紀代である。なお、備前焼の播鉢は1点出土なので、後世遺物の混入と考えたい。

僧房跡とその周辺で出土した土器は小片15点である。この中で最も新しい土器は土師器の柱状高台付皿で9～10型式に比定される。また、中国製の白磁碗IV類も出土している。出土した土器の時期は8世紀後半～12世紀代である。

以上、主要建物跡別に土器類を概観してその特徴や廃絶時期を考察しようと試みた。しかし、対象となる土器の出土数が少ないうえ、最も建物跡に迫れるはずの1・2次調査時の土器出土状況が分からないため説得力を欠いたものとなっている。

ここでは現状でできることとして、主要建物跡とその周辺から出土した土器を列挙して、金堂跡、講堂跡、僧房跡から8世紀後半～12世紀代の土器が出土していることを述べた。しかし、建物の存続を示すような遺物出土状況が報告されていないため、この期間がすなわち建物存続時期を示すものとは言えない。ただ、どのような形であれ、12世紀代迄ここで国分寺の行事が執り行われていたことは事実と考える。



第161図 僧房跡とその周辺出土土器

2. 5～10、15次調査出土土器の再評価

前項では主要建物跡とその周辺から出土した土器を概観して、最も新しい土器が第9～10型式であり、その時期までは出雲国分寺が何らかのかたちで機能していたことを述べた。しかし、出雲国分寺跡の現状として主要建物跡と結びつく土器の出土量が少ないことから、より範囲を広げて考察することが必要となった。そこで、5～10・15次調査で出土した土器類の再評価をおこなうことにする。第4章第3、4節で述べたとおり、5次調査は道路工事に関連する僧房北西部の調査であり、4～10・15次調査区は主として伽藍域の検出を目的としたため、調査区は伽藍区画溝の周辺に集中して設定されている。したがって、検出された遺構は区画溝が中心であるが、T1やT2、T6などでは主軸を東西方向にとる国分寺に関連すると思われる溝やビット列などの遺構が検出されているほか、瓦敷き遺構や単発的な土坑なども検出されている。

ここでは第10型式に至るまでの、国分寺後半期の土器の様相をより広い範囲でみていくことにする。第162図では5～10・15次調査区とその出土遺物を示した。ただし、奈良時代の土器が出土していることを●、平安時代の土器が出土していることを★で表し、「第6型式」以降の土器に限って全図面を掲載した。

第6型式は9世紀中葉～後葉ころに比定される土器で、この時期は土師器が須恵器に代わって器物の中心となる両期でもある。国分寺後半期に伴う貴重な資料と考えるので、この時期以降の土器を抽出して広がりや性格、時期について考察をおこなうことにする。

本来であれば、国分寺で最後に軒丸瓦が補修されたと考えられる10世紀半ば～後半頃、つまり第7型式以降の土器を抽出すべきところであるが、土師器は小さな破片となって出土することが多く、第6型式と第7型式の判別をつけることが困難であるため第6型式以降と枠を広げた。

1) 第6型式以降の土器出土状況

第162図をみると、第6型式以降の土器の出土場所は国分寺中核域を除けば、大きく2つの地域に分けることができる。それは①僧房跡の北西角先（5次調査区、T5と西側拡張区、T13）と、②伽藍地東側と東辺先（T1・2・6・7）で、そのほかに③伽藍地南限の区画溝（T27）、④伽藍地南東角先（T28）からも出土している。①～④に分けて概要を述べる。

①僧房跡の北西角先（5次調査区、T5と西側拡張区、T13）

5次調査区は僧房跡のすぐ近くにあり、僧房跡の西から北西方向に位置する。ほぼ東西方向に軸をとる自然流路状の溝SD9310があり、その埋土中からは多量の土器が出土した。土器は奈良、平安時代の須恵器と、第6型式以降の土師器が多量に出土している。土師器の種類には高台付坏と足高高台坏、無高台坏、足高高台皿、無高台皿があり、第8型式が最も新しい。

また、溝SD9310の埋土上面には調査区のほぼ全域を覆う厚さ40cmを測る灰色粘質土が広がっており、その層は西に厚く、東側ではやや薄い。この灰色粘質土の中からもまた幅広い時期の大量の土器が出土し、最も新しい土器としては第10型式の柱状高台付皿の高台部が出土した。灰色粘質土がどのような背景でこの場所に堆積したのかは不明である。

T13には溝SD9310があり、高台付坏や足高高台坏、無高台坏が出土しており、時期は第8型式前後と思われる。この場所は5次調査区のすぐ東にあたり、溝SD9310は溝SD9301から続くものと思われる。また、SD1310の北には東西方向に延びる溝SD1306があり、そこからも高台付坏の底部が出土している。第6～7型式。

T5はT13の6m東のトレンチで、北側の上段（やや高い場所）から、やや深い坏部を持つ高台付坏の坏部、足高高台付坏、無高台坏の底部が出土し、西拡張区では高台付坏の底部が出土した。概ね第7型式である。T13から続く東西方向に延びる溝SD06は遺物そのものが少なく、第6型式以降の土器は出土しなかった。

②伽藍地東側と東辺先（T1・2・6・7）

T1は伽藍区画溝の内側にあるトレンチで、中門跡推定地の真東にあたる。東西方向の溝SD02（幅50～60cm、深さ20～30cm）から多量の奈良、平安時代の須恵器に混じって無高台坏と高台付坏の底部が出土した。第7型式か。また、この溝の南辺と北辺にはビット列があり、ビット埋土から無高台坏の底部が出土した。器壁が直線的に立ち上がるので第6型式。したがって、ビット列が造られた時期はそれより新しい時期である。

T2西は伽藍区画溝の内側にあるトレンチで、遺物包含層から高台付坏の底部が出土した。時期は確定できないが、第6～7型式。

T3の東西方向の溝で、埋土の中から多量の奈良、平安時代の須恵器に混じって、無高台坏の底部付近が出土した。第7型式以降。

T6は伽藍区画溝の外側にあるトレンチで、東西方向にならぶ2列のビット列があり、その内の1つのビットから無高台坏の底部が出土した。第6～7型式。

T7は伽藍区画溝の外側にあるトレンチで、道路状遺構の遺構面から瓦片や須恵器片に混じって第9～10型式の柱状高台が出土した。

③伽藍地南限の区画溝（T27）

T27の東西方向の伽藍区画溝を、南門の東約57m地点で東西幅30cmについて南側半分だけ掘削したところ、完形に近い土器が一括して出土した。7型式を中心とするもので、最も新しい様相を示すものは第8型式であった。

④伽藍地南東角先（T28）

T28は伽藍区画溝の外側にあるトレンチで、明確な遺構は検出されていないが、高台付坏の底部が出土した。第6～7型式か。

2) 小結

出雲国分寺跡で「第6型式」とそれ以降の土器が出土した場所を抽出すると、大きく2つの地域に分かれ、その他に2地点で出土がみられた。以下では、まず地域、地点ごとに考察をおこなう。

①僧房跡の北西付近

僧房跡の西から北西に広がる灰色粘質土層は第9～10型式までの土器を包含していた。しかし、

この灰色粘質土の下に埋没した溝 SD9301 の埋土からは第 6～8 型式の土器が大量に出土しているのに、第 9、10 型式は出土していない。このことは、溝 SD9301 が整備、活用されていたのは第 8 型式までであることを示している。実年代でいうと、溝 SD9301 は、11 世紀前半までの間には埋没していることが判明したのである。第 9、10 型式が出土した灰色粘質土の性格は不明だが、溝が埋まった後に堆積した層であることは確かである。このことは溝の管理の終焉を反映するきわめて重要な事実と考える。

②伽藍地東側と東辺先

中門跡推定地の真東で伽藍中軸線から約 60～90 m の範囲に北辺と南辺にピット列を作る東西方向の溝、金堂跡の東方で伽藍中軸線から約 116～132 m の範囲に性格不明の東西方向にならぶ少なくとも 3 本からなるピット列が検出された。これらの遺構は軸が東西方向にあることから、国分寺に関連する遺構と考えられる。この遺構のピット埋土から第 7 型式ころと思われる土器が出土した。実年代で 10 世紀前半頃に何らかの施設が造られたと考えられるが、それ以降の土器が出土していないため、継続期間は不明である。また、伽藍区画溝の東方約 30 m にある、南北方向の道路状遺構から第 9～10 型式の土器が出土した。

③伽藍地南限の区画溝

南限の溝 SD0901 では 7 型式頃のまとまった土器が出土し、最新の土器が第 8 型式とみられることから 11 世紀前半頃には埋没したと推定される。北限の溝 SD1310 も第 7 型式頃の土器が出土しており、第 9～10 世紀の土器の要素が認められないことから 10～11 世紀前半の間に埋没した可能性が高いと思われる。東限の溝については第 6 型式以降の土器が出土していない。早い時期に埋没したのか、土器が残っていないだけなのか、今後のさらなる調査の蓄積を待ちたい。

④伽藍地南東角先

伽藍地南東角先から第 7 型式頃の土器が 1 点出土した。遺構が存在する可能性は低く、低地であることから流れ込みと思われる。

土器「第 6 型式」以降の出雲国分寺を概観すると以上ようになり、国分寺中核部では土器第 9～10 型式の時期、つまり 12 世紀半ばころまで何らかの行事が行われていたことは間違いないとしても、その時期の土器は主要伽藍跡から外れた伽藍城の内側で出土することはなく、広範囲な活動はおこなわれていなかったようで、唯一伽藍城の外側にある道路状遺構で第 9～10 型式の土器の出土がみられるだけである。南限の区画溝は早く 11 世紀前半には埋没したと推定され、備房西の溝も同様に 11 世紀前半には完全に埋没している。第 9～10 型式の時代には、金堂など主要建物の存在自体が不明であり、周辺施設はほとんど存在していなかったのではないだろうか。そして、第 10 型式より新しい時期の土器がまとまって出土することはないことから、出雲国分寺はその後すみやかに廃絶したと考えられる。

以上、主要伽藍から出土した土器も含めて第 5～10・15 次調査の成果という、非常に限られた資料から出雲国分寺について論じてみた。しかし、第 162 図を見ると調査の空白地域は非常に広い。さらなる資料の増加を待って考察を重ねる必要がある。

3. 寺院を象徴する土器類 (第163図)

1) 托 (1)

1点出土している。T 32から出土した。焼成が良好な須恵器で、青灰色をしている。口径10.2 cm、器高1.3 cm。

2) 鉢鉢形土器 (2・3)

3点出土している。

2は焼成が良好な須恵器で、濃灰色をしている。口径17.8 cm。3は焼成が良好な須恵器で濃灰色をしており、内外面には褐色の漆が塗られている。口径18.6 cm。

3) 灯明皿形土器 (4～27)

24点出土している。

8世紀後半に多用された土器とされ、器形は直線的に反るものと口縁内面に明瞭な稜をもって外反するものがある。4～6の口縁部には煤が付着しており、灯明皿として使用された痕跡が残る。

4) 碗・転用碗 (28、29)

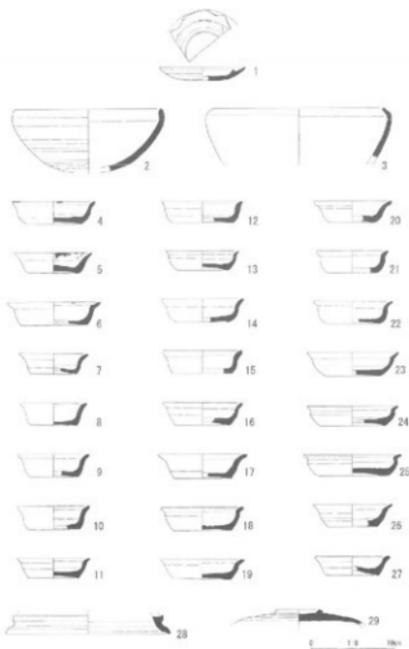
28は片面碗の破片で、焼成は良好な須恵質、濃い灰色をしている。講堂の東脇から出土した(13次調査T42)。底の小片しか残っていないが、復元すると底径18.5 cmになる大型品である。29は須恵器の蓋を転用して碗とした転用碗で、僧房の北西の溝から出土した(14次調査)。蓋は輪状つまみが付くもので、焼成は良好な須恵質、濃い灰色をしている。蓋の内面に使用痕がみられるが、あまり使いこまれておらず、回転ナデの凹凸が残っている。

4. 墨書土器 (第164図)

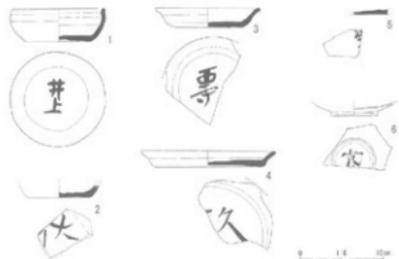
墨書土器は6点出土している。

1は須恵器の無高台坏で、糸切りされた底部外面に「井上」と墨書されている。金堂の

中心軸から東へ114 mの地点にあるT33の土坑から出土した。焼成は良好、青灰色をしている。口径



第163図 寺院を象徴する土器類

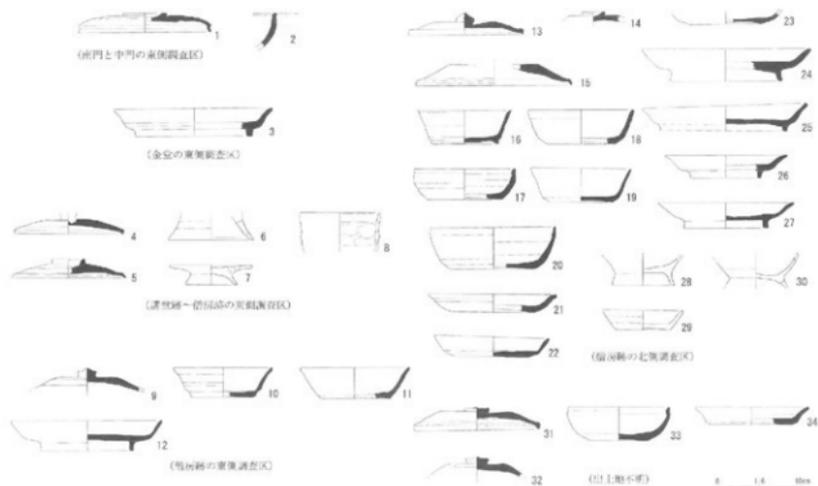


第164図 墨書土器

11.3 cm、底径7.8 cm、器高3.9 cm。2は須恵器の坏で、糸切りされた底部外面に「秋」と墨書されている。焼成はやや軟、灰色をしている。3は須恵器の皿で、底部外面に「西寺」と墨書されている。尼寺が東方に位置することから僧寺を表現したものと思われる。4も須恵器の皿で、底部外面に「久」を旁にもつ文字が大きく墨書されている⁽⁴²⁾。5は須恵器の皿底部で、焼成は良好、濃灰色をしている。糸切りされた外面に2文字墨書されているが残存部が少なく判読できない。6は灰釉陶器の高台付坏で、焼成は良好、淡灰色をしている。糸切りされた底部中央に「官」と墨書されている。底径5.6 cm。

5. 3・4次調査出土土器（第165図）

3・4次調査では伽藍域の内側を広範に調査しており、土器を当時の4mグリッドにしたがって取り上げをおこなっている。これらは未発表資料となっているので、ここで出土場所別に紹介していきたい。



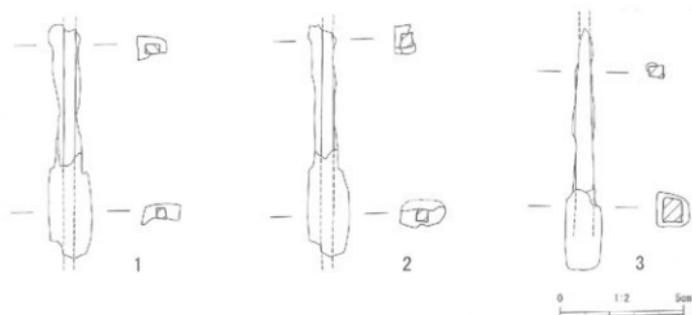
第165図 3・4次調査出土土器

C. 金属製品

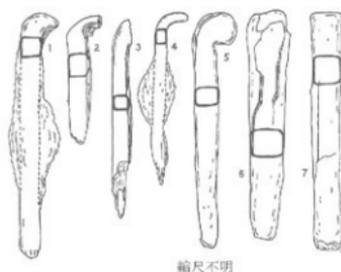
3次調査で僧房跡から鉄製の釘3点が出土している。

第166図1は細長く、断面が方形から長方形、一辺 0.5×0.63 mm、残存長9.2 cm。2も細長く、断面は方形で、 $0.5 \sim 0.6$ cm、残存長9.2 cm。3は一方が太くなるタイプで、残存する端部付近の断面は方形で、一辺 $0.8 \sim 1.0$ cm。反対側は断面が長方形で 0.4×0.58 cm、残存長9.8 cm。

そのほか、『石田報告』に「釘が1次調査で4本、2次調査で2本、いずれも僧房から出土した」と報告されている。実物は所在不明となっているが、縮尺不明の実測図が残されているので第167図にそのまま再掲載しておく。



第166図 僧房跡出土金属製品



第167図 釘類実測図（『石田報告』第16図を転載）

付編 国分尼寺跡の軒瓦

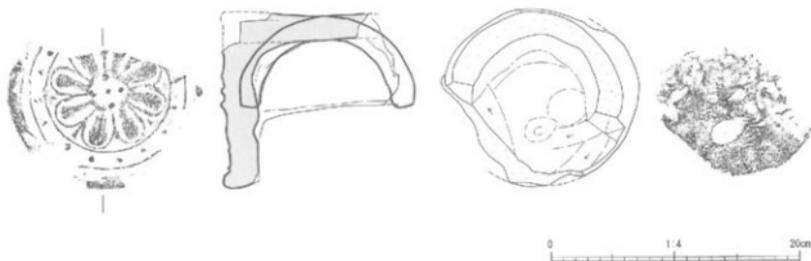
本文中で国分尼寺特有の瓦について触れたので、国分尼寺だけに出土がみられる軒丸瓦、軒平瓦の説明をおこなう。ここで扱う資料は昭和49年に実施された「出雲国分尼寺第2次発掘調査」で出土したものである。国分尼寺には、国分寺で出土していない軒丸瓦2種類と軒平瓦2種類があり、それぞれ複数が出土している。

第168図は珠文縁単弁8弁蓮華文軒丸瓦である。くぼんだ中房に1+4の蓮子、内区には8弁の単弁蓮華文を置き、弁間には先端がバチ状に広がる1条の線が入る。圏線で画した外区には1条の凸線をめぐらせ、珠文推定16個からなる珠文帯を配している。外縁は直立縁である。接合した丸瓦の先端と凸面に接合のための加工はみられない。丸瓦凹面は観察できない。胎土には石英と長石の微粒を多く含み、焼成は軟質である。同じ瓦当文を持つものがほかにも2点出土しており、同范瓦は中竹矢遺跡から出土している。

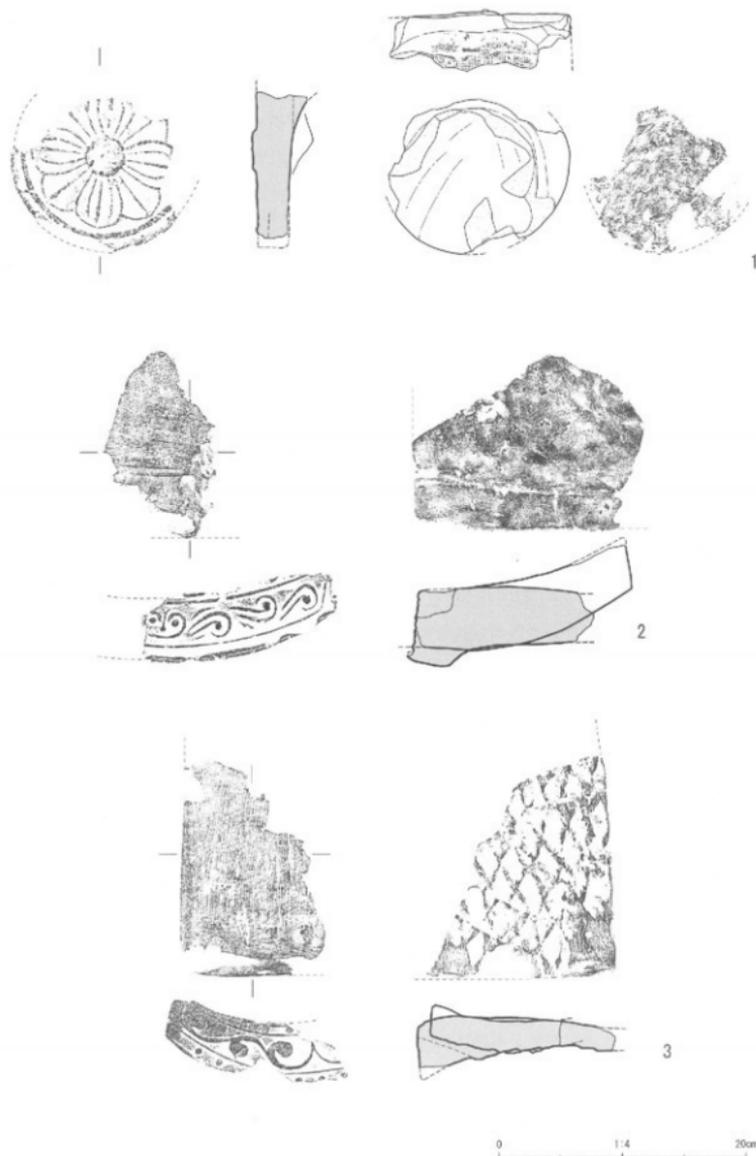
第169図1は単弁4弁蓮華文軒丸瓦である。隆起した中房に1+4の蓮子、内区には凸線で表現された4弁の単弁蓮華文、弁間には凸線で表現された子弁を置く。外縁は平縁である。四王守門類の瓦当文様を凸線で表現したものと思われる。丸瓦部の接合には瓦当裏面に断面コの字状の溝を弧状に掘り、そこへ丸瓦を差し込んで接着粘土で接合している。丸瓦の先端には加工が施されておらず、接合粘土には丸瓦凹面の布目圧痕が映っている。胎土は砂粒が少なめで、焼成は軟質である。

第146図2は均整唐草文軒平瓦である。中心飾りの左右に3単位の唐草文を置く。凹面は瓦当に沿って幅10cmの横ナデをおこなっている。顎は段顎状曲線顎で、顎幅約3cmは横ケズリを施し、平瓦部凸面は縦ケズリとナデである。胎土は0.5mm弱の長石粒を多く含み、焼成は軟である。

3は破片しか残っていないので全体の様子は不明だが、珠文縁唐草文軒平瓦である。内区の唐草文は上面が平坦で立体感が無い。凸線で画した外区には珠文を配しているが珠文の上面も平坦で立体感が無く、内区外区とも文様の高さはほぼ同じである。平瓦部凹面は糸切と布目圧痕で、瓦当に沿って幅5cmのケズリを施した後、側縁にケズリを施している。顎は曲線顎で、斜格子の叩きをおこなった後、顎面に若干の縦ケズリを施している。胎土は1mm弱の石英と長石を含み、焼成はやや硬質である。同じ瓦当文を持つ軒平瓦の破片がもう1点出土しており、その平瓦部凸面にはケズリとナデが施されている。焼成は軟質である。



第168図 国分尼寺出土の軒瓦1



第 169 図 国分尼寺出土の軒瓦 2

D. 小結

出雲国分寺跡では、軒丸瓦4種類(1~4型式)と軒平瓦6種類(1~6型式)が出土した。出雲国分寺創建期の瓦(軒丸瓦1型式・軒平瓦1型式)は繊細かつ流麗な瓦当文様を持ち、文様構成は新羅系と考えられている。この瓦は出雲国分寺の創建にあたって初めて製作された瓦で、これまでの古代寺院には類例がみられないものであり、出雲国が国分寺建立計画のもとに優秀な瓦工人を召致して製作をおこなったものと考えられる。焼成は基本的に須恵質で、後の型式に須恵質はみられない。出雲国分寺跡では、かねてよりこの創建期の瓦の出土量が他型式に比べて多いことが指摘されており、今回軒丸瓦破片数の集計をおこなった結果、軒丸瓦1型式と軒平瓦1型式の出土数はそれぞれ軒丸瓦、軒平瓦総出土数の約4分の3を占めていることがわかった。

しかし、本節で改めて軒平瓦1型式を詳細に観察したところ、顎や外縁の形態から1型式を1A~1F型式の6種類に細分することができた。細分の中には工人間による形状の違い(差)が存在しているかもしれないが、1E・1F型式には范傷が発生していることから1A~1D型式より後出したものであることは間違いなく、さらには上下外縁が消滅する1F型式が最も新しい型式と位置付けられる。このように見てくると、顎や外縁の形態が変化する背景には、細分間に顎や外縁の形状が引き継がれずに変化が生じる程度の時間的空白、つまり生産休止期間をはさみながら生産されたことが想定される。このことは范傷が生じる前の1A~1D型式に当てはまるとは言い切れないが、形態変化が著しい場合においては十分に考え得ることだろう。1A~1F型式の出土数を数計したところ、突出して多い型式がみられない状況もこの裏付けになると思われる。ただ、1B・1D型式の出土比率が若干高い数値を示しているため、それらが製作された時期には大掛かりな瓦葺建物の建立がおこなわれていたことが想定される。したがって、出雲国分寺の創建期における瓦葺建物及び施設は一度に完成したわけではなく、おそらくは伽藍の中で最も重要な金堂が最初に建立され、次に講堂そして僧房、その他の施設といった具合に順次建立がおこなわれ、その都度瓦が製作されたのではないかと考えられる。

主要建物の屋根の形状については、数値的な裏付けを示すことはできなかったが、大量の丸瓦と平瓦が出土していること、多くの隅切平瓦が出土していることから、総瓦葺の寄棟造または入母屋造であったと判断する。

以上、創建期の瓦から導き出せたことを推論も含めて述べてきたが、創建時期は不明である。補修期の瓦については、軒丸、軒平瓦とも1型式の出土量が非常に多くかつ一定期間を空けて生産されていることから、まず1型式も補修瓦としても使用されていた可能性が考えられる。その後は軒丸、軒平瓦とも2型式が使用されており、これらが使用された時期は8世紀後半と推測されている。さらにその後に軒丸瓦3型式と軒平瓦3・6型式が使用されたと考えられ、軒丸瓦3型式が使用された時期は8世紀後半から9世紀初めと考察されている。出雲国分寺跡が8世紀半ばに創建されていたとすると、約半世紀後には瓦を含めた補修、整備の時期をむかえていたことになる。

その後は軒丸瓦4型式と軒平瓦5型式が使用されているが、これらは出雲国分寺周辺で生産された瓦ではなく、瓦が製品として持ち込まれたもので、軒丸瓦4型式については10世紀半ばころに使用されたものと推定された。軒平瓦5型式も平安京高陽院で同文瓦が軒丸瓦4型式の同文瓦と共に出土

していることから同じころの瓦と推測される。ともにどこで作られたか分からない瓦である。

国分寺建立を契機として造られた瓦窯は国府や他寺院にも瓦の供給をおこなう、いわゆる国衙系瓦屋であったが、その瓦屋は律令体制の弱体化にともない軒丸瓦Ⅳ型式が持ち込まれた時期には既に消滅していた。国分寺を維持する機能は低下していたようだが、それでも10世紀半ばころにはまだ屋根瓦の修復がおこなわれており、これが瓦を伴う建物の最後の修復となっている。

金堂跡の東方で伽藍中軸線から約116～132mの範囲に少なくとも3列からなるピット列が検出されており、東西方向に指向することから国分寺に関連する遺構と考えられる。ピット列の性格は不明だが、ピット埋土から第7型式くらいの上器が出土しているため、それ以降に造られた遺構であり、もし最後に瓦の補修工事がおこなわれた10世紀半ばころの遺構であるとすれば、その頃に国分寺の中興ともいべきやや広範囲な整備がおこなわれた可能性も指摘できよう。ただし、この遺構に伴う第7型式より新しい土器は出土しておらず、継続時期は不明である。

次に、これまでに出土している土器から創建と廃絶の時期を探ろうと試みた。創建時期については、奈良時代後半期以降の須知器が伽藍地とその周辺から多量に出土しているため、遅くともその頃には創建されていたと考えられる。廃絶時期は発掘調査で得られた成果が廃絶直後の状況に近いと考えられることから、その成果をもとに若干の考察をおこなうことにする。

主要建物跡を調査した1・2次調査の成果として、講堂の北側に大量の上器器が出土したと報告されており（『石田報告』）、その実測図を見ると第9～10期の範疇に収まるものである。3次調査以降の調査でも少数ではあるが、主要建物跡周辺から第9～10期の上器器が出土している。また、僧房跡からは中国製の白磁の碗Ⅳ類の底部破片1点が出土しており、12世紀頃までは国分寺が機能していたことがうかがえる。しかし、第9～10型式の土器は伽藍中心部（特に講堂北側）で大量に出土したほかは、僧房西側の自然堆積土のような灰色粘質土層や地形の低い南門近くの中世以降の堆積土層から少量出土した程度で、中心部から遠く離れた伽藍地確認のために設定した調査区からは全く出土しておらず、伽藍地の東に位置する南北方向の道路状遺構上面から柱状高台1点が出土しているだけである。したがって、この時期の国分寺における僧達の活動範囲は金堂、講堂、僧房付近の極めて限られた場所だけであったと解釈される。

伽藍地を区画する南限の溝からは第7～8型式までの土器が出土したが、第9型式以降の土器が出土していないので、11世紀前半には埋没していたと考えられる。僧房の西で検出された自然流路のような溝も、埋土中には第7型式までの大量の土器を包含しながら第9型式以降の土器は全く出土していない。以上のことから、伽藍地縁辺の施設は10世紀後半から11世紀前半の間に手入れされることなく消滅し、この頃からさらに荒廃が著しくなったと思われる。

そうすると、12世紀ころに伽藍中樞域で法会がおこなわれていたとしても、国分寺は創建当初とは全く異なる景観を呈していたと思われる。講堂跡の北側半分から大量の土器が出土したという事実も講堂の性格から考えるとそぐわない状況であり、この時点では既に講堂が存在していた可能性は低いのではないかと推測される。そして、12世紀代の中国製陶磁器類の出土が少ないこと、13世紀以降の遺物がほとんど出土していないことから、出雲国分寺は13世紀には廃絶していたと考えられる。

【第1節】

- (1) 昭和30年8月(8月22日～25日頃)に僧房の礎石を確認する現地調査が行われているが、これについては簡易なボーリング調査であることから調査回数には含まなかった。
- (2) 『近藤報告』では、これに1尺0.296mを乗じてメートル換算がなされており、現地調査を担当した山本は『山本報告II』の中で1尺0.303mに98%の係数を乗じたものでメートル換算を行っている。鳥根県古代文化センターが所蔵する山本清考古資料の中には、基壇規模をメートルに換算するにあたっての以下の計算式が残されている。
- | | | |
|-------------|--------------------|--|
| 僧房 (建物跡) 間口 | 90尺×98% = 今の88.2尺 | $88.2 \times 30.3 \text{ cm} = 26.73 \text{ m}$ |
| 奥行 | 36尺×98% = 今の35.28尺 | $35.28 \times 30.3 \text{ cm} = 10.69 \text{ m}$ |
| 講堂 (建物跡) 間口 | 77尺×98% = 今の75.46尺 | $75.46 \times 30.3 \text{ cm} = 22.87 \text{ m}$ |
| 奥行 | 44尺×98% = 今の43.12尺 | $43.12 \times 30.3 \text{ cm} = 13.07 \text{ m}$ |
| 金堂 (建物跡) 間口 | 92尺×98% = 今の90.16尺 | $90.16 \times 30.3 \text{ cm} = 27.32 \text{ m}$ |
| 奥行 | 50尺×98% = 今の49尺 | $49 \times 30.3 \text{ cm} = 14.85 \text{ m}$ |
- (3) 昭和47年4月22日に再版された『鳥根縣史』第4巻の記載による。大正14(1925)年に刊行された初版本では、第5巻に圓分寺の記載がある。
- (4) 『石田報告』図版二四の写真で「上竹穴町墓地」として紹介されているものである。墓石の台座に転用されていたものであり、ホゾ部は削られ、円形柱座部分には水鉢が彫り込まれている。なお、『石田報告』第七図ではこの礎石実測図が誤って「花塚中心石碑台使用(忠土碑の遺構)」となっているほか、これを参照した『山本報告II』第7図では「花塚」となっており、引用にあたっては注意が必要である。
- (5) 史跡内の小さな塚には、西南役・日露役(戦争)の戦没者を顕彰・慰霊する忠土碑(地元では忠魂碑と呼ばれている)が建っており、この碑の台座に転用されていたものである。台座の石は史跡整備時に金堂基壇へ返され、碑は第二次世界大戦の戦没者も書き加えられ僧房西側の丘陵上に移設されている。「花塚忠土碑台使用」が正しいキャプションになるが、第七図は誤って「圓分寺裏山墓地所在」となっているほか、図版二四の写真では「竹矢町安国寺入口」と誤植されているため、引用にあたっては注意が必要である。なお、地元の古者は、「花塚(はなつか)」という呼び名は聞いたことが無いという。これについても誤植の可能性も考えられよう。
- (6) 『石田報告』に掲載されている「出雲国分寺遺礎石実測図」(第六図、第七図)は、個々の礎石の実測図を任意で縮小してページ内に収まるように割付したものであり、一概に大きさの比較ができない。
- (7) 『鳥根縣史』729頁には、「大正二年四月實地調査の際は十九個存せしが、」とあるが、これがダドコサン所在分のみを示すのか、その他に所在するもの全てを含めて19個なのか判然としない。
- (8) 平成25(2013)年7月24日の鳥根県立三瓶自然館サヒメル企画情報課中村唯史氏による現地調査指導。
- (9) ダドコサンからは柱座が確認できる礎石4個の他に「以下柱脚の造り付なきも建築上の礎石と思はる。(鳥根縣史)731頁)として、7個の礎石の計測値が掲載されている。()内の数値は、この7個の礎石についても柱座をもつ礎石だったと仮定した場合(柱座が隠れていたと仮定)、ダドコサンには最大で11個の柱座をもつ礎石が存在していたという意味である。
- (10) 註(6)のとおりそれぞれが任意の縮率で掲載されているため、再計測した礎石の数値から図面の縮率を割り出し

て現在所在不明の礎石の柱座径、ホゾ径を算出することができなかった。

- (11) 註(10)と同じ。
- (12) 僧房の礎石数も各報告によって記載が統一されていないものの一つである。これについては、この礎石をどのように記載するかの違いであり、結論としては「礎石は18個検出されており、このうち17個が原位置を保つものであった。ただし、原位置を保つものうち1個(第Ⅲ列-は)については、据付の状況などが他の僧房の礎石とは異なり、僧房の礎石ではない可能性も考えられる。」ということになる。
- (13) 島根県古代文化センター所蔵山本清考古資料による。
- (14) 昭和46(1971)年3月3日～3月5日の調査日誌には、礎石の略測図と共に「この礎石は基壇の裾よりも約50cm西側にある。」と記されており、調査にあたった近藤は、この高まりを僧房北西隅の基壇と考えていたことが分かる。この僧房北西隅部分については、2次調査では土地所有者が異なっているため調査対象から外された場所と思われる。この調査区については、形状や写真から国分寺3号線の法面下に設定された調査区と考えられるが、図面に記されたグリッド線に従うと整合しない。仮に、図面のグリッド(基準線)を無視して道路の形状に沿って調査区を配置し、この高まりを北西基壇隅として御堂中心軸で折り返した場合、基壇間口は27.2mとなり、従来から言われていた僧房基壇よりもかなり小さなものとなる。この結果を積極的に評価するのであれば、基壇の改修と考えることもできるが、調査区の位置が特定できない現在、評価はできない。再調査により、基壇或いは調査区の確認を行うしかない。
- (15) 1次・2次調査で幅約8寸～1尺の凝灰岩製切石の地覆石が4個検出された。原位置を保っていると思われる地覆石の下の土層を検討することで『山本報告Ⅰ』は、「それが炭を含む黒い焼け土の上に敷設されており、一度堂が焼失した後の再建の際に敷設されたものであることが判明した。なおその再建の際には右の黒色の土の上に黄色の土を薄く覆うて敷設されたこと、而して再度それが焼亡したことも判明した。」として、僧房については2度焼けたものと推定した。
- (16) 第5章4節2)図の中で「1次調査区」として記載されている東西トレンチがこれにあたり、金堂中心線からは57.0mの距離である。なお、このトレンチは『石田報告』図版四の全景写真には写っているが、図版五には記載されていない。
- (17) 『山本報告Ⅱ』では、これを「平瓦な」と訳しているが、単に「平瓦」の誤植の可能性も考えられる。実測図からはこれが平瓦なのかどうか判断できず、互敷通路の写真も確認できなかったため、どういう意味なのか分からなかった。
- (18) 実測図にはレベルの読み値が入っており、南へ向けて傾斜をもっていることは分かるが、レベルの眼高が入っていないため、標高は不明である。
- (19) 『前島報告』第1図の遺構検出状況には、幅1.2mの通路が真っ直ぐに伸び、基壇近くで直角に広がり2mの幅で基壇に取り付く平面図が記載されているが、これは復元想像図であり、実際の検出状況は『前島報告』第3図(138頁)のとおり緩やかに広がる程度である。
- (20) この瓦片の層は、築地塼の壁材材としての瓦なのか、瓦積の築地塼を想定していたのか判然としませんが、昭和34年に刊行された『東大寺と国分寺(石田茂作)』には、「その上質が他と異なることを確め」とあり、瓦を積み上げた築地塼を想定していたのかもしれない。

- (21) 註(2)の計算式により尺をメートル値に換算した。
- (22) 実測図によると13・16層については整地層との注釈がつけられている。しかし、一般的に整地層は水平堆積するのに対し、これらの層は立ち上がりがあり、溝の埋土のようにも見える。また、17層についても13・16層と同様に溝の埋土とみることができる。
- (23) 南門の東側から検出された溝SD3526については、埋土が一度に埋め戻された状況であることや平成15年1月21日の文化庁・玉山芳英調査官による現地調査指導で「南門につながる土解または築地解を造る際に粘土を採掘した跡が溝状に繋がっているのではないかと指摘を受けたことから、これに連続するSD2716、3018、3119についても一連の粘土採掘坑と考察している(『市96』)。現地で土層を確認したわけではなく、確実なことは分らないが、土層図や写真を見る限りでは、SD3526は自然に埋まっていったようにも見える。また、SD2716の再調査となった15次調査の中で担当者は「埋土は砂層と粘質土層が複雑に堆積していたので、水が流れたり澱んだりしていたことが窺われた(『市134』22頁)」という評価を行っている。当然、溝であることから複数の用途が考えられ、掘削した粘土を用いて築地解を造った可能性は否定しないが、東側や北側から検出された素掘りの溝と同様の区画溝として問題ないものと思われる。

【第2節】

- (24) 石山茂作『東大寺と回分寺』日本歴史新書 昭和34(1959)年4月25日 至文堂
- (25) 1次調査についてもこれら建物の奥行を確認しているが、側廊については南側の柱穴列(第1柱穴列)はまだ検出されていない。
- (26) 『前島報告』の主要堂宇の間隔については、昭和34年度の史跡整備時に設置された礎石列の四隅位置を示す検石を現地で実測したものと考えている。尺への換算は「金堂建物と講堂建物の中心距離は約37.6mで、天平尺の125尺に近似し、(145頁)」として125尺とした。この125尺については『石山報告』図版五山雲国分寺址実測全図から求めた数値なのかもしれない。
- (27) 『市96』によると、東限溝の外側に設定したT6・T33からは伽藍中軸線とほぼ直交する格好でピット列を検出し、建物跡の存在を推定した。また、T3・7・14・15・17から整地層を検出し、このうちT7・T15からは整地層上に瓦や小礫を敷き詰めた道路状の遺構も検出している。
- (28) 国分寺の南側に広がる水田は、昭和30年代の前半(松江市の建群図には土地区画整備により昭和35年に閉鎖とある。)に区画整備が実施され条里の畦畔が作りかえられている。区画整備前の状況を掲載した『山本報告Ⅱ』の第4図(114頁)では条里の区画と石敷道路に5度までの違いはなく、区画整備後の状況を示した第3図(112頁)で5度の違いが認められることから、山本が「約五度東に偏している」としたのは、区画整備後の区画の畦畔を測定したのかもしれない。

【第3節】

- (29) 今回報告を行った調査区以外で数量の確認を行ったものは次のとおりである。報告書掲載資料については、全ての調査地を対象とした。

調査次数	種別	軒瓦	丸瓦	平瓦	演瓦瓦	文字瓦	磚	土器
1・2次	掲載資料 非掲載資料	一部を確認したが、大部分が所在不明						
3・4・4'次	掲載資料 非掲載資料	割合不明 ○	— ○	— ○	全て確認 ○	一部不明 ○	— ○	所在不明 ○
5～9、15、 17、18次	非掲載資料	改めての詳細な分類作業は実施していない。						
10次 (T36・37以外)	非掲載資料	改めての広範囲な分類作業は実施していない。						

※○印は確認が終わっていることを示すものであり、資料の有無を示すものではない。

- (30) これまで漠然と語られてきていたが、「国分寺造営と渡来系技術」『季刊考古学』第129号の中で亀田修一は、実際に新羅系軒瓦と対比をおこない、「そっくり」ではないが、(中略) 同じ文様構成のものはある。」と述べている。
- (31) 第4型式と同文の瓦が美作国府跡から出土している。津山市教育委員会1994『美作国府跡』津山市埋蔵文化財発掘調査報告書第50集
- (32) 「国分寺造営と渡来系技術」『季刊考古学』第129号の中で亀田修一は、「軒平瓦に新羅との間わりが推測される包み込み技法のものは確認されていないようである。」と述べている。
- (33) 出雲国府跡では、出雲国分寺の補修瓦と考えられる軒丸瓦2型式が8世紀後半の土器に伴って出土していることから、それに先行する1型式の制作年代を8世紀半ば頃とした。
- (34) 島根県教育委員会『風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書 史跡出雲国府跡—6—』2009年
- (35) 註(34)に同じ。
- (36) 軒丸瓦4型式の同文瓦が、平安京では960年の火災と翌年の造営工事の間の遺構から出土していることから、その瓦の年代を10世紀後半と推定している。(花谷浩2012「成相寺発見の瓦」『出雲古代史研究』第22号 出雲古代史研究会)
- (37) この矛盾が生じた原因は、無段丸瓦狭端部と広端部には似たものが多いことから、分類時に広端部を無段狭端部と識別した可能性が高い。そこで、「有段狭端部と広端部の偶数は間違いない」という前提のもとに補正をおこなった。その方法は、有段丸瓦の狭端部には同数の広端部偶数があるはずと考えて、無段狭端部偶数から不足分の偶数を広端部偶数に移動し、残った偶数が無段狭端部と広端部として振り分けをおこなった。破片数、重量についても、補正後偶数の割合で数値を修正した。
- (38) 今回平瓦については分類は行わなかったが、中竹矢遺跡から出土した平瓦については、島根県教育委員会1992「一般国道9号松江道路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書X」『中竹矢遺跡』の中で細分が行われている。
- (39) 島根県教育委員会2009『史跡出雲国府跡—6—』風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書19
- (40) 東京大学大学院教授佐藤信氏のご教示による。
- (41) 『石田報告』に「かわらけ様坏形品 ほとんど講堂の北側から出土したもので、多数あるが極めて大きく、完形のものほとんどない。三種に大別できる。①高台付裂のような低脚をもつもの、および、中くぼみ底をもつもの—70個以上ある。②中央の低脚をもつ高坏形品—脚は棒のさきの如く垂直で単純なものと、裾の開く式のもの等あり、細かに言えば、なお幾つかに分類出来るが、いずれも底面に糸切の痕をもつものである。この種のもの120個以上ある。焼成は②と異ならない。③かわらけ形品—現代のかわらけに近い形のもので、底に糸切痕をもつ。これも焼成等他のものとさして異ならない。120個以上ある。」とあり、講堂北側から多くの土器が出土したことを報告

している。

- (42)「第8型式」がより相応しいと考えるが、出雲国府跡福年の解説によれば、「出雲国府第8型式」は資料がほとんどなく実態が不明であり、第7型式と第9型式の中間的様相を持つ資料とされていることから第7型式としている。
- (43) 墨書土器3・4は所在不明のため『山本報告』から転載した。

参考文献

- ・市川市教育委員会、市立市川考古博物館 1994 「平成元年～5年度発掘調査報告書」『下総国分寺跡』
- ・上田市、上田市教育委員会 2006 「平成14（2002）年度記念物保存修理事業に伴う史跡信濃国分寺跡僧寺北東域及び僧寺南大門推定地発掘調査報告書」『史跡信濃国分寺跡』上田市文化財調査報告書 108 集
- ・大橋泰夫 2008 「近年の古代地方官衙研究と『出雲国風土記』」『島根考古学会』第25集 島根考古学会
- ・大橋泰夫 2009 「考古学からみた『出雲国風土記』の新造院と定額寺」『国・館考古学』第5号
- ・大橋泰夫 2010 「島根県立八雲立つ風土記の丘友の会講演会資料」『考古学から見た山陰の国分寺』
- ・木下良 2001 「国分寺と条里」『古代』第110号 早稲田大学考古学会
- ・島根県教育委員会 1992 「一般国道9号松江道路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ」『中竹矢遺跡』
- ・島根県教育委員会 2003～2013 『史跡出雲国府跡』1～9 風土記の丘地内遺跡発掘調査報告書 14～22
- ・島根県立八雲立つ風土記の丘 2010 「平成22年度八雲立つ風土記の丘企画展図録」『出雲国分寺と山陰道の国々』
- ・但馬国府・国分寺館 2006 「但馬国府・国分寺館展示図録」『国府・国分寺の謎を解く』
- ・角田文衛編 1986～1997 『新修 国分寺の研究』第1巻～第7巻 吉川弘文館
- ・津山市教育委員会 1994 『美作国府跡』津山市埋蔵文化財発掘調査報告書第50集
- ・独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 2010 「第13回古代官衙・集落研究会報告書」『官衙と門』奈良文化財研究所研究報告第4冊
- ・独立行政法人文化財研究所 奈良国立文化財研究所 2003 『吉備池原寺発掘調査報告書—百済大寺跡の調査—』奈良文化財研究所創立50周年記念学報第68冊
- ・独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 2003、2004 『古代の官衙遺跡』Ⅰ、Ⅱ
- ・栃木県教育委員会、財団法人栃木県文化振興事業団 1996、1997 「下野国分寺跡Ⅱ」栃木県埋蔵文化財調査報告第169集
- ・栃木県立しもつけ風土記の丘資料館編集 2007 「平成19年度栃木県立しもつけ風土記の丘資料館第21回秋季特別展図録」『下野国分寺展—発掘25年の成果—』栃木県教育委員会
- ・奈良市教育委員会 1996 『平城京・藤原京出土軒瓦型式一覧』
- ・花谷浩 2012 「成相寺発見の瓦」『出雲古代史研究』第22号 出雲古代史研究会
- ・文化庁文化財部記念物課 2013 『発掘調査の手引き—各種遺跡調査編—』
- ・松江市 2013 「古代・中世Ⅰ」『松江市史 資料編3』松江市史編集委員会
- ・三原町教育委員会 1993 「兵庫縣三原郡三原町八木英原国分寺地内淡路国分寺発掘調査報告」『淡路国分寺』三原町埋蔵文化財調査報告第2集
- ・三宅博士 1984 『出雲風土記』記載の「意宇社」の再検討」『島根考古学雑誌』第1集 島根考古学会
- ・雄山園 2014 「特集 王権擁護の寺・国分寺」『季刊考古学』第129号

第7章 結語

以上、松江市竹矢町に所在する出雲国分寺跡について、10～14次、16次調査（第1・4表参照）での発掘調査を中心にその成果を報告した。このうち10次、11次、13次、16次調査は中門、回廊建物の復元整備を旨としたものであったが、残念ながら建物復元の根拠となるような成果を得ることができなかった。しかし、その一方で過去の調査報告について修正や見直しを迫る成果が得られた。また、開発に伴う12次、14次調査では、国分寺の造成方法やその範囲、伽藍地の規模を考える上で貴重な資料を得ることができた。これらの調査成果やいくつかの問題点にも言及したが、以下で今回の調査で得られた内容を要約し、今後の課題についても触れることでまとめたい。

第1節 伽藍と寺域の実態

A. 伽藍配置

ここでは、出雲国分寺跡の伽藍配置についてまとめておく。昭和30（1955）、32（1957）年の1次・2次調査では、金堂跡と講堂跡が南北に並び、その北側に僧房跡、金堂の南に南門跡が確認された。さらに、金堂の南東に塔跡、北東に鐘樓跡、北西に経樓跡をみだし、中門跡については今後の課題としつつも金堂中心線から南方57m地点にその位置を想定している。これら全体の配列から、いわゆる東大寺式の伽藍配置に属することを指摘した。

昭和45（1970）、46（1971）年の3次・4次調査は、風土記の丘設置構想に基づく調査である。この調査では、金堂と講堂、講堂と僧房は瓦敷通路で繋がっていることが確認された。さらに、金堂中心線から南方27.5～33.5m地点で礎石建ちの中門跡を、また、この中門跡を発して講堂跡に取り付く掘立柱の二列単廊形式の回廊跡もみだされた。1次調査で確認した塔跡については、この掘立柱回廊跡とし、その位置を南に修正した。鐘樓跡、経樓跡については追認されることなく基壇の復元整備は行われていない。

平成5（1993）年から平成23（2011）年の間に実施した整備基本構想に伴う5次～18次調査では、中門・回廊跡の詳細調査、経樓推定地の土層観察などを実施している。

まず、回廊跡について、4次調査で想定された二列単廊形式の掘立柱の回廊は確認できなかった。それでも南面東回廊の回廊内側柱穴列に想定された柱列が存在し、4次調査ではこの柱列の1.5m東に並ぶ南北瓦列も検出されている（本書第39図）。ここを雨落とみて、回廊内側柱穴列を掘立柱塼と考えることもできる。また、掘立柱建物ではなく、礎石立ちの回廊も想定に入れておく必要がある。

次に、中門跡について、4次調査で中門基壇南辺とした地山の高まりを金堂中心線から南方33.5mの地点で再確認したが、北辺については基壇とは断言できないものであることが分かり、基壇東辺と西辺は追認できなかった（10次調査）。また、1次調査で中門跡を想定した地点で中門に関連した遺構は無いことを確認した（16次調査）。このように、中門跡の根拠となる遺構は4次調査で基壇南辺とされた地山の高まりのみであり、これだけで中門跡とするには根拠は薄い。それでも掘立柱塼（こ

れまでの回廊内側柱穴列)が中門推定地に向け延びている点、南北溝 SD3812 (本書第39図)についても直角に折れ曲がり中門南辺に向けて延びている点、1次調査の中門跡想定地で遺構を確認できなかった点、こうした事実から中門跡は、4次調査(『前島報告』)の中門位置と理解することは可能である。

この他、経楼推定地の土層観察をT43で行った(14次調査)。しかし、礎石や根石等は確認できず、経楼基壇といえる土層の高まりや1次調査で基壇の根拠とした「瓦片の埋没あり」といった状況を確認することはできなかった。今回は下水道の立会調査であり、この結果が直ちに経楼の存在を否定するものではない。今後、鐘楼・経楼推定地における詳細調査を実施する必要がある。

以上、出雲国分寺跡の伽藍配置については、南側から南門跡、中門跡、金堂跡、講堂跡、僧房跡が一直線に並ぶことについて異論はないところであるが、掘立柱の二列単形式の回廊跡の可能性は低く、従来の南面東回廊跡内側柱穴列の位置を掘立柱塚とみるか、礎石立ちの回廊を想定しておく必要がある。また、経楼跡については、1次調査と下水道の立会調査の所見しかなく、詳細調査を実施し、その有無を含めて判断する必要がある。最後に、1次調査で確認された塔跡について『前島報告』は「実は中門から金堂へとりつく回廊東半部の一部にあたるものが明らかになった(137頁)」としている。つまり、1次調査では、掘立柱の柱穴を礎石の据付穴と誤認したことになる。今回、4次調査の原図を確認したが、回廊東半部の柱穴は10尺等間で並んでおり、1次調査で塔跡とした10尺・12尺・10尺の並びは確認できなかった。二列単形式の回廊に疑問がもたれる現在、塔の位置についても再検討が必要と考える。

B. 伽藍地区画施設

7～10次調査によって、伽藍地の北側、東側、南側(南門跡の東)には、これを面する伽藍地外周溝の存在が知られることとなった。さらに、伽藍中枢域を南北に縦断するT43(14次調査)の結果、北側には2本の溝が存在し、南門跡の西側にも伽藍地の南を限る溝が延びていることを確認した。今回の成果と過去の結果からその距離を整理すると以下のとおりとなる。

測定部	遺構名	距離
金堂中心線・北限外側溝	SD2917・3220・4301、SX0501	109.86～114m
金堂中心線・北限内側溝	SD199303・0506・1306・4308・0808	95～98.24m
金堂中心線・南限溝	SD4325・3526・2716・3018・3119	72.83m
伽藍中軸線・東限外側溝	SD1812・0909・1609・1913・2014・200902	111～112.6m
伽藍中軸線・東限内側溝	SD0103・0405、T2西13・16・17層	88.9m

ここから導き出される伽藍地の規模は、南限溝・北限外側溝が182.69m(SD4325・SD4301)、南限溝・北限内側溝が171.07m(SD4325・SD4308)となるが、西限の溝は確認されていないため東西規模は不明である。丘陵が僧房跡の間近にまで張り出す伽藍地の西側については、1次・2次調査の段階からどこまでを伽藍地とするのか結論が出ていない。今回のT43で検出した伽藍地南限溝SD4325はこの西側に向けて続いており、少なくとも西側集落の一部は伽藍地として機能していた可能性が確実となった。このSD4325の延長を確認することにより、伽藍地の西限を確認できる可能性が見えてきた。

伽藍地を区画する施設としては、こうした区画溝以外に1次調査では築地塀が確認されている。これは、南門東側の調査において検出された幅8尺の瓦片の層であり、少なくとも南門跡に取り付く伽藍地南辺については瓦葺の築地塀が想定できる。また、北限内側溝 SD4308 の南（伽藍地側）からは、瓦溜 SX4310 を検出した（第67図）。調査範囲が狭小なため、溝と並行して存在する遺構なのか確認できなかったが、北辺についても築地塀を想定することが可能である。つまり、伽藍地を築地塀で区画し、その外側に溝が巡る区画施設を想定できよう。

この他、注目される遺構には、東限の溝を確認した T9・T16(7次) で検出した欄立柱建物跡 SB0901 がある。『市96』では具体的に東門跡として言及していないが、この建物跡の東側には国分尼寺へ向けて延びる道があり、尼寺の推定寺域の南辺とほぼ一致する。このため、高根県立八雲立つ風十記の丘展示学習館に展示してある模型『再現！古代の意字』では、ここを東門跡の一つとして復元しており、『市134』でも「東門跡が伽藍中心線からほぼ1町の地点で検出(36頁)」と記載している。ただし、東限の溝から6.8m内側から検出されており、付近に築地塀等の痕跡もなく門跡とするには疑問点も残る。

C. 伽藍地及び寺域の造成

寺域の範囲を知る手掛かりとして、『市96』では国分寺の整地層に注目した。その広がりについては『石田報告』において寺域と想定した方2町の外側からも検出されており、かなり広範な範囲が造成の対象となっていたことが分かる。

また、今回の T43 の結果、斜面上方にあたる調査区北側からは整地層を検出しておらず、基本的には講堂跡よりも下方に施されている状況である。一般的に考えれば標高の高い斜面上方（北～北西）を削り、その土砂を標高の低い下方（南～南東）に積み上げて造成が行われたものと推測される。今回調査を行った調査区でその標高を比較すると次のとおりとなる。

地点名	調査区名	標高
整備講堂東側	T41(13次調査)	7.90～8.30m
整備金堂西側	T43(14次調査)	7.10～7.71m
中門推定地	T36(10次調査)	6.08～6.14m
南門跡～中門跡	T45(16次調査)	5.48～5.78m

この他、整備僧房基壇の西側でも地山を確認しているが、ここは近年に削られた丘陵であり、僧房の造成とは関係ない標高のため記載は避けた。また、道路工事の立会となる17次調では、南門跡の南方8mの地点で天平古道へ繋がる2面の瓦敷通路を検出しており、その標高は上面の瓦敷が4.6～4.7m、下面が4.4～4.5mであった（『市146』）。4次調査の南門跡基壇上面は5.16～5.20m、周辺部が5.02～5.10mであり、0.32mの高低差をもつ。このように、伽藍地全体を水平な平場として造成したものではなく、同じ伽藍地内においても高低差があり、難境状に造成が行われていたと考えられる。

第2節 遺物からみた国分寺の変遷

A. 瓦からみた堂塔の整備

出雲国分寺跡から出土した瓦について、瓦当の文様から軒丸瓦を4種類(1~4型式)、軒平瓦を6種類(1~6型式)に分類した。これまでに報告された型式分類との相関関係は第17表のとおりである。これまで創建期の瓦とされたのは軒丸瓦1型式と軒平瓦1型式である。出土総数に占める割合は軒丸瓦1型式が73.9%、軒平瓦1型式が75.3%とおよそ3/4を占めており、特に集中する地点は見られず広い範囲に分布する。これらがほぼ同時期に制作されたものであるならば、出雲国分寺の主要伽藍は創建段階でほぼ同時に完成していたと推測できる。しかし、軒平瓦について詳細に観察したところ、顎や外縁の形状から1型式を6種類(1A~1F型式)に細分することができた。顎や外縁の形状が変化する背景には、工人の癖による差も含まれているかもしれないが、変化が生じる程度の時間的経過を想定することも可能である。また、箔傷を新たに確認できたことも成果の一つであり、1Eと1F型式は1A~1D型式より後出のものであることが判明した。つまり、出雲国分寺の創建時における瓦葺建物は一度に完成したわけではなく、逐次建立されていったと考えられる。

その後、補修瓦として利用されるのが軒丸瓦2型式と軒平瓦2型式である。これらの瓦は国分寺の南西に位置する出雲国府跡でも出土しており、ここから出土する土器の年代観から8世紀後半のものとされている。つまり、遅くともこの頃には国分寺の主要伽藍は完成し、堂宇の補修が行われていたと言える。最終的な補修瓦は軒丸瓦4型式と軒平瓦5型式と考えられる。平安京ではこれと同文の軒丸瓦が出土しており、ここでの年代観を参考にすれば10世紀半ば頃には使用されていたものと考えられる。この瓦は明らかにその胎土が他型式の瓦と違っており、撥入品と考えられる。国分寺に瓦を供給していた在地の瓦窯はこの時期には消滅しており、国分寺を維持する機能は低下しているが、それでも10世紀半ば頃にはまだ屋根瓦の修復が行われていた。

B. 土器からみた廃絶時期

当地については、国分寺造営以前にも生活の営みがあり、どの土器をもって創建期のものとするのか判断が難しい。現時点では、奈良時代後半以降の須恵器が伽藍地周辺から数多く出土しているとしか言えない。『続日本記』には、天平勝寶8(756)年12月20日、越後国以下の26か国に対して、聖武天皇の一刷忌の斎会に飾るための灌頂幡などが下賜されたことが記載されている。山陰道では丹後と隠岐を除く7か国があがっており、この頃には出雲を含むこれらの国では、国家的な儀式を挙行できるまでに寺観が整っていたことがうかがえる。

廃絶の時期については、主要建物跡の調査を行った『石田報告』では講堂の北側で土師器が出土したと報告しており、実測区からは国府第9~10形式(11世紀後半~12世紀後半)の範疇に入るものであることが分かる。3次調査以降でも少数ではあるが、主要建物跡周辺から同時期の土師器が出土しており、この頃にはまだ国分寺は機能していたといえる。しかし、この時期の土師器がまとまって出土するのは伽藍中柵部に近い場所に限られており、中柵部から遠い寺域確認のために設定した調査区からはほとんど出土していない。したがって、この頃の国分寺の機能は伽藍中柵部の極めて限られ

た場所だけであったと解釈することもできる。この他、南門に取り付く伽藍地外周の南限溝からは国府第7～8型式(10世紀前半～11世紀前半)の土師器が出土したが、第9型式(11世紀後半～12世紀前半)以降の上器は出土していないため、11世紀前半頃には埋没していたと考えられる。つまり、伽藍地の周辺部については11世紀前半頃には荒廃していたものと思われる。

土師器以外では、僧房跡出土とされる中国白磁の破片1点を確認した。太宰府編年IV類と考えられるものであり、先述した土師器の年代観と矛盾はなく、平安時代末頃までは国分寺が機能していたことがうかがえる。しかし、続く13世紀頃の遺物はほとんど出土していないことから、伽藍中核部についてはこの頃には廃絶していたと考えて良いのではないだろうか。

第3節 今後の課題

国分寺跡の発掘調査によって明らかになった事実も多いが、一方で総括報告書を作成する中で様々な問題点や不明点もみえてきた。これらの課題を提示しておわりの言葉としたい。

まず、遺構でいえば1次調査で確認されながらその後の4次調査で追認されていない鐘楼跡、経楼跡や築地塀跡の存否確認が挙げられる。また、4次調査でその位置が修正された塔跡についても疑問点が明らかとなり、その位置についても再検討の必要があろう。

7次～10次調査で伽藍地の東、北、南を区画する伽藍地外周溝を確認できたことは大きな成果であるが、伽藍地西側の区画施設については確認することができていない。住宅地であることから調査には難しい面もあるが、建て替えなど機会があれば確認を行う必要がある。また、これまでの寺域確認調査は、『石田報告』で提唱された方2町の範囲に縛られ過ぎていた感がある。国分寺の整地層はこの方2町の範囲を超えて確認できるものであり、更に広い範囲を調査対象として付属地区の確認が不可欠である。

それにしても今回の整理作業において最も大きな問題となったのは、金堂跡、講堂跡、僧房跡の位置を現在の測量成果図と整合できない点である。これを解決する手立てとしてはこれら主要伽藍の再発掘しかない。現状は基壇が復元整備されており難しい面もあるが、修復等の機会を見て是非とも検討していかなければならない課題である。

次に、遺物についても触れておく。これまで伽藍地出土でありながら詳細な分類が行われていなかった3次、4次、4'次調査で出土した遺物の分類や数量の計測ができたことは大きな調査成果の一つである。その一方、これまでの5次～18次調査の未報告資料については、全ての遺物について検討を加えることができなかった。また、国分寺跡と同范瓦が出土する国分尼寺資料、出雲国府跡資料、窠跡資料について詳細な検討を加えられなかったことを今後の課題として挙げておく。

最後となるが、今後上記の課題をはじめとして、更なる実態解明のための調査研究と、寺域調査で確認した伽藍地内の史跡指定が必要となる。また、建物復元を目指した調査も行ってきたが、これまでの調査ではその根拠となる成果は得られておらず、更なる検討が必要な結果となった。整備基本構想から17年が経過し、今後は新たな視点に立った整備・活用に向けた計画の策定も必要となろう。一方、近年の開発の波も課題の一つである。特に、国分尼寺周辺での宅地開発は遺跡中核部に迫るも

のであり、僧寺、尼寺を含めた一体的な保護と調査研究、そして整備が必要である。

第33表 掲載遺物一覧表

[区域]

棟号 番号	図版 番号	種別	調査名	出土地点	保管機関 (コンテナ番号)	棟号 番号	図版 番号	種別	調査名	出土地点	保管機関 (コンテナ番号)
102左	33-1	軒丸瓦	4次調査	XVG	風土記(36-63)	133-3		軒平瓦	不明	G	風土記(36-720)
102右	33-2	軒丸瓦	16次調査	PI	松江市教委	133-4		軒平瓦	3次調査	KVA	風土記(36-720)
104	33-3	軒丸瓦	4'次調査	不明	風土記(38-602)	133-5	36-6	軒平瓦	3次調査	鎌倉徳房作 作田	風土記(36-724)
105	33-5	軒丸瓦	4'次調査	G区	風土記	134-1	40-3	軒平瓦	3次調査	FXIII	風土記(36-630)
106	33-6	軒丸瓦	1次調査	鎌倉北	風土記(36-670)	134-2		軒平瓦	不明	不明	松江市教委
108	36-1	軒平瓦	4次調査	F5	風土記	134-3		軒平瓦	6次調査	T3	松江市教委
110上	37-1	軒平瓦	7次調査	T13	松江市教委	134-4	40-4	軒平瓦	不明	XVIIIF5	風土記(36-630)
110下	37-2	軒平瓦	4次調査	G地区	風土記	134-5	37-2	軒平瓦	4次調査	G地区	風土記
112		軒平瓦	4次調査	中竹大淵路(田口)	埋せ(30-380)	134-6	37-1	軒平瓦	7次調査	T13	松江市教委
113	37-4	軒平瓦	6次調査	T5	松江市教委	135	37-3	軒平瓦	14次調査	T13	松江市教委
114	37-5	軒平瓦	1次調査	企業東	風土記	136	37-4	軒平瓦	7次調査	T5	松江市教委
115上		軒平瓦	7次調査	T13	松江市教委	137	37-5	軒平瓦	1次調査	企業東	風土記
115下	37-6	軒平瓦	7次調査	T13	松江市教委	138-1		軒平瓦	7次調査	T13	松江市教委
120-1	35-1	軒丸瓦	4次調査	XVG	風土記(36-63)	138-2	37-6	軒平瓦	7次調査	T13	松江市教委
120-2		軒丸瓦	14次調査	T43	松江市教委	139-1	37-7	軒平瓦	4次調査	G	風土記(36-724)
120-3		軒丸瓦	5次調査	松江市教委	139-2			軒平瓦	8次調査	T20	松江市教委
121-1		軒丸瓦	4'次調査	XVIIIG3	風土記(36-627)	140-1		有段丸瓦	4次調査	XI305	風土記(36-640)
121-2	38-3・41-1	軒丸瓦	4'次調査	XI1G1	風土記(36-643)	140-2		有段丸瓦	4次調査	G	風土記
121-3	39-1・2	軒丸瓦	4'次調査	X I 305	風土記(36-675)	140-3		有段丸瓦	4'次調査	XVIIIG1	風土記(36-640)
122-1		軒丸瓦	4次調査	G区	風土記(36-630)	140-4		有段丸瓦	不明	G	風土記
122-2	35-1・38-3	軒丸瓦	16次調査	F1	松江市教委	141-1		有段丸瓦	12次調査	T28	松江市教委
122-3		軒丸瓦	7次調査	T19	松江市教委	141-2		有段丸瓦	不明	F8	風土記
122-4		軒丸瓦	7次調査	T5	松江市教委	141-3		有段丸瓦	不明	E	風土記
123-1		軒丸瓦	4次調査	G地区	風土記(36-623)	142-1		無段丸瓦	12次調査	T28	松江市教委
123-2	35-3・35-4	軒丸瓦	不明	不明	風土記(38-652)	142-2	41-2右	無段丸瓦	3次調査	KIV	風土記(36-644)
123-3	35-4・35-5	軒丸瓦	4次調査	不明	風土記(36-623)	143-1	41-2左	無段丸瓦	4次調査	G	風土記(36-644)
124-1	35-2・38-6	軒丸瓦	不明	G区	風土記	143-2	41-3	無段丸瓦	7次調査	T13	松江市教委
124-2	38-7	軒丸瓦	14次調査	T43	松江市教委	143-3		無段丸瓦	10次調査	T35	松江市教委
124-3	39-6	軒丸瓦	4次調査	XVG	風土記(36-646)	147-1	42-1	平瓦	7次調査	T16	松江市教委
125	39-7	軒丸瓦	不明	H区西	風土記(36-656)	147-2	42-2	人ぎの 平瓦	4次調査	埋蔵遺物 中田	風土記
126-1	39-8	軒丸瓦	1次調査	鎌倉北	風土記(36-630)	148-1	43-1	整平瓦	4次調査	鎌倉北辺	風土記(36-630)
126-2	38-8	軒丸瓦	不明	E区	風土記(36-670)	148-2	43-2上	整平瓦	7次調査	T13	松江市教委
126-3		軒丸瓦	2次調査	鎌倉東北	最大	149-1	43-2下	整平瓦	不明	XVIIIF区	埋せ(38-603)
126-4		軒丸瓦	2次調査	鎌倉東北	最大	149-2	44-1	焼切平瓦	4次調査	IXA1	風土記(36-644)
126-5	38-9	軒丸瓦	不明	H区東	風土記(36-630)	149-2		焼切瓦	5次調査	SK19302	松江市教委
127-1	36-1	軒平瓦	4'次調査	XI1G1	風土記	150-1		瓦戸瓦	不明	E区	埋せ(38-646)
127-2		軒平瓦	4次調査	G区	風土記(36-616)	150-2	44-2	瓦戸瓦	不明	E区	埋せ(38-640)
128-1		軒平瓦	4次調査	G区	風土記	150-3		瓦戸瓦	不明	F埋せ	埋せ(36-672)
128-2	36-2	焼切 軒平瓦	4次調査	X I 305	風土記	150-4	45-1下	瓦戸瓦	4次調査	G	埋せ(38-590A)
129-1	36-3左	軒平瓦	7次調査	T1	松江市教委	150-5	45-1上	瓦戸瓦	不明	E区	埋せ(38-590B)
129-2	36-3右	軒平瓦	7次調査	T13	松江市教委	150-6		瓦戸瓦	不明	F5	埋せ(38-601D)
129-3		軒平瓦	4次調査	IXA2	風土記(36-621)	150-7	44-3	瓦戸瓦	4'次調査	VII101	風土記(36-672)
130-1		軒平瓦	5次調査	松江市教委	152-1	45-2	東瓦	不明	不明	個人所蔵	
130-2	36-4	軒平瓦	7次調査	T19	松江市教委	152-2		東瓦	13次調査	T11	松江市教委
131-1	36-5	軒平瓦	5次調査	SK19302	松江市教委	152-3	45-3	鳥瓦	1次調査	南大門	松江市教委
131-2		軒平瓦	8次調査	T19	松江市教委	152-4	46-1	軒瓦がある瓦	4次調査	IVB5	風土記(38-643)
132-1	36-6	軒平瓦	6次調査	T1	松江市教委	152-5	46-2	焼切瓦	7次調査	T13	松江市教委
132-2		軒平瓦	不明	鎌倉東B区	風土記	153-1	46-4	文字瓦	9次調査	T20	松江市教委
133-1		軒平瓦	7次調査	T16	松江市教委	133-2	46-6	文字瓦	不明	XI305	風土記
133-2		軒平瓦	4次調査	G地区	風土記(36-720)	133-3	46-5	文字瓦	7次調査	T13	松江市教委

153-4	46-7	文字瓦	7次調査	T13	松江市教委	156-2		埴	不明	不明	松江市教委
151-1	46-8	文字瓦	4次調査	G 朝明	榎セン(98-634)	157-1		埴	不明	調査	榎セン(96-634)
154-2		ヘラ瓦(おひら)	4次調査	不明	風十記(96-661)	157-2		埴	不明	不明	榎セン(96-470)
153-1		埴	不明	E5	風十記(96-653)	157-3		埴	14次調査	講堂跡北側	松江市教委
155-2		埴	不明	E5	風十記(96-653)	158			軒丸瓦	5次調査	鳳上祀(96-651)
155-3		埴	11次調査	T38	松江市教委	169-1			軒丸瓦	5次調査	鳳上祀(99-16)
155-4		埴	4次調査	XR2	風十記(96-653)	169-2			軒平瓦	5次調査	鳳上祀(99-16)
155-5		埴	10次調査	T36	松江市教委	169-3			軒平瓦	5次調査	鳳上祀(98-982)
156-1	46-3	埴	7次調査	T13	松江市教委						

【土器】

発掘番号	種類	種別	調査名	出土地点	保管機関 (コンテナ番号)	発掘番号	種類	種別	調査名	出土地点	保管機関 (コンテナ番号)
158-1	須恵器	高台付皿	2次調査	金堂築坪跡	島大(90-193)	160-18	須恵器	高台付杯	13次調査	T41	松江市教委
158-2	須恵器	蓋	4次調査	XR2	風十記(96-660)	160-19	須恵器	高台付杯	13次調査	T41	松江市教委
158-3	須恵器	蓋	4次調査	XB1	風十記(96-660)	160-20	須恵器	高台付杯	13次調査	T41	松江市教委
158-4	須恵器	蓋	4次調査	XB3	風十記(96-660)	160-21	須恵器	高台付杯	13次調査	T41	松江市教委
158-5	須恵器	蓋	4次調査	XR2	風十記(96-660)	160-22	須恵器	高台付杯	13次調査	T41	松江市教委
158-6	須恵器	蓋	4次調査	X3R2	風十記(96-660)	160-23	須恵器	杯	13次調査	T41	松江市教委
158-7	須恵器	杯	4次調査	XR2	風十記(96-660)	160-24	須恵器	杯	13次調査	T41	松江市教委
158-8	須恵器	高台付杯	4次調査	XR2	風十記(96-660)	160-25	須恵器	杯	13次調査	T41	松江市教委
158-9	須恵器	杯	4次調査	XB1	風十記(96-660)	160-26	須恵器	杯	13次調査	T41	松江市教委
158-10	須恵器	杯	4次調査	XR2	風十記(96-660)	160-27	須恵器	高脚(厚底のみ)	13次調査	T41	松江市教委
158-11	須恵器	杯	4次調査	X3R2	風十記(96-660)	160-28	土師器	杯	13次調査	T41	松江市教委
158-12	須恵器	片取蓋	4次調査	金堂跡	風十記(96-986)	160-29	土師器	杯	13次調査	T41	松江市教委
158-13	須恵器	鉢の把手	4次調査	XB3	風十記(96-660)	160-30	土師器	柱状高台	13次調査	T41	松江市教委
158-14	須恵器	灯明皿	4次調査	XB3	風十記(96-660)	160-31	土師器	柱状高台	13次調査	T41	松江市教委
158-15	須恵器	灯明皿	4次調査	XD1	風十記(96-660)	160-32	土師器	柱状高台	13次調査	T41	松江市教委
158-16	須恵器	灯明皿	5次調査	XB1	風十記(96-660)	160-33	土師器	柱状高台	13次調査	T41	松江市教委
158-17	須恵器	灯明皿	4次調査	XD1	風十記(96-660)	160-34	土師器	柱状高台	13次調査	T41	松江市教委
158-18	土師器	柱状高台の皿	4次調査	1XB1	風十記	160-35	土師器	柱状高台	13次調査	T41	松江市教委
158-19	須恵器	杯か	14次調査	金堂跡北側	松江市教委	160-36	須恵器	片取蓋	13次調査	T41	松江市教委
158-20	須恵器	杯	14次調査	金堂跡北側	松江市教委	160-37	須恵器	杯	14次調査	講堂	松江市教委
158-21	須恵器	高台付杯	14次調査	金堂跡北側	松江市教委	160-38	須恵器	蓋か	14次調査	講堂	松江市教委
158-22	須恵器	高台付杯	14次調査	金堂跡北側	松江市教委	160-39	須恵器	杯	14次調査	講堂	松江市教委
158-23	土師器	杯	14次調査	金堂跡北側	松江市教委	160-40	須恵器	高台付杯	14次調査	講堂	松江市教委
160-1	土師器	杯	2次調査	講堂基壇	島大(90-196)	160-41	須恵器	杯	14次調査	講堂	松江市教委
160-2	土師器	柱状高台	2次調査	講堂基壇	島大(90-196)	160-42	須恵器	杯	14次調査	講堂	松江市教委
160-3	土師器	杯	2次調査	講堂基壇	島大(90-196)	160-43	須恵器	杯	14次調査	講堂	松江市教委
160-4	土師器	杯	2次調査	講堂基壇	島大(90-196)	160-44	須恵器	杯	14次調査	講堂	松江市教委
160-5	土師器	柱状高台	2次調査	講堂基壇	島大(90-196)	160-45	須恵器	杯	14次調査	講堂	松江市教委
160-6	土師器	柱状高台	2次調査	講堂基壇	島大(90-196)	160-46	須恵器	皿	14次調査	講堂	松江市教委
160-7	土師器	柱状高台	2次調査	講堂基壇	島大(90-196)	160-47	須恵器	長径蓋	14次調査	講堂	松江市教委
160-8	陶器	磁鉢	1次調査	講堂	島大(90-197)	160-48	土師器	高台付杯	14次調査	講堂	松江市教委
160-9	土製品	土棒	2次調査	講堂基壇	島大(90-195)	160-49	土師器	高台付杯	14次調査	講堂	松江市教委
160-10	土師器	杯	4次調査	XD4	風十記(96-660)	160-50	土師器	高台付杯	14次調査	講堂	松江市教委
160-11	土師器	柱状高台	4次調査	XD4	風十記(96-660)	160-51	土師器	高台付杯	14次調査	講堂	松江市教委
160-12	土師器	柱状高台	4次調査	XD4	風十記(96-660)	160-52	土師器	高台付杯	14次調査	講堂	松江市教委
160-13	土師器	柱状高台	4次調査	XD4	風十記(96-660)	160-53	土師器	高台付杯	14次調査	講堂	松江市教委
160-14	須恵器	蓋	13次調査	T11	松江市教委	161-1	須恵器	蓋	2次調査	徳円	島大(90-201)
160-15	須恵器	蓋	13次調査	T11	松江市教委	161-2	須恵器	蓋	2次調査	徳円	島大(90-201)
160-16	須恵器	蓋	13次調査	T11	松江市教委	161-3	須恵器	高台付皿	2次調査	徳円	島大(90-201)
160-17	須恵器	蓋	13次調査	T11	松江市教委						

161-4	土師器	高台付坏	2次調査	借房	鳥大 (O.197)	164	須恵器	坏	10次調査	T33	松江市教委
161-5	土師器	高台	2次調査	借房	鳥大 (O.193)	164	須恵器	坏	4次調査	XV61	榎セン
161-6	土師器	高台付坏	2次調査	借房	鳥大 (O.197)	164					(O.442) 2 (O.447)
161-7	土師器	坏	2次調査	借房	鳥大 (O.195)	164					(O.442) 2 (O.447)
161-8	土師器	高台付皿	2次調査	借房	鳥大 (O.197)	164	須恵器	皿	7次調査	T9	松江市教委
161-9	土師器	柱状高台	2次調査	借房	鳥大 (O.191)	164	須恵器	高台付皿	不明	E 区	鳳上記
161-10	土師器	柱状高台	2次調査	借房	鳥大 (O.191)	165-1	須恵器	蓋	1次調査	HE 3	鳳上記 (56-6647)
161-11	白磁	碗	2次調査	借房	鳥大 (O.191)	165-2	須恵器	坏	1次調査	HE A11	鳳上記 (56-6650)
161-12	青磁	碗	2次調査	借房	鳥大	165-3	須恵器	高台付皿	1次調査	IVB4	鳳上記 (56-6657)
161-13	須恵器	高台付坏	14次調査	借房	松江市教委	165-1	須恵器	蓋	不明	Z	鳳上記 (56-6680)
161-14	須恵器	蓋	14次調査	借房北方地方	松江市教委	165-5	須恵器	蓋	不明	Z	鳳上記 (56-6680)
161-15	土師器	高台付坏	14次調査	借房北方地方	松江市教委	165-6	土師器	高台	不明	E 区	鳳上記 (58-9885)
163-1	須恵器	灯明皿	10次調査	T32	松江市教委	165-7	土師器	高台付皿	不明	E 区	鳳上記
163-2	須恵器	鉄鉢形土器	4次調査	D 区	鳳上記 (56-6620)	165-8	土師器	製磁土器	不明	E 区	鳳上記 (58-9884)
163-3	須恵器	鉄鉢形土器	3次調査	GXIII	鳳上記 (56-6495)	165-9	須恵器	蓋	4次調査	F 地区	鳳上記 (56-6648)
163-4	須恵器	灯明皿	4次調査	VIII161	鳳上記 (58-9882)	165-10	須恵器	坏	4次調査	XIII15	鳳上記 (56-6620)
163-5	須恵器	灯明皿	4次調査	XIV61	鳳上記 (56-6619)	165-11	須恵器	坏	不明	FXIII	鳳上記 (56-6490)
163-6	須恵器	灯明皿	4次調査	IVA3	鳳上記 (56-6659)	165-12	須恵器	高台付皿	4次調査	F 地区	鳳上記 (56-6714)
163-7	須恵器	灯明皿	4次調査	III1A3	鳳上記 (56-6631)	165-13	須恵器	蓋	4次調査	XV62	鳳上記 (56-6793)
163-8	須恵器	灯明皿	不明	不明	鳳上記 (56-6600)	165-14	須恵器	蓋	4次調査	XIV61	鳳上記 (56-6649)
163-9	須恵器	灯明皿	4次調査	XB1	鳳上記 (56-6602)	165-15	須恵器	蓋	4次調査	AW91	鳳上記 (56-6649)
163-10	須恵器	灯明皿	不明	不明	鳳上記 (56-6600)	165-16	須恵器	高台付坏	4次調査	XV101	鳳上記 (56-6680)
163-11	須恵器	灯明皿	4次調査	IVA3	鳳上記 (56-6647)	165-17	須恵器	坏	4次調査	XVII161	鳳上記 (56-6679)
163-12	須恵器	灯明皿	4次調査	IVA3	鳳上記 (56-6601)	165-18	須恵器	坏	4次調査	XI361	鳳上記 (56-6634)
163-13	須恵器	灯明皿	不明	F	榎セン (58-5758)	165-19	須恵器	坏	4次調査	XV62	鳳上記 (56-6680)
163-14	須恵器	灯明皿	4次調査	XV62	鳳上記 (56-6600)	165-20	須恵器	坏	4次調査	XV101	鳳上記 (56-6680)
163-15	須恵器	灯明皿	不明	不明	鳳上記 (58-9881)	165-21	須恵器	坏	4次調査	XV101	鳳上記 (56-6680)
163-16	須恵器	灯明皿	4次調査	XV61	鳳上記 (56-6604)	165-22	須恵器	皿	4次調査	XIV61	鳳上記 (56-6748)
163-17	須恵器	灯明皿	4次調査	IVA3	鳳上記 (56-6651)	165-23	須恵器	皿	4次調査	XV101	鳳上記 (56-6647)
163-18	須恵器	灯明皿	4次調査	IXA2	鳳上記 (56-6620)	165-24	須恵器	皿	4次調査	XV62	鳳上記 (56-6693)
163-19	須恵器	灯明皿	4次調査	IVA3	鳳上記 (56-6744)	165-25	須恵器	高台付皿	4次調査	XV1161	鳳上記 (56-6741)
163-20	須恵器	灯明皿	4次調査	XV62	鳳上記 (56-6600)	165-26	須恵器	高台付皿	4次調査	G 1	鳳上記 (56-6650)
163-21	須恵器	灯明皿	不明	不明	鳳上記 (56-6600)	165-27	須恵器	高台付皿	4次調査	G	鳳上記 (56-6620)
163-22	須恵器	灯明皿	4次調査	XB1	鳳上記 (56-6608)	165-28	土師器	坏	4次調査	G	鳳上記 (56-674)
163-23	須恵器	灯明皿	4次調査	IVA3	鳳上記 (56-6648)	165-29	土師器	皿	5次調査		松江市教委
163-24	須恵器	灯明皿	4次調査	XIII61	鳳上記 (56-6630)	165-30	土師器	坏	4次調査	G 区	松江市教委
163-25	須恵器	灯明皿	不明	E5	鳳上記 (58-986)	165-31	須恵器	蓋	不明	不明	榎セン (56-470)
163-26	須恵器	灯明皿	4次調査	IVA3	鳳上記 (56-6681)	165-32	須恵器	蓋	不明	不明	鳳上記 (56-648)
163-27	須恵器	灯明皿	4次調査	XB3	鳳上記 (56-6648)	165-33	須恵器	坏	5次調査	SY19902	松江市教委
163-28	須恵器	門面碗	13次調査	T41	松江市教委	165-34	須恵器	皿	不明	不明	鳳上記 (56-6600)
163-29	須恵器	蓋	14次調査	T43	松江市教委						

【金属】

種別 番号	図取 番号	種別	調査名	出土地/点	保管機関 (コンテナ番号)
166-1		鉄釘	2次調査	借房	鳥大 (O.197)
166-2		鉄釘	2次調査	借房	鳥大 (O.197)
166-3		鉄釘	2次調査	借房	鳥大 (O.197)

※保管機関については以下の略称とした。

「鳥大」… 鳥取大学法人鳥取大学

「鳳上記」… 鳥取県立八雲立つ鳳上記の丘資料館

「榎セン」… 鳥取県立遺跡文化財調査センター